

# 規制改革実施計画のフォローアップ結果について

令和 5 年 6 月 1 日  
規制改革推進会議



## 1 はじめに

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、内閣府及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

(フォローアップ対象)

- ①規制改革実施計画等(令和4年6月7日閣議決定).....P6
- ②規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定).....P61
- ③規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定).....P93
- ④規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定).....P113
- ⑤規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定).....P118
- ⑥規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定).....P126
- ⑦規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定).....P132
- ⑧規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定).....P132
- ⑨規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定).....P133
- ⑩規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定).....P134

※②～⑩については、令和3年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項についてフォローアップを実施。

## 2 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画等(令和4年6月7日閣議決定)】計187件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	2	14	2		
デジタル分野以外の横断的な取組	2	2	5		
個別分野の取組<スタートアップ・イノベーション>	8		14		
個別分野の取組<グリーン分野>	39	12	13		
個別分野の取組<デジタル基盤>	5	5	3		
個別分野の取組<人への投資>	12		8		
個別分野の取組<医療・介護・感染症対策>	5	7	9		
個別分野の取組<地域産業活性化>	9		11		
合計	82	40	65		

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し					
(1)目視に係る規制の見直し		1			
(2)実地監査に係る規制の見直し	1	1			
(3)定期検査・点検に係る規制の見直し		1			
(4)常駐・専任に係る規制の見直し	1	1	1		
(5)書面掲示に係る規制の見直し		1			
(6)対面講習に係る規制の見直し		1			
(7)往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し		1			
(8)申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し		7	1		
小計	2	14	2		

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタル分野以外の横断的な取組					
(1)多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し		1	4		
(2)ローカルルールの見直し	1	1	1		
(3)規制改革関連制度の連携	1				
小計	2	2	5		

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
個別分野の取組<スタートアップ・イノベーション>					
(1)スタートアップに関する規制・制度見直し	3		3		
(2)イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し			1		
(3)デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備			1		
(4)MaaS推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFIS-JPの普及・促進			1		
(5)電力データ活用による新たな付加価値創造			1		
(6)イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現			1		

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
個別分野の取組<スタートアップ・イノベーション>					
(7)DXを通じたタクシーの利便性向上			1		
(8)Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方			2		
(9)調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について	1				
(10)老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進	1				
(11)美容師の養成の在り方			1		
(12)ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化	1				
(13)外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進			1		
(14)高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設	1				
(15)企業単位の規制改革の推進	1				
デジタル社会に対応したセキュリティ・クン市場の環境整備			1		
小計	8		14		

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
個別分野の取組<グリーン分野>					
(1)リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し	5	2	1		
(2)路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進	2	1	1		
(3)バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方	5		1		
(4)洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方	9	1	1		
(5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進	2		1		
(6)グループ内外無差別的な電力取引の担保策等	2	1	1		
(7)デマンドレスポンス等の普及拡大に向けた制度見直し	2	2	3		
(8)地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方	4				
(9)電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し	2	3	2		
(10)住宅・建築物分野におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方	4	1			
(11)その他	2	1	2		
小計	39	12	13		

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
個別分野の取組<デジタル基盤>					
(1)社会のデジタル化の基盤整備	5	2	3		
(2)司法手続におけるデジタル化の推進		3			
小計	5	5	3		

個別分野の取組<人への投資>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1)個に応じた学びを大切にす、社会に開かれた初等・中等教育			2		
(2)グローバルなイノベーションを育む高等教育	1		1		
(3)柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し	2				
(4)個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進	3		1		
(5)求人者と求職者のマッチングに資する取組	2				
(6)育児休業の取得促進			1		
(7)保育士及び保育所の在り方(保育の質の向上)			1		
(8)養育費の確保に向けた取組			1		
(9)放課後児童クラブにおける入所決定の在り方	1				
(10)看護系人材の活用による待機児童解消の促進	1				
(11)柔軟な働き方を促進するための施策	1				
(12)「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施			1		
(13)障害者雇用に係る雇用率算定の特例	1				
小計	12		8		

個別分野の取組<医療・介護・感染症対策>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1)新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化	2				
(2)医療DXの基盤整備(在宅での医療や健康管理の充実)		1	4		
(3)医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮	1	3	1		
(4)質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進		1	3		
(5)利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築		2	1		
(6)その他	2				
小計	5	7	9		

個別分野の取組<地域産業活性化>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1)個人事業主の事業承継時の手続簡素化	1				
(2)地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進			2		
(3)農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化			1		
(4)農地利用の最適化の推進			1		
(5)農業用施設の建設に係る規制の見直し			1		
(6)農地の違反転用等の課題	1				
(7)トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	1				
(8)牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	1				
(9)畜舎に関する規制の見直し			1		
(10)林業の成長産業化に向けた改革の推進	1		2		
(11)改正漁業法の制度運用(資源管理)			1		
(12)漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化			1		
(13)水産流通適正化法の制度運用等	1				

個別分野の取組<地域産業活性化>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(14)企業の農地取得特例	1				
(15)農地の適切な利用を促進するための施策			1		
(16)土地利用の最適化を促進するための施策	1				
(17)農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁	1				
小計	9		11		

【規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)】計107件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
① デジタルガバメントの推進	1	5	3		2
② デジタル時代に向けた規制の見直し	5	4	10		
③ 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	18	1	8		
④ グリーン(再生可能エネルギー等)	21	12	8		
⑤ 雇用・教育等	4		4		
⑥ その他横断的課題			1		
合計	49	22	34		2

【規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)】計49件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
成長戦略分野	2	1	3		
雇用人づくり分野	1		4		
投資等分野	5		6		
医療介護分野	2	4	6		
農林水産分野	6		3		
デジタルガバメント分野	3	3	3		
合計	19	8	22		

【規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定分)】計15件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林分野	4	1			
水産分野			1		
医療・介護分野		2	1		
保育・雇用分野			1		
投資等分野	2		2		
その他重要課題分野	1				
合計	7	3	5		

【規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定分)】計31件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林分野	6				
水産分野	1		1		
保育・雇用分野			1		
投資等分野	12	1	8		
その他重要課題分野	1				
合計	20	1	10		

【規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定分)】計22件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
人材分野			1		
投資等分野	15	1	5		
合計	15	1	6		

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】計3件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農業分野	1				
投資促進分野	1		1		
合計	2		1		

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】計2件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
投資促進等分野			1		
地域活性化分野					1
合計			1		1

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)】計7件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
医療・健康分野			1		
創業・IT分野			2		
農業分野	4				
合計	4		3		

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】計2件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
エネルギー・環境分野			1		
創業等分野	1				
合計	1		1		

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

- 措置済 ……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)
- 未措置 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
- 検討中 ……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの
- 未検討 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの
  - ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

- 解決……………実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
- 継続フォロー……………現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの
- 要改善……………制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの
- フォロー終了 ……上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの)

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)											
1 デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し											
(1)目視に係る規制の見直し											
令和4年6月7日		1	目視規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる目視規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 内閣府 公正取引委員会 警察庁 個人情報保護委員会 カンノ管理委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、目視規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、目視規制2927条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、原則として令和5年中に必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	
(2)実地監査に係る規制の見直し											
令和4年6月7日		2	実地監査規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる実地監査規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 個人情報保護委員会 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 原子力規制庁 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、実地監査規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、実地監査規制74条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、原則として令和5年中に必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	
令和4年6月7日		3	電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のデジタル化(スマート保安に向けた規制見直し)	経済産業省は、電力、都市ガス及び高圧ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者(以下「高度保安事業者」という。)については、行政の適切な監査・監督の下で、画一的な個別・事前規制から、事業者の保安力に応じたリスクベースの柔軟な規制体系へ移行する。具体的には、高度保安事業者について、①許可・事前届出から事後届出・記録保存への変更、②自主検査への移行(類似の公的検査の廃止)、③検査手法や時期の柔軟化(定期検査から常時監視へなど)、④検査記録の提出義務の廃止(記録保存化)など、手続・検査に係る規制を見直す。これらの見直しについて、産業構造審議会での結論を踏まえ、令和4年の通常国会に関連法案を提出する。	措置済み	経済産業省	電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化(スマート保安に向けた規制見直し)に関する法律である、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和4年法律第74号)が令和4年6月22日に公布された。	本規制見直しの具体的な内容について、令和5年12月頃の施行に向けて、政省令等の検討を進めていく。	措置済	解決	
(3)定期検査・点検に係る規制の見直し											
令和4年6月7日		4	定期検査・点検規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる定期検査・点検規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、定期検査・点検規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、定期検査・点検規制1034条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、原則として令和5年中に必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	



閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(4)常駐・専任に係る規制の見直し											
令和4年6月7日		5	常駐・専任規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる常駐・専任規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、常駐・専任規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、常駐・専任規制1062条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、原則として令和5年中に必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	
令和4年6月7日		6	生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件について、デジタル技術の活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。	国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の活用や働き方の多様な建設業を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。	a: 令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置 b: 措置済み	国土交通省	a 令和3年11月に、学識経験者等からなる「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、同検討会において建設業における技術者制度の見直しに関する議論を行い、令和4年5月に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめを行った。 このうち、監理技術者等の専任を要する詳食代金額等の見直しについては、建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)により、専任に係る金額要件の見直しを行い、令和5年1月1日に施行することとしたところである。 b 営業所専任技術者・経営業務管理責任者等の一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことについて、「営業所専任技術者等の業務におけるテレワークの活用について」(令和3年12月9日国建第363号)において明確化し、周知を行った。	a 建設業における技術者制度について、「技術者制度の見直し方針」やICT技術の活用状況等を踏まえ、必要な措置を講ずる。 b 実施済	検討中	継続F	
令和4年6月7日		7	サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し	国土交通省及び厚生労働省は、原則として、夜間を除き、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する有資格者等に課された常駐要件について、入居者の安全・安心及び居住の安定を十分確保することを前提としつつ、デジタル技術活用などを踏まえた見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	国土交通省 厚生労働省	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)について、入居者の健康状態、要介護状態等その他の事情を踏まえて入居者の処遇に支障がなく、有資格者等が常駐しないことについてあらかじめ入居者の同意を得た場合は、緊急通報装置を設置することにより、有資格者等が常駐しないことを可能とする改正を行った。(令和4年7月20日公布・令和4年9月1日施行)	措置済	措置済	解決	
(5)書面掲示に係る規制の見直し											
令和4年6月7日		8	書面掲示規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる書面掲示規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 公正取引委員会 警察庁 カジ/管理委員会 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、書面掲示規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、書面掲示規制772条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、原則として令和5年中に必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	
(6)対面講習に係る規制の見直し											
令和4年6月7日		9	対面講習規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる対面講習規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、対面講習規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、対面講習規制217条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、原則として令和5年中に必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
⑦ 往訪問覧・縦覧に係る規制の見直し										
令和4年6月7日		10	往訪問覧・縦覧規制の見直しの着実な推進	デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる往訪問覧・縦覧規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 行政取引委員会 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、往訪問覧・縦覧規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則の見直しに係る工程表」が決定され、往訪問覧・縦覧規制1446条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、原則として令和5年中に必要な見直しを実施する。	未措置	継続F
⑧ 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し										
・行政手続デジタル化の基盤整備										
令和4年6月7日		11	共通基盤の整備	a デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルやe-Govの活用拡大の検討を踏まえ、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルやe-Govの機能強化等を行う。 b デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、各種公金に係る取納方法等の現況、法令を所管する各府省におけるオンライン化の検討状況、マイナポータルを窓口とする政府全体の行政手続オンライン化の公金取納の動向、eLTAx経由の取納の対象税目の拡大的状況等を踏まえ、地方公共団体、公金を納付する事業者及びキャッシュレス事業者を含む民間事業者等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係府省は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。 c 道路占用料など各種公金に係る法令を所管する関係府省は、デジタル庁及び総務省と連携しつつ、上記検討会に主体的に参加する。あわせて、上記検討会における検討状況を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、納付件数や事業者等のニーズなどを勘案した後、順次付けや納付手続に関する地方公共団体の現状（関連する行政手続のオンライン化の状況を含む。）の把握、納付手続のデジタル化に向けた固有の課題等の整理、地方公共団体のBPR（Business Process Re-engineering）の支援等に関して、所管法令に係る公金納付のデジタル化に向けた必要な措置を講ずる。 d 総務省は、令和4年3月に立ち上げた実務者検討会において、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化について、具体的な方策や今後のスケジュールを含めた検討を行い、その結果を踏まえ、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。 e 総務省は、令和4年度に「策定予定の税務システム標準仕様書【第2.0版】」公表後、地方公共団体に対し、同仕様書に基づくシステムにおいては、【第1.0版】と同様に、納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていることを周知する。また、標準準拠システム導入の地方公共団体にも、課税明細書等の情報を容易に機械判読可能なデータ形式でシステムから出力できる場合には、データを積極的に提供する場合、地方公共団体へ技術的助言を行う。 f デジタル庁は、医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保険等に係る国家資格等について、機能的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続等の添付書類の省略を目指す。令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度にデジタル化を開始する。 あわせて、関連する手続を所管する府省は、デジタル原則に則して、資格申請者・保有者の負担軽減や行政内部の効率化を図る観点から、デジタル化を前提としたBPRを徹底する等、規制改革、行政改革、デジタル化を一体的に推進する。	a. 可能なものから速やかに措置 b. 令和4年度末までに結論を得ることを目指す。速やかに必要な措置を講ずるものは全府省 c. 全府省から速やかに措置 d. 可能なものから順次措置 e. 令和4年度末までに結論を得た上で、可能なものから速やかに措置 f. デジタル庁を所管する府省	【デジタル庁】 【マイナポータル担当】 a 各省庁から手続きのオンライン化に関する相談を受けた際には、マイナポータルの各種機能の提供状況など、具体的な内容等について情報共有を行った。 【e-Gov担当】 e 地方公共団体への手続のオンライン化に向けたe-Govの取組について、関係府省庁へ情報提供を行うとともに、地方公共団体が管理する都道府県選、反町村選に係る道路占用料申請手続のe-Govを利用したオンライン化について、令和5年度中の実行運用に向け、e-Govの機能拡充等の検討を行った。 【デジタル庁・総務省】 b 令和4年12月に立ち上げた「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」において、令和5年3月に、地方公共団体が公金納付にeLTAxを活用できるようにするための取組を推進していくこととする内容とする「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）を決定した。 【内閣府・デジタル庁・警察庁・法務省・総務省】 c 上記会議に主体的に参加し、上記方針を決定した。 【厚生労働省】 c デジタル庁及び総務省と連携しつつ、「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」に参加、同会議において、令和5年3月30日に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」を決定。 【農林水産省】 c 2回の関係府省庁連絡会議に参加し、デジタル庁及び総務省を含む関係府省と連携し、今後の対応方針について検討を行った。 【経済産業省】 c デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、引き続き必要な措置を検討し取り組んでいく。 【国土交通省】 c 「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」における検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。 【環境省】 c e-Govの機能強化の状況等を考慮しながら検討を進める d 【総務省】 d 左記の結論を踏まえ、今後予定されているeLTAx/マイナポータルの更改・改修スケジュールや、納税義務者等の利便性及び地方団体の事務負担等を考慮しつつ、これらのシステム等を活用して電子的に送付する仕組みを、地方団体、経済団体や金融団体等とともに、地方税における電子化の推進に関する検討会及び同検討会実務者ワーキンググループにおいて検討を進める。	【デジタル庁】 【マイナポータル担当】 a 引き続き必要な情報を関係府省庁に対して適切に共有しながら、マイナポータルにおいて必要な機能強化等を行っている。 【e-Gov担当】 e これまでの機能拡充等の検討を踏まえ、必要な環境整備を実施した上で道路占用料申請手続の試行運用を行う。地方公共団体等が受け手となる手続に関して、道路占用料申請手続の試行運用を踏まえ、令和5年度（2023年度）中に所要の機能を拡充する。また、引き続きe-Govの活用拡大を図る。 【デジタル庁・デジタル庁】 b 地方公共団体や民間事業者等の意見を聞きながら、本方針に基づく所要の取組を進める。 【内閣府・デジタル庁・警察庁・法務省・総務省】 c 上記方針を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携して、所管法令に係る公金のeLTAxを活用した納付の実現に向け所要の取組を進める。 【厚生労働省】 c 「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の検討等を行う。 【農林水産省】 c 今後、引き続き関係府省と連携しつつ、eLTAxによる公金取納の実現に向けた対応を実施する。 【経済産業省】 c デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、引き続き必要な措置を検討し取り組んでいく。 【国土交通省】 c 「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」における検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。 【環境省】 c e-Govの機能強化の状況等を考慮しながら検討を進める d 【総務省】 d 左記の結論を踏まえ、今後予定されているeLTAx/マイナポータルの更改・改修スケジュールや、納税義務者等の利便性及び地方団体の事務負担等を考慮しつつ、これらのシステム等を活用して電子的に送付する仕組みを、地方団体、経済団体や金融団体等とともに、地方税における電子化の推進に関する検討会及び同検討会実務者ワーキンググループにおいて検討を進める。	未措置	継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		11	共通基盤の整備				<p>【総務省】</p> <p>○「納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていることの周知」については、令和4年4月1日の総務大臣通知「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」において、地方団体に対して、「地方税の処分通知等(課税明細書等の添付書類を含む。)」については、納税義務者である事業者等から、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体においては、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討していただきたい旨を周知した。</p> <p>さらに、令和4年8月31日に策定した税務システム標準仕様書【第2(6)版】の公表時には、地方団体に対し、「標準仕様書【第2(6)版】に基づき基幹税務システムにおいては、【第1(0)版】と同様に、納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていること」等を周知した。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>【マイナ・OSS(国家資格)】</p> <p>【前段 デジタル庁・総務省・法務省・厚生労働省・財務省】</p> <p>f 各資格管理者が共同利用できる「国家資格等情報連携・活用システム」の設計・開発業務に着手(令和4年10月)。令和6年度からのデジタル化開始に向けて、資格管理者及びシステムの連携(住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム、戸籍情報連携システム等)と調整を実施。</p> <p>【後段 厚生労働省・デジタル庁】</p> <p>f 令和5年度までにデジタル庁が構築する、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムを用いた、資格申請者・保有者の負担軽減、行政内部の効率化のBPR推進等について検討中。</p> <p>【後段 財務省作成・デジタル庁】</p> <p>f 資格管理業務の効率化等の観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」の利用を前提とした業務の見直しを行っている。</p>	<p>【総務省】</p> <p>周知済みである。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>【マイナ・OSS(国家資格)】</p> <p>【前段 デジタル庁・総務省・法務省・厚生労働省・財務省】</p> <p>f 引き続き、所管府省庁と連携しながら「国家資格等情報連携・活用システム」のシステム開発を推進する。</p> <p>【後段 厚生労働省・デジタル庁】</p> <p>f 当該システムによるデジタル化に伴い、資格申請者・保有者の負担軽減、行政内部の効率化を系統毎に順次実施。</p> <p>【後段 財務省作成・デジタル庁】</p> <p>f デジタル庁等との関係者と連携し、引き続き「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に向けた準備を行う。</p>			
令和4年6月7日		12	情報連携基盤の整備	<p>a 法務省は、デジタル庁と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められている全ての行政手続において、原則として登記事項証明書の添付を不要とすることができるよう、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに登記事項証明書の添付省略を実現する。</p> <p>また、法務省は、商業・法人登記について、国の行政機関との間の全ての情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての情報連携についても無償化を進めることにより、デジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省と連携し、戸籍謄抄本の添付を求めるとする全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。また、民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。</p> <p>c 法務省は、行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組等の一環として検討を開始しているGビズIDとe-Taxとの連携について、デジタル庁と連携の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 各府省は、法人の電子認証について、GビズIDを原則とすること(法人の電子署名については商業登記電子証明書等を原則とすること)が政府の方針であること、また、デジタル原則に掲げられた共通基盤利用原則に則した見直しが必要であることを踏まえ、手続の性格、IDの統一による事業者の利便性向上への効果も勘案しつつ、金融庁における「金融庁電子申請・届出システム」等の事例も参考に、所管する手続におけるGビズIDの利用について必要な措置を講ずる。</p>	<p>a,b: デジタル庁</p> <p>法務省</p> <p>c: 財務省</p> <p>デジタル庁</p> <p>d: 全府省</p>	<p>a 法務省とデジタル庁は、共同して、国の行政機関における登記事項証明書の添付省略の状況を踏まえ、地方公共団体が実施する行政手続における登記事項証明書の添付省略について、登記事項証明書の提出を求められている各種手続の恩恵等に関する調査を実施し、当該調査の結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書添付省略に関する実施計画(令和4年3月20日 デジタル庁・法務省)を策定し実施した。同実施計画に基づき、令和5年2月から一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した。</p> <p>b 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略に向けて戸籍情報連携システムの整備を進めているところである。また、民間手続を含めた将来的な戸籍情報の利用の在り方については、特に相続手続における国民の負担軽減といった観点で「死亡・相続ワンストップサービス」の実現の中で検討中である。</p> <p>c GビズIDとe-Taxシステムレスにログインできるようシステムの構築を進めているところ、GビズIDを利用して申告等を行う際の更なる利便性向上と操作性の改善を図るべく、デジタル庁と連携の上、必要な措置について検討を行った。</p> <p>d 【公正取引委員会】</p> <p>公正取引委員会は、令和4年度に実施した公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、法人の電子認証についてGビズIDを原則とする、受付機能等を拡充したオンライン手続窓口を構築した。</p> <p>【警察庁】</p> <p>法人の電子認証について、共通基盤利用原則を念頭に、利用者にとって利便性が高いものとなるようシステムの在り方等について検討している。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>GビズIDで利用できる行政サービス一覧を省庁、地方公共団体ごとに整理して掲載した。</p> <p>【復興庁】</p> <p>現在、復興庁において所管している手続き等はない。</p> <p>【総務省】</p> <p>総務省所管手続のオンライン化に合わせて、GビズIDの利用を検討。</p> <p>【法務省】</p> <p>「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえて策定されたオンライン利用率引上げの基本計画に基づき、所管機関等の職員による在留申請のオンライン手続に關しGビズIDの活用等を検討した。</p> <p>【消費者庁】</p> <p>現在該当する手続きを所管していない。</p> <p>【個人情報保護委員会】</p> <p>取組なし(法人の電子認証を行っていないため、今後、GビズIDの利用について必要な措置を講じていない)</p> <p>【金融庁】</p> <p>令和3年6月30日に運用を開始した金融庁電子申請・届出システムにおいては、法人のログイン認証にGビズIDを採用している。</p> <p>【外務省】</p> <p>令和5年3月31日時点で外務省における利用なし。</p> <p>【財務省】</p> <p>政府方針に基づき、GビズIDとe-Taxにシステムレスにログインできるようシステムの構築を進めているところ、GビズIDを利用して申告等を行う際の更なる利便性向上と操作性の改善を図るべく、デジタル庁と連携の上、必要な措置について検討を行った。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>所管する各手続の性格や利便性向上の効果も勘案しながら、GビズIDの利用について検討している。また、GビズIDが利用可能な手続については、HP等によりGビズIDの利用勧奨を行っている。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>既に経済産業省では、Gビズフォーム等で各種申請をオンライン化しており、その際に申請者の認証基盤としてGビズIDを採用している。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>GビズIDで利用できる行政サービスの拡充を行った。</p> <p>【環境省】</p> <p>e-Gov等を活用したオンライン化を推進しており、その中で合わせて検討中</p> <p>【農林水産省】</p> <p>農林水産省が所管する行政手続のオンライン化を進める農林水産省共通申請サービス(eMAFF)では、申請者の認証基盤としてGビズIDを採用している。</p> <p>【原子力規制庁】</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律等に関連する申請のシステムについて、GビズIDを用いた認証を可能とするシステム構築を実施する方針とした。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>当庁は法人を対象とする手続を所管していない。</p> <p>【防衛省】</p> <p>現状独自で対応していることがなく、報告事項なし。</p>	<p>a 法務省とデジタル庁は、共同して、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得た上で、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。</p> <p>b 引き続き戸籍情報連携システムの整備を進める。また、民間手続を含めた将来的な戸籍情報の利用の在り方については機械的に検討を図ることとし、特に相続手続における国民の負担軽減といった観点については「死亡・相続ワンストップサービス」の実現の中で検討を進めていく。</p> <p>c 引き続き、GビズIDとe-Taxの連携について、デジタル庁と連携の上、GビズIDを利用して申告等を行う際の更なる利便性向上と操作性の改善を図るべく、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 【公正取引委員会】</p> <p>公正取引委員会は、令和5年4月以降、法人の電子認証についてGビズIDを原則とする、受付機能等を拡充したオンライン手続窓口の運用を開始することとしている。</p> <p>【警察庁】</p> <p>引き続き所要の検討を行う。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>GビズIDの普及に向け、利用できる行政サービスを拡大すべく関係府及び地方自治体との協議を継続するとともに、準公共分野や民間組織との連携についても検討を行う。</p> <p>【復興庁】</p> <p>今後、導入の必要が生じた際には、必要な措置を検討する。</p> <p>【総務省】</p> <p>引き続き検討を行う。</p> <p>【法務省】</p> <p>「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえて策定されたオンライン利用率引上げの基本計画に基づき、所管機関等の職員による在留申請のオンライン手続に係るGビズIDの活用について令和7年度中の導入を目指し検討を進める。</p> <p>【消費者庁】</p> <p>今後、所管する手続においてGビズIDを利用する必要が生じた際には、必要な措置を講じる。</p> <p>【個人情報保護委員会】</p> <p>左記に同じ。</p> <p>【金融庁】</p> <p>令和3年6月までに措置済み。</p> <p>【外務省】</p> <p>令和5年3月31日時点でなし。</p> <p>【財務省】</p> <p>引き続き、GビズIDとe-Taxの連携について、デジタル庁と連携の上、GビズIDを利用して申告等を行う際の更なる利便性向上と操作性の改善を図るべく、必要な措置を講ずる。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>各手続における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の脚卸」により、明らかになる。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>引き続き、経済産業省が所管する各種申請のオンライン化に合わせて、GビズIDの利用を検討・推進していく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>引き続き、GビズIDで利用できる行政サービスの拡充を図るべく、所要の措置を講ずる。</p> <p>【環境省】</p> <p>e-Govの機能強化の状況等を考慮しながら検討を進める</p> <p>【農林水産省】</p> <p>措置済</p> <p>【原子力規制庁】</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律等に関連する申請について、令和5年度中にシステムを更改し、GビズIDを用いた認証を可能とする。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>—</p> <p>【防衛省】</p> <p>—</p>	未措置	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		13	情報システム調達のデジタル化の推進	<p>a デジタル庁は、官公庁における情報システムの疎結合化等を含めた調達単位の考え方、API(Application Programming Interface)の標準化及び整備基準等並びに、データの相互運用性を高めるルールについて、参考資料や関連ガイドラインの整備を行うとともに、既に公開している「データを相互運用する体系(政府相互運用性フレームワーク(Government Interoperability Framework))」を含め統一の周知を行う。ガイドラインの整備に当たっては、後年度負担を含めた情報システムに係るトータルコストの低減と、品質、性能の確保を担保できるような十分な精査を行うものとする。また、各府省において統一の運用がなされるよう、ベンダーロックインの回避に資するよう仕様書・契約書のひな形等の作成・周知や、官公庁の情報システム調達時の判断に当たっての相談窓口を設置する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>あわせて、デジタル庁は、地方公共団体においても、国と同様に、ベンダーロックインが回避されるよう、公正取引委員会の協力を得て、各府省に対して行う取組等を、総務省と連携して、地方公共団体に対して周知を行い、対策の徹底を図る。</p> <p>また、デジタル庁は、行政機関等におけるSaaS(Software as a Service)等の利用を円滑にするため、SaaS等の利用を想定した調達、契約、支払等の在り方について検討を行う。</p> <p>b 各府省は、デジタル庁の取組を踏まえて、所管する情報システム等の整備・運用方針の見直しを徹底するとともに、地方公共団体が関係する手続においては、地方公共団体の内部手続のデジタル化も図られるようとする等、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: デジタル庁 総務省 公正取引委員会 b: 各府省</p> <p>a: 可能なものから順次措置 b: 可能なものから順次措置</p>	<p>a 政府相互運用性フレームワーク(GIF)を公開し、公開したドキュメント類の整備・更新を継続して実施した。また、情報システムに関する中期計画(デジタル庁中長期計画)において進捗を管理する項目の一つとしても、データ整備の際に参照・活用を検討するものとして掲載を行った。</p> <p>ベンダーロックイン対策に必要な措置について、有識者からなる調達改革検討会対策を検討。庁内でのベンダーロックインの回避に資するよう仕様書のひな形等の作成周知、及び官公庁の情報システム調達時の判断に当たっての相談窓口を庁内で設置。仕様書のひな形については、年度内に各府省へも展開予定。</p> <p>ガバメントクラウド上で提供するSaaSについて、利用者(各府省等、地方公共団体など)、サービスの提供主体(民間事業者、デジタル庁(内製)など)のバターンから、契約形態や課金の考え方を含めて総合的に検討を実施。</p> <p>デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブックにおいてベンダーロックイン防止に関する記述を拡充。</p> <p>デジタルマーケットプレイスについて、デジタル庁情報システム調達改革検討会が今後の検討の方向性について議論。これを踏まえて、来年度のカタログサイト構築実証に向けた調達の準備を進めているところ。</p> <p>b 各府省は、デジタル庁での「情報システム調達改革検討会」等の議論を踏まえ、所管する情報システム等の整備・運用方針の見直しを徹底し、関係する地方公共団体の内部手続のデジタル化を図るべく検討し、可能なものから順次措置。</p>	<p>今後の予定 (令和5年3月31日時点)</p> <p>a 政府相互運用性フレームワーク(GIF)について、2023年度以降は教育、スマートシティ、金融などの分野ごとに特化したデータモデルを整備を検討する。また、既存ドキュメントの更新についても引き続き行っていく。</p> <p>デジタル庁の人員のリソースを拡大し、相談窓口の各省への展開を図る。</p> <p>ガバメントクラウド上で提供するSaaSについて、利用者(各府省等、地方公共団体など)、サービスの提供主体(民間事業者、デジタル庁(内製)など)のバターンから、契約形態や課金の考え方を含めて継続して検討を進める。</p> <p>2023年度中にカタログサイトのアルファ版を構築し、事業者によるサービスの登録、行政機関による検索・比較体験を実証し、併せて、調達手続・実運用の検討を進め、2024年度以降試行を目指す。</p> <p>b 各府省は、デジタル庁の取組等を踏まえ、所管する情報システム等の整備・運用方針の見直しの徹底や、関係する地方公共団体の内部手続のデジタル化を図るよう、継続して必要な措置を講ずる。</p>	未措置	フォロー終了		
・行政手続のオンライン化の推進											
令和4年6月7日		14	行政手続のオンライン化の推進	<p>a 各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約12,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸し」により、明らかにする。</p> <p>なお、地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続については、下記「No.16 地方公共団体と事業者の間の手続の標準化・デジタル化」に従い、オンライン化に取り組みものとする。</p> <p>あわせて、年間手続件数が10万件以上の行政手続等については、下記「No.18 行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」に従い、オンライン化及びオンライン化後のオンライン利用促進の取組に向けた進捗を明らかにするものとする。</p> <p>b 国土交通省は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づき書面の提出を求める電線共同溝の占用許可申請について、オンライン化するとともに、標準様式の普及を図る。標準様式の普及を図るに当たっては、各道路管理者における標準様式の活用状況を調査し、標準化の進捗状況を速やかに把握するとともに、標準様式の利用が徹底されるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>c 厚生労働省は、健康保険組合における請求書及び領収書等の電磁的記録による保存について、適確かつ速やかに普及が図られるよう、健康保険組合の業務の見直しや体制整備も含め検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき地方公共団体へ産業廃棄物関係申請・届出等の書面の提出を求める手続について、国による一元的なプラットフォームの整備及び地方公共団体向け標準様式の策定等の実現に向け、必要な取組を開始する。その際には、事業者目線で手続・運用の標準化に取り組み、事業者にとって利便性が高いUI・UX(User Interface・User Experience)を実現するとともに、手続面におけるローカルルール廃止が現場レベルでも徹底されるよう取組む。また、マイナンバーカードやGbizIDの活用、各種証明書の添付省略等のワンストップ、地方公共団体内部の業務のデジタル化が図られるよう取組む。</p> <p>e 経済産業省は、所管する補助金に係る手続において、書面・押印を求められていると国民・事業者からの意見が散見されること、法令等に基づかない手続も含めて速やかに必要な点検を行い、所管する行政手続における書面・押印見直しを徹底する。</p> <p>f 法令等に基づかない手続や、地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる行政手続における窓口等の現場では慣行的に押印が求められているとの意見が散見されることを踏まえ、各府省は、所管する行政手続について、意見を踏まえ適宜、国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>a, f: 各府省 b, g: 国土交通省 c: 厚生労働省 d: 環境省 e: 経済産業省</p> <p>a: 可能な限り前倒しを図りつつ、令和7年までに措置 b: (オンライン化)措置済み、(標準化)令和3年度末までに結論を得、可能なものから順次措置 c: 令和4年度末までに結論を得、可能なものから順次措置 d: 令和4年度から取組を開始し、可能なものから順次措置 e: 可能な限り速やかに措置 f: 速やかに措置</p>	<p>a 各府省は、令和4年度の規制改革実施計画に基づき、法令等又は慣行により、国や事業者等に対して書面の作成・提出を求める行政手続のうち、令和7年度までにオンライン化が決定している約12,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ取組む(令和4年度においては「行政手続等の棚卸し」は未実施)。</p> <p>b 令和3年度末に各道路管理者に実態調査を行った結果、大半の道路管理者において標準様式を基本とした運用が行われていることが確認された。一方で一部の道路管理者において標準様式が利用されていないことから、標準様式の利用を依頼する通知を发出了。</p> <p>c 電磁的方法による情報処理の促進及び書面の保存等に係る負担の軽減が図られるよう、健康保険組合における請求書及び領収書を含む紙媒体の電磁的記録による保存に関する通知を发出し、健康保険組合の業務の見直しを行った。</p> <p>d 令和4年度に関係者からなる検討会を開催し課題把握や必要な業務要件の検討を行った。</p> <p>e 国による一元的なプラットフォームとしてe-Govによるオンライン化を検討すべく、国への手続を対象に概念実証等を行った。</p> <p>f 地方公共団体が独自にシステム構築する場合に参考となる標準仕様の作成に必要な情報収集や検討を行った。</p> <p>g 経済産業省は、法令等に基づかない手続も含めて各府省が不断に点検を行っている。特に、経費向上計画及び先端設備導入計画に添付する工業会証明書については、令和5年4月1日から順次押印を廃止予定。また、従来の令和2年度までの省エネ補助金では申請様式に法務局に登録された代表者印の押印を必須としていたが、規制改革実施計画を踏まえ、令和3年度より押印を必須としない運用への見直しを行った。</p> <p>f 各府省は、令和4年度規制改革実施計画に基づき、所管する行政手続について、当該行政手続に係る申請者等の国民からの意見も踏まえ適宜、国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるよう見直しを検討し、可能なものから順次措置。</p>	<p>a 各府省は、令和4年度の規制改革実施計画に基づき、各府省における対応の進捗は令和5年度以降に実施される予定の「行政手続等の棚卸し」により、明らかにする。</p> <p>b 実施済であるため特になし。</p> <p>c 通知に基づく電子化の状況を踏まえ、必要に応じて通知の見直しをしていく。</p> <p>d 令和5年度中に国への手続について要件定義を実施の上、令和6年度にe-Govを前倒しとしたシステム開発を行い、令和7年度以降のサービス開始を目指す。</p> <p>e 地方公共団体への手続にかかるe-Govの対応状況を踏まえ検討する。</p> <p>f GbizID、マイナンバーの活用を含め、必要な外部データとの連携について検討する。</p> <p>g 地方公共団体が独自にシステム構築する場合に参考となる標準仕様の作成を検討する。</p> <p>h 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正により住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けられることが可能となること併せて、住民票の写しの添付を省略することを可能にするため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)を令和5年度中に改正する予定。</p> <p>e 今後も引き続き点検を行っていく。特に、経費向上計画に添付する工業会証明書については、令和5年4月1日から順次押印を廃止予定。</p> <p>f 各府省は、国における押印見直しの趣旨が、地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる所管の行政手続における窓口等の現場レベルでも徹底されるよう、継続して必要な措置を講ずる。</p>	未措置	継続F		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日		15	性質上オンライン化が適当でないことの手続の検証	<p>規制改革の内容</p> <p>a デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行えることの普及啓発を図るとともに、総務省は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく転入届及び転居届について、マイナポータルからのオンラインでの転出届・転入予約の実施状況や「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、オンライン化について検討を深める。</p> <p>b 厚生労働省は、デジタル完結・自動化原則を始めとするデジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、失業認定関連手続を含む雇用保険の支給関連手続の在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、1年を目途に結論を得る。</p> <p>あわせて、市町村取次の対象者等の公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者については、上記検討の結論を待たず、速やかに負担軽減のための必要な対応を検討し、可能なものから順次措置する。</p> <p>c 各府省は、性質上オンライン化が適当でないと考え約400種類の手続について、デジタル原則を踏まえて、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。</p> <p>あわせて、性質上オンライン化が適当でないと考える手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、利用者等の意見やその他の社会的ニーズを把握した上で、今後の取組方針を公表する。</p>	<p>実施時期</p> <p>a:(オンラインでの転出届・転入予約)が可能なこととの普及啓発)速やかに措置、(検討会の議論を踏まえた検討)速やかに検討を開始</p> <p>b:(前段)令和4年中の可能な限り早期に検討を開始し、1年を目途に結論を得る。(後段)令和4年度中に検討</p> <p>c:(前段)令和4年度中に検討、可能なものから順次措置</p> <p>あ:(前段)速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、(後段)令和4年度中に措置</p>	<p>所管府省</p> <p>a:デジタル庁 総務省 b:厚生労働省 c:全府省</p>	<p>これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)</p> <p>a 令和5年2月6日より、マイナポータルからのオンラインでの転出届・転入予約を開始。国民への周知広報については、TVMGの告知や、各市民町村HPや各種媒体での告知を中心に実施しているところ。</p> <p>一方、住民基本台帳は、選挙、税、福祉などの住民の様々な権利義務の発生に必要となることと、マイナンバーカードと電子証明書の発行の基礎となることから、住民基本台帳への住民の記録の契機となる転入・転居届については、市区町村の窓口における対応が必要とされている。</p> <p>この点、「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において、転入届・転居届のオンライン化について検討を行ったところ、実際には居住実態がないにも関わらず、届出ができてしまうような事態を防止するための課題が指摘されている。その上で、指摘されている課題を踏まえた上で、制度的・技術的基盤の整備状況、転入者・転居者の手続負担、市町村の事務負担、といった点についても、窓口での手続とのバランスも踏まえつつ考える必要がある。</p> <p>b 令和4年5月より学識経験者の参集を求めて、「雇用保険制度研究会」を開催。第2回会合(同年6月)において、失業認定の在り方を議論。第5回会合(同年10月)において、デジタル技術に知見のある者にも参加いただき、フランスの失業認定の紹介も含め、失業認定の在り方を再度議論。</p> <p>また、令和5年1月から、2労働局3町において、市町村取次の対象者について、市町村役場におけるオンライン面談による失業認定を試行実施中。</p> <p>さらに、令和5年3月14日第100回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、試行実施の状況について報告を行った。</p> <p>c</p> <p>【厚生労働省】 性質上オンライン化が適当でないと考える手続について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討している。また、性質上オンライン化が適当でないと考える手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについては、令和4年12月に厚生労働省のHPで公表した。</p> <p>【財務省】 現行の職没者等の遺族に対する特別弔慰金については、令和7年に最終償還を迎えるが、引き続き継続して支給を行うかも含め、関係者の意見を踏まえ、検討している。</p> <p>【総務省】 性質上オンライン化が適当でないと考える手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、以下のHPに取組方針を公表した。 <a href="https://www.soumu.go.jp/main/content/000856219.pdf">https://www.soumu.go.jp/main/content/000856219.pdf</a></p> <p>【警察庁】 性質上オンライン化が適当でないと考える手続について、セキュリティや保安上の観点から、現在検討中のシステムにおけるオンライン化の可否を検討した。</p> <p>また、性質上オンライン化が適当でないと考える手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、令和4年12月、今後の取組方針を警察庁ウェブサイト公表した。</p> <p>【法務省】 性質上オンライン化が適当でないと考える各種手続を所管する部局において、デジタル原則を踏まえて、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策の有無等について検討してきたところ。</p> <p>なお、性質上オンライン化が適当でないと考える手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについては、令和4年12月27日付けで、今後の取組方針を法務省HPで公表済み (<a href="https://www.moj.go.jp/hisho/shomu/hisho01_00154.html">https://www.moj.go.jp/hisho/shomu/hisho01_00154.html</a>)。</p>	<p>今後の予定 (令和5年3月31日時点)</p> <p>a 今年度でのマイナポータルからの利用実態の状況を鑑みながら、継続的な周知広報を各種媒体で実施予定である。転入・転居届については、左記に述べた点等を踏まえつつ、引き続き検討を深める。</p> <p>b 令和5年4月から、市町村取次対象52市町村のうち、オンライン環境が整い自治体の協力が得られた41市町村において、Zoomを活用したオンライン面談による失業認定を施行予定(市町村役場からだけでなく、自宅からオンライン面談も可能とする)。</p> <p>上記の試行結果や諸外国の実態を踏まえ、デジタル技術を活用した失業認定関連手続の在り方について、労働政策審議会において労使の意見も伺いつつ、対応の方向性の検討を行い、令和5年6月を目途に結論を得る予定。</p> <p>c</p> <p>【厚生労働省】 各手続における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。</p> <p>【財務省】 戦後80周年(令和7年)に向けて、厚生労働省において引き続き検討を行う。</p> <p>【総務省】 取組方針に従い、オンライン化について検討を深める。</p> <p>【警察庁】 措置済</p> <p>【法務省】 引き続き、デジタル原則を踏まえて、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策の有無等について、検討していく。</p>	検討中	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	16	地方公共団体等と事業者の間の関係の手続の標準化・デジタル化	<p>規制所管府省は、令和3年6月の規制改革実施計画に列記された手続を始めとした以下の手続において、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う。その際には、行政内部も含めエンドユーザーでのデジタル化の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則のとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>&lt;取組対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)関係手続(内閣府)</li> <li>警察関係手続(警察庁)</li> <li>消防法令における各種手続(講習のオンライン化を含む)(総務省)</li> <li>社会保険等に係る資格における手続(デジタル庁、財務省、厚生労働省)</li> <li>建築基準計画の申請等手続(経済産業省)</li> <li>建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告(国土交通省)</li> </ul> <p>規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続のうち、以下の取組対象手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、速くとも、それぞれの手続欄に掲げる期限までに、プラットフォームを整備(e-Govやマイポータル等の既存のプラットフォームの活用を含む)の上、デジタル化に取り組む。その際には、行政内部も含めエンドユーザーでのデジタル化の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則のとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>&lt;取組対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定医療機関の変更の届出(令和5年4月)(厚生労働省)</li> <li>医療法人の事業報告書の届出(令和4年4月)(厚生労働省)</li> <li>業務に従事する歯科技工士の届出(令和6年度)(厚生労働省)</li> <li>薬局開設者による薬局に関する情報の提供等及び情報の変更の提供等(厚生労働省)(令和6年1月)</li> <li>宅地建物取引業の免許の変更、更新等(令和6年)(国土交通省)</li> <li>河川の利用等に関する手続(令和5年3月)(国土交通省)</li> <li>要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告(令和5年3月)(国土交通省)</li> <li>土地形質の変更の届出(令和7年4月)(環境省)</li> <li>特定物じん排出色の実施の届出(令和7年4月)(環境省)</li> </ul> <p>規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続のうち、当面の規制改革の実施事項(令和3年12月)の段階では、今後の具体的な方針が示されていない各手続について、デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、デジタル化に向け取り組む。その際には、行政内部も含めエンドユーザーでのデジタル化の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則のとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>&lt;取組対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省は、地方公共団体等と事業者の間の手続であって次に掲げる手続(1万件以上のもの)について、e-Govやマイポータル等の活用を含むオンライン化の方針についてのデジタル庁との協議が顕い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。</li> <li>指定障害福祉サービス事業者の指定の申請等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号))(厚生労働省)</li> <li>指定障害児通所支援事業者の変更の申請等(児童福祉法(昭和22年法律第164号))(厚生労働省)</li> <li>店舗販売の許可の申請等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器等法」という。))(厚生労働省)</li> <li>医療保護入院者の病状の報告(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号))(厚生労働省)</li> <li>麻薬小売業者が行う定期届出(麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号))(厚生労働省)</li> <li>沖縄精神障害者特別措置医療費の支払請求(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第108号))(厚生労働省)</li> <li>美容所開設の届出(美容師法(昭和32年法律第163号))(厚生労働省)</li> <li>経済産業省は、保安係員の選任・解任の届出等(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号))について、令和3年度に行った委託調査の結果を基に各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討や実証を行った上で、必要な措置を講ずる。</li> <li>国土交通省は、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の(変更)届出(国土利用計画法(昭和49年法律第92号))について、令和3年度に把握した地方公共団体の届出業務の電子化の状況・実態を踏まえ、引き続き地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った上で、速やかに関係団体の意見を聴取の上、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</li> <li>国土交通省は、開発許可申請(都市計画法(昭和43年法律第100号))、景観計画区域内における行為の届出(景観法(平成16年法律第110号))について、速やかに地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った上で、課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</li> <li>環境省は、高濃度ポリ塩化ビフェニル、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の届出(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号))について、令和3年度に実施した調査結果を踏まえ、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>【内閣府】 警察庁 総務省 財務省 デジタル庁 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省 c: 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省 d: 総務省</p> <p>【内閣府】 ○特定非営利活動促進法関係手続のオンライン化(内閣府) ウェブ報告システムの構築に向けて、仕様の詳細を検討の上実装し、令和5年3月に実装稼働を開始した。</p> <p>【警察庁】 道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法により申請等を行うことができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築し、令和3年6月から運用を開始したほか、対象手続を順次拡大している。</p> <p>【前段 デジタル庁・総務省・財務省・厚生労働省・経済省】 【マイナ・OSS(国家資格)】 a: 社会保険等に係る資格における手続 各資格管理者が共同利用できるように「国家資格等情報連携・活用システム」の設計・開発業務に着手(令和4年10月)。令和6年度からのデジタル化開始に向けて、資格管理者及びシステムの連携先(住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム、戸籍情報連携システム等)と調整を実施。</p> <p>【後段 厚生労働省・デジタル庁】 また、資格申請者・保有者の負担軽減、行政内部の効率化推進を含めた業務の見直し等について検討中。</p> <p>【後段 財務省・デジタル庁】 資格管理業務の効率化等の観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」の利用を前提とした業務の見直しを行っている。</p> <p>【経済産業省】 経営革新計画承認申請手続のデジタル化について、令和4年度は都道府県共通の電子申請システムについてプロトタイプを構築し30都道府県の協力を得つつ機能の検証を実施した。その上で、これまでの業務の一部をシステム導入に向けて見直すとともに、一部の機能からシステム運用を開始した。</p> <p>【国土交通省】 【建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告】 建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査報告については、令和2年度に特定行政庁に対し、電子メールを活用した定期報告業務の実施に関する留意事項について技術的助言を発出した。令和4年度は、特定行政庁へのヒアリングや有識者を含む検討会の開催等を通じ、定期検査報告をオンラインで行うためのシステムを活用したデジタル化手法について検討を行った。</p> <p>【総務省】 a: 「消防法令における各種手続(講習のオンライン化を含む)(総務省)」に係る「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に記載した63業務のうち24手続について、申請窓口の一元化や申請様式の標準化などとなる運用の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、マイナポータル「ひびりりサービス」を利用した電子申請等の標準モデル/各手続の標準的な業務フローや様式を定めたモデルを(いう。)を構築した。この標準モデルに関する導入マニュアルやアドバイザーによる導入支援等を通じ、各消防本部において電子申請等の受付を開始できるように積極的な取組を促した。</p> <p>危険物取扱者講習については、令和3年度は、各都道府県が活用できるよう、消防庁がオンライン受講システムを提供した。令和4年度は、講習の実施主体である都道府県がオンライン受講システムを共同運用し、オンライン講習を実施している。</p> <p>防火・防災管理に関する講習については、すでに一部の講習機関においてオンライン講習が実施されているところであるが、更にオンライン化に係るガイドラインを策定し、他の講習機関に対してもオンライン化についての取組を促している。</p> <p>消防設備士講習についても、オンライン化に係るガイドラインを策定し、オンライン化についての取組を促している。</p>	<p>【内閣府】 事業者を調査し、必要に応じてウェブ報告システムの円滑な運用に取り組む。</p> <p>【警察庁】 引き続き、利用者にとってより利便性の高いシステムの構築を検討する。</p> <p>【前段 デジタル庁・総務省・財務省・厚生労働省・経済省】 【マイナ・OSS(国家資格)】 a: 社会保険等に係る資格における手続 引き続き、所管府省庁と連携しながら「国家資格等情報連携・活用システム」のシステム開発を推進する。</p> <p>【後段 厚生労働省・デジタル庁】 当該システムによるデジタル化に伴い、資格申請者・保有者の負担軽減、行政内部の効率化を手続毎に順次実施。</p> <p>【後段 財務省・デジタル庁】 デジタル庁等の関係者と連携し、引き続き「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に向けた準備を行う。</p> <p>【経済産業省】 今後、令和4年度の検証で得られた改善点などの改善を進めつつ、システム導入都道府県を拡大していく。</p> <p>【国土交通省】 【建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告】 建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査報告については、令和5年度中に、各特定行政庁において定期検査報告をオンラインで行うためのシステムを構築する際の共通仕様書を作成し、周知を図る。</p> <p>【総務省】 a: 残り38手続については、可能なものから速やかに標準モデルの構築を図る。危険物取扱者講習以外の講習のオンライン化については、令和6年6月までを目処に、各講習機関における取組を引き続き促す。</p> <p>b: 厚生労働省 指定医療機関の変更の届出: 令和5年7月に開始予定。 業務に従事する歯科技工士の届出: 対応済み。 医療法人の事業報告書の届出: 対応済み。 薬局開設者による薬局に関する情報の提供等及び情報の変更の提供等: システムの運用開始に向けて引き続き検討を進める。</p> <p>【国土交通省】 a: 宅地建物取引業の免許の変更、更新等(令和6年)(国土交通省) 宅地建物取引業免許申請等手続の電子化について既存システムの改修を行い、令和6年中のプラットフォーム整備を行う。 b: 河川の利用等に関する手続(令和5年3月)(国土交通省) 河川事務所等の一部の窓口において、システムを利用した申請の受付等を開始予定。 c: 要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告(令和5年3月)(国土交通省) e-Govの機能拡張(e-Govを活用した地方公共団体手続のオンライン化)が予定されていることから、要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告をe-Gov上で対応していくことを検討する。</p>	未措置	継続F			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		16		<p>総務省は、地方公共団体の入札参加資格審査申請から見積書の提出、契約の締結や請求書の提出までの調達に関する一連の手続きが地方公共団体ごとに異なることが地域をまたいで活動する事業者等に大きな負担となっており、この一連の手続き(地方公共団体側のものを含む。)を標準化・デジタル化するべきとの意見を踏まえ、地方公共団体、デジタル庁等の意見も聞きつつ、次の取組を行う。</p> <p>・競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用及び電子申請システムへの反映、見積書や請求書の支出根拠書類の押印見直しについて促す(措置済み)。</p> <p>・地方公共団体の調達に関する一連の手続きについては、令和4年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手続の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。</p>	<p>【環境省】 政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請)の整備状況を踏まえながら検討中。</p> <p>c 【厚生労働省】 デジタル化実現に向けて、厚生労働省・デジタル庁・内閣府規制改革推進室間において、行政手続のうち、地方公共団体等と事業者の間の手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。</p> <p>【経済産業省】 オンライン化が適当でない高圧ガス保安法上の手続きの見直しについても、利用者・自治体等の意見やその他の社会的ニーズをあらゆる機会を通じて把握に努め、必要な取組を実施する。 保安ネットのシステム設計・開発を引き続き進め、高圧ガス保安法の手続き等の地方自治体の自治事務になっている申請・届出手続きを含め、費用対効果の高い手続きから段階的にオンライン化を行い、利便性向上のための機能を充実していく。具体的には、令和6年度中に一部自治体での運用を目指す。 ・保安ネットのシステム設計・開発を引き続き進め、高圧ガス保安法の手続き等の地方自治体の自治事務になっている申請・届出手続きを含め、費用対効果の高い手続きから段階的にオンライン化を行い、利便性向上のための機能を充実していく。具体的には、令和6年度中に一部自治体での運用を目指す。</p> <p>【国土交通省】 国土利用計画関係 土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等(変更)届出(国土利用計画法(昭和49年法律第92号))について、地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った。</p> <p>都市計画法、景観法関係 【開発許可申請】 開発許可申請(都市計画法(昭和43年法律第100号))について、地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った。</p> <p>【景観計画区域内における行為の届出】 景観計画区域内における行為の届出(景観法(平成16年法律第110号))について、地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った。</p> <p>【環境省】 令和4年度は3回の申請・届出等システム・分科会を実施し、高濃度ボリ塩化ビフェニル・低濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の届出を受理する地方公共団体等からヒアリングを行った。</p>	<p>【環境省】 引き続き、政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請)の整備状況を踏まえながら検討を進める。</p> <p>c 【厚生労働省】 e-Govやマイナポータル等の活用を含むオンライン化の政府全体方針についてのデジタル庁等との協議が調い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>【経済産業省】 オンライン化が適当でない高圧ガス保安法上の手続きの見直しについても、利用者・自治体等の意見やその他の社会的ニーズをあらゆる機会を通じて把握に努め、必要な取組を実施する。 保安ネットのシステム設計・開発を引き続き進め、高圧ガス保安法の手続き等の地方自治体の自治事務になっている申請・届出手続きを含め、費用対効果の高い手続きから段階的にオンライン化を行い、利便性向上のための機能を充実していく。具体的には、令和6年度中に一部自治体での運用を目指す。 ・保安ネットのシステム設計・開発を引き続き進め、高圧ガス保安法の手続き等の地方自治体の自治事務になっている申請・届出手続きを含め、費用対効果の高い手続きから段階的にオンライン化を行い、利便性向上のための機能を充実していく。具体的には、令和6年度中に一部自治体での運用を目指す。</p> <p>【国土交通省】 国土利用計画関係 把握した現状を踏まえて課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>都市計画法、景観法関係 【開発許可申請】 把握した現状を踏まえて課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>【景観計画区域内における行為の届出】 把握した現状を踏まえて課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>【環境省】 地方公共団体への手続にかかるe-Govの対応状況を踏まえ検討する。</p>					
令和4年6月7日		17	行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	<p>a 警察庁は、交通反則金の納付に係るインターネットバンキングやATMからの交通反則金専用口座への振込等による納付について、秋田県及び鳥根県において開始された試行的実施状況の検証や納付方法の更なる多様化に向けた検討の状況を踏まえ、全国的な導入を進める。</p> <p>b 法務省は、法務局において支払う手数料等について、窓口でキャッシュレス納付が可能となるよう措置する。</p> <p>c 特許庁は、特許料等の納付について、オンライン申請に限定されているクレジットカードによる納付を、令和4年4月から窓口でも利用可能とするなど、キャッシュレス納付を推進する。</p> <p>d 国土交通省は、運輸支局等において納付する自動車検査登録手数料及び自動車重量税について、事前にクレジットカードを登録しておくことによる一括決済を導入する。</p> <p>e 各府省は、支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組む。</p> <p>f 各府省は、上記の他①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払件数が1万件以上のもの(それと同一の窓口で行われる手続等を含む。)について、取組方針を明らかにした上で、現金又はキャッシュレス納付に取り組む。</p> <p>①オンライン納付に対応せず、窓口支払に限られる手続等 ②オンライン納付に対応しているも、窓口支払が多く残ると見込まれる手続等</p> <p>g デジタル庁及び各府省は、国の行政の手続における手数料等のキャッシュレス納付(オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付)が幅広く可能となるよう、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和4年法律第39号)に基づく(政省令の制定や運用指針の策定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を含む。また、デジタル庁は、各府省と連携し、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担の在り方について検討を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、既存の共通基盤の活用を含めたシステムでの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>a 警察庁 以降可能なものから順次措置 b 特許庁 c 国土交通省 d e.f.g.(前段):各府省 g(後段):デジタル庁</p> <p>a 交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付、コンビニ納付の導入等に向けた制度改正、警察共通基盤を活用したシステムの仕様等について検討を行っている。</p> <p>b 令和6年度中に法務局の窓口で支払う手数料等のキャッシュレス納付を実現すべく、令和5年度予算要求において、法務局の手続を含めた法務省所管手続における手数料等のキャッシュレス納付の実現のための所要の予算の確保に向け、その莫大な所要額等に鑑み特殊要因での予算要求を検討したが、キャッシュレス手数料が膨大になること、キャッシュレスシステムを各府省が独自で導入することの是非などの課題があることが判明したため、これらの点について政府全体での整理が必要との結論に至った。</p> <p>その後、規制改革実施計画の記載等を踏まえると、手数料負担の在り方やシステムの在り方などに関するデジタル庁の検討結果を踏まえて当該所管の手続における手数料等のキャッシュレス納付の実現方法を検討すべきであることから、可能な限り速やかなキャッシュレス化の実現に向け、デジタル庁との間で、政府全体のキャッシュレス納付の在り方について継続的に協議を行っている。</p> <p>c 令和3年特許法等の一部改正(令和3年法律第42号)により可能となった特許庁窓口におけるクレジットカードによる支払いについては、令和4年4月1日から開始済(令和4年経済産業省令第14号)。</p> <p>d 令和5年1月4日から自動車検査登録手数料及び自動車重量税について、事前にクレジットカードを登録しておくことによる一括決済を導入。</p> <p>e.f 下記g(前段)の各府省の記載を参照。</p> <p>g(前段) デジタル庁は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(キャッシュレス法)に基づく(政令の制定やガイドラインを策定したほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を講じた。 各府省は、デジタル庁が策定したガイドラインに留意しつつ、キャッシュレス法に基づく主務所管手続に係る(政省令)の制定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度導入運用に向けて検討し、可能なものから順次措置。</p> <p>g(後段) 手数料負担の在り方について検討を開始するとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、デジタル庁において、クレジットカード納付等を可能とする政府共通決済基盤の構築を進めることとした。</p>	<p>a 引き続き所要の検討を行う。</p> <p>b デジタル庁において整備する政府共通のキャッシュレス基盤の構築状況のほか、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担の在り方の整理等を踏まえつつ、引き続き、デジタル庁と協力しながら、可能な限り速やかなキャッシュレス納付の導入に向けた検討を進める。</p> <p>c 措置済</p> <p>d 措置済</p> <p>e.f 今後「行政手続等の欄」等により対応予定。</p> <p>g(前段) デジタル庁及び各府省は、キャッシュレス納付制度の導入に向けた措置にとどまらず、当該制度が広く国民に普及するよう継続して必要な措置を講じる。</p> <p>g(後段) 手数料負担の在り方について引き続き検討するとともに、令和5年度に政府共通決済基盤を稼働させ、より多くの行政の手続に対応できるよう、機能の拡張について検討を進める。</p>	未措置	継続F			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	規制改革推進会議評価	
							これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)
						措置状況	評価区分	
・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進								
令和4年6月7日	18	行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進	<p>各府省は、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始している以下の93事業(年間手続数が10万件以上の行政手続:245種類を含む)について、デジタル原則や会議が示す考え方も踏まえ、短い期間(POCも含む)でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドユーザーでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る。</p> <p>＜取組対象＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府)</li> <li>・教育・保育給付制度(内閣府)</li> <li>・道路使用許可の申請(警察庁)</li> <li>・自動車の保管場所証明の申請(警察庁)</li> <li>・免許証の再交付の申請(警察庁)</li> <li>・遺失した旨の届出(警察庁)</li> <li>・施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出(警察庁)</li> <li>・遊技機の増設、交換その他の変更(警察庁)</li> <li>・安全運転管理者等の選任又は解任の届出(警察庁)</li> <li>・通行禁止道路の通行許可の申請(警察庁)</li> <li>・積載重量等の制限外許可申請(警察庁)</li> <li>・軽自動車等の保管場所の届出(警察庁)</li> <li>・免許の申請(警察庁)</li> <li>・免許の取消し(警察庁)</li> <li>・運転経歴証明書の交付の申請(警察庁)</li> <li>・国外運転免許証の交付の申請(警察庁)</li> <li>・役員又は主要株主の売買報告書の提出(金融庁)</li> <li>・少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出(金融庁)</li> <li>・電子入札、電子契約(デジタル庁)</li> <li>・法人住民税・法人事業税関連手続(総務省)</li> <li>・自動車税関連手続(総務省)</li> <li>・家計調査オンライン調査システム(総務省)</li> <li>・経済構造実態調査オンライン調査システム(総務省)</li> <li>・火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入(総務省)</li> <li>・労働力調査オンライン調査システム(総務省)</li> <li>・地方税ポータルシステム(eLTAX)(総務省)</li> <li>・在留申請関連手続(法務省)</li> <li>・商業・法人登記関連手続(法務省)</li> <li>・不動産登記関連手続(法務省)</li> <li>・中长期在留者及び所属機関等による届出手続(法務省)</li> <li>・中長期後見登記(法務省)</li> <li>・戸籍関連手続(法務省)</li> <li>・上陸申請手続(法務省)</li> <li>・動産・債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求(法務省)</li> <li>・在留者の各種届出(新規・変更・帰国、出国)(外務省)</li> <li>・旅券発給申請手続(外務省)</li> <li>・国税申告手続等(財務省)</li> <li>・国税納付手続等(財務省)</li> <li>・外国往來船又は外国往來航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請(財務省)</li> <li>・外国貨物の輸入、移入、展示等及び総入れの承認(財務省)</li> <li>・船用品又は機用品の積込みに関する手続(財務省)</li> <li>・銀行等を經由する支払等の贈付(財務省)</li> <li>・飲食支援金受給資格認定の申請(文部科学省)</li> <li>・保護者等収入状況の届出(文部科学省)</li> <li>・厚生年金保険関連手続(厚生労働省)</li> <li>・雇用保険関連手続(厚生労働省)</li> <li>・職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく求人申込み(厚生労働省)</li> <li>・職業安定法に基づく求職の申込み(厚生労働省)</li> <li>・職業安定法に基づく採否結果の通知(厚生労働省)</li> <li>・食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可の申請等(厚生労働省)</li> <li>・労働基準法(昭和22年法律第49号)関連手続(厚生労働省)</li> <li>・労働関係関連手続(厚生労働省)</li> <li>・労災保険特別加入関連手続(厚生労働省)</li> <li>・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に基づく労働基準監督署への報告(厚生労働省)</li> <li>・労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続関係(厚生労働省)</li> <li>・外国人雇用状況届出システムに届け出る外国人雇用状況届出(厚生労働省)</li> <li>・高齢者の雇用状況等の定期届出(厚生労働省)</li> <li>・対象事業者の届出に関する状況の報告(厚生労働省)</li> <li>・建設業退職金共済手続の請求(手帳申込)手続(厚生労働省)</li> <li>・保険医療機関等の申請手続等事業(厚生労働省)</li> <li>・国民年金・厚生年金保険等関連手続(個人からの届出手続)(厚生労働省)</li> <li>・病院報告の提出(厚生労働省)</li> </ul>	<p>a. 引き続き措置 a. 可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置 c. 速やかに検討を深化し、速くも令和7年度までに措置 d. 速やかに検討を行い、令和4年度中に一定の結論を概した上で、可能なものから順次措置 e. 引き続き検討を行い、可能なものから順次措置 f. 引き続き検討を行い、可能なものから順次措置 g. 速やかに措置 h. 令和4年中の可能な限り早期に取組を開始、可能なものから順次措置 i. ①速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置、②可能なものから順次措置、③可能なものから順次措置、④可能なものから順次措置</p>	<p>a.【内閣府】 【児童手当の支給資格及び所得に関する現況の届出】 ○児童手当法施行規則の改正(※)、令和4年分から、現況届の一律の提出義務を見直し、市町村長等が、届出先で対応できる内容を公費等によって確認することができることとは、現況届を省略可能とする規定を設け、現況届の提出を原則不要としている。 ※児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年3年内閣府令第60号)(令和3年9月1日公布、令和4年6月1日施行)</p> <p>a【警察庁】 ○軽自動車の保管場所の届出 オンラインによる届出を可能とするべく、令和4年4月にOSS警察共同型システム更改を行い、同システムにデータ処理機能を追加した。 ○自動車の保管場所証明の申請、自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(※) オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年12月10日改定)に記載の施策のうち、 ・車検証の電子化により継続検査や変更登録・移転登録のOSS申請について運輸支局等への来訪を不要化(令和5年1月4日開始) ・基本4情報連携による申請者の情報入力省力化及び住民票の提出不要化(令和5年1月4日開始) ・OSS未対応であった3府県におけるOSS対象地域の拡大を行い、全都道府県の導入完了(令和5年1月4日開始)</p> <p>※「軽自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録」は国土交通省所管 ○上記以外の手続 道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法により申請等を行うことができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築し、令和3年6月より運用を開始したほか、対象手続を順次拡大している。</p> <p>a【金融庁】 「役員又は主要株主の売買報告書の提出」・「少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出手続の変更届出」について、事業者へのアンケートを踏まえたオンライン申請に関する周知を行うなど、オンライン利用率を引き上げる取組を実施した。「少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出手続の変更届出」については、令和4年4月にオンライン利用率が100%に達した。</p> <p>a及びi【デジタル庁】 【GEPS/PP】 電子入札、電子契約については、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組として次の施策を実施した。 ・利用者の利便性向上のため、オンラインマニュアルの抜本的な見直しを行った。 ・調達ポータルへの更新の際、システム利用初心者向けガイド機能を実施した。 ・システム利用におけるパソコン初期設定に手間がかかることと意見を解消するため、調達ポータル更改の際にパソコンの設定状態を確認できるWebページを公開した。 ・Chrome Edgeを利用可能と、デジタルクラウド対応を実現した。 ・国税庁のシステムと連携し、納税証明書の添付を省略できる機能を実施した。</p> <p>a【総務省】 令和3年10月1日に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に記載のとおり、リーフレット等による調査対象世帯への周知といった取組や、レシート画像を用いた入力、インターネット上の購入履歴の取得等の入力支援ツールの整備・拡充のための検討を引き続き実施している。(家計調査オンライン調査システム) 令和3年10月1日に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に記載のとおり、リーフレット等による調査対象企業へのオンライン回答の利便性及び安全性の周知等、オンライン利用率向上に向けた取組を引き続き実施している。(経済構造実態調査オンライン調査システム) 令和3年10月1日に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に記載のとおり、リーフレット等による調査対象世帯への周知や、コールセンターへの問合せ内容の分析、都道府県との意見交換等、オンライン利用率向上に向けた取組を引き続き実施している。(労働力調査オンライン調査システム) ・法人住民税・法人事業税関連手続のオンライン利用率の向上については、総務省から地方団体や経済団体、税理士等に対して、各種説明会や検討会、通知等により、納税者等へ地方税ポータルシステム(eLTAX)の利用を勧奨するように要請するとともに、地方税ポータルシステム(eLTAX)を運営・管理する地方税共同機構とともに、リーフレット等による広報・周知を実施している。 (法人道府県民税・法人事業税のeLTAX利用率:令和2年度77.2%→令和3年度81.7%) (法人市町村民税のeLTAX利用率:令和2年度76.9%→令和3年度80.4%)</p>	<p>a.【内閣府】 措置済 a【警察庁】 ○軽自動車の保管場所の届出 自動車の保管場所証明の申請、自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(※) 令和5年10月に電子車検証を活用した入力情報の省略化、令和6年4月にスマートフォンによるOSS申請及び進捗確認機能の追加、令和6年10月にOSS申請時の添付書類である登記事項証明書等を電子化の予定。 デジタル技術に精通する者で構成された「OSS利用促進部会」において洗い出された課題に対する対応策について、引き続き具体的な実施方法の検討を行うと共に、申請者への利用促進活動やOSSポータルサイトの入力項目削減などの短期的な対策については、順次実施予定※「自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録」は国土交通省所管 ○上記以外の手続 引き続き、利用者にとってより利便性の高いシステムの構築を検討する。</p> <p>a【金融庁】 「役員又は主要株主の売買報告書の提出」について、引き続き、オンライン利用率を引き上げる取組を継続していく。また、令和5年5月には、利用者目録での第三者チェックの概要等を公表する予定。</p> <p>a及びi②後段【デジタル庁】 【GEPS/PP】 電子入札、電子契約において、今後予定している施策は次のとおり。 ・事業者からの要望を踏まえ、電子調達システムの送付ファイル容量を現行10MBから50MBに拡大する。 ・今まで紙で契約していた少額の商品購入にかかる手続のシステム化を図る。 ・電子委任状を活用し、システムに代表者を登録せずとも代理人への委任を可能となる仕組みを実施する。 ・電子調達システムの更改の際にポータル画面廃止し、調達ポータルの画面へ統合・集約を行い、UI/UXの改善を図る。</p> <p>a【総務省】 ・更なる利用率向上に向け、引き続き調査対象世帯への周知等の取組を継続実施していく。(家計調査オンライン調査システム) ・更なる利用率向上に向け、引き続き調査対象企業への周知等の取組を継続実施していく。(経済構造実態調査オンライン調査システム) ・更なる利用率向上に向け、引き続き調査対象世帯への周知等の取組を継続実施していく。(労働力調査オンライン調査システム) ・法人住民税・法人事業税関連手続のオンライン利用率を向上させるため、今後も、総務省から機会を捉えて、地方団体や経済団体等へ働きかけを行うとともに、リーフレット等による周知・広報や、納税者や地方団体等からの意見を踏まえ、地方税共同機構とともに地方税ポータルシステム(eLTAX)の使い勝手を向上させるための検討・改修を行うこととしている。 また、地方たばこ税やゴルフ場利用税など、現在eLTAXで対応していない税目の電子申告等についても、随時、対象を拡充させる予定である。</p>	未措置	継続F



閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	18	行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進	<p>・毎月労働統計調査(厚生労働省)</p> <p>・農林水産省の全行政手続(共通申請サービス(eMAFF))(農林水産省)</p> <p>・農業方向上計画の申請等(経済産業省)</p> <p>・中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済(経済産業省)</p> <p>・再生可能エネルギー発電事業計画認定申請(経済産業省)</p> <p>・商業動態統計調査(経済産業省)</p> <p>・精緻化技術者試験(経済産業省)</p> <p>・電気計測の検定関連手続(経済産業省)</p> <p>・特許出願等手続(経済産業省)</p> <p>・建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省)</p> <p>・自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(経済産業省)</p> <p>・建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化(国土交通省)</p> <p>・一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出(国土交通省)</p> <p>・対象建設工事の届出(国土交通省)</p> <p>・保障契約情報の事前通報(国土交通省)</p> <p>・雇入契約成立等の届出(国土交通省)</p> <p>・留置施設使用許可申請及び入出港届(国土交通省)</p> <p>・海上交通安全法(昭和47年法律第115号)及び港則法(昭和23年法律第174号)関連手続(国土交通省)</p> <p>・操縦免許証の有効期間の更新(国土交通省)</p> <p>・自動車損害賠償責任保険証明書の提示(国土交通省)</p> <p>・自動車輸送統制令(国土交通省)</p> <p>・自動車の予備検査(国土交通省)</p> <p>・検査対象軽自動車の継続検査・新規検査・記載事項変更(国土交通省)</p> <p>・検査対象外軽自動車の使用の届出等(国土交通省)</p> <p>・公営住宅の入居申請等(国土交通省)</p> <p>・長期優良住宅建築等計画の認定(国土交通省)</p> <p>・産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省)</p> <p>・犬と猫のマニフェスト情報登録(環境省)</p> <p>・国家資格被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に基づく優美手当等の請求(環境省)</p> <p>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく手続(環境省)</p> <p>b 法務省は、戸籍謄抄本の申請手続におけるオンライン利用率引き上げの取組を進めるに当たり、オンラインによる士業者からの職務上請求を導入することができるよう、市区町村、関係府省、士業団体等の関係者の意見を聴き、できるだけ速やかに結論を得る。職務上請求以外の代理請求・第三者請求については、オンライン申請の仕組みの構築や普及促進に向けて、請求者が権限を有していること等を確認する必要がある等の課題に対して、速やかに対応策を講ずる。</p> <p>c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、利用時間の24時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を深化・精緻化し、遅くとも令和7年度までに利用時間の拡大及びシステム利用者の利便性向上に向けて必要な措置を講ずる。また、利用者の利便性向上によるオンライン利用率の引き上げに当たっては、利用者が十分な予見可能性をもって登記・供託オンライン申請システムを利用できるよう、システムの改修や保全に係る期間・頻度・方法等について、取り扱う手続の経済取引慣行など利用者のニーズを十分に踏まえたものとする。</p> <p>d 法務省は、商業登記・不動産登記に係る手続について、司法書士等による代理手続が多いと、所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)により、税理士法(昭和26年法律第237号)において、税理士は電子申告の積極的な利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定が創設されたことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について速やかに検討を行い、令和4年度中に一定の結論を得た上で、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>e 外務省は、旅券申請者の利便性向上等を図るため希望者に対して出願を求めることなく配送によって旅券を交付することについて、令和6年度の次世代旅券・集申作成方式の導入を踏まえ、マイナンバーカードを活用した本人確認等による安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計に向け、配送のための費用負担の在り方を含め、検討を加速化させ、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、社会保険労務士による代理手続が多いこと及びより多くの社会保険労務士による電子申請の活用と電子申請における課題の提示が行政手続のデジタル化を抜本的に進める上で社会保険労務士の果たすべき役割であると整理したことを踏まえ、引き続き、全国社会保険労務士会連合会と連携して、電子申請の課題の把握等を行うとともに、オンライン利用車の大胆な引き上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>g 環境省は、電子マニフェストが排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者全てが使用することで機能する制度であることを踏まえ、原則として全ての事業者に使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>あわせて、小型家電等に含まれる貴重な資源の回収・再利用の促進及び中小企業・小規模事業者の電子マニフェストの利用促進の観点から、宅配便を活用した小口回収等について、関係者と連携して速やかに検討を行い、電子マニフェスト利用による資源回収・再利用の推進に資する施策について、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p>	<p>【法務省】 (商業・法人登記関連手続、不動産登記関連手続、成年後見登記、戸籍関連手続、動産・債権譲渡登記事項概要証明書の交付請求について) 登記・供託オンライン申請システムに関し、API仕様の公開方法について民間事業者へのヒアリングや意見交換を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすい検索可能なデータ形式とした上で、ホームページにおける公開方法を直視して容易にたどり着くように改善を図った。また、登記・供託オンライン申請システムのかんたん証明書請求について、スマートフォン専用画面を設け、スマートフォン等による登記事項証明書の請求の利便性の向上を図った。 さらに、商業・法人登記関連手続及び不動産登記関連手続につき、オンライン利用率引き上げに係る基本計画に基づいて、利用者がオンラインによる登記申請に必要な情報に容易にアクセスすることができるよう、法務省で取り扱うオンライン申請手続に係る情報を集約したウェブページを法務局ホームページに設けた上で、例えば、「株式会社設立登記をしたい」、「転勤等で引越した」などライフイベントや目的別のボタンを設け、遷移後の画面においてそれぞれのオンライン申請の手順を分かりやすく案内するよう見直しを行い、その上で、法務局ホームページのトップページ上部に新たにバナーを表示した。加えて、法務局ホームページについてスマートフォン対応を行い、利用者のアクセシビリティの向上を図った。更には、Twitterによってオンライン申請の利用の周知も図った。</p> <p>(中長期在留者及び所属機関等による届出手続について) 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ策定されたオンライン利用率引き上げの基本計画に基づき、令和4年11月14日から同年12月10日にかけて、利用者に対するオンラインによる手続のアンケート調査を実施した。また、令和5年3月17日から、在留留付認定証明書の電子的交付を開始した。</p> <p>(在留申請関連手続について) 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ策定されたオンライン利用率引き上げの基本計画に基づき、令和4年11月14日から同年12月10日にかけて、利用者に対するオンラインによる手続のアンケート調査を実施した。また、令和5年3月17日から、在留留付認定証明書の電子的交付を開始した。</p> <p>(在留申請手続について) 法務省では、基本計画に關し、船舶観光上陸許可申請書の電子化に向けては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により停止していた外国クルーズ船の受入れが本年3月に再開されたことを受け、関係機関との調整を含めた所要の検討が必要となるため、結論を出すまでには至っていない。</p> <p>【外務省】 在留留付の各種届出(新規・変更/帰国、出国)(外務省) 届出のオンライン化が旅券等のオンライン申請に必要なため、オンライン化の周知を継続して実施する。</p> <p>旅券発給申請手続 令和4年度の戸籍電子証明書の導入を踏まえ、戸籍の添付省略によって旅券発給申請手続の完全オンライン化を実現する。切替申請に加え、オンラインでの新規申請を全都道府県へ拡充する。</p> <p>a【財務省】 (国税申告手続等及び国税納付手続等) 令和3年10月18日にオンライン利用率引き上げの基本計画を策定・公表(令和4年10月21日改定)し、当該計画に基づきオンライン利用率を引き上げる取組を推進してきた。 具体的には、利便性向上施策に係る届出・広報のほか、関係団体等を通じた利用動向、アンケート等を通じた利用者のニーズの把握、所得税申告ではマイナンバー連携による自動入力対象手続の拡大に向けた取組など、目標達成に向けた取組を実施した。 それぞれの事業における令和3年度のオンライン利用率は次のとおり。 ・国税申告手続等 ・国税申告手続(法人税申告) …… 87.9%(取組期間:令和5年度末、目標:90%) ・国税申告手続(消費税申告(法人)) …… 88.7%(取組期間:令和5年度末、目標:90%) ・国税申告手続(所得税申告) …… 59.2%(取組期間:令和4年度末、目標:65%) ・国税申告手続(消費税申告(個人)) …… 68.4%(取組期間:令和5年度末、目標:75%) ・国税申告手続(相続税申告) …… 23.4%(取組期間:令和5年度末、目標:40%) ・国税納付手続等 ・国税納付手続 …… 32.2%(取組期間:令和7年度末、目標:40%) ・納税証明書の交付請求 …… 12.9%(取組期間:令和5年度末、目標:20%)</p> <p>(外国往來船又は外国往來航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請及び 給用品又は機用品の積込みに関する手続) 対手続に係る申請を畫面で行う事業者(申請者)に対して、アンケートを実施(令和4年6月実施、同年10月財務省HPにて結果公表)し、オンライン申請を行わない理由及び現行システムの評価等の実態把握に努めた。また、個別に事業者へヒアリングを実施するとともに、NACCS関連資料を活用しながら、オンライン申請の適応を行った。</p>	措置状況	評価区分				

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	18	行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進	環境省は、主体的にデジタル庁と連携の上、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続について、国による、元々のデジタル化の実現に向け、必要な取組を開始する。その際にはデジタル原則に則し、利用者目線で手続・運用の標準化に取り組み、民間アプリとの連携を含めて利用者にとって利便性が高いUI・UXを実現するとともに、手続面における不要なローカルルールの廃止が徹底されるよう取り組む。また、マイナンバーカードやGISの活用、各種証明書の添付省略等のフロンティア、手数料等の支払のキャッシュレス化、地方公共団体内部の業務のデジタル化が図られるよう取り組むとともに、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、狩猟免許のデジタル化の実現等を検討し、可能なものから順次必要な措置を講ずる。	①各府省は、現時点でオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を行うことが困難としている手続及びオンライン利用率引き上げの基本計画が策定されていない手続118種類について、以下①から⑦までの取組を行う。 ①内閣府は、主体的にデジタル庁、総務省等の関係府省と連携の上、児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)の改正により、令和4年6月から添付書類の見直しや現届の一律の届出義務を見直し、原則不要とするなどにより児童手当の認定の請求等のオンライン化及びオンライン利用率の引き上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 ②デジタル庁は、財務省その他の関係府省と連携し、納入者からの納入告知書等の受領のオンライン化も含め、国における会計・契約・調達等のデジタル完結及びオンライン利用の促進に向け、必要な検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 ③総務省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、危険物取扱者免状のデジタル化の実現等を検討し、オンライン化及びオンライン利用率の引き上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 ④総務省は、住民票の写し等の交付請求及び戸籍の附票の写しの交付請求について、住民等の利便性向上等の観点から行政機関間の情報連携の促進、コンビニ交付の普及等に取り組むとともに、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に係る全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、オンライン利用率の引き上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 ⑤総務省は、行政相談の申出について、現在整備中の「行政相談委員ウェブサイト」の活用を促進するとともに、その状況を踏まえ、オンライン利用率の引き上げに向け、具体的な検討を行う。 ⑥総務省は、行政文書の開示請求について、内閣府及びデジタル庁における行政文書の電子的管理の検討状況を踏まえ、情報公開業務のプロセス全体が効率化されるよう留意しつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引き上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。あわせて、各府省と連携して、手数料のキャッシュレス化を推進する。 ⑦総務省は、経済センサス基礎調査について、統計委員会での審議を踏まえつつ、オンライン利用率の引き上げに向けた具体的な手法を検討し、必要な措置を講ずる。 ⑧法務省及び厚生労働省は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に基づく監査報告書の提出及び技能実習計画の認定申請について、令和3年度末で完了した調査研究の結果を踏まえ、オンライン化及びオンライン利用率の引き上げについて、速やかに検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 ⑨外務省は、在外公館における査証の発給申請について、国際的な人の往來の再開状況を踏まえつつ、オンライン化及びオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。 ⑩財務省は、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)における被扶養者に係る届出等について、デジタル庁と主体的に連携した上で、e-Gov電子申請サービス及び今後整備予定のe-Gov審査支援サービスを活用したオンライン化について検討を進め、遅くとも令和6年度までに申請届出のオンライン化を実現するとともに、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結について引き続き検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業創設防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済」で抜本的なBPRとデジタル化が進められていることを参考とする。	【財務省】 〔外国貨物の輸入、移入、展示等及び給保入れの承認〕 オンライン利用率引き上げに係る基本計画を踏まえ、当該オンライン手続の簡素化等に係るニーズに関して、業界団体と意見交換を行うなど、目標達成に向けた取組を進めている。  〔銀行等を経由する支払等の報告〕 令和3年10月18日に策定した、オンライン利用率引き上げに係る基本計画に基づき、令和4年1月に日本銀行外為法手続オンラインシステムの更新を行い、利用開始時における「送信用プログラム」のインストールを不要とするなど、送金済みデータの検索・ダウンロードを可能とするなど、オンラインでの提出の利便性向上を図った。 また、大口の書送報告者や銀行等に対して、日本銀行外為法手続オンラインシステムの更改を周知し、面談や電話でヒアリングを行うことによりオンライン報告の利用を促進するなど、積極的な働きかけを行った。  a【文部科学省】 「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」の改修を行い、マイナンバーの自己情報取得APIを活用し、申請者が所属情報等をオンライン上で取得・提出できるようにすることや、オンライン申請画面にマイナンバーを入力できるようにすることで、令和4年度より、オンライン申請時の画面提出を不要とした。また、令和4年度の都道府県向け説明会において、オンライン申請の積極的な導入を要請したほか、申請者向けリーフレットを作成し、ホームページ等で周知を行った。  a【厚生労働省】 ＜厚生年金保険関連手続＞ 令和2年12月に「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」を策定したことを踏まえ、着実に取り組んでいる。電子申請の利用促進については、令和2年度から、電子申請による届出が義務化された資本金1億円超の法人等の事業所及び被保険者数10人以上の事業所を重点利用促進事業所として、電子申請への移行促進の集中的な取組を開始し、令和3年度には、被保険者数5人以上の事業所を新たに重点利用促進事業所に加え、電子申請への移行を推進している。令和4年度は、新たに義務化対象となる事業所を着実に電子申請へシフトさせるとともに、令和3年度に集中的な取組対象とした被保険者5人以上事業所のうち電子申請未実施である事業所への集中的な取組を継続し、電子媒体の利用状況など事業所の特性やニーズに応じた訪問、電話、文書、動画を活用した利用促進を進めるとともに、短時間労働者等の適用拡大等の他の施策と併せた周知・広報を行った。取組の結果、主要7届書(※)の電子申請利用割合(令和4年10月末現在)は、集中的な利用促進を開始する前(令和元年度)の23.0%から63.9%まで大幅に増加した。 (※)資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、費支払届、被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届 また、デジタルワークフローの確立に当たり、届書の電子データによる審査・電子決裁を前提とした事務処理の拡大を図るため、経過管理・電子決裁システムのデータ処理対象届書の拡大、システムチェックを活用した審査工程の短縮等に取り組んだ。  ＜国民年金・厚生年金保険等関連手続(個人からの提出手続)＞ 令和3年10月に「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」を策定したことを踏まえ、着実に取り組んでいる。国民年金の保険料免除・納付済予の申請及び学生納付特例の申請並びに資格取得の届出及び種別変更の届出について、マイナンバーを活用し、電子申請を令和4年5月から、申請者の情報をあらかじめ申請画面に表示することにより入力の手間を省いた簡易な電子申請を可能とするサービスを令和4年10月から開始した。また、扶養親族等申告書の簡易な電子申請については、令和5年9月開始予定としてシステム開発を進めている。  ＜食品衛生法に基づく営業許可の申請等＞ ・リーフレット等により、法人共通認証基礎のeBizIDの取得、活用を推奨した。 ・営業許可申請等に関する手続について、オンラインで事前にご相談できる環境整備を推進した。 ・スマートフォンを利用して容易にアカウント作成、営業届出が行える機能改修を実施した。 ・事業者が申請時に複数自治体へ一括申請・届出を行えるよう機能改修を実施した。 ・事業者が所有する情報を活用した一括取込・申請が行えるよう機能改修を実施した。  ＜建設業退職金共済手帳の請求(手帳申込)手続＞ マニュアル及び解説動画のホームページ掲載、オンライン説明会の複数回実施、利便性向上のための就労実績報告作成ツール改修を行うなど、電子申請方式の普及に向けた取組を実施した。	a【文部科学省】 引き続き、利用者からの要望を踏まえたシステム改修を行うなど、更なる利便性の向上に取り組むとともに、より広くオンライン申請が活用されるよう、引き続き周知を行う。また、令和5年度中の通知のオンライン化を検討している。  a【厚生労働省】 ＜厚生年金保険関連手続＞ ・国民年金・厚生年金保険等関連手続(個人からの提出手続) 令和4年5月に開始した国民年金の保険料免除等の電子申請の利用促進に向け、日本年金機構において、免除等対象者に対する免除等対象者に対する申請勧奨をする際に、電子申請の案内をする等の周知を行うつつ、更なる電子申請の利用促進を図るため、より効率的・効果的な勧奨や周知等の対策を検討する。 また、扶養親族等申告書の簡易な電子申請については、令和5年9月開始予定として引き続きシステム開発等を進める。  ＜食品衛生法に基づく営業許可の申請等＞ ・食品等事業者の手続コスト削減等に資する機能の追加に取り組んでいる。  ＜建設業退職金共済手帳の請求(手帳申込)手続＞ 建設キャリアアップシステム(OCUS)とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善など共済契約者等の利便性を高めるため電子申請専用サイトの充実を図る他、既存の契約者に対して電子申請方式の利用者IDを交付する仕組みを構築することを通じて利用促進を図る。				

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		18	行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進	<p>①厚生労働省は、次に掲げる手続について、デジタル庁と検討・整理を行っている地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる手続におけるマイナンバー/e-Govの活用拡大についての方針が調い次第、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;取組対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)及び児童福祉法における支給認定の申請</li> <li>・結核患者の入院等の届出</li> <li>・犬の登録の申請・登録・鑑札の交付</li> <li>・埋葬、火葬又は改葬の許可の申請</li> <li>・児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)における各種届出</li> <li>・妊娠の届出</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における手続</li> <li>・身体障害者手帳の交付の申請</li> <li>・自立支援医療費の支給認定の申請</li> <li>・特別児童扶養手当の所得状況届</li> <li>・特別障害者手当の所得状況届</li> <li>・介護保険法(平成9年法律第123号)における手続</li> <li>・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)における資格喪失の届出等</li> <li>・中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等</li> <li>・生活保護における生計状況の変動等の届出等</li> <li>・麻薬及び向精神薬取締法における免許証の返納</li> <li>・企業年金連合会が支給する老齢年金給付等を受ける権利の請求及び当該老齢年金給付等の受給者に係る住所変更届</li> </ul> <p>②厚生労働省は、歯科医師の届出及び歯科衛生士の届出について、令和4年度中に医療従事者届出システムによるオンライン化を実現するとともに、オンライン利用率を引き上げる取組を開始する。あわせて、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、適切な連携について検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>③厚生労働省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、技能検定の受験の申請、医師等國家試験及び医師等國家試験予備試験の手続について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>④厚生労働省は、中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済」で抜本的なBPRとデジタル化が進められていることを参考とする。</p> <p>⑤農林水産省は、農林業センサス研究会での審議を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を速やかに開始する。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;病院報告の提出について&gt;</li> <li>令和3年10月22日にオンライン利用率引上げの基本計画を策定し、令和7年度までにオンライン利用率を85%にすることを目標としているところ、令和3年度のオンライン利用率は84.1%である。また、令和3年度のオンライン回答可能率は96.8%となっている。都道府県等を対象とした会議(全国厚生統計主管課担当者会議)や厚生労働省ホームページなどでオンライン調査導入のメリット(オンラインでは、自動で記入内容のチェックを行う機能があるため、審査の負担軽減につながる等)や導入方法(導入に当たっての手順等)の周知を行うことで、オンライン利用率及びオンライン回答可能率の引上げを進めている。</li> <li>&lt;毎月勤労統計調査について&gt;</li> <li>令和3年10月22日にオンライン利用率引上げの基本計画を策定し、令和5年度までにオンライン利用率を50%にすることを目標としているところ、令和3年度のオンライン利用率は49.8%である。また、令和3年度のオンライン回答可能率は73.0%となっている。令和3年7月以降に新たに調査対象となった全事業所にオンライン回答のためのID・PWを配布することで、オンライン利用率及びオンライン回答可能率の引上げを進めている。</li> <li>&lt;高齢者等の雇用状況等の定期報告&gt;</li> <li>・高齢者等の雇用状況等の定期報告では、令和6年度末までにオンライン利用率30%の目標達成に向けて、電子申請周知用リーフレット等の内容の充実及び経済団体に傘下企業への周知依頼を要請する等、周知の取組を強化した。その結果、令和3年度及び令和4年度のオンライン利用率は、それぞれ28.0%、35.2%となり、目標を達成した。</li> <li>・令和5年度より、e-Govを使用する際の認証方式が変更(令和4年度までは厚生労働省にて個別に認証用のID及びパスワードを発行していたところ、令和5年度からはGビズIDを活用する方式(事業主が個別に取得したID及びパスワードを利用)に変更される予定となっており、ハローワーク等に事業所関係者が多く来所する令和4年度末の時期を捉えて、周知リーフレットの配布を行った。</li> <li>&lt;職業安定法に基づく求職者の申込み・採否結果の通知&gt;</li> <li>求職者の申込み及び採否結果の通知は、令和2年1月にオンライン化を行い、オンライン利用率向上に向けて、窓口等での案内により「求職者マイページ」の利用について求職者への周知を行っている。</li> <li>&lt;職業安定法に基づく求職者の申込み&gt;</li> <li>求職者の申込みは、令和3年9月にオンライン化を行い、オンライン利用率向上に向けて、窓口等での案内により「求職者マイページ」の利用について求職者への周知を行っている。</li> <li>&lt;対象障害者の雇用に関する状況の報告&gt;</li> <li>・対象障害者の雇用に関する状況の報告では、令和6年度末までにオンライン利用率30%の目標達成に向けて、電子申請周知用リーフレット等の内容の充実及び経済団体に傘下企業への周知依頼を要請する等、周知の取組を強化した。その結果、令和3年度及び令和4年度のオンライン利用率は、それぞれ23.1%、31.3%となり、目標を達成した。</li> <li>・令和5年度より、e-Govを使用する際の認証方式が変更(※)される予定となっており、これによるオンライン利用率の低下を最小限にすべく、ハローワーク等に事業所関係者が多く来所する令和4年度末の時期を捉えて、周知リーフレットの配布を行った。</li> <li>(※)令和4年度までは厚生労働省にて個別に認証用のID及びパスワードを発行していたところ、令和5年度からはGビズIDを活用する方式(事業主が個別に取得したID及びパスワードを利用)に変更</li> <li>&lt;外国人雇用状況届出システムに届け出る外国人雇用状況届出&gt;</li> <li>基本計画に定めたアクションプランa(労働局・ハローワーク経由で窓口で届出を提出する事業主等に対して周知活動)に基づき、外国人雇用状況届出システムを利用していない事業所等に勧奨リーフレットを配布・説明し周知を図った。本省HPにも掲載。また、アクションプランb(アンケートの実施)に基づき、外国人雇用状況届出システム未利用事業所等にアンケートを実施。認知度や未利用の理由等について集計。</li> <li>&lt;労働基準法関係手続&gt;</li> <li>労働基準法に基づく届出のオンライン利用率引き上げのため、API連携に必要な仕様等の公開やエラーチェック機能の拡充などによって、利用者の利便性向上を図った。</li> <li>&lt;労働保険関連手続&gt;</li> <li>「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」に基づき、年間10万件以上の手続について、オンライン利用率を引き上げるための「基本計画」を策定(令和3年10月22日)。</li> <li>当該計画において、オンライン利用率目標値やオンライン利用率引上げに向けたアクションプランを定めており、令和6年度末までにオンライン利用率を30%まで引き上げることが目標としているほか、アクションプランとして以下a～eの取組みを行っている。</li> <li>a 訪問アドバイザーによる、電子申請の初期設定等に関する支援事業</li> <li>b 年度更新申告事業場へのGビズIDの周知</li> <li>c オンラインサポート体制(チャットボット)の導入</li> <li>d デジタル広告を活用したオンライン申請の利便性等の周知</li> <li>e 社労士への周知及び意見交換</li> </ul>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;病院報告の提出について&gt;</li> <li>・病院報告等を対象とした会議(全国厚生統計主管課担当者会議)や厚生労働省ホームページなどで、オンライン化のメリットや導入方法の周知を引き続き行うとともに、「政府統計共同利用システム」の利用を選択していない保健所に対して、導入していない理由等の聞き取りを行い、オンライン回答可能率及びオンライン利用率の引上げを進める。</li> <li>&lt;毎月勤労統計調査について&gt;</li> <li>・毎月勤労統計調査対象となった事業所へのID、PWの配布を進めることで、令和6年1月調査からオンライン回答可能率が100%となる見込みである。また、オンライン利用率についても、調査対象事業所にオンライン回答についての周知を継続して実施し、利用率の上昇を図る。</li> <li>&lt;高齢者等の雇用状況等の定期報告&gt;</li> <li>・令和5年度より、e-Govを使用する際の認証方式が変更される予定となっており、令和5年度当初において、経済団体に傘下企業への周知依頼を要請することにより、引き続きオンライン利用率の向上を推進してまいりたい。</li> <li>&lt;職業安定法に基づく求職者の申込み・採否結果の通知&gt;</li> <li>引き続き「求職者マイページ」の利便性向上に関する周知等を積極的に行うことにより、オンライン利用率のさらなる向上を図る。</li> <li>&lt;職業安定法に基づく求職者の申込み&gt;</li> <li>引き続き「求職者マイページ」の利便性向上に関する周知等を積極的に行うことにより、オンライン利用率のさらなる向上を図る。</li> <li>&lt;対象障害者の雇用に関する状況の報告&gt;</li> <li>・令和5年度より、e-Govを使用する際の認証方式が変更される予定となっており、令和5年度当初において、経済団体に傘下企業への周知依頼を要請することにより、引き続きオンライン利用率の向上を推進してまいりたい。</li> <li>&lt;外国人雇用状況届出システムに届け出る外国人雇用状況届出&gt;</li> <li>外国人雇用状況システムの更なる利用促進を図るため、基本計画に定めたアクションプランb(アンケートの実施)の結果を踏まえ、引き続きアクションプランa(労働局・ハローワーク経由で窓口で届出を提出する事業主等に対して周知活動)で用いた勧奨リーフレット等を活用しながら周知に努める。</li> <li>&lt;労働基準法関係手続&gt;</li> <li>オンライン利用率の更なる向上に向けて検討していく。</li> <li>&lt;労働保険関連手続&gt;</li> <li>令和4年度(上期)において①～⑤合計でオンライン利用率20.3%であり、毎年度着実に伸びていることを踏まえ、令和5年度以降も引き続き、基本計画に沿って各アクションプランの取組みを行う。</li> </ul>					

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	行政手続におけるオンライン利用率を大層に引き上げる取組の推進	18					<p>【厚生労働省】</p> <p>&lt;労災保険特別加入関連手続&gt;</p> <p>・令和4年6月に労働保険の年度更新書類に同封する事業主向け施策周知用リーフレットにGbizIDの活用により電子署名を省略することができる旨を記載のうえ、年度更新の対象となる全ての労働保険事務組合、特別加入団体及び海外派遣事業主に対して送付。</p> <p>・「特別加入に関する変更届(中小事業主等及び一人親方等)」について、入力必須欄(労働保険番号、事業の名称、事業場の所在地、申請年月日等)のハイライト(黄色)表示を実施し、ハイライト表示の一部(事業の名称、事業場の所在地、事業主の住所、氏名)については、文字数制限の表示を実施(令和4年5月30日リリース済み)。</p> <p>・以下の手続についても、上記と同様に入力必須欄のハイライト表示を令和5年2月27日にリリース済み。</p> <p>①特別加入に関する変更届(海外派遣者)、②特別加入の申請(中小事業主等)、③特別加入の申請(一人親方等)、④特別加入の申請(海外派遣者)</p> <p>&lt;労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監督署への報告&gt;</p> <p>①健康診断結果報告 全国労働衛生週間等の機会を捉え、事業者に対して電子申請の利用を周知している。</p> <p>②労働者死傷病報告(死亡及び休業4日以上) 各種機会を捉えて、事業者に電子申請の利用を周知している。</p> <p>&lt;労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続関係&gt;</p> <p>現状はオンライン申請システムは未整備であるが、令和4年10月5日に開催された第7回安全衛生関係指定制度運営評価会議において、免許試験を実施している指定試験機関におけるオンライン申請システムの構築に係る経費の確保のための手数料引き上げを盛り込んだ第5期中期計画が承認された。当該計画に基づき令和5年4月より手数料を引き上げるとともに、令和5年度からオンライン申請システムの開発を開始する予定である。</p> <p>&lt;雇用保険関連手続&gt;</p> <p>令和2年12月4日に策定したオンライン利用率上げの基本計画について、令和3年4月、6月及び10月に改定・更新を行うとともに、基本計画に定めたアクションプラン(電子申請アドバイザーによる電子申請を利用するための初期設定や申請方法に係る事業所への説明、無料で取得可能なGbizIDの周知、返戻文書はその電子ファイルを事業主から被保険者にメールで転送可能であることの周知、電子申請を行っていない社労士に対する電子ファイルの利用動向、各種雇用保険関係手続の申請書の記入方法等に関するチャットボットの導入)を実施した。これらの取組の結果、令和5年3月末時点において、オンライン利用率50%の目標を達成した。</p> <p>&lt;保険医療機関等の申請手続等事業&gt;</p> <p>保険医療機関等に対し直接ヒアリングを行い、オンライン申請の利用開始の障壁となっている要因調査を実施した。</p> <p>a【農林水産省】</p> <p>農林水産業における行政手続のオンライン利用を進めるため、農林水産省が所管する約3,300の手続のオンライン化の安裝を行った。また、市町村等の審査機関へのeMAFFの接続、組織管理者アカウント、審査者アカウントの払い出し等を実施中。</p> <p>a【経済産業省】</p> <p>【経営力向上計画申請】</p> <p>オンライン利用率の引上げに係る基本計画を策定し、計画に基づき事業者の利便性を鑑みたシステムの改修、システム操作説明動画の作成や計画申請のサポート団体に対するオンライン利用に関する周知依頼を行うことで、オンライン利用率の引き上げを図った。(令和4年1月末時点の経済産業省単管の経営力向上計画新規認定におけるオンライン率は約11%)</p> <p>【中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済】</p> <p>令和2年4月から開始した全体計画策定・要件定義策定部分については、令和3年9月に終了。ベースとなるアプリ開発やPMO(共済システムの開発プロジェクトにおけるマネジメントを横断的に行う部門)等について、調達を行い、システムの基本設計を行っている。</p> <p>【経済産業省生産動態統計調査】</p> <p>・オンライン報告開始手続きの簡素化、統計HPの見直し(マニュアル、コンテンツ更新)、調査対象事業所へのオンライン報告の推奨等</p> <p>・効果: オンライン率 R3年 72.3% ⇒ R4年 75.8%</p> <p>【商業動態統計調査】</p> <p>・オンライン報告開始手続きの簡素化、統計HPの見直し(マニュアル、コンテンツ更新)、調査対象事業所へのオンライン報告の推奨、電子調査票の改修等</p> <p>・効果: オンライン率 R3年46.7% ⇒ R4年 47.5%</p> <p>【情報処理技術者試験】</p> <p>次期のインターネット願書受付システム等を令和4年度中に調達・導入したことにより、情報処理技術者試験の受験願書の提出についてオンライン利用率100%を達成。</p> <p>【電気計器の検定関連手続】</p> <p>電子申請を利用されていない事業者に対する個別説明会の実施や複数パターンの申請様式の記載例の提供等により、オンライン利用率の引き上げを図った。(令和5年1月中のオンライン率は、「特定計量器の検定(指定法人)」は98%、「変成器付き電気計器の検査(指定法人)」は89%)</p> <p>【特許出願等手続き】</p> <p>システム開発等の準備を進めている。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>&lt;労災保険特別加入関連手続&gt;</p> <p>特別加入の電子申請に係る事務処理がシステム上で完結するよう、具体的な改修内容について、関係部署と調整を行う。</p> <p>&lt;労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監督署への報告&gt;</p> <p>①健康診断結果報告 引き続き、機会を捉えて周知に努めてまいりたい。また、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から直接電子申請が可能となるようなシステム改修を行う。</p> <p>②労働者死傷病報告(死亡及び休業4日以上) 引き続き、機会を捉えて周知に努めてまいりたい。また、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から直接電子申請が可能となるようなシステム改修を行う。加えて、報告は原則として電子申請とすることとし、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等より一層推進する。</p> <p>&lt;労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続関係&gt;</p> <p>令和5年度からオンライン申請システムの開発を開始する予定である。</p> <p>&lt;雇用保険関連手続&gt;</p> <p>引き続き特定法人をはじめ電子申請未利用事業所に対し、説明会の開催や訪問、電話などによる利用動向を進めるとともに、事業所へのアンケート調査や全国社会保険労務士会連合会との定期協議会を通じて把握した課題やニーズに基づいて、電子申請の利便性向上を進める。</p> <p>&lt;保険医療機関等の申請手続等事業&gt;</p> <p>・引き続き、保険医療機関等へのヒアリングによる要改善箇所の調査を行い、また、オンライン申請機能の紹介も継続して実施する。</p> <p>・保険医療機関等にオンライン申請の利用開始に必要なID/PW発行を能動的に提供し、オンライン利用率の向上を後押しする。</p> <p>a【農林水産省】</p> <p>農林水産業における行政手続のオンライン利用を本格化するため、引き続き、地方自治体等にeMAFFの説明を行いつつ、農林漁業者に対するeMAFFセミナーの開催、申請方法に関する説明動画の配信等の取組を進める。さらに、審査機関や農林漁業者からのフィードバックを踏まえ、継続的にUI/UXの改善を実施する。</p> <p>a【経済産業省】</p> <p>【経営力向上計画申請】</p> <p>事業者及び行政側のニーズを確認した上でシステムの改修を行うとともに、オンライン利用推進のためにHPや計画に関する手引きの記載の見直しや申請サポート団体へのオンライン利用への周知依頼を実施し、さらなるオンライン利用率の向上を図る。</p> <p>【中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済】</p> <p>令和7年9月から、両共済における全ての手続についてオンライン化を実施する予定。令和5年9月から先行的に、両共済における掛金月額変更等の保全手続き及び加入手続きについてオンライン化を実施する予定。</p> <p>【経済産業省生産動態統計調査】</p> <p>・オンライン報告開始手続きの簡素化、統計HPの見直し、調査対象事業所へのオンライン報告の推奨等</p> <p>【商業動態統計調査】</p> <p>・オンライン報告開始手続きの簡素化、統計HPの見直し、調査対象事業所へのオンライン報告の推奨等</p> <p>【情報処理技術者試験】</p> <p>実施済</p> <p>【電気計器の検定関連手続】</p> <p>電子申請を利用されていない事業者に対する個別説明会での要望や申請システム利用者に対するアンケートの結果を踏まえて、利用者の利便性向上を目的としたシステム改修を検討している。</p> <p>【特許出願等手続き】</p> <p>特許出願等の手続きは電子出願ソフトを用いてオンライン申請可能な状況であり、オンライン利用率は100%に近い状況であるが、デジタル化されていない申請手続の措置として、引き続き、システム開発等を進めていく。</p>		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	18	行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進					<p>【国土交通省】</p> <p>建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省)</p> <p>令和5年1月10日より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」の運用を開始し、電子申請が可能となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省)、自動車の保管場所証明の申請(警察庁)オンライン利用率引き上げの基本計画(令和3年12月10日改定)に記載の施策のうち、</li> <li>・車検証の電子化により継続検査や変更登録・移転登録のOSS申請について運輸支局等への来訪を不要化(令和5年1月4日開始)</li> <li>・基本4情報連携による申請者の情報入力省力化及び住民票の提出不要化(令和5年1月4日開始)</li> <li>・OSS未対応であった3府県におけるOSS対象地域の拡大を行い、全都道府県の導入が完了(令和5年1月4日開始)した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化(国土交通省)</li> <li>・「建築確認等のオンライン利用率引き上げの基本計画」(令和2年12月策定、令和3年9月改訂)に基づき、令和5年3月に第三者チェック委員会を開催し進捗状況の確認を行ったほか、計画に沿った取り組みを推進した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出(国土交通省)</li> <li>令和7年度までのオンライン化に向けて、業務フローの見直しや申請時等の添付書類の見直し等を含めたBPR調査を実施。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象建設工事の届出(国土交通省)</li> <li>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条の規定に基づき、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に届けなければならないこととしており、各都道府県において受付方法や提出資料の運用が定められているところである。</li> <li>令和3年度において、各都道府県に対して電子申請に関する調査を実施したところ、4の都道府県では既に電子申請を実施しており、6の都道府県では検討中との回答があった。</li> <li>当該調査の結果も踏まえ、国土交通省としては、届出の電子申請を進めていただけるよう各都道府県に対して周知を行っている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保障契約情報の事前通報(国土交通省)</li> <li>通報に利用可能なオンライン手段として、既にNACCs(輸出入・港湾関連情報処理システム)が利用可能であったところ、令和5年1月に電子メールを新たに利用できることとした。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇入契約成立等の届出(国土交通省)</li> <li>雇入契約成立等の届出に係る届出書類の一部を省略できるよう運用の見直しを行った(令和5年3月)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係留施設使用許可申請及び出入港届(国土交通省)</li> <li>NACCsの機能改善によるオンライン利用率の向上を図るため、サイバーポート(港湾管理分野)の取り組みによりパスウィンドウ機能の構築を進めている。同機能について令和5年1月～2月にかけて特定の4港湾において実証を行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上交通安全法(昭和47年法律第115号)及び港則法(昭和23年法律第174号)関連手続(国土交通省)</li> <li>オンライン利用率引き上げのため、メールやNACCsといった既に導入済みのオンラインでの手続き方法について、関係者への周知を継続して行っており、オンライン利用率は増加傾向にある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操縦免許の有効期間の更新(国土交通省)</li> <li>マイナポータルと連携したオンライン申請を令和7年末までに実現するため、海技資格制度事務処理システムと国家資格等情報連携・活用システムの連携に関し必要な調査を令和5年度に行うための予算要求を実施した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車損害賠償責任保険証明書の提示(国土交通省)</li> <li>「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」で示された目標(60%)の達成に向けて、システムを運用する保険業界に対して自賠責保険を扱う保険会社が電子化を進めるように働きかけを行ってきたところ。</li> <li>現在オンライン利用率は33%(令和3年度末現在)であり、基本計画で示した中間目標の45%を達成した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車輸送統計調査(国土交通省)</li> <li>全様式において「e-Survey」による回答を可能とし、回答時のログイン方法を見直し。また、調査依頼のオンライン化に対応した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の予備検査(国土交通省)</li> <li>「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」に基づき、オンライン利用率の算定方法の検討を実施した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査対象軽自動車の継続検査・新規検査・記載事項変更(国土交通省)</li> <li>「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」に基づき、オンラインで納税状況を確認できる仕組みを構築し、令和5年1月より開始した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の入居申請等(国土交通省)</li> <li>「オンライン手続を導入している複数の地方公共団体へのヒアリングを実施し、現状、課題等を聴取した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期優良住宅建築等計画の認定(国土交通省)</li> <li>・所管行政庁に対してアンケート調査等を実施した上で、電子申請の取り扱いについて技術的助言等を出し、運用について周知した。(令和5年2月27日)</li> <li>・所管行政庁に対し、オンライン申請システムの構築や手数料の電子納付を行っている取組事例を情報提供した。</li> </ul>	<p>【国土交通省】</p> <p>建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省)</p> <p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録、検査対象外軽自動車の使用の届出等、自動車の保管場所証明の申請</li> <li>令和5年10月に電子車検証を活用した入力情報の省略化、令和6年4月にスマートフォンによるOSS申請及び進捗確認機能の追加、令和6年10月にOSS申請時の添付書類である登記事項証明書の電子化を行うなど、引き続きOSSの利用促進を図る。</li> <li>デジタル技術に精通する者で構成された「OSS利用促進部会」において洗い出された課題に対する対応策について、引き続き具体的な実施方法の検討を行うと共に、申請者への利用促進活動やOSSポータルサイトの入力項目削減などの対策については、順次実施予定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化(国土交通省)</li> <li>引き続き、基本計画に沿ってオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出(国土交通省)</li> <li>令和4年度の調査の結果を踏まえ、関係者と協議を行いながら、具体的なオンライン申請の形式・方法等を検討。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象建設工事の届出(国土交通省)</li> <li>各都道府県における実施事例の収集・情報提供等を行う等、引き続き、各都道府県に対し届出の電子申請を進めていただくよう周知を続ける。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保障契約情報の事前通報(国土交通省)</li> <li>引き続き適切なオンラインを利用した通報のあり方を検証する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係留施設使用許可申請及び出入港届(国土交通省)</li> <li>オンライン利用率向上に向けて、実証の結果を踏まえた改修を行い、令和6年1月より本格稼働を予定している。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上交通安全法(昭和47年法律第115号)及び港則法(昭和23年法律第174号)関連手続(国土交通省)</li> <li>引き続き関係者への周知を行い、目標に掲げたオンライン利用率の到達を目指す。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操縦免許の有効期間の更新(国土交通省)</li> <li>マイナポータルと連携したオンライン申請を令和7年末までに実現するため、令和5年度に海技資格制度事務処理システムと国家資格等情報連携・活用システムの連携に関し必要な調査を実施するとともに、令和6年度に海技資格制度事務処理システムの改修を行うための予算要求予定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車損害賠償責任保険証明書の提示(国土交通省)</li> <li>継続して、目標(60%)の達成に向けて現在の取組を引き続き実施する予定。</li> <li>なお、自賠責自体の電子化に向けた検討は現在、自賠責の発行主体である損保業界において自賠責データベースを構築する方向で調整をしており、2024年の運用開始を目指して具体的な検討を進めているところと承知している。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車輸送統計調査(国土交通省)</li> <li>引き続き、オンライン利用率を引き上げる取組を推進していく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の予備検査(国土交通省)</li> <li>「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」に基づき、令和8年度まで取組を実施する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査対象軽自動車の継続検査・新規検査・記載事項変更(国土交通省)</li> <li>「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」に基づき、令和8年度まで取組を実施する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の入居申請等(国土交通省)</li> <li>・オンライン手続の導入状況について、実態把握のための全国的な調査を行い、現状、課題等を把握し、結果をとりまとめた上で、調査結果について各事業主体に共有し、研修会等でオンライン手続の利用を働きかけるなど、オンライン利用率を引上げる取組を推進する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期優良住宅建築等計画の認定(国土交通省)</li> <li>引き続き、長期優良住宅建築等計画の認定の電子申請等について所管行政庁に情報提供を行うなど、オンライン利用率を引上げる取組を推進する。</li> </ul>		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		18	行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進				<p>【環境省】</p> <p>a:犬と猫のマクロチップ情報登録(環境省)</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の令和4年6月1日の改正施行に向けて、情報登録電子システムの設計、構築を行った。また、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」で定めたオンライン利用率目標である90%以上を実現するため、目標期間である令和5年3月末までに各アクションプランを実施した。加えて、利用者のオンライン利用率向上に資する取組として、令和4年6月に専用ホームページとコールセンターの開設を行った。これらの取組により、令和5年3月時点で、目標の約34万頭を大幅に上回る約70万頭の犬猫が登録され、オンライン利用率も目標の90%を上回る約99%を達成した。</p> <p>a:産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省)</p> <p>マニフェスト制度の「オンライン利用率引上げに係る基本計画」におけるオンライン利用率目標70%(令和4年度中)について、令和3年12月末時点で達成した。さらに、同基本計画において掲げた課題解決のためのアクションプラン(「電子マニフェスト導入実務説明会の開催」、「業種別事例集の策定及び当該業種対象の研修会の開催」、「国及び業界団体を通じた排出事業者への要請」、「地方公共団体及び産業廃棄物関連団体を通じた処理業者への要請」、「国及び地方公共団体への要請」、「行政の保有する累計可取消情報等との照合機能の構築」及び「電子マニフェスト使用義務付け範囲の拡大の検討」)全ての実施が完了し、令和5年2月末時点でオンライン利用率76.6%を達成した。</p> <p>a:公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に基づく療養手当等の請求(環境省)</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養手当等の請求の受付、支給の実務を行う地方公共団体の関係部局に対し、当該請求をオンラインで実施することについて周知を行い、課長級による会議を開催して説明を行った。</p> <p>g:電子マニフェスト制度(環境省)</p> <p>電子マニフェスト使用義務付け範囲について、外部の有識者を含めた検討会を令和4年度中に計2回実施し、義務化範囲の必要性等について検討を行った。また、小型家電等に含まれる貴重な資源の回収・再利用の促進と中小企業・小規模事業者の電子マニフェストの利用促進について、関係者と打ち合わせを実施した。なお、当該関係者からの要望であった「電子マニフェストの申込み日の即日利用」については、電子マニフェストシステムの必要な改修を実施済みである。</p> <p>a,h:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく手続(環境省)</p> <p>鳥獣保護管理に基づき手続のオンライン化に向けて、都道府県等へのメールによる申請を可能とするための申請様式の見直しを行うとともに、一部手続についてe-Govを活用したオンライン申請の試行を行った。また、令和4年度の捕獲情報収集システムの改修に向けて、都道府県等に対するアンケート及びヒアリング調査を行い、改修内容や不要なローカルルール等に関する検討を行った。</p> <p>【法務省】</p> <p>b:オンラインによる士業者からの職務上請求の導入には、士業者が所属する会の発行する統一請求書への対応が必要であり、引き続き検討を行っている。</p> <p>代理請求及び第三者請求については、オンライン上で権限を有する者からの請求であるかをどのように判断するかやシステムの構築の要件を含め、引き続き検討を行っている。</p> <p>c:登記・供託オンライン申請システムについて、民間事業者へのヒアリングや意見交換会を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPIの仕様の公開を行うとともに、検索を可能とし、API仕様の公開方法の改善を行った。また、同システムの利用時間等について、オンラインによる登記申請等の利便性向上を図るため、アンケート調査を実施し、利用者のニーズを適切に把握するとともに、有識者による会議において、当該ニーズとその費用対効果等を踏まえ、拡充すべき利用時間等の検討を行った。令和4年度においては、引き続き費用対効果を踏まえた利用時間の拡充を前提に、検討の深化・精緻化を図るため、当該検討を基に調査研究を実施した。</p> <p>d:登記・供託オンライン申請システムについて、かねてから日本司法書士会連合会から要望がされていた、連件申請の場合に登録免許税を一括納付できる機能を令和4年12月に開発し、システムの操作性を改善することでオンラインでの登記申請促進のための環境整備を行った。</p> <p>また、司法書士等を対象とした、登記・供託オンライン申請システムに関するアンケートにおいて、一部の司法書士から、オンライン申請における手続フローの問題点等(書面での申請と比べて申請側の事務負担の軽減になっていないことなど)についての指摘があったため、日本司法書士会連合会と、上記問題点の改善に向けて協議を行っている。</p> <p>e:【外務省】</p> <p>旅券の申請者本人への安全かつ確実な交付に必要な制度等について調査・検討中である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>・毎月1回、電子申請の課題を把握する趣旨も含め、社労士会との意見交換会を行い、順次必要な措置を講じている。</p> <p>・年金事業運営における電子申請の推進にかかわる課題については、厚労省として実施する社労士定期協議会とは別に、個別に全国社労士会連合会と打合せを実施した(令和4年6月、7月、11月に打合せを実施)。</p> <p>・また、新規サービス等の実施に電子申請データの等しを電子申請ルートで返却し確認できるサービスの実施、RPA・保険増補減額控除等の電子送達の実施、RPAにおいて、業務に合わせた業務交換の実施、周知広報の協力連携、事業実施時における本番環境での試行テストへの参加(実際に、会員社労士に本番環境でサービスを利用していただき、問題なく実施できることの確認作業を実施)などの取組みを実施した。</p>	<p>【環境省】</p> <p>a:犬と猫のマクロチップ情報登録(環境省)</p> <p>引き続き、目標の年間登録約41万頭及びオンライン利用率90%を上回ることを目指すとともに、利用者のオンライン利用率向上に資する取組として、英語版ホームページを整備し、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)の令和5年6月1日の改正施行に伴う新機能のリリースを行う。</p> <p>a:産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省)</p> <p>実施済みのため、特になし。</p> <p>a:公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に基づく療養手当等の請求(環境省)</p> <p>引き続き取組の進捗をチェックし、必要に応じて「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を改定する。</p> <p>g:現状のオンライン利用率の伸び率や電子マニフェストのシステムの利便性の更なる向上の必要性等を考慮し、引き続き電子マニフェスト使用の段階的な拡大について検討を行う。</p> <p>a,h:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく手続(環境省)</p> <p>引き続き、令和7年度の鳥獣保護管理法に基づく手続のオンライン化に向けて、e-Gov等を活用したオンライン申請の検討・構築を行うとともに、令和6年度の捕獲情報収集システムの改修に向けて、令和5年度にシステム改修に必要な要件定義を実施する。</p> <p>【法務省】</p> <p>b: オンラインによる請求については、各士業団体や市区町村の意見を踏まえ、引き続き検討していく。</p> <p>c: 登記・供託オンライン申請システムにつき、令和7年度に次期システムへの更改を行い、費用対効果を踏まえた利用時間の拡充を図るため、必要な予算要求、基盤構築、開発等作業を行う。</p> <p>d: 引き続き、オンライン申請における手続フローの改善について検討を行っている。</p> <p>e:【外務省】</p> <p>配送交付については本人への安全かつ確実な旅券の交付の維持を前提とし、今後の技術の発展やインフラ整備等も踏まえながら、引き続き検討を行っていく。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>令和5年度以降も引き続き、毎月1回、社労士会との意見交換会を行う。</p>			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		18	行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進				<p>①【内閣府】 児童手当法施行規則を改正(※)し、令和4年分から、現況届の一律の提出義務を見直し、市町村長等が、届出により届けられるべき内容を公簿等によって確認することができるときは、現況届を省略可能とする規定を設け、現況届の提出を原則不要とするともに、添付書類についても見直しを行っている。 また、地方自治体におけるオンライン手続の利用推進を図るため、デジタル庁とともに、令和5年1月25日に、びったりサービスの積極的な活用及び住民に対する一層の周知・広報を依頼する文書を発表した。 ※児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第60号)(令和3年9月1日公布、令和4年6月1日施行)</p> <p>②【デジタル庁/財務省】 (電子調達システム/調達ポータル) 電子入札、電子契約については、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組として次の施策を実施した。 ・ 利用者の利便性向上のため、オンラインマニュアルの抜本的な見直しを行った。 ・ 調達ポータルの更改の際、システム利用初心者向けガイド機能を実装した。 ・ システム利用におけるパソコン初期設定に手間がかかるとの意見を解消するため、調達ポータル更改の際にパソコンの設定状態を確認できるWebページを開発した。 ・ Chrome Edgeを利用可能とし、マルチブラウザ対応を実現した。 ・ 国税庁のシステムと連携し、納税証明書の添付を省略できる機能を実装した。(ADAMS II) ・ システムへの実装に向け関係各所(関係府省庁や日本銀行等)と検討を実施した。</p> <p>③【総務省】 ①火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入(総務省)の全ての対象手続について、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、マイナンバー「びたりサービス」を利用した電子申請等の標準モデル(各手続の標準的な業務プロセスや様式を定めたモデルをいう。)を構築した。この標準モデルに関する導入マニュアルやアドバイザーによる導入支援等を通じ、各消防本部において電子申請等の受付を開始できるよう積極的な取組を促した。</p> <p>④【総務省】 住民票の記載事項に係る行政機関間の情報連携については、住民基本台帳ネットワークシステムにより可能となっており、戸籍の附票の記載事項に係る行政機関間の情報連携についてもデジタル手続法(令和元年法律第16号)に資するよう、これらのシステムの利用拡大に努めている。 また、住民記録システム標準仕様書【2.0版】において、コンビニ交付やオンラインによる証明書等の申請(公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請)に対応するための機能を「実装すべき機能」と位置づけているところ。 なお、コンビニ交付については、未対応自治体の解消に向けて、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構と協力し、導入推進に向けた実証事業を実施し、システム構築・運用のコストなどの課題から導入が進んでいなかった小規模な団体が安易にサービスを導入できるよう、証明発行サーバをクラウド化し、共同で使用できるシステムを開発したところである。</p> <p>⑤【総務省】 令和4年9月20日に「行政相談委員オフィシャルウェブサイト」を開設し、行政相談委員へのオンラインによる相談が可能となった。以降、その利用の促進に向けて、Twitter等による同ウェブサイトの周知・広報に取り組みとともに、行政相談委員に対する研修を順次実施した。</p> <p>⑥【総務省】 情報公開法に基づく事務のデジタル化等について、各府省の実務等を踏まえて検討するため、総務省と各府省の間で意見交換を行いつつ、行政文書の開示請求についてオンライン化及びオンライン利用率の引上げ、情報公開業務のプロセス全体の効率化、手数料のキャッシュレス化等について検討を進めている。</p> <p>⑦【総務省】 令和6年度の調査実施に向け、本年3/23に統計委員会へ諮問したところであり、オンライン化促進に向けた取組については、今後の統計委員会での審議及び答申を踏まえつつ、具体的な手法を策定するため、現時点では未策定である。</p> <p>⑧【法務省】 令和7年末までに技能実習計画等の申請手続等をオンライン化するべく、外国人技能実習機構データベースシステムの改修に向け、オンライン化の手法やシステムの設計及び仕様等について外国人技能実習機構との協議に着手し、検討を進めているところ。</p> <p>⑨【厚生労働省】 令和7年末までに技能実習計画等の申請手続等をオンライン化するべく、外国人技能実習機構データベースシステムの改修に向け、オンライン化の手法やシステムの設計及び仕様等について外国人技能実習機構との協議に着手し、検討を進めているところ。</p> <p>⑩【外務省】 令和5年3月に、一部公館における観光一次査証のオンライン申請及び電子査証の発給を開始。</p> <p>⑪【財務省】 e-Gov電子申請・審査支援サービスを活用する予定の申請届出手続について、共済組合と連携の上、BPRIに着手した。また、デジタル完結の手法について、デジタル庁を含む関係機関と調整中。</p>	<p>①【内閣府】</p> <p>②【デジタル庁/財務省】 (電子調達システム/調達ポータル) 電子入札、電子契約において、今後予定している施策は次のとおり。 ・ 事業者からの要望を踏まえ、電子調達システムの添付ファイル容量を現行10MBから50MBに拡大する。 ・ 今まで紙で契約していた少額の商品購入にかかる手続のシステム化を図る。 ・ 電子受注状を活用し、システムに依頼者を登録せずとも代理人への委任を可能となる仕組みを実装する。 ・ 電子調達システムの更改の際にポータル画面廃止し、調達ポータルの画面へ統合・集約を行い、UI/UXの改善を図る。(ADAMS II) ・ 引き続き、システム実装に向け関係各所と検討を進める。</p> <p>③【総務省】 危険物取扱者免状のデジタル化については、引き続き検討を実施し、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>④【総務省】 住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大について、関係省庁の意向も踏まえながら対応するとともに、附帯連携システムの稼働に向けた地方公共団体情報システム機構や市町村との調整を進める。 また、令和4年度補正予算(第2号)において、コンビニがない市町村を中心とした郵便局への証明書自動交付サービス導入のための経費を計上するとともに、郵便局やコンビニなどにおける証明書自動交付サービスの導入に要する経費に対する特別交付税措置を令和5年度から令和7年度まで講ずることとしている。 地方公共団体の情報システム標準化・共通化については、政府として令和7年度末を期限に進めており、標準化・共通化に係る全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向け、必要な対応を検討する。</p> <p>⑤【総務省】 オンライン利用率の引上げに向け、引き続き、順次必要な措置を講ずる。</p> <p>⑥【総務省】 引き続き、総務省と各府省の間で意見交換を行いながら、行政文書の開示請求についてオンライン化及びオンライン利用率の引上げ、情報公開業務のプロセス全体の効率化、手数料のキャッシュレス化等について検討し、具体化を図りつつ、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>⑦【総務省】 統計委員会での審議と並行して、オンライン化促進の具体的手法(法人は原則オンライン回答により実施の方向など)を検討し、答申(令和5年6月頃の見込み)を踏まえつつ、令和5年秋頃を目途に計画を策定予定である。</p> <p>⑧【法務省】 令和7年末までの技能実習計画等の申請手続のオンライン化に向けて、引き続き必要な措置を講じていく。</p> <p>⑨【厚生労働省】 令和7年末までの技能実習計画等の申請手続のオンライン化に向けて、引き続き必要な措置を講じていく。</p> <p>⑩【外務省】 今後、準備の整ったところから順次、対象公館及び対象査証を拡大する予定。</p> <p>⑪【財務省】 e-Gov電子申請・審査支援サービスを活用する予定の申請届出手続について、BPRを実施した上で、令和5年夏までにe-Gov電子申請・審査支援サービスの利用申請を行う予定。</p>			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		18	行政手続におけるオンライン利用率を大層に引き上げる取組の推進				<p>①【文部科学省】 令和4年12月に「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」を開催し、標準報酬月額等のオンライン化について検討を進めると共に、日本私立学校振興・共済事業団において、ニーズ把握等を目的とした私立学校関係者へのヒアリング、e-Gov電子申請サービスを活用したオンライン化に向けて関係機関への情報収集等を実施した。</p> <p>②【厚生労働省】 デジタル化実現に向けて、厚生労働省・デジタル庁・内閣府規制改革推進室において、行政手続のうち、地方公共団体等と事業者との手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。</p> <p>③【厚生労働省・デジタル庁】 【マイナ・OSS(国家資格)】 令和4年度の届出から、医療機関等に勤務する歯科医師については、オンラインによる届出が可能となった。 【資料等】令和4年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について(通知)(令和4年10月31日付厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)</p> <p>④【厚生労働省】 国家資格等の情報連携に関するシステムの構築へ向け、デジタル庁において各種免許・国家資格等の範囲等について調査・研究を実施。厚生労働省も当該システムに係る要件策定等の利用開始に向けた取組へ参加。</p> <p>⑤【厚生労働省】 デジタル化実現に向けて、既存の政府共通基盤であるe-Gov等の活用に向け、厚生労働省・(独)勤労者退職金共済機構からデジタル庁に対して複数回協議・相談を行っている。</p> <p>⑥【農林水産省】 報告者の利便性向上のため、他の農林水産行政手続との汎用的な利用が可能となる農林水産省共通申請サービス(eMAFF)(オンラインシステム)により回答できることとし、この見直しに伴う調査計画の変更について、総務省と調整中。</p>	<p>①【文部科学省】 令和7年度より、私学共済における標準報酬月額等のオンライン化を開始する予定。</p> <p>②【厚生労働省】 e-Govやマイナポータル等の活用を含むオンライン化の政府全体方針についてのデジタル庁等との協議が調い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>③【厚生労働省・デジタル庁】 【マイナ・OSS(国家資格)】 国家資格等情報連携・活用システムとの連携により、医療機関等に勤務する歯科医師等以外について、オンラインによる届出を可能とすることについて引き続き検討する。</p> <p>④【厚生労働省】 令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステム開発・構築をデジタル庁が行い、税理士以外の受験の申請機能等が利用開始となる令和7年度よりデジタル化を順次開始する。</p> <p>⑤【厚生労働省】 デジタル庁等との協議が調い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>⑥【農林水産省】 2025年農林業センサスについて、令和5年度中に総務大臣の調査計画変更の承認を得て、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)でのオンライン調査を導入した調査を令和7年2月1日現在で実施予定。</p>			
2 デジタル分野以外の横断的な取組											
(1)多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し											
令和4年6月7日		1	建設業における技術者の資格要件の見直し	国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じた実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。	令和4年上期	国土交通省	令和3年11月に、学識経験者等からなる「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、同検討会において建設業における技術者制度の見直しに関する議論を行い、令和4年5月に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめを行ったところである。建設業における技術者の資格要件の見直しに向けて、令和5年2月8日から同年3月9日までパブリックコメントを実施したところであり、今後、パブリックコメントでの意見等を踏まえて、必要な措置を講じるべく検討を続けていく。	引き続き、パブリックコメントでの意見等を踏まえて、必要な措置を講じるべく検討を続ける。	検討中	継続F	
令和4年6月7日		2	下水道分野における技術者の資格要件の見直し	国土交通省は、人口減少や過疎化が進んでいる地域を始めた全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の基準が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができないかどうか留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行う。	令和4年度中	国土交通省	・全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施した。 ・技術士以外の国家資格等の有効活用等について検討を進めている。	・必要な制度改正を令和5年度中に予定している。	検討中	継続F	
令和4年6月7日		3	水道分野における技術者の資格要件の見直し	厚生労働省は、全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、以下の①から③までの点に留意して検討を行い、速くとも水道法(昭和32年法律第177号)改正のタイミングで必要な制度の見直しを行う。 ①水道における布設工事監督者の資格要件について、下水道における資格要件制度を参考に、関連するインフラ経験年数を加味できるかどうかについて検討を行うとともに、水道の工事に関する実務経験として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異が今日において合理的であるかという観点から検討を行う。 ②水道における水道技術管理者の資格要件について、水道技術管理者に求められる実務経験年数として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異の根拠について、資格取得に必要な各種の実務経験年数が今日において合理的であるかという観点から検討を行うほか、これらの見直しに当たって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う登録講習の課程(学科15日、実務15日)を修了した場合、最大で10年以上の実務経験が不要となることとの整合性についても比較考量の上、検討を行う。 ③既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができないかどうか留意して検討を行う。	令和4年度中	厚生労働省	・全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施した。 ・「水道の諸課題に係る有識者検討会」を開催し、①～③について検討を進めている。	・必要な改正を令和5年度中に予定している。	検討中	継続F	
令和4年6月7日		4	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し	a 経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、 ①講習受講等による実務経験年数の短縮 ②実務経験年数の対象業務の見直し に係る検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、ダム水路主任技術者が統括管理できる事業場数の上限や到達時間の制限の見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	a) 令和4年上期措置 a) ②: 措置済み b) 令和4年度上期措置	経済産業省	a) 業界や有識者の意見を踏まえながら検討を進めてきたが、現行の実務経験年数についても併せて見直しする必要があり、令和5年3月31日に審議会に諮り、見直し旨結論を出した。 a) ② - b 令和4年6月22日に主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の一部改正にて、被統括事業場が統括事業場から2時間以内で到達できるところ以外のある場合については、被統括事業場の保安管理業務を専ら担当する技術者として、被統括事業場の規模に応じた知識及び技能を有する者を確保することとし、担当技術者が常時勤務する事務所が被統括事業場に2時間以内に到達できるところにあること等を要件に認めることとした。	a) ① 必要な法令の改正を行っていく。 a) ② 措置済み b 措置済み	未措置	継続F	



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
令和4年6月7日	5	プログラム医療機器(SaMD)の開発に関する医療機器等総括製造販売責任者の見直し	規制改革の内容	厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、SaMD(Software as a Medical Device: プログラム医療機器)の適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。	引き続き検討を進め、令和4年度結論	厚生労働省	令和4年度厚生労働科学特別研究事業における検討を踏まえ、現在の医療機器等総括製造販売責任者の要件と同等以上の知識経験を有するものとして、「学部を問わない大学等卒業+医薬品、医療機器、再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上+講習」を追加することについて、令和5年3月16日の医療機器・再生医療等製品安全対策部会において議論を行った。	今後、通知の発出等、必要な措置を講ずる。	検討中	継続F
(2)ローカルルールの見直し										
令和4年6月7日	6	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減	規制改革の内容	a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めないこととなるよう整理する。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規程を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規程に依る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者の「バランスのとれた員数」によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術によって適切な(電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。)又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づき介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外に事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請・届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、結による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。 f 厚生労働省は、地方公共団体による独自のルールを明らかにし、地方公共団体ごとの独自のルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。	a,b,e,f: 令和4年度措置 c: (前段)令和7年度措置、(後段)令和4年度上期措置 d: 令和7年度措置	厚生労働省	【a】について 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとおりを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等を、厚生労働大臣等が定める様式により行うものとするための改正を行った(公布日: 令和5年3月31日) また、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)を発出し、地方公共団体に対して押印又は署名を求めないことを行い、再度の周知を行った。 (通知掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a> 【b】について 令和4年9月29日に要受付フォームを厚生労働省HPに掲載の上、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)の発出等により周知を行った。 (専用窓口掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a> 10月27日に開催された専門委員会の中で、9月29日の設置から10月19日の期間に窓口で提出された要望の内容及び件数、処理状況を整理し、公表を行った。 【c,d】について 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとおりを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正を行った。(公布日: 令和5年3月31日) 本改正において、都道府県知事等は令和5年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 なお、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)において、同システムの準備が完了するまでの間、事業者が都道府県知事等に對する申請等は、事業所の希望により、電子メールその他の対面が不要となり文書負担軽減に資する方法等により行うこととする旨周知している。 【e】について 申請・届出その他の手続に関する文書負担軽減に係る令和4年度までの自治体の取組状況については、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金において評価した結果を厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 (掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a> 令和5年3月30日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果(結果)について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。 (掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a> 令和5年度においても文書負担軽減に係る老健事業による調査を行い、結果について周知を行う。	ab措置済 【c(前段)、d】について 令和5年3月に公布された省令改正等の内容を踏まえ、各自治体の条例改正等の対応状況などの実態把握やフォローアップを行う予定。 令和4年12月28日時点のデータでは、1794の指定事業者のうち、第一期(令和4年度下半期)利用開始意向自治体数が29、第二期(令和5年度上半期)が95、第三期(令和5年度下半期)が242、今年度、調査研究事業により行った件数支援や好事例の横展開等を行うとともに、令和5年度においても委託事業で件数支援を行うことにより、早期利用開始へ向けた支援を実施予定。 -現在、全自治体を対象に「利用開始時期の意向調査」を行っており、調査項目の中に「利用を困難とする」項目を新たに追加し、項目をチェックした際には、理由の入力を必須とし、自治体名と理由の公表を検討。	検討中	継続F
令和4年6月7日	7	農地転用許可制度における運用のばらつき等の解消	規制改革の内容	農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。	令和4年度措置	農林水産省	令和4年度に発出した「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知)について制度担当者等に周知を図るとともに、同通知に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、「農地転用許可に係る独自基準の改善状況等に関するフォローアップ調査」(令和4年8月18日付け4農振第1407号農林水産省農村振興局長通知)を発出し、農地転用許可権者に対する調査を実施した。(令和4年9月末時点、12月末時点、令和5年3月末時点)	令和4年度に実施したフォローアップ調査の結果をとりまとめ、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善及び審査基準の公表に向けた指導等を行う。	措置済	継続F
令和4年6月7日	8	地方公共団体等と事業者の間の手続における「ローカルルール」の解消	規制改革の内容	規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続において年間1万件以上であるものについて、(8)申請・届出・交付・通知に書面・対面を要する規程の見直し「行政手続のオンライン化の推進」等により、「ローカルルール」の見直し(標準化)・デジタル化に一体的に取り組む。	—	全府省	【監視行】 行政手続のオンライン化について検討する中で、都道府県警察における手続の添付書類の見直しや様式、入力項目の標準化等を検討した。 【総務省】 <地方公共団体の調達関連手続> <地方公共団体の調達関連手続> 令和3年10月に地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等を取りまとめ、地方公共団体に対して通知を発出し、その積極的な活用を図ることと当該申請手続の電子化・オンライン化をすることを促した。昨年11月からは、総務省において開催している「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、調達関連手続の標準化等についての議論を開始した。 【厚生労働省】 デジタル化実現に向けて、厚生労働省・デジタル庁・内閣府規制改革推進室において、行政手続のうち、地方公共団体等と事業者の間の手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。 【経済産業省】 オンライン化が可能である高圧ガス保安法上の手続きを自治体と連携した上で実施しており、オンライン化が適当でない高圧ガス保安法上の手続の見直しについても、利用者・自治体等の意見やその他の社会的ニーズをあらゆる機会を通じて把握に努めている。 【国土交通省】 検討会の開催や関係社へのヒアリング等を通じ、デジタル化手法の検討を行った。 【環境省】 自治体手続についてもe-Gov等を活用したオンライン化を推進しており、その中で合わせて検討中	【警察庁】 引き続き、添付書類の見直し、標準化等の検討を行う。 【総務省】 <地方公共団体の調達関連手続> 引き続き、地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用を促すとともに、「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、調達関連手続の標準化等についての検討を進める。 【厚生労働省】 e-Govやマイナポータル等の活用を含むオンライン化の政府全体方針についてのデジタル化等との協議が深い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。 オンライン化が適当でない高圧ガス保安法上の手続きの見直しについても、利用者・自治体等の意見やその他の社会的ニーズをあらゆる機会を通じて把握に努め、必要な取組を実施する。 【国土交通省】 デジタル化に向けた標準仕様書の取りまとめ等、引き続き検討を進める。 【環境省】 自治体手続のオンライン化推進と共に取組継続予定	未措置	フォロー終了

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
<b>(3)規制改革関連制度の連携</b>										
令和4年6月7日		9	規制改革関連制度の連携	a 規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める。連携に当たっては、特に、対事例の横展開・情報共有や、国民・事業者にとってわかりやすい使いやすしい要望受付窓口の整備を一律推進することにより、規制改革プロセスの迅速化、検討項目等の重複排除による効率化、利用者側の利便性向上や負担軽減、各規制改革の利便促進などに取り組み、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する。 b 経済産業省は、規制改革について知見を有する弁護士で構成する「スタートアップ新市場創出タスクフォース」により、新市場の創出や新事業の挑戦に取り組むスタートアップにとって障害となる規制法令を特定し、法律上の論点整理を行うなどスタートアップのための規制対応に関する助言や規制のサンドボックス制度、グレーゾーン解消制度等の企業単位の規制改革制度の利活用を促進することに加えて、他の規制改革制度を活用する方が適切な場合には、国家戦略特区や規制改革推進会議における審議等につなげることで事業者の取組を政府積極的に応援する体制を整備する。 c 内閣府民間資金等活用事業推進室は、民間事業者や地方公共団体等からPPP/PFIの効果的な実施に資する制度や運用の改善に関する提案を受け付け、必要に応じて、内閣府規制改革推進室及び内閣府行政改革推進本部事務局とも連携した上で、制度所管省庁と協議・調整し、同制度や運用の改善に取り組む。	a,b 令和4年度 c 令和4年度 措置	a 内閣府 内閣府 デジタル庁 経済産業省 b 経済産業省 内閣府 内閣府 c 内閣府 内閣府	a 規制改革関係府省庁の連携を図ることを目的として、規制改革関係府省庁連絡会議及び幹事会を開催し、好事例の横展開・情報共有等により政府全体一体的かつスピーディーに規制改革を実現していくための推進体制を構築した。令和4年5月31日に規制改革関係府省庁連絡会議を開催、幹事会を随時開催しており、関係府省庁間の連携を図っている。 b 令和4年4月に、「スタートアップ新市場創出タスクフォース」として弁護士による専門家チームを創設し、スタートアップの新事業に係る法的論点の整理や制度紹介等を行う体制を整備した。 c 令和4年度に関係団体(11団体)に要望募集依頼し、その傾向や内容を精査を行っており、要望・意見が多かった項目については、PFI推進委員会計部会で報告。	a 年次に規制改革関係府省庁連絡会議を開催する予定。引き続き、幹事会を随時開催するなど、関係府省庁と連携し、規制改革の実効性を高める。 b 引き続き、スタートアップの規制改革に向けた法的な相談対応を行い、適切な制度利用促進を図る。 c 引き続き、関係府省庁や事業者と情報交換をしながら要望の精査を進め、課題の把握に努める。必要に応じてガイドライン改正等の対応を図ることを検討。	措置済	解決
<b>5 個別分野の取組</b>										
<b>(1)スタートアップ・イノベーション</b>										
<b>(1)スタートアップに関する規制・制度見直し</b>										
令和4年6月7日		1	法人設立手続きの迅速化・負担軽減	a 法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネーロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証業務に関する実施を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、前面での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 b また、法務省は、上記と並行して、以下の現在の実務における改善も速やかに実施する。 ・定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求め資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料として当該株式会社議決権上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第61条第3項参照)等をもって足りるものとする運用を全国統一的に実施する。 ・株式会社発起設立時の出資に係る払込みの時期について、設立時発行株式に関する事項が定められている定款の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する前面の同意があった日前に払込みがあったのもであっても、発起人又は設立時取締役(発起人からの受領権限の委任がある場合に限り。)の口座に払い込まれている日又は当該設立に際して出資されたものと認められるものについては、設立登記申請の4週間前など近接した時期のものであれば、出資に係る払込みがあったものと認めることとする。 c 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、デジタル臨時行政調査会が提示したデジタル原則における「デジタル完結・自動化原則」を踏まえ、デジタル庁及び内閣府(新しい資本主義実現本部事務局)と連携し、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続について、費用対効果も踏まえながら、行政機関内部の人による審査や判断の自動化を含むエンドツーエンドのデジタル完結に取り組む。 d 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、上記の取組に当たり、デジタル庁と連携しつつ、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続の審査や判断における具体的な標準や業務フロー等の把握、審査や判断に必要なデータの洗い出し、それを踏まえた手続の自動化が可能な申請・届出の類型化、自動化の仕組みの検討等、デジタル技術を活用した行政機関内部の審査や判断の自動化のために必要な調査・検討を実施する。	a 実態調査については令和4年度、詳細な検討・結論については令和4年度、必要な措置については令和4年度、速くは速くとも令和6年度 b 令和4年度上期 c 可能なものから順次措置 d 令和4年度から取組を開始し、速くとも令和6年度までに措置	a,b 法務省 財務省 総務省 厚生労働省 デジタル庁	【法務省】 a 公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証業務に関する実態調査を実施しているところである。 b (1)付目 定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求め資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料として当該株式会社議決権上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第61条第3項参照)等をもって足りるものとする取扱いを全国の公証人に周知した。 b (2)付目 株式会社の発起設立の登記の申請書に添付すべき会社法(平成17年法律第86号)第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面(商業登記法(昭和38年法律第125号)第47条第2項第5号)に添付され、払込みの時期については、定款の作成日又は発起人全員の同意があった日より前の払込みであっても、発起人又は設立時取締役(発起人からの受領権限の委任がある場合に限り)の口座に払い込まれていること、当該設立に際して出資されたものと認められるものであると差支えないことを明らかにした。 c 及びd 会社設立登記のオンライン申請にかかる審査や判断について、自動化できる部分の有無及びその方法について調査、検討を実施した。 【財務省】 cd 法人設立ワンストップサービスの対象となる地方税務手続は、法人設立・設置届出書(都道府県)・法人設立・設置届出書(市区町村)・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書・事業所等新設申告書と並び、これらの届出書については、法人設立ワンストップサービスを経由した上で、e-TAXを通じて地方団体(データバンク)も、地方団体においては、受信したデータのエラー等をチェックし、問題なければ基幹税務システムにデータを取り込むものであり、地方団体による判断が必要な審査業務等はない。(R4.14.規制改革会議・スタートアップ・イノベーションWGにおいて回答済み) 【財務省】 e 法人設立ワンストップサービスに掲載された各手続について、e-Taxを利用する法人である場合、基幹システムであるKRSシステムにデータ連携がされるなど、現状においても一定程度自動化が図られている状況。 また、令和8事務年度においては、基幹システムをリニューアルし、データを基本とした事務処理を行い、各種業務の効率化・高度化を図ることとしており、現状において各種事務処理フローの構築に向けて検討を進めているところ。 【デジタル庁】 e 法人設立ワンストップサービスについて、制度所管省庁からの要望をもとに、各手続の株式改正等の対応を行った。 f 会社設立登記のオンライン申請にかかる審査や判断について、自動化できる部分の有無及びその方法について調査、検討を実施した。 【内閣府】 e 法人設立ワンストップサービス利用による申請件数を定期的に集計し、サービス利用率の推移を法務省及びデジタル庁と共有のうえ周知・広報活動の支援を行った。 【財務省】 d 法人設立ワンストップサービスに掲載された各手続について、e-Taxを利用する法人である場合、基幹システムであるKRSシステムにデータ連携がされるなど、現状においても一定程度自動化が図られている状況。 また、令和8事務年度においては、基幹システムをリニューアルし、データを基本とした事務処理を行い、各種業務の効率化・高度化を図ることとしており、現状において各種事務処理フローの構築に向けて検討を進めているところ。 【厚生労働省】 <年金局> c,d【厚生労働省】 <年金関係> ・年金関係の手続では「新規適用届」について、令和2年1月から法人設立ワンストップサービスに参加し受付を開始している。 令和2年から法人設立ワンストップサービスで登記手続を含めた手続が開始されたことにより、登記内容に基づく新規適用届においては、添付書類を廃止し、記載項目も審査不要とし、日本年金機構におけるシステム開発により、令和4年10月から、紙媒体及び電子申請により提出された届書の①受取業務、②記載事項のシステム審査、③電子決裁における事務処理の機械化を実現し、デジタル完結を実現した。 <基準局> c <労働保険関係> 「労働保険関係関係成立届」については、手続がデジタルで完結している。届出られた内容に疑義が生ずる場合には必要な確認を行うこととしているが、このような事例は例外的である。 d <労働保険関係> 「労働保険関係関係成立届」については、システム上のエラーチェックにより審査や判断を自動化している。届出られた内容に疑義が生ずる場合には必要な確認を行うこととしているが、このような事例は例外的である。 e及びd <雇用保険関連手続> 法人設立ワンストップサービスによって申請が可能な「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届」については、申請から審査を経て返戻までデジタルで完結している。このうち、審査においては、システム上のエラーチェックによって判断の一部自動化を行っている。	【法務省】 cd 【財務省】 e 【デジタル庁】 e 【厚生労働省】 <年金局> c,d【厚生労働省】 <年金関係> 引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる対応が可能か、必要な検討を進める。 <基準局> c,d <労働保険関係> 引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる自動化が可能か、必要な検討を進める。 e及びd <雇用保険関連手続> 引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる自動化が可能か、必要な検討を進める。	検討中	継続F

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
令和4年6月7日		2	エクイティの柔軟な活用を可能とする制度見直し	経済産業省は、スタートアップの成長に向けたファイナンス環境を実現するため、経済団体、関係府省と連携して、エクイティの柔軟な活用が可能な制度整備に関する課題や方策等について、検討し、結論を得る。	令和4年度措置	経済産業省	検討を進め、未上場株の市場の環境整備等をスタートアップ育成5か年計画に盛り込んだ。	措置済	解決	
令和4年6月7日		3	経営者保証制度に関する取組	金融庁、経済産業省及び財務省は、起業関心層が考える失敗時のリスクとして経営者保証を抱えることが挙げられていることを踏まえ、官民金融機関、信用保証協会において経営者保証を徴求しない創業融資を促進する措置を講ずる。また、現在、官民金融機関、信用保証協会における経営者保証に依存しない融資の取組状況を公表しており、引き続き当該取組状況をフォローアップしつつ、新規融資において、経営者への規律付けに留意した上で、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた措置を講ずる。 例えば、財務省及び経済産業省は、日本政策金融公庫の取組として、①経営者保証免除特別制度の活用を促すため、融資の相談があった場合には、必ず同特別制度の基準を満たすかどうか事業者に伝える現行の運用の継続、②信用保証協会に似た経営者保証を徴求しない具体的基準の率先した提示を行うように促す。 また、経済産業省は、信用保証制度における経営者保証を不要とする取扱いの基準について、中小企業・金融機関の双方に対して、説明の仕方を工夫した上での周知を行う。	令和4年度措置	金融庁 財務省 経済産業省	経済産業省、金融庁、財務省にて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、令和4年12月23日に「経営者保証改革プログラム」の公表を行った。 本プログラムは①スタートアップ・創業、②民間融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンスの4分野から構成されており、具体的な内容は以下の通り。 ①経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度について、令和5年3月15日より開始。また、日本公庫等の経営者保証免除特別制度において、創業から5年以内の者に対しての要件緩和を令和5年2月13日より開始。 ②令和4年12月23日付で監督指針を改正。 ③経営者保証の提供の有無を選択できる信用保証制度を整備するため、所要の措置を講じる中小企業信用保証法の改正法案を今国会に提出中。 ④令和4年12月に「収益力改善支援に関する実務指針」を策定。  その他、各府省における実施状況は以下の通り。  【金融庁】 民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について、令和4年度上期の実績を令和4年12月27日に公表し、本実績を踏まえ、フォローアップを行った。  【財務省】 ①融資相談の際に、経営者保証免除特別制度の基準を満たすかどうか事業者に伝える現行の運用を継続。 ②信用保証協会に依り、経営者保証を徴求しない具体的基準の公表を行った。  【中小企業庁】 経営者保証を不要とする取扱いの更なる活用について金融機関等に要請するとともに、更なる周知普及に向けたHP等を使った広報を各信用保証協会に要請。	左記プログラムに基づき、施策を実施していく。 具体的な内容は以下の通り。  ①実施済み。 ②令和5年4月1日より改正監督指針が適用。改正監督指針に基づきフォローアップしていく。 ③国会の御審議を経て、改正法案が成立すれば、経営者保証の提供の有無を選択できる信用保証制度を令和6年4月から開始予定。 ④令和5年4月より、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策（405・ボスコロ）における実務指針の遵守を運用開始する他、中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備を追加し、それに対応するために同協議会の体制を拡充。	措置済	解決
令和4年6月7日		4	事業成長担保権の創設・整備について	金融庁及び財務省は、資金提供・調達の実現がスタートアップや事業の成長・促進における喫緊の課題であること認識し、担保・保証に代わる新たな選択肢として不動産担保に代わらない成長資金の提供への利活用が期待される、「事業成長担保権」を始めとした事業全体を担保とする制度について、相互に積極的に連携して検討を進め、早期に一定の結論を得る。 なお、事業全体を担保とする制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。	引き続き検討開始	金融庁 財務省	2022年11月、「事業性に着目した融資実務を支える制度（事業成長担保権（仮称））の実現に向け、検討を行い、2023年2月、報告を取りまとめた。 また、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備について、参考となりうる海外実務の調査研究や金融業界との意見交換を進めた。	事業性に着目した融資実務の発展のため、スタートアップ等がのれんや知的財産等の無形資産を含む事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度（事業成長担保権（仮称））について関連法案を早急に国会に提出するとともに、金融機関における態勢のあり方や標準的な契約実務に係る検討等を進める。	検討中	継続F
令和4年6月7日		5	新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備	経済産業省及び内閣府（CSTI）は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップなどによる新技術・製品の開発を促進するべく、中小企業技術革新制度（SBIIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随時契約を高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間でも可能とすることについて、検討を開始し、結論を得る。	令和4年度検討開始	経済産業省 内閣府 財務省	「中小企業技術革新制度（SBIIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随時契約を高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間でも可能とすること（規制改革実施計画 令和4年6月7日閣議決定）」の具体的な対応案について、第5回 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ（令和4年12月1日）で報告した。	高度な新技術を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技術及び新サービスの調達は促進するための入札手法の整備について、令和4年度中に行った検討を踏まえ、結論を得次第、令和5年度中に速やかに措置する。	検討中	継続F
令和4年6月7日		6	海外人材の活躍に資する制度見直し	a 財務省、経済産業省及び内閣府は、外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人起業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認めることができるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。 b 法人設立手続における英語対応については、財務省によるこれまでの自動翻訳システム整備の検討などを踏まえつつ、法人設立関連手続の申請ガイド、書式見本等（記載例、様式）の周知、厚生労働省による社会保険・労働保険手続のガイドの周知の取組や、英語対応可能な社会保険労務士の業務代行が一層推進されるような環境整備などについて、引き続き、内閣府（対日直接投資推進室）は、対日直接投資推進会議においてフォローアップを行う。	a: 令和4年度措置 b: 継続的に措置	a 内閣府 財務省 経済産業省 b 内閣府 財務省 厚生労働省	a 外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人起業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認める特例について、令和4年12月に措置した。  b 【内閣府・財務省】 法人設立関連手続の申請ガイド、書式見本等（記載例、様式）が広く利用されるよう、内容の一部見直しを行ったほか、英語による外国人投資家向けの会社設立・運営についての民間団体の雑誌及びホームページへの会社設立の案内記事の投稿、日本貿易振興機構に協力を依頼し同機構の対日投資のホームページにリンクを設定するといった周知広報を広く実施した。  【厚生労働省】 社会保険・労働保険に関する法人設立手続のガイドについては、英語表記のガイドを作成し、日本年金機構ウェブサイト、厚生労働省ウェブサイトに掲載して周知の取組を実施している。 また、英語対応可能な社会保険労務士の業務代行が一層推進されるよう、日本貿易振興機構のウェブサイト内データベース（日本への進出の支援を求める外国企業向けに外国語対応可能な土業等を検索できる英語のデータベース）について、全国社会保険労務士連合会を通じて全国の社会保険労務士に周知を行った。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
<b>(2)イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し</b>											
令和4年6月7日		7	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	総務省は、令和4年3月に立ち上げた「無線LAN等の欧米基準試験データの活用」の在り方に関する検討会において、日本と欧米における認証に必要な技術基準、試験項目、測定法等の差異を特定し、欧米基準の試験データの活用等による認証の効率化について検討を行う。具体的には、スタートアップ等の中小製造事業者や、海外の製造事業者等の様々な立場の意見も聴取した上で、欧米基準との差異を維持する必要性及び相当性についても検証し、欧米との調和を踏まえ、無線LAN等の技術基準適合証明等の見直しを行う。その際、海外で認証済みのある無線機器について、我が国の認証における試験を省略して使用可能にすることを含めた検討も行う。また、総務省は、登録証明機関によって認証結果が異なることがないよう、試験項目や測定法を含む認証手続のガイドラインの作成等を行い、登録証明機関に対する周知を行う。	令和4年度中に結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	総務省は「無線LAN等の欧米基準試験データの活用」の在り方に関する検討会を開催し、令和5年3月27日に同検討会の報告書を公表した。同月31日には検討会の結果を踏まえ、スタートアップや製造事業者等向けの基準認証制度マニュアルを改正し、公表した。	無線LAN等の欧米基準試験データの活用による認証の効率化に資するよう、令和5年中に、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準及び試験方法の見直しを行う。また、欧米基準試験データの活用を促進するため、令和5年中に、同データの活用にあたっての統一な指針を示す、登録証明機関向けのガイドラインを策定する。	検討中	継続F	
<b>(3)デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備</b>											
令和4年6月7日		8	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	a. 文化庁は、著作権の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の見直しを図るため、過去コンテンツの権利関係の整理や権利者不明等の著作権等が集中管理されていないものを含めた、膨大かつ多様な著作権等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定し、簡素で一律的な権利処理が可能となるような制度を実現する。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、デジタルで一律的に完結する手続を目指して、①いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、分野を横断する一元の窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、②分野横断権利情報データベースの構築の検討、③著作権管理の促進、④現行の著作権者不明等の著作権に係る裁定制度の改善(手続の迅速化・簡素化)、⑤UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を実現べく、具体的な措置を検討し、令和5年通常国会に著作権法(昭和45年法律第48号)の改正法案を提出し、所要の措置を講ずる。 b. 文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、持続的に存続するためのビジネスモデルを検討した上で、ニーズのある全ての分野のデータベースとの接続を行うことに加え、ネットワークやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作権物の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの登録が円滑に行われるものについて、ニーズのあるあらゆる分野の著作権者を対象として、権利情報の確認や利用許諾に係る意思表明(利用方法の明示を含む)が容易な機能的な権利処理について検討し、結論を得る。その際、関係府省は、府省横断的な検討体制の下、各分野のデータベースとの連携に加え、UGCに係るプラットフォームが管理するデータベースとの連携についても検討する。さらに、既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、結論を得る。 c. 文化庁は、分野を横断する一元の窓口組織又は特定の管理事業者による新しい権利処理の具体的な仕組みを、デジタルで一律的に完結する手続を目指して検討し、結論を得る。その際、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②プラットフォームなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤データベースに権利情報がなく、集中管理がなされておらず、窓口組織による探索等においても著作権者等が不明の場合、意思表示がなされておらず、連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等における著作権者不明等の著作権等に係る拡大集中許諾や裁定制度を含めて検討する。 d. 総務省は、分野を横断する一元の窓口組織による新しい権利処理の仕組みを含めたaの「簡素で一元の権利処理が可能となるような制度」の実現を促進するために、欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、検討し、結論を得る。	a. 令和4年度内に法案提出 b. 令和4年度中に結論 c. 令和4年度中に結論 d. 総務省	a.b. 内閣府 デジタル庁 総務省 文化庁 経済産業省 c. 文化庁 d. 総務省	【デジタル庁】 a.b. 文部科学省及び関係省庁からの依頼等に備え、連携できる体制を整備した。 【文部科学省】 a.c. 簡素で一元の権利処理と対価還元方策について、著作権法の一部を改正する法律案を3月10日に閣議決定・国会提出。 【文部科学省】 b. 令和4年度に実施予定の調査研究において、団体等の既存データベースの調査を基に、優先的に連携すべきデータベース等の特定や連携方法の検討、検索画面のイメージ作成を行うほか、ネットワークやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作権物の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの権利情報の登録の在り方について、ニーズ調査を行う1つ検討を行う。 【経済産業省】 a. 関係省庁とともに、簡素で一元の権利処理が可能となる制度の実行体制の実現について検討を行った。 【総務省】 a. 簡素で一元の権利処理及び分野横断権利情報データベースの実現に向けて、放送事業者に対し、権利者不明の著作権物についての課題のヒアリングを行った。 b. 簡素で一元の権利処理の実現に向けた協力体制の構築に向け、総務省から通信関係事業者に対して働きかけを実施し、簡素で一元の権利処理の実現に向けて協力・対話を行う枠組を構築。本協力の枠組において、権利処理は当該著作権者二次利用する者において行うことが原則であることを踏まえつつ、その交渉等を円滑にする観点から、通信関係事業者の協力を要請。 c. 主要な通信関係事業者からUGCの活性化や権利処理に関する課題等について意見交換を実施。	【デジタル庁】 a.b. 引き続き、文部科学省及び関係省庁からの依頼等に備え、連携できる体制を整備する。 【文部科学省】 項目a,c 令和5年通常国会における閣議を経て法案が成立するよう尽力する。 【文部科学省】 項目b 令和5年度に実施予定の調査研究において、団体等の既存データベースの調査を基に、優先的に連携すべきデータベース等の特定や連携方法の検討、検索画面のイメージ作成を行うほか、ネットワークやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作権物の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの権利情報の登録の在り方について、ニーズ調査を行う1つ検討を行う。 【経済産業省】 a. 関係省庁とともに、簡素で一元の権利処理が可能となる制度の実行体制の実現について引き続き検討を行う。 【総務省】 a.b. 前段について c. 措置済 d. 後段について 令和5年度の結論に向けて、引き続き検討への協力を行う。 d. について 規制改革推進に関する中間報告(令和4年12月27日規制改革推進会議決定)の記述を踏まえた対応を引き続き検討。	検討中	継続F	
<b>(4)Maas推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFSS-JPの普及・促進</b>											
令和4年6月7日		9	Maas推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFSS-JPの普及・促進	a. 国土交通省は、バス事業に係る許可申請のオンライン化に向け、バス事業者(一般旅客自動車運送事業者)の申請作業及び受理に係る地方運輸局の業務の簡素化(BPR)を実現するための工程表を定めるとともに、バス事業者が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請について、GTFSS-JP(General Transit Feed Specification Japan: 標準的なバス情報フォーマットの活用)の活用可能性を検討する。 b. 国土交通省は、Maas(Mobility as a Service)推進も見据え、GTFSS-JPの果たす役割が大きいことに加え、その普及が進んでいる地域における取組などから得られる知見について、引き続き地方公共団体やバス事業者と広く連携する。	a. 工程表は措置済み、GTFSS-JPの活用可能性については令和4年度措置	国土交通省	バス事業者等とGTFSS-JPの活用可能性について検討を行い、バス事業者の許可申請に活用できる可能性があることが確認された。 令和5年1月に、地方公共団体やバス事業者等を対象としたGTFSS-JPについてのセミナーを開催し、その概要や導入事例の周知を行ったほか、過去に実施したセミナーに関する資料等をホームページで公開し、その普及に取り組んだ。	令和4年度の検討を踏まえ、GTFSS-JPの活用に向け関係者と更なる検討を実施する。 引き続き、地方公共団体やバス事業者等に対して、セミナーの開催や情報周知に取り組み、GTFSS-JPの普及促進を図る。	検討中	継続F	
<b>(5)電力データ活用による新たな付加価値創造</b>											
令和4年6月7日		10	電力データ活用による新たな付加価値創造	経済産業省は、令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法(昭和39年法律第170号)の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを活用し事業者等による取組を促進するための環境を整備する。制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策の観点とデータ利用者のユーザビリティの観点に留意しながら検討を行う。	措置済み	経済産業省	電気事業法37条の施行(2022年4月1日)により、個人情報保護法に基づき、本人同意を前提として、電気の利用者の情報を送配電事業者から送配電利用者等協会を介して第三者に提供できるようになった。2022年6月には、一般社団法人電力データ管理協会を認定電気利用者情報利用者等協会として認定し、電力データ利活用の環境整備を実施した。	電力データの提供をより効率的かつ円滑に実施するため、送配電事業者と一般社団法人電力データ管理協会のシステムを再構築する。システム再構築によってコストの削減、電力データ提供の工数を削減した高速化、情報漏洩リスクの低下を図る。	検討中	継続F	
<b>(6)イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配達の実現</b>											
令和4年6月7日		11	イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配達の実現	a. 貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b. 一定の過疎地域を対象に認められている、タクシー事業者等が貨物自動車運送事業法(平成元年度法律第83号)の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調査を行い、対応を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c. 令和3年9月1日に施行した「年末及び夏期繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達。以下本項において「通達」という。))に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認める制度について、輸送の安全性確保等を前提に、令和4年度に実施する現行通達の運用状況(事故や法令違反の状況等)のモニタリング結果や先に実施したラストワンマイル配達のニーズ調査の結果を踏まえ、必要な措置について検討し、結論を得る。	a.b. 令和4年度検討開始 結論、結論を得次第速やかに措置 c. 令和5年度できるだけ早期に結論	国土交通省	a. 軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とし、届出の受理の取扱いを規定した通達を发出(「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」(令和4年10月24日付国土交通省第99号、国土交通省第99号、国土交通省第166号))。 b. 貨物軽自動車事業者及びタクシー事業者によるトラック事業の取扱いについて、過疎地域以外においても貨物の運送を行うことができることとするとともに、トラック事業者による乗合バス事業、貸切バス事業及びタクシー事業の許可の取扱いについて、過疎地域以外においても旅客の運送を行うことができることとするため、令和5年3月13日から4月11日まで現行通達の改正に向けたパブリックコメントを実施。 c. 令和3年9月1日に施行した、改正後の通達の運用状況(事故や法令違反の状況等)のモニタリングを実施。	b. パブリックコメントの結果を踏まえ、令和5年5月に改正後の通達を发出し、令和5年6月から施行予定。 c. モニタリングの結果を踏まえ、必要な措置について検討し、令和5年度中のできるだけ早期に結論を得る。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
			(7)DXを通じたタクシーの利便性向上								
令和4年6月7日		12	D X を通じたタクシーの利便性向上	a 国土交通省は、ソフトウェアの導入に当たって、令和3年10月から11月にかけて行った実証実験の結果に基づき、ソフトウェアの規格策定に必要な事項について、「ソフトウェアの導入に向けた検討会」(商)で指摘された課題等を含め、検討する。その際、ソフトウェアが具備すべき機能やその活用に關しては、利用者から意見を収集するに当たって十分な正確性を確保することを前提として、ソフトウェアの導入を通じてタクシー事業全体のDX化が進められるよう、配車アプリ事業者等の参画も得て検討を進めていくこととし、検討の結果を踏まえて、速やかにソフトウェアの規格を決定し、措置する。 b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について、令和3年10月から12月にかけて行った実証実験の結果に基づき、利用者ニーズや運用上の課題への対応について検討し結論を得た上で、できるものから措置する。なお、その検討に当たっては、公共交通機関に求められる妥当性に引き続き配慮するとともに、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ制度設計を行う。	a,b 令和4年度検討・結論、結論を得た上で措置	国土交通省	a ソフトウェアとして備えるべき必要な基本仕様様の検討を進めるべく、メーカー開発企業や配車アプリ企業等の関係者間でフェアリティテストを実施。ソフトウェアのJIS策定に当たり、トンネル内や高低差のある場所におけるGPS(衛星測位システム)の誤差や、電子地図の更新頻度の問題等、当初の想定以上に課題が判明し、引き続き議論すべきとの結論を得た。 b 事前確定型変動運賃の制度化を進めるため、令和4年7月に学識経験者や消費者団体、タクシー事業者等を構成員とする検討会を設置し、制度化に向けた検討を実施。検討会における議論を踏まえ、令和5年3月にパブリックコメントを実施し、速やかに制度化する予定。	a 令和5年度においても、ソフトウェアの規格が技術中立的なものとなるよう留意しつつ、ソフトウェアの機能要件や性能要件を検討し、JIS原案の策定に着手する。 b パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに制度施行の予定。	検討中	継続F	
			(8)Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方								
令和4年6月7日		13	電波の有効利用	a 総務省は、関係府省庁・機関(内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等)が共同利用できる公共安全LTEIについて、現在実施中の技術検証等を踏まえ、本格運用を早期に実現する。 b 総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、令和4年3月に取りまとめた、諸外国における電波オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を踏まえ、経済的価値を一層反映した、電波の有効利用に資する新たな携帯電話用周波数の割当方式を検討し、令和4年中に結論を得た上で、必要な対応を進める。	a 令和4年度検討・結論、令和4年結論	総務省	a 関係府省庁・機関(内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、厚生労働省、防衛省、自治体、指定公共機関等)の参画を得て、技術検証を実施した。 b 令和4年11月、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式について、エリアパレージを含む技術やサービスに関する審査項目と、周波数の経済的価値を組み合わせて審査を行う総合評価方式(特定基地局開料制度)に加え、「条件付オークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当であるとする基本的な方向性を取りまとめた。 これを踏まえ、令和5年1月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催しており、今後の5Gへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等とともに、それに資する新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行い、令和5年夏頃に報告書を取りまとめる予定としている。	a 引き続き、関係府省庁と連携し、令和4年度に実施した実証を踏まえ、具備すべき機能の精査、課題対応のための追加実証等を実施し、早期運用に向けて取り組む。	検討中	継続F	
令和4年6月7日		14	デジタル時代における放送制度の在り方について	a ①総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のブロードバンド等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。 ②令和4年8月検討開始、令和6年度結論 b (前段) ①、②(前段) 令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 c (後段) ①、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 d (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 e (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 f (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 g (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 h (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 i (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 j (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 k (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 l (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 m (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 n (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 o (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 p (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 q (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 r (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 s (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 t (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 u (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 v (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 w (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 x (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 y (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 z (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。	a (①)、(②) 令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 b (前段) ①、②(前段) 令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 c (後段) ①、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 d (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 e (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 f (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 g (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 h (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 i (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 j (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 k (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 l (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 m (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 n (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 o (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 p (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 q (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 r (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 s (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 t (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 u (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 v (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 w (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 x (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 y (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。 z (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和4年度措置、法改正を行う場合は令和4年度内に法案提出。	a (①)、(②) 措置済 b (③) 令和6年度の措置に向けて、引き続き必要な検討を行う。 c (①) 措置済 d (前段、後段) ①、②(以外)、②(後段) 令和5年度の措置に向けて必要な手続き・検討などを行うとともに、その後のフォローアップを行う。 e 令和5年度以降の措置に向けて、引き続き必要な検討を行う。	検討中	継続F			
			(9)調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について								
令和4年6月7日		15	調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について	法務省は、国際的な商事紛争の解決手段として注目を集める国際調停の活性化及び国内における裁判外紛争解決手続の利用の促進・活性化の観点から、裁判外調停により成立した国際性を有する和解合意及び認証紛争解決手続において成立した和解合意について、裁判所の執行決定より執行力を付与し得る制度の創設等について、令和5年通常国会を以て、必要な法案を提出する。	令和5年通常国会を以て法案提出	法務省	令和5年2月28日、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を令和5年通常国会に提出した。	措置済	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(10)老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進											
令和4年6月7日		16	老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進	a 法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」(令和3年3月立上げ)において、引き続き、区分所有法制の見直しに向けた論点整理を進め、令和4年度中できるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会の諮問などの具体的措置を講ずる。なお、今後の論点整理及び取りまとめに当たっては、①～③の点に留意すること。 ①一定の要件を設定して建替え決議割合を引き下げることを検討するに当たっては、平成14年の建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)改正前に規定されていた「費用の過半数要件」が、費用が過分であるか否かの判断が難しいために削除された経緯があるように、抽象的な要件を設定してしまうと、かえって建替えが円滑に進まないおそれがあることを踏まえること。 ②区分所有建物である分譲マンションは、一般に多くの区分所有者が存在することから、区分所有権は、戸建ての建物所有権とは異なる団体的制約を受け得るものであること。 ③決議要件が緩和された場合、確かに、これより多くの非賛成者に対して、先渡し請求を行い、早期に「先渡し請求に必要な売買代金」を支払う必要が生じるため、「その費用を誰が負担できるか、又はスムーズに資金を確保できるか」などの課題は生じうるが、それはファイナンスの問題に過ぎず、これまでの「決議要件を緩和した場合に、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大する」という建替え決議要件の緩和のデメリットに関する主張の妥当性については、「社会的・経済的コスト」の意味するところが必ずしも明らかでないことにより解釈の混乱や誤解をもたらすおそれがあるため、改めて検討すること。その際、建替え決議の時点では反対しているも、決議成立後に、催告手続などを経て、先渡し請求まで進まずに買取に回る場合があることから、非賛成者の数と先渡し請求対象者の数は必ずしも同一ではない点にも留意すること。 b あわせて、法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」において、以下の①～③についても論点整理を進め、令和4年度中できるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。 ①建替え決議がされた場合でも区分所有建物の専有部分の賃借権は存続することで、建替え工事の円滑かつ早期の実施を阻害しているとの課題を踏まえ、賃借人への適切な補償の在り方を検討すること。賃借人の利益保護を図ること前提にしつつも、建替え決議がされた場合に専有部分に係る賃借権契約を円滑に終了させるための仕組みについて論点整理を行うこと。 ②共用部分の変更に係る決議の要件の緩和について、区分所有建物の長寿命化の促進にも資するという観点を加味して論点整理を行うこと。 ③事業性を見込めないために建替えを行うことができない区分所有建物も存在すると考えられることから、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を、一定の多数決で行うことを可能とする仕組みについて論点整理を行うこと。	令和4年度 検討・結 論・措置	法務省 国土交通省	「区分所有法制研究会」においては、令和4年9月に取りまとめが行われた。また、同月に開催された法制審議会総会において、法務大臣から、区分所有法制の見直しに関する諮問がされ、区分所有法制部会が設置された。 同部会において、1か月に1回のペースで会議が開催され、精力的に調査審議がされている。	引き続き法制審議会区分所有法制部会において、区分所有法制の見直しに関する調査審議が精力的に行われる予定であるが、答申の時期は未定である。	措置済	解決	
(11)美容師の養成の在り方											
令和4年6月7日		17	美容師の養成の在り方	a 厚生労働省は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、美容師国家試験の実技試験にまつエクスナテンションを導入することに、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。また、「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験科目について、今後も問うべき課題とすべきを令和5年度の早期に整理する。 b 厚生労働省は、都道府県を通じて、美容師養成施設に対し、実務実習において一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上が実務実習のための取組と速やかに実施可能なものは、令和4年度中から取組を進める。	a.(前段)措置済み、(後段)令和4年度上期措置 b.(前段)令和4年度上期措置、(後段)令和4年度以降順次措置	厚生労働省	a 令和4年6月に厚生労働省から、「美容師国家試験(実技試験)の見直しに向けた検討について(要請)」(令和4年5月18日生食発0518第1号)を发出し、公益財団法人理容師美容師試験研修センターに対して要請を行った。 b 令和4年8月に厚生労働省から、「美容師養成の改善について」(令和4年8月29日生食発0829第1号)を发出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対して、実務実習において一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを周知した。	a 「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験科目について、関係者の協力を得ながら、令和5年度上期に検討し整理する。 b 美容師養成施設の美容所における実務実習について、令和5年度に、好事例、課題、ニーズ等を調査し、より成果の上が実務実習を美容師養成施設や美容所等に周知する。	検討中	継続F	
(12)ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化											
令和4年6月7日		18	ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化	ドローンを含む無人航空機の製造等を規制する制度に関して、事業許可が必要となる機体重量の閾値の適切な水準を含め、円滑な事業活動を推進する観点からの制度の改善について、活用ニーズや技術進展の状況等も踏まえ、検討を行い、令和4年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。	令和4年度結 論・措置	内閣府 経済産業省	・昨今の無人機の開発・製造の状況を踏まえ、航空機製造事業法(以下「事業法」)における無人機の規制の在り方について検討するため、本年1月に「航空機製造事業法における無人機規制の在り方に関する検討会」を設置。 ・閣議含め円滑な事業活動を推進する観点から制度の改善について、活用ニーズや技術進展の状況等を把握すべく、事業者からヒアリングを含め計3回開催し、3月には、中間とりまとめを公表。 ・検討会のとりまとめ結果を踏まえ、150kg以上の無人機について、電動航空機など未だ研究開発段階のものがあること等から、閾値については維持しつつ、手続き等の制度の改善を行うべく検討し、無人機含めた試験的製造届出等を廃止。(令和5年3月31日運用適正改正・施行)	実施済	措置済	解決	
(13)外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進											
令和4年6月7日		19	外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進	外国人エンジニアの就労促進を図るため、地方公共団体による受入企業の認定等を要件として在留資格認定証明書交付申請の審査期間を短縮することについて、令和4年度早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。	令和4年度結 論・措置	内閣府 出入国在留管理庁	関係機関において「地方出入国在留管理局による在留資格認定証明書交付申請の審査期間については、地方公共団体による企業の経営安定化等に係る助言等の支援措置を踏まえ、標準処理期間(1～3か月)」に関わらず、1か月を目途に処理する。ただし、申請書類の不備等で処理に一定期間を要する必要がある場合には2か月を目途に処理する。」旨の結論を得ており、令和5年度早期に所要の措置を講ずることとしている。	令和4年度に得た結論を踏まえ、具体的な運用方法や措置手法等について、関係機関と協議の上、令和5年度早期に所要の措置を講ずることとしている。	検討中	継続F	
(14)高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設											
令和4年6月7日		20	高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設	高度外国人材の受け入れを積極的に推進するため、出入国在留管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイント制において、地方公共団体が支援する企業等に就労する外国人に対して特別加算を行う特例措置の全国展開について、令和4年度内に所要の措置を講ずる。	令和4年度措 置	内閣府 出入国在留管理庁	共同命令及び関係省令案について、意見募集(令和5年2月4日～3月6日)を行った上で、令和5年3月31日共同命令及び関係省令を施行した。	実施済	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(15)企業単位の規制改革の推進											
令和4年6月7日		21	企業単位の規制改革の推進	a 内閣官房及び経済産業省は、「まずやってみる」ことを許容し実証で得られた情報を活用して新技術等の迅速な社会実装を実現するという規制のサンドボックス制度の趣旨を踏まえ、ブロックチェーン技術等の社会実装を推進する。 b 経済産業省は、新たな事業活動を行うとすると事業者のニーズに応じたきめ細かい指導・助言などを行うとともに、特にスタートアップ発意による規制改革を積極的に支援する等により、制度の円滑な運用を図る。	a,b 令和4年度措置	a. 内閣官房 経済産業省 b. 経済産業省	a 事業者からの相談に応じて、規制のサンドボックス制度に基づく「新技術等実証計画」について主務大臣への申請等をサポートした。その結果、令和4年度中に、ブロックチェーン技術等の6件の「新技術等実証計画」を主務大臣が認定した。 b 事業者からの相談に応じて、グレーゾーン解消制度や新事業特別制度等の企業単位の規制改革制度について、主務大臣への申請等をサポートした。その結果、令和4年度中に、グレーゾーン解消制度について25件回答を行い、新事業特別制度について10件の新事業活動計画の認定(変更認定を除く)を行った。また、スタートアップによるこれらの制度利用を促進するため、「スタートアップ新市場創出タスクフォース」として弁護士による専門家チームを創設し、スタートアップの新事業に係る法的論点の整理等を行った。	a 引き続き、新技術等の社会実装の推進を行う。 b 引き続き、新事業活動の推進を行う。	措置済	解決	
令和4年5月27日(答申)			デジタル社会に対応しセキュリティ制団体の参加を促すことにより、ニーズ把握並びに規制及び自主規制の整合性を図りつつ、金融審議会での検討を進める。検討に当たっては、セキュリティトークンが進展を続けるデジタル技術を活用して投資対象や投資家の裾野を広げ得るものであることを踏まえ、また、セキュリティトークンの利用・活用を目指す関係者から幅広く情報収集を行い、検討結果に基づいて法令改正や監督指針改正等必要な措置を行うとともに、関係者への周知を行う。	令和4年内を目途に結論、可能なものから措置	金融庁		関係自主規制団体が参加する下で金融審議会において検討を行い、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「中間整理」(令和4年6月公表)において、セキュリティトークンの流通市場の環境整備に向けた措置について結論を得た。 金融審議会市場制度ワーキング・グループ「中間整理」(令和4年6月公表)を踏まえ、セキュリティトークンの流通(セカンダリー)市場における私設取引システム(PTS)制度の積極的な活用に向けて、PTS認可の柔軟化・迅速化に向けた監督指針の改正の検討を行った。	金融審議会市場制度ワーキング・グループ「中間整理」(令和4年6月公表)を踏まえ、今後、日本証券業協会及び日本STO協会において自主規制規則について検討を進め、策定・公表される予定。 引き続き、PTS認可の柔軟化・迅速化に向けた監督指針の改正の検討を行った上で監督指針の改正を行う。	検討中	継続F	
(グリーン分野)											
(1)リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し											
令和4年6月7日		1	一定の安全性を有する単載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の適用の在り方の検討	消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットリングとなすことを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する単載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、その後速やかに結論を得る。	令和4年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論	総務省	課題の洗い出しを行った。そのうえで、令和5年度の措置に向けた検討を行った。	令和5年度に海外調査を実施し、欧米の実態把握したうえで必要な対策について検討し、令和5年度中に結論を得る予定。	検討中	継続F	
令和4年6月7日		2	単載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る床面積(1,000m <sup>2</sup> 以下)・階数(平屋建て)・軒高(6m未満等)・非危険物貯蔵の禁止等の制限について、海外の法規制や保険等を調査した上で、欧米とイコールフットリングな火災安全対策とする方向で検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。	令和4年結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	令和4年度に開催した「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」において所要の結論を得、省令改正の手続きに着手している。	速やかに省令改正を行う予定。	未措置	継続F		
令和4年6月7日		3	消防庁は、指定数量未満の単載用リチウムイオン蓄電池を、必要な耐火性(通常の火災時における火災を有効に遮るために特定防火設備に必要とされる遮炎性能等)を有する布で覆う場合には、当該耐火布で覆われた蓄電池を複数置く場合であっても蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算しないことができるよう、消防法上の取扱いを明確化する。	令和4年上期措置	総務省	「単載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について(通知)」(令和4年12月26日付け消防法第295号)を廃出し、耐火性を有する布で覆う場合は、蓄電池を複数置く場合であっても蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算しないことを明確化した。	措置済	解決			
令和4年6月7日		4	定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和	消防庁は、消防法の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が耐火設備が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。	令和4年上期措置	総務省	令和4年度に開催した「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」において所要の措置について結論を得、省令改正の手続きに着手している。	速やかに省令改正を行う予定。	未措置	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	
令和4年6月7日		5	リチウムイオン蓄電池の電解液が含浸した電極材等の取扱いの明確化	消防庁は、消防法の危険物規制にて引火性液体(第4類第2石油類)に該当する電解液が含浸した電極材等について、引火率が40%以上であれば危険物には該当せず、容量カウントしない旨の解釈を統一し、通知を発出する。	令和4年上期措置	総務省	令和4年度に開催した「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」において所要の措置について結論を得、要望元と協議の上通知の発出は要しないこととされた。		措置済	解決	
令和4年6月7日		6	リチウムイオン蓄電池に係る蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池を用いる蓄電システムがそれぞれの箱に収納され、当該蓄電システムがIS規格に適合するなど火災予防上一定の安全性を有する場合であれば、箱ごとに同規制への適合が判断されるものとする(容量を合算しない)ことを明確化し、通知を発出する。 b 一定容量以上の蓄電池設備を内部に人が立ち入ることができる屋外コンテナ等の内部に設置する場合は、屋外に設置するものに該当しないと整理することで、建築物からの離隔距離規制等が不要となるよう明確化し、通知を発出する。	消防庁は、使用に際し火災発生のおそれがある一定容量以上の蓄電池設備を規制する対象火気設備規制について、 a 蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池を用いる蓄電システムがそれぞれの箱に収納され、当該蓄電システムがIS規格に適合するなど火災予防上一定の安全性を有する場合であれば、箱ごとに同規制への適合が判断されるものとする(容量を合算しない)ことを明確化し、通知を発出する。 b 一定容量以上の蓄電池設備を内部に人が立ち入ることができる屋外コンテナ等の内部に設置する場合は、屋外に設置するものに該当しないと整理することで、建築物からの離隔距離規制等が不要となるよう明確化し、通知を発出する。	措置済み	総務省	a 通知「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて」(令和4年3月31日付け消防令第155号)を発出し、蓄電池を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納され、火災予防上一定の安全性を有する物であるときは、箱ごとに対象火気設備規制を適用することを明確化した。 b 通知「コンテナ等の内部に設置する蓄電池設備の取扱いについて」(令和4年3月31日付け消防令第156号)を発出し、内部に人が立ち入ることができる屋外コンテナ等に蓄電池設備を設置した場合は、建築物からの離隔距離を不要としたほか、換気設備の要件を明確化した。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日		7	急速充電器に係る消防法の対象火気設備規制における取扱いの見直し	消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	令和5年2月21日に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年3月6日総務省令第24号)の一部を改正し、急速充電設備の全出力の上限を撤廃した。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日		8	急速充電器に係る消防法の対象火気設備規制の運用の統一化	消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクタやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	令和5年2月21日に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年3月6日総務省令第24号)の一部を改正し、急速充電設備に接続される充電ポストはコネクタ及び充電用ケーブルを収納する付属物であることから、建築物からの離隔距離を設ける必要はないものであることを明確化した。	措置済	措置済	解決	
(2)路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進											
令和4年6月7日		9	道路における再生可能エネルギー導入の策定	a 国土交通省は、道路においてトンネルや無線中継局の付近等に太陽光発電設備を試験的に導入し、導入済みの箇所及び試験的に設置した太陽光発電設備における課題を確認し、道路における太陽光発電設備設置のための技術指針を策定する。 b 国土交通省は、道路における再生可能エネルギーの導入に有効・有用な技術・手法や設置に係る条件が明確となった段階において、2030年度及び2050年度における道路での再生可能エネルギーの導入目標を策定する。	a:(試験導入)令和4年度措置、(技術指針策定)令和4年度から検討を開始し、速やかに措置 b:技術指針を策定した後、速やかに措置	国土交通省	試験導入を踏まえ、「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」を策定予定。		「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を検討する。	未措置	継続F
令和4年6月7日		10	路面太陽光発電の車道(公道)における設置に向けて、公募により設置者を募って試行し、課題を確認するための技術公募を実施する。	a 国土交通省は、道の駅や車道(公道)での活用を想定し、屋外環境での性能確認試験を行い、課題を確認した上で、活用可能な技術を踏まえて、技術基準の策定や法制度の改正を検討し、必要な措置を講ずる。	a:令和4年度措置 b:技術公募・検証の結果を踏まえ、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	路面太陽光発電技術の公募要領を検討(要求性能等)し、令和5年3月6日に技術公募を開始した。		技術公募を踏まえ実証実験を行い、性能確認試験や課題の確認を進める。	検討中	継続F



閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
令和4年6月7日		11	都市公園における再生可能エネルギー導入目標の策定	国土交通省は、地方公共団体の実情を考慮の上、先行事例の取組も参考しつつ、国営公園を含め、都市公園における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。	令和4年検討・結論・措置	国土交通省	国及び地方公共団体の都市公園における再生可能エネルギーの導入目標を策定し、令和4年12月26日に公表した。	実施済	措置済	解決	
令和4年6月7日		12	都市公園における駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進	国土交通省は、駐車場の上部空間を活用した再生可能エネルギー導入の取組の推進の観点から、駐車場屋根置き太陽光発電設備も駐車場の付属物として都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条に規定されている公園施設に含まれること、またPark-PFI(公募設置管理制度)の公募対象公園施設に含まれることを地方公共団体や事業者等に周知・公表する。	措置済み	国土交通省	駐車場屋根置き太陽光発電設備も駐車場の付属物として都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条に規定されている公園施設に含まれること、また、Park-PFIの公募対象公園施設に含まれることを明示するなど、地方公共団体や事業者に対して令和4年4月22日に周知し、内容を公表した。	実施済	措置済	解決	
(3)バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方											
令和4年6月7日		13	一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理の扱いの明確化	環境省は、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合処理することが法令上禁止されていないことや混載して運搬しても差し支えないことなどを明確化し、通知を発生する。	措置済み	環境省	令和3年9月30日に「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)」を発生済み	実施済みのため、特になし。	措置済	解決	
令和4年6月7日		14	「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新	環境省は、地方公共団体が廃棄物該当性の判断を行う際に参照できるよう同事例集を更新し、公表する。	措置済み	環境省	都道府県及び政令市に対してアンケート調査を行い、事例を整理するとともに、廃棄物該当性の判断結果及びその理由をまとめ、令和4年3月31日に「令和3年度 バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」に更新し、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長宛に発生済み。	実施済みのため、特になし。	措置済	解決	
令和4年6月7日		15	「一般廃棄物処理有料化の手引き」の改訂	環境省は、より望ましい形での資源化を促進する観点から、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、市町村における受入量の縮減を図る方策を検討すべき旨とともに、地域における資源化施設等での受入価格水準等についても考慮の上、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい旨を周知する。	措置済み	環境省	令和4年3月31日に「一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂について(通知)」を発生済み	実施済みのため、特になし。	措置済	解決	
令和4年6月7日		16	地下工作物の存置の可否の明確化	環境省は、地下工作物の存置の可否について、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない場合の条件や留意事項を明確化し、通知を発生する。	措置済み	環境省	令和3年9月30日付けで、地下工作物の存置の可否について、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない場合の条件や留意事項を明確化した「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(環境適発第2109301号・環境規発第2109302号通知)」を発生し、各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長宛にて周知済み。	実施済みのため、特になし。	措置済	解決	
令和4年6月7日		17	食品廃棄物を含むバイオマスのエネルギー利用に関する目標設定	農林水産省は、次期バイオマス活用推進基本計画において、関係府省等と協議の上で、バイオマスの利用促進を図るため、食品廃棄物等のバイオマスのエネルギーを含めた利用率の目標設定について検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	令和4年9月6日に閣議決定された新たなバイオマス活用推進基本計画において、2030年(令和12年)に製品・エネルギー産業のうち国産バイオマス関連産業のシェアを2倍の伸長を目指すことなどを国が達成すべき目標として定めた。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日		18	エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	令和4年9月27日に食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会において審議を行ったところであり、以降、引き続き審議中。	食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会での審議を経て、食品リサイクル法の基本方針の改定等必要な措置を講ずる。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(4)洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方											
令和4年6月7日		19	日本版セントラル方式の確立	a 令和4年度までの実証事業の結果も踏まえて、初期段階から政府や地方公共団体が関与し、より迅速かつ効率的に風況・海底地盤等の初期調査、適時に系統確保等を行う仕組み(日本版セントラル方式)を確立し、政府や政府に準ずる特定の主体等による初期段階の調査を開始した上で、同方式を前掲とした事業者公募を実施する。 b 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下検討する。	a 令和5年度から調査開始、事業者公募は令和7年度内を目指す b 令和4年度から検討開始し、速やかに結論を得る	経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省	a 日本版セントラル方式については、令和3年度から風況については観測設備を設置し1年間の実測に着手しており、海底地盤、気象・海象、環境影響評価、漁業影響の各項目に関する調査についても、令和4年度まで継続して実施。今後の進め方等についてはすでに審議会(「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会」/「電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大規模導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」/「交通政策審議会港湾分科会環境部会海上風力促進小委員会」合同会議)で議論を開始している。また、JOGMEC(独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の一部を担うことを可能にするため、本国会におけるJOGMEC法の改正案を、令和4年3月1日に閣議決定した。 b 立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な環境アセスメント制度の在り方について、令和4年度に関係省庁とともに検討を行い、新たな環境影響評価制度の方向性を取りまとめた。	a 令和5年度よりJOGMECによる調査を開始し、日本版セントラル方式の進め方に関する論点については、審議会(「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会」/「電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大規模導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」/「交通政策審議会港湾分科会環境部会海上風力促進小委員会」合同会議)にすでに議論を開始している。引き続き、審議会での議論等を通じて、早期の導入を目指す。 b 2022年度に取りまとめた方向性に基づき、検討すべきとされた論点を踏まえ、2023年度は具体的な制度の詳細について検討を進める。	未措置	継続F	
令和4年6月7日		20	事業者公募の評価基準等の見直し	令和3年12月に公表された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)に基づく公募結果を踏まえ、運転開始時期に係る評価の在り方等を含めて、公募の評価基準等の見直しを実施する。	令和4年内でできるだけ早期に措置	経済産業省 国土交通省	「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会」/「電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大規模導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」/「交通政策審議会港湾分科会環境部会海上風力促進小委員会」合同会議(※1)での審議を経て、令和4年10月27日に「一般海域における占用公募制度の運用指針」を改訂した(※2)。 (※1) <a href="https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/port01_sg_000358.html">https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/port01_sg_000358.html</a> (※2) <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000046.html">https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000046.html</a>	引き続き審議会(「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会」/「電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大規模導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」/「交通政策審議会港湾分科会環境部会海上風力促進小委員会」合同会議)において必要に応じて議論する。	措置済	解決	
令和4年6月7日		21	排他的経済水域(EEZ)における浮体式洋上風力発電の推進等	内閣府(総合海洋政策推進事務局)は、令和5年に閣議決定を予定している「第4期海洋基本計画」において、排他的経済水域における浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた方策の在り方について明確に位置付けることを検討し、結論を得て、必要な措置を講ずる。	令和5年検討・結論・措置	内閣府(総合海洋政策推進事務局)	内閣府総合海洋政策推進事務局において、洋上風力国際法検討会を昨年10月より開催し、EEZにおける洋上風車の国際法上の位置付けや我が国が沿岸国として行使できる主権的権利の具体的な内容等の論点について取りまとめた。 また、昨年9～12月にかけて参与会議においてご議論いただき、昨年12月の意見書において「国連海洋法条約等との整合性を整理した上で、法整備を始めとする環境整備を進めるべきである」との提言を頂くとともに、これを踏まえて岸田総理から、第4期海洋基本計画の策定に向け、「洋上風力発電のEEZへの拡大」の具体化について指示を頂いた。	令和5年度に策定する第4期海洋基本計画において、関係府庁と連携して、「洋上風力発電のEEZへの拡大を実現するため、国連海洋法条約との整合性についての整理を踏まえつつ、法整備を始めとする環境整備を進める」旨を明記する方向で調整中。	検討中	継続F	
令和4年6月7日		22	風力発電(特に洋上風力)に係る工事計画届出の審査の迅速化	経済産業省は、大量導入が見込まれる風力発電(特に洋上風力)における工事計画届出の確認審査の迅速化に向けて、専門機関(「登録適合性確認機関」)による技術基準への適合性確認を経た文書で工事計画の届出に添付することで、有識者から構成される「専門家会議」における確認を不要とし、工事計画届出の審査を大幅に簡略化する制度を創設する。	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省	令和4年6月に成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴って、登録適合性確認機関に関する規定を定めた。施行日は令和5年3月20日。施行後は、国に登録された登録適合性確認機関による技術基準への適合性確認を経た文書(証明書)を工事計画の届出に添付することを義務付け、これまで国で実施していた有識者による審査会(専門家会議)の審査は不要となった。これにより、施行前に比べ、専門家会議実施のための手続や審査の期間が短縮され、工事計画届出の審査が簡略化された。		措置済	解決	
令和4年6月7日		23	洋上風力分野における電気事業法上の審査プロセスの短縮に向けた標準処理期間の設定等	経済産業省は、洋上風力分野における電気事業法上の審査プロセスの予見可能性を高めるために、登録適合性確認機関が法制化された場合には、各機関において標準処理期間に関する規定を業務規程等に定めることを同機関の登録要件とする。	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省	令和4年6月に成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴って、電気事業法施行規則及び内規(20230310保局第2号登録適合性確認機関の申請・届出等に係る確認要領)により、登録適合性確認機関の業務規程に標準処理期間を定めることを規定し、(令和5年3月20日に施行)風力分野における電気事業法上の審査プロセスの予見可能性を高めた。		措置済	解決	
令和4年6月7日		24	建設材料の認証に係る海外規格の取り込み	経済産業省は、洋上風力発電の建設に利用されるボルト・ナット・座金等の材料の利用認証に関して、EN規格等の海外規格の取り込み(専門家審査の不要化等)の可否について調査・検討した結果、海外規格品を含む一定の条件を満たさない材料を「経済産業省電力安全課長の確認が必要な材料」と位置付けることを技術基準の解釈を改正して明確化する。	令和4年上期措置	経済産業省	発電用風力設備の技術基準の解釈を改正し、海外規格品を含む一定の条件を満たさない材料を「経済産業省電力安全課長の確認が必要な材料」と位置付け、明確化した(令和4年6月24日改正・令和4年12月26日施行)		措置済	解決	
令和4年6月7日		25	カボタージュ規制に係る特許取得手続の透明化	国土交通省は、カボタージュ規制に関して、沿岸輸送特許の過去の実績を明らかにすることを検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年検討・結論・結論を得次第速やかに措置	国土交通省	沿岸輸送特許の実績及び具体的な特許事例について、令和5年1月に国土交通省HPにおいて公表した。「沿岸輸送特許の審査基準及び実績について」( <a href="https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk2_000004.htm">https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk2_000004.htm</a> )		措置済	解決	
令和4年6月7日		26	日本籍化(フラッグバック)の迅速化に向けたマニュアルの作成	国土交通省は、洋上風力発電の建設等に必要となる船舶の日本籍化(フラッグバック)に関する船舶検査・測定・登録手続を記したマニュアルを作成し、2022年3月31日付で国土交通省のHPで公表する。	措置済み	国土交通省	・洋上風力発電の建設等に必要となる船舶の日本籍化(フラッグバック)に関する船舶検査・測定・登録手続を記したマニュアルを作成し、2022年3月31日付で国土交通省のHPで公表した。「日本籍化(フラッグバック)に関する船舶検査・測定・登録手続について」( <a href="https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000003.htm">https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000003.htm</a> )		措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
							(令和5年3月31日時点)	(令和5年3月31日時点)	措置状況	評価区分
令和4年6月7日	27	洋上風力発電事業者用の窓口設置	国土交通省は、カボタージュ規制に係る大臣特許の審査基準の事前相談、洋上風力発電に係る船舶の船員不足の解消や日本籍化の際の手続等のために、国土交通省内に洋上風力発電事業者用の窓口を設置する。	措置済み	国土交通省	洋上風力発電に関する海事局相談窓口を開設し、令和3年11月12日付でJWPAを通じて業界に周知した。(事務連絡「洋上風力発電に関する海事局相談窓口の開設について」) その後、洋上風力作業船及び浮体基礎の国内建造支援に関する相談窓口を新たに開設し、令和4年6月27日付でJWPAを通じて再度業界に周知した。(事務連絡「洋上風力発電に関する海事局相談窓口の修正について」)	実施済	措置済	解決	
令和4年6月7日	28	風力発電所の建設工事現場に超大型貨物を搬入するための活動拠点に係る手続の緩和	国土交通省は、風力発電所等の建設工事に必要な超大型貨物の輸送需要は、通常、期間が限定的であるにもかかわらず、運送事業者は、都度、建設工事現場近隣への営業所の設置及び廃止の手続(国土交通大臣の認可)が必要であるところ、建設工事現場に超大型貨物を搬入するために設置する臨時の活動拠点において、運送事業者が輸送の安全確保に係る措置を適切に講ずることを前提に、その設置及び廃止等の手続を緩和する特例を制定する。	措置済み	国土交通省	建設工事現場に超大型貨物を搬入するために設置する臨時の活動拠点において、運送事業者が輸送の安全確保に係る措置を適切に講ずることを前提に、その設置及び廃止等の手続を緩和する特例を制定し、「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」(令和4年1月26日付国土自第147号、国土自第277号、国土自第102号、国土自第247号)。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日	29	風力発電設備の部材を輸送する場合の保安基準緩和の明確化	国土交通省は、風力発電設備の部材等の長大又は超重量の物品の輸送に当たっては、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条に基づき、基準緩和の認定を受ける必要があるところ、申請により、車両総重量等を自動車単体の性能の最大値として認定することができるものとすることを明確化し、周知する。	措置済み	国土交通省	令和3年9月1日に各地方運輸局宛に「風力発電設備等を輸送する場合の基準緩和認定処分の取扱について」を通知し、「長大又は超重量で分割不可能な風力発電設備の部材を輸送する場合、車両総重量等を自動車単体の最大値として認定することができる」とことを明確化するとともに、周知を行った。	措置済	措置済	解決	
(5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進										
令和4年6月7日	30	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組	再生可能エネルギーの促進に係る地球温暖化対策の推進に関する法律上の取組

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分			
令和4年6月7日		31	公営住宅の省エネルギー・再生可能エネルギー導入の推進	国土交通省は、公営住宅の省エネルギー・再生可能エネルギー導入を図るため、新設する公営住宅は、原則としてZEH水準を満たすこと、また、やむを得ない場合を除いて原則として太陽光発電設備の設置を行うことなどを盛り込んだ公営住宅等整備基準に関する技術的助言を改正する。	措置済み	国土交通省	公営住宅について、新設の場合は原則としてZEH水準を満たし、やむを得ない場合を除いて原則として太陽光発電設備を設置するよう公営住宅等整備基準を改正(公営住宅等整備基準について(技術的助言)の一部改正について(令和4年4月1日付国住備第511号))した。	措置済み	解決			
令和4年6月7日		32	国の庁舎等への再生可能エネルギー設置に係る屋上等の使用許可の複数更新の可能化	長期契約が一般的なPPAモデル(事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電設備を無償で設置・運用して、発電した電気を設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を事業者に支払うビジネスモデル等を想定)への対応を念頭に、国の庁舎等において、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る屋上等の使用許可を複数回更新できるよう関連通達を改正する。	措置済み	財務省 環境省	国の庁舎等において、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る屋上等の使用許可を複数回更新できるよう、令和3年12月24日に「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月1日付蔵管第1号)の通達の改正を行った。	措置済み	解決			
(6)グループ内外無差別的な電力取引の担保策等												
令和4年6月7日		33	内外無差別的な電力卸売の实效性の確保等	スポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別的な卸売の实效性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題を検討することが重要。こうした観点から、経済産業省は、1)内外無差別的な交渉機会の確保、2)内外無差別的な卸売条件の確保、3)内外無差別的な卸売を担保する体制の確保について、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認するとともに、その他の課題(売り入れの体制、会計分離、発版分離等)についても検討していく。 1) まずは、令和5年度当初からの通年契約について、相対契約の交渉機会を内外無差別に均等に確保するため、旧一般電気事業者各社において、相対卸売の交渉スケジュールを、卸売を希望する事業者に内外無差別に明示する。また、社内・グループ内小売も含め卸売を希望する事業者との交渉を同じ時期に進める。更に、他社との相対取引と比較可能な形で、旧一般電気事業者の社内取引の条件を定めた文書を整備する。経済産業省は、交渉スケジュールが把握できる資料の提出を求め、実施状況を確認する。 2) 契約条件が内外無差別に提供されることを担保するため、旧一般電気事業者各社において通年契約の卸標準メニュー(原則として、少なくとも通電変更権付きのもの、通電変更権のないものを1つずつ)を作成し、それぞれの具体的な条件(通電変更の幅・タイミングなどオプションの詳細等)を設定・公表した上で、当該卸標準メニューに沿って取引交渉を実施する。経済産業省は、卸標準メニューと実績との乖離を確認する。 3) 発電・小売部門間の情報遮断の更なる徹底に向けて、旧一般電気事業者各社において、情報遮断に関する社内の規程を整備する。旧一般電気事業者各社の社内取引について、社外契約と比較可能な程度で、社内取引の条件を定めた文書を作成する。経済産業省は、上記に加えて、卸取引を担当する部門の組織上の位置付け等についても確認する。	令和4年度以降順次措置	経済産業省	第75回制度設計専門委員会(令和4年7月26日開催)において、旧一般電気事業者各社のコメントにかかる取組状況等(令和4年度受渡し分)を報告し、その進捗が確認された。具体的には、各社の内外無差別な取組の進捗として、体制面ではカンパニー制を導入した事業者が存在することを確認した。また、オプション価値に関しては、計6社が社内・グループ内外で同等の最終通告期限を設定し、計4社が社内・グループ内外で同等の通告変更のフロー・プロセスを設定したことを確認した。一方で、交渉スケジュールに関しては、社内・グループ内取引の協議より社外・グループ外取引の協議が遅い事例を確認したため、改善を求めた。 第79回制度設計専門委員会(令和4年11月25日開催)においては、旧一般電気事業者各社の令和5年度卸売に向けた取組状況を中心に報告し、その進捗が確認された。具体的には、①交渉スケジュールに関して、7社がHPにて公表したことを確認した。②卸標準メニューについて、10社がHPにて公表したことを確認した。③情報遮断に関して、発電・小売が一体の旧一般電気事業者全8社で情報遮断に関する社内規程が整備されていることを確認した。令和5年度向けの卸交渉について、多くの事業者が内外無差別な卸売の实效性確保に向け、新たな取組を開始していること、特に、自社小売も参加する形の入札制やブローカー制といった非常に透明性の高いスキームを採用した事業者も現れていることについて、内外無差別の観点から評価がなされた。	旧一般電気事業者各社のコメントの実施状況について引き続き定期的なフォローアップを行う。また、フォローアップ結果を踏まえて、引き続き必要な対応を検討していく。	未措置	継続F		
令和4年6月7日		34	卸電力市場における旧一般電気事業者の自主的取組のガイドラインへの位置付け	a スポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、卸電力市場に係る旧一般電気事業者の自主的取組の改善(余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出のガイドラインへの位置付け)を実施する。 b さらに、卸電力取引における取引の活性化に向けた方策について、あらゆる可能性を排除せずに引き続き検討する。	a: 令和4年度を目途に結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置 b: 令和4年度以降順次検討	経済産業省	第72回制度設計専門委員会(令和4年4月21日開催)及び第73回制度設計専門委員会(同年5月31日)において、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出を全事業者における望ましい行為としてガイドラインに位置づけるとともに、事前的措置として、市場支配力を有する可能性の高い事業者が合理的な理由なくこれに反する場合には、相準操作行為をより強く確認させる一要素と評価されることとされた。また、事前的措置の対象となる事業者の範囲、及び、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出についての基準も併せて整理された。これを踏まえ、第377回電力・ガス取引監視等委員会(令和4年7月22日開催)において承認の上、同日、旧一般電気事業者による自主的取組の位置付け明確化のため、「適正な電力取引についての指針」の改定を経済産業大臣に建議した。 これに基づき、「適正な電力取引についての指針」の令和4年11月14日改定にて、余剰全量の限界費用ベースでの全量市場供出を「望ましい行為」として位置づけた。 また、事前的措置の対象となる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」を判定した結果について、第79回制度設計専門委員会(令和4年11月25日開催)において結果を報告した。	左記のとおりガイドライン改定は措置済み。改定後のガイドラインに基づき、厳格な監視を行う。また、事前的措置の対象とする事業者の範囲については、直近の発電容量や需要実績等に基づいて1年ごとに見直すことを予定している。さらに、卸電力取引における取引の活性化に向け、不断の見直しを行う。	検討中	継続F		
令和4年6月7日		35	発電ユニットごとの発電電力量の情報公開	経済産業省は、卸電力取引市場(スポット市場)の透明性確保や市場参加者の予見性向上、電力分野のデジタル化、発電に関する理解・信頼性の向上のため、欧州での対応を参考に、発電ユニットごとの発電電力量の情報公開について、関係機関において必要な検討が行われることを前提に、各検討の結論を得次第速やかに措置を講ずる。	令和4年度中を目途に結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第73回制度設計専門委員会(令和4年5月31日開催)において、令和5年度のできるだけ早い時期にてユニット別・コマ別の発電実績の公開を目指すこととされた。 これを踏まえ、第377回電力・ガス取引監視等委員会(令和4年7月22日開催)において承認の上、同日、「適正な電力取引についての指針」の改定を経済産業大臣に建議した。 これに基づき、「適正な電力取引についての指針」の令和4年11月14日改定にて、認可出力10万kW以上の発電ユニットについて、ユニット別・コマ別の発電実績の公開を「望ましい行為」として位置づけた。	左記のとおりガイドライン改定は措置済み。令和5年度のできるだけ早い時期でのユニット別・コマ別の発電実績の公開を目指し、一般送配電事業者におけるシステム改修など、関係各所において準備が進められていく予定。	措置済み	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
令和4年6月7日		36	需給曲線の情報公開	スポット市場の取引価格の高騰時等における情報公開の促進等の観点から、 a 分断エリア別の需給曲線の公開を実施する。 b 海外同等の閲覧・ダウンロードしやすい形での需給曲線の情報公開を検討し、結論を得た上で、速やかに実施する。	a 令和4年上期開催 b 令和4年内を目途に検討を行い、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 令和4年6月7日より、JEPXのホームページにおいて、分断エリア別の需給曲線が公開されている。 b 令和5年2月20日付けでJEPXのホームページが更新され、新たなホームページにおいて、海外同等の閲覧・ダウンロードしやすい形での需給曲線が公開されている。	左記のとおり措置済み。	措置済み 解決	
(7)ダイヤモンドボンス等の普及拡大に向けた制度見直し										
令和4年6月7日		37	容量市場における発動指令電源の調達上限の見直し等	a 経済産業省は、容量市場のメインオークションにおいて、発動指令電源の調達量上限(H3需要の3%)が設定されているところ、調達量上限の在り方について、上限の撤廃も選択肢に含めて検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、容量市場において、実需給年度の至近まで、稼働を見逃せない電源等にも取引の機会を与えるため、1年間に実施される追加オークションの在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。 c 経済産業省は、容量市場のオークションにおいて、発動指令電源の同一価格の応札が複数存在し、調達量上限を超過した場合、現行制度ではランダム約定処理されること、按分処理を含めた他の約定方法についても検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 2021年度の検討では発動指令電源の募集量について上限を3%から4%に引き上げを実施。また、2022年度の検討では上限の撤廃も選択肢に含めて検討を行ったうえで、想定導入量の上限を5%に設定。 b 2021年度(2025年度実需給)以降のメインオークションにおいて、H3需要の2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、追加オークションで調達するオークションの2段階化を実施。 c 2022年度の検討において「案1」現行の調達方法と「案2」調達容量を按分して約定する案「案3」応札に確保しているリソースを優先的に約定する案(電源等リストの確定部分を優先)」が議論された。案2については、今後のリソース獲得を見込んで応札する事業者にとってはメリットがあるものの、按分を前提に過大な応札を誘発するおそれがある。案3については薄れた容量が調達される確度が高まるというメリットがあるものの、新規参入を阻害するおそれがある点への対応が課題であると考えられる。また、実効性テストにあたって2022年2月末に行われた電源等リストの提出では、リスト未提出の案件が複数あった。以上を踏まえ、約定方法については今後のオークションの結果と実効性テストの結果を踏まえながら検討していくこととし、当面案1を採用することとした。	a,b 措置済み c 現時点では複数の選択肢を検討した上で、現行の調達方法を継続している。約定方法の見直しは、今後のオークションと実効性テストの結果を踏まえて検討することになっている。	措置済み 継続F	
令和4年6月7日		38	容量市場における発動指令電源の登録期間の見直し等	経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があるところ、 a 落札後容量提供開始年度(43か月)までに登録する安定電源と同様の期限とするも選択肢に含めて検討し、必要な措置を講ずる。 b 電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	a 令和5年上期目途での結論を目指す b 結論を得次第速やかに措置 c 令和4年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 発動指令電源は、応札時には電源等登録を必ずしも必ず行わず、リソースの獲得見込みを含めたビジネスプランによる応札を許容するため、実需給の2年度前に行われる実効性テストにより供給力を提供できることを確認する必要があると整理されており、電源等リストの提出時の不備等の確認に事業者が要する期間や、実効性テストの結果を踏まえて措置を検討する必要があるため未着手。なお、発動指令電源以外の参加電源(安定電源や変動電源等)は、応札前に電源等登録時に証憑による審査を実施しており、電源等の登録時期は落札後提供開始年度(43ヶ月)ではない。 b 電力広域的運営推進機関において、初回である実需給2024年度の实効性テストに向けて2022年2月に提出された電源リストでは書類の不備やリソース登録情報の事業者間重複などが多く確認された。	a 2024年度実需給向けの実効性テストにより発動指令電源の供給力提供見込みの状況を踏まえて着手の要否を検討予定。 b 電源登録の期間は不備等の確認のために一定期間設定されている。改めて今年度に提出された電源リストの不備の状況や事業者がその確認等に要する期間も踏まえ、手続きの在り方について検討を行う方向性。	検討中 継続F	
令和4年6月7日		39	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分(安定電源と発動指令電源の組合せ等)」の応札は認められていないところ、 a 安定電源と発動指令電源の組合せについて、1地点複数応札を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる場合の、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	a 令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b 令和4年内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 安定電源と発動指令電源の組合せについて、2022年度(対象実需給年度:2026年度)以降のメインオークションにおいて、1地点複数応札が可能となった。 (参考)容量市場の概要について <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/202206.youyour.gaiyousetsumei.pdf#page=24">https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/202206.youyour.gaiyousetsumei.pdf#page=24</a> b 変動電源と発動指令電源の組合せのうち、まずは当初要望内容(※)にあったFIP+蓄電池における区分計量の運用について資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関で検討が進められている。 (※)第19回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 資料7-3 <a href="https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20220221/20221energy13.pdf#page=5">https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20220221/20221energy13.pdf#page=5</a>	a 措置済み b FIP+蓄電池における区分計量の運用について資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関で検討が進められており、令和5年度上期中に運用が開始される見込み。当該運用の整理を受けて、FIP電源と蓄電池の組合せについて令和5年度下期までに容量市場としての運用を検討し、応札可能とする場合は開始時期を含めて結論を得る方向性。	検討中 継続F	
令和4年6月7日		40	需給調整市場における系統側蓄電池、需要側蓄電池が参加可能な超高速商品の設計	経済産業省は、変動性再生エネの増加や火力電源の退出等によって慣性力の必要性が高まっていくことが想定されること、慣性力の必要量の検討、技術課題の整理、費用対効果の算定等の結果や蓄電池の応答性を踏まえ、活用の仕組みの検討を行い、必要な措置を講ずる。	需給調整市場の商品が出そろった令和6年度末までの検討状況を踏まえ、速やかに結論	経済産業省	変動性再生エネの増加や火力電源の退出、連系線の整備状況等によって慣性力の必要性が高まることが想定されることを踏まえ、慣性力の必要量や費用対効果の算定、「蓄電池の活用の仕組みの検討等」を進めた。	引き続き、慣性力の必要量の検討、技術課題の整理、費用対効果の算定等の結果や蓄電池の応答性を踏まえ、活用の仕組みの検討を行う。	検討中 継続F	
令和4年6月7日		41	調整力公募や需給調整市場における計量方法	経済産業省は、調整力公募や需給調整市場にダイヤモンドボンスで参画する場合、現状は需要家の引込め地点(受電点)で計量及びベースライン設定を行うことになっているところ、受電点より下部のメーターで計量及びベースライン設定を行うことを認める場合、需要家内での不正行為の防止策の策定やそれに関わる一般送配電事業者の業務負担の増加への対応が必要なことから、コスト・ベネフィットの評価を含め、その実現可否の検討を行い、結論を得る。	令和4年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	需給調整市場において、受電点より下部のメーターで計量及びベースライン設定を行うことを2026年度より認める方向で、詳細検討を進めていくことを決定。 【参考】次世代の分散型電力システムに関する検討会 中間とりまとめ(P6) <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_bunsan/pdf/20230314_1.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_bunsan/pdf/20230314_1.pdf</a>	需給調整市場に参画する場合、受電点より下部のメーターで計量及びベースライン設定を行うことを2026年度より認める方向で、引き続き詳細検討を行っている。	未措置 継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日		42	ノンファーム接続の電源・蓄電池は容量市場及び需給調整市場への参加が不可となっていること。 a 容量市場については、令和4年度メインオークションにおいて、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源の参加を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 需給調整市場については、市場参加に必要な要件を満たしていることを前提に、令和4年度末に予定されている再給電方式導入以降は、ノンファーム接続の電源であってもファーム接続の電源と同様に需給調整市場への参加を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a. 2022年度(2026年度実需給)のメインオークションにおいて、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は登録可能と整理された。 b. 基幹系統起回のノンファーム電源については、需給調整市場の参加に必要なその他の要件を満たしていることを前提に、当面(2026年度程度まで)の間は、需給調整市場に参加できるとした。 また、ローカル系統起回のノンファームについても、需給調整市場の全商品の取引が開始され、かつローカル系統の混雑発生が見込まれる2024年度以降から当面(2026年度程度まで)の間は、需給調整市場に参加できるとした。	a. 措置済 b. 措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日		43	需給調整契約の実態調査等 経済産業省は、電源トラブルや系統事故等により、電力不足が懸念される場合などに電力の使用を抑制する目的で一般電気事業者と需要家間で結ばれた需給調整契約について、送配電部門の分離に伴い、小売部門に引き継がれたケースがあるが、発動を前提とされた運用がなされているかなど必ずしも明確ではないことから a 同一一般電気事業者各社の需給調整契約の契約実態(発動を前提とした運用がなされているか、発動実績、料金割引の水準等)を調査し、その結果を公表する。 b 新たな需要抑制契約の提案・締結の環境を整えるために、上述の調査の結果、発動を前提とした運用がなされていない場合には、そのような契約は需要抑制とは無関係な「付帯契約」であることを「適正な電力取引ガイドライン」等に明確にすることも選択肢の1つとして検討を行い、必要な措置を講ずる。	a. 令和4年度上期調査 b. aの調査結果を踏まえて令和4年度検討・結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第75回調整設計専門会合(令和4年7月26日開催)において、懸念されたような運用は識別されず、今後も需給調整契約は縮小見込みであることから、「適正な電力取引ガイドライン」の改定等、追加の対応は不要と考えられると整理された。	左記のとおりガイドラインの改定等、追加の対応は不要と整理した。	未措置	フォロー終了	
(8)地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方										
令和4年6月7日		44	小出力太陽電池発電設備等の保安規制の適切な拡充を図るために、太陽電池発電所の使用前自己確認制度について、現在対象外としている50kW～500kW規模の太陽電池発電所も対象に含めるとともに、使用前自己確認の確認項目について、太陽電池発電設備や風力発電設備については、電気的なリスクだけではなく、設備の構造的なリスクについても確認を求める方向で見直しを実施する。 b 経済産業省は、これまで一部保安規制の対象外だった小出力発電設備(太陽光発電設備(50kW未満)、風力発電設備(20kW未満))について、新たな類型(小規模事業用電気工作物)に位置付け、既存の事業用電気工作物相当の規制を適用(技術基準維持義務等)しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出を求める方向で見直しを実施する。	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省	a 小出力の太陽電池発電設備等の保安規制の適切な拡充を図るため、令和4年6月に成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴って、小規模事業用電気工作物等に関する規定を定め、10kW～500kW規模の太陽電池発電所を使用前自己確認の届出の対象に含めるとともに、使用前自己確認の確認項目について、太陽電池発電設備や風力発電設備については、電気的なリスクだけではなく、設備の構造的なリスクについても確認を求める項目を追加した(令和5年3月20日施行)。 b 太陽光発電設備(10kW～50kW未満)、風力発電設備(20kW未満))について、新たな類型(「小規模事業用電気工作物」)に位置付け、既存の事業用電気工作物相当の規制を適用(技術基準維持義務等)しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出を求めるとした。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日		45	電気工作物の事故情報の詳細かつ全国規模での公開 経済産業省は、再生可能エネルギーに係る事故の再発防止等の観点から、各産業保安監督部等に報告された電気設備の電気事故報告(事故詳細)情報を全国規模で集約したデータベースを構築し、当該データベースに基づいた電気事故の情報を電気設備の事故情報公開システムによって公開する。	措置済み	経済産業省	R4年1月31日付で、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)国際評価技術本部において、各産業保安監督部等に報告された電気設備の電気事故報告(事故詳細)情報について全国規模で集約したデータベースを構築し、そのデータベースに基づいた事故の情報を公開するサービスを開始した(詳細公表システム)。 経済産業プレスリリース: <a href="https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220131001/20220131001.html">https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220131001/20220131001.html</a> NITEプレスリリース: <a href="https://www.nite.go.jp/gcet/tso/prs220131.html">https://www.nite.go.jp/gcet/tso/prs220131.html</a> 詳細公表システム: <a href="https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shophub/search">https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shophub/search</a>	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日		46	民有林における太陽光発電設備に係る林地開発許可 a 農林水産省は、令和元年12月に林野庁より通知した太陽光発電設備の設置に関する林地開発許可基準について、都道府県の運用実態を把握・分析し、効果の把握を行うとともに、その取りまとめ結果を公表する。 b また、農林水産省は、運用実態の把握・分析を通じて、必要となる林地開発許可基準の見直しについて検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、林地開発許可に関して、法令上に明記されていない「取り消し措置」の有効性を整理し、その結果を都道府県と共有する。 d 農林水産省は、執行強化のために、違反行為に対する行政指導や監督処分などの全面的な取組状況を都道府県と共有するとともに結果を公表し、また、違反行為に対する行政指導や監督処分の事例分析をした上で、都道府県と共有し、執行体制を支援する。	a. 令和4年上期調査 b. aを踏まえて、令和4年度検討・結論を得次第速やかに措置 c. 有効性の整理・措置済み d. 措置済み	農林水産省	a 令和4年1月から6月にかけて有識者検討会を実施し、許可基準等の見直しについて検討。その検討結果を踏まえ、6月23日に中間とりまとめを公表。 b 中間とりまとめを踏まえ、令和4年9月30日に森林法施行規則等を改正するとともに、11月15日に関連する通知(「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官通知)」、「開発行為の許可基準等の運用について(令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官通知)」)を整備。 c 取り消し措置の有効性について整理し、令和4年7月以降、都道府県担当者向けの研修において共有。 d 林地開発における違反行為と是正措置の状況について、結果をHPに公表。執行支援の取組として、行政指導や監督処分の事例については令和4年5月20日に都道府県と共有。	令和5年4月1日付けで森林法施行規則を施行。	措置済	解決	
令和4年6月7日		47	民有林における太陽光発電設備に係る1ha以下の開発行為への規制の在り方 農林水産省は、伐採届により確認される森林以外への転用案件について、衛星写真を活用して行った土砂流出等の発生状況調査を踏まえ、必要に応じて基準の見直しについて検討し、結論を得る。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	令和4年1月から6月にかけて有識者検討会を実施し、許可基準等の見直しについて検討。検討結果を踏まえ、6月23日に中間とりまとめを公表。 中間とりまとめを踏まえ、令和4年9月22日に森林法施行令を改正し、太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発については、0.5haを超えるものを許可の対象とすることとした。	令和5年4月1日付けで森林法施行令を施行。	措置済	解決	
(9)電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し										
令和4年6月7日		48	電気保安規制の主たる責任者制度に係る見直しの検討 経済産業省は、電気主任技術者制度において、2時間以内の到着要件や監督可能な事業場数など、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論をもとに、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和5年3月31日の第13回電気保安制度WGにおいて、2時間以内の到着要件や監督可能な事業場数などに関して、電気事業法制定以来の運用等の変遷や諸外国の制度などを整理した上で、急速に進行する人口減少・少子高齢化、主任技術者が果たしてきた役割、デジタル技術の進展といった実情を踏まえ、将来にわたって持続可能な電気主任技術者制度はどうかについて議論を行った。 <a href="https://www.meti.go.jp/shing_kai/sankoshin/hoan_shohi/denyoku_zenzen/hoan_seido/013.html">https://www.meti.go.jp/shing_kai/sankoshin/hoan_shohi/denyoku_zenzen/hoan_seido/013.html</a>	第13回電気保安制度WGの議論の結果として、①洋上風力等の2時間以内で主任技術者が到着することが困難な設備における運用の柔軟化、②主任技術者の担当する事業場の数についての運用の柔軟化、③最新技術の活用に応じて負検頻度等を見直すこと、については、必要に忠実に引き続きWGの中で議論しつつ、可能な事項から具体的な制度の検討に移ることが望ましいとの結論を得られたところ。WG内で出た意見や問題提起も踏まえ、①については早期に見直し案を具体化できるような層検討を進め、②と③については柔軟化に当たった課題も提起されていたことから、引き続きWGにおいて議論し、見直しの可否について検討を進めることとした。	検討中	継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	
								措置状況	評価区分
令和4年6月7日		49	統括制度における電気主任技術者の選任は、設置場所への2時間以内の到達要件を求め、2時間以内の到達に到達できる者を担当技術者とするとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期措置	経済産業省	令和4年6月22日に、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、サイバーセキュリティの確保、災害時の対応方針策定、教育・研修を行った担当技術者が2時間以内に設備に到達できることを満たす場合に、主任技術者自身の2時間以内の到達は必要ないこととされた。	措置済	解決	
令和4年6月7日		50	経済産業省は、外部委託の対象となる電圧・出力を特別高圧で系統連系する設備まで拡大することに関して、諸外国の規制・制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討・結論、結論を併次第速やかに措置	経済産業省	令和5年3月31日の第13回電気保安制度WGにおいて、外部委託制度について、電気事業法制定以来の運用等の変遷や諸外国の制度などを整理した上で、急速に進行する人口減少・少子高齢化、主任技術者が果たしてきた役割、デジタル技術の進展といった実情を踏まえ、将来にわたって持続可能な電気主任技術者制度はどうあるべきかについて議論を行った。 https://www.meti.go.jp/shing_kai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/013.html	第13回電気保安制度WGの議論の結果として、外部委託先が特別高圧を扱うことにつき、技術的には可能なのではないかとの意見が出た一方で、①同じ特別高圧であっても設備の種類ごとに主任技術者に求められる技能や役割が異なるため一網には議論できない、②海外の規制には各国ごとの安全水準などの背景があることから、必ずしもそのまま日本の規制に転用できるものではないことに留意すべき、との意見も出たところ。実際に外部委託の対象を特別高圧で連系する設備まで拡大することが可能かについて、上記の論点を踏まえて検討を進める。	検討中	継続F
令和4年6月7日		51	外部委託制度における月次・年次点検頻度や換算係数・圧縮係数の見直し	令和4年度検討・結論、結論を併次第速やかに措置	経済産業省	令和4年6月22日に、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、スマート保安技術を実装して高い保安レベルを確保している設備の要件を例示し、係る設備を設置している場合には、従来現地に実施することとされた外部委託の月次点検を遠隔地から行うことも可能であることを明確化したこと。令和5年3月31日の第13回電気保安制度WGにおいて、換算係数や点検頻度について、電気事業法制定以来の運用等の変遷などを整理した上で、急速に進行する人口減少・少子高齢化、主任技術者が果たしてきた役割、デジタル技術・スマート保安の進展といった実情を踏まえ、議論を行った。 https://www.meti.go.jp/shing_kai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/013.html	第13回電気保安制度WGの議論の結果として、最新技術の活用に応じて点検頻度等を見直すことについて、必要に応じて引き続きWGの中で議論しつつ、可能な事項から具体的な制度の検討に移ることが望ましいとの結論を得られたところ。換算係数や点検頻度の柔軟化についても見直しをする旨の結論が得られたため、具体的な制度の検討に移る。	未措置	継続F
令和4年6月7日		52	有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備について、発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うためにボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされていること、そのリスクや他国における保安規制を調査するとともに、ボイラー・タービン主任技術者の選任方法等について、大臣許可選任の要件に、経済産業省が実施する講習の修了者等を選任することと可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	a. 令和4年度上期検討・結論・措置 b. 令和4年度検討・結論・措置	経済産業省	a. 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(20210208保局第2号)を改正(令和4年9月12日付)ボイラー・タービン主任技術者に係る大臣許可選任について、講習の修了者等を条件に選任することが可能であったのは、小型の汽力発電設備のうち温泉を利用するものに限定していたが、バイオマス等を燃料とする発電設備まで対象を拡大した。また、講習の実施主体についても国から民間に移行し、講習の内容を新たに定めた。 https://www.meti.go.jp/po_icy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220920-1.html BT主任技術者講習は令和5年度から運用を開始予定のため、現在、講習を実施する機関を募集している。 https://www.meti.go.jp/po_icy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/boira-ta-binsyuninjituyusyakuouyuh.html b. 令和4年7月28日の産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会において検討を行った結果、有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備に係る監視方法の見直しについては、火力発電所においては一般にボイラーに起因する事故が高い水準で推移していること、また、有機ランキンサイクル方式が他の火力発電所と比べて安全と考えられる理由が明らかでないことから、現時点では有機ランキンサイクル方式に限って常時監視または遠隔常時監視制御を緩和することは困難との結論に至った。	a. BT主任技術者講習実施機関の応募があり次第、講習制度を開始する予定。	未措置	フォロー終了
令和4年6月7日		53	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数の短縮	a. ①: 令和4年度上期措置 a. ②: 措置済み b. 令和4年度上期措置	a. b. 経済産業省	令和4年度規制改革実施計画「ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し」における回答と同様の取組を実施	令和4年度規制改革実施計画「ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し」における回答と同様の取組を実施	未措置	継続F
令和4年6月7日		54	厚生労働省は、バイオマスボイラーについて、ボイラー設置場所以外で遠隔監視する場合、遠隔監視室を設置する場合は基準を示す一方、遠隔監視室以外の場所における監視装置による監視の基準を示していないところ、監視装置の監視の基準について専門家による技術的検討を行い、適正の改正を行う。	措置済み	厚生労働省	専門家による検討において安全性の確認された一定の規模以下である等の条件を満たすバイオマス温水ボイラーについて、第三者機関による検査等の不要な簡易ボイラーに区分するよう労働安全衛生法施行令を改正するとともに、簡易ボイラーの構造等に係る基準を定める「簡易ボイラー等構造規格」(昭和50年労働省告示第65号)を改正する等所要の見直しを行い、令和4年3月1日より適用した。さらに、令和4年4月21日に、ボイラーの遠隔監視及び制御の基準等を定めた通達である平成15年3月1日付け発第80331001号「ボイラー等の遠隔制御基準等について」を改正した。 これらの改正により、当該バイオマス温水ボイラーについて、都道府県労働局による製造許可、第三者機関による検査、労働基準監督署に対する設置届の提出、ボイラー取扱作業主任者の選任等が不要となり、さらに、遠隔監視を行う際に備えべき基準等が明確となった。	措置済み	解決	
(10)住宅・建築物分野におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方									
令和4年6月7日		55	省エネルギー a. 国土交通省は、省エネルギー基準適合義務化の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準の適合義務化を2025年度までに義務化する。 b. 国土交通省及び経済産業省は、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH+ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを実施する。	a. 今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み b. 左記目標と整合的に措置	a. 国土交通省 b. 国土交通省 c. 経済産業省	a. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により、住宅及び小規模建築物を含む原則全ての新築建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けることとした(令和7年施行予定)。 b. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)により建築物エネルギー消費性能誘導基準をZEH+ZEB基準の水準へと引上げる等の改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)において大規模非住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準を引上げることとした(令和8年4月1日施行)。	a. 措置済 b. 引き続き、住宅トップランナー基準の引上げや建築物エネルギー消費性能基準の段階的な水準の引上げを実施していく。	未措置	継続F





閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		64	水上太陽光に係る、ため池に関する情報提供の拡充	農林水産省は、ため池防災支援システムに登録されているため池の位置(緯度・経度)や満水面積などの情報を、都道府県と調整し、農林水産省ホームページに公表する。	令和4年度上期措置	農林水産省	ため池防災支援システムに登録されているため池の位置(緯度・経度)、満水面積等の情報を、都道府県と調整の上、令和4年9月に農林水産省ホームページに公表した。	措置済	措置済	解決	
(1)社会のデジタル化の基盤整備											
令和4年6月7日		1	5G等の普及拡大に向けた取組	a 総務省は、5G・ローカル5Gを含む全ての無線局(船舶局及び航空機局を除く。)について、令和7年1月に予定されている総合無線局監視システムの更改において、書面による免許状の交付をデジタル化するともに、点検・検査等の際には、免許人がダウンロードしたデジタル免許情報提示する、あるいは、総務省が保有する免許情報の電子データを免許人が参照し、電磁的に表示することで確認できる仕組みを構築することにより、書面の免許状の備え付けを不要とする。 b 総務省は、上記aの実現までの暫定措置として、書面で交付される免許状をスキャナー保存することにより、書面の免許状の備え付けを不要とするに必要措置を、令和4年度中に講ずる。 c 総務省は、ローカル5Gの免許申請に係る事業者の負担軽減を速やかに実現する観点から、免許申請の際に必要とされる登記事項証明書の添付を不要とすることを検討し、必要な措置を講ずる。 d 総務省は、書面の高周波利用設備の許可状の備え付け義務について、令和5年度中に廃止するとともに、関連手続の業務の見直し及び電子申請の導入によるデジタル化を進める。 e 総務省は、令和4年度における5G用の新たな周波数(2.3GHz帯)の割当てに当たり、条件不利地域等に対する基地局開設を促進する評価指標を導入する。 f 総務省は、「ローカル5G導入に関するガイドライン」について、記載されている法令の解釈を一層明確化するともに、手続方法の説明を拡充する等、ユーザー目線から分かりやすい表記に改定する。特に、「電気通信事業を営む」に該当しない条件、ローカル5G導入に必要となる国際携帯電話加入者識別子(IMSI:International Mobile Subscriber Identity)の使用事例、同期・準同期方式に係る変更時の申請手続や無線局免許状交付後の手続を追記する。 g 総務省は、「ローカル5G導入に関するガイドライン」について、ローカル5Gの利用者となる事業者からの要望事項について、継続して聴取を行い、適宜必要な追記を行う。	a 令和7年1月措置 b 令和4年度措置 c 速やかに検討を開始し、可能ものから順次措置 d 令和5年度措置 e, f 措置済み g 令和4年度以降継続的に措置	総務省	a 令和7年1月の総合無線局監視システムの更改によるデジタル免許状の導入に向けて、多数の無線局免許を有する免許人等を中心に実施したヒアリングを踏まえ、デジタル免許状の実現方法としてサーバ参照方式を用いることを確定したほか、所要のシステム開発を進めるため、免許状の発給等に係る業務フローの変更点の整理やシステムに実装する機能の検討などを行った。 b 無線局免許状の備付義務について、スキャナ等により電子的に保存された無線局免許状を、無線局に備付けたタブレット等により表示する方法を認めることとするため、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)及び関連告示の一部を改正し、令和5年3月31日に公布した(同年4月1日施行予定)。 c 登記事項証明書が「自己土地」であることを証明するために不可欠な書類であることから、当該書類の添付の要否については、慎重に検討していること。 d これまでの書面の許可状に限定した備付義務に加えて、スキャナ等により電子的に保存された許可状を、設置場所(移動する設備の場合はその配置場所)に備付けたタブレット等により表示する方法を認めることとするため、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部を改正し、令和5年3月31日に公布した(同年4月1日施行予定)。 また、電子申請手続を可能とするよう、e-Govを経由した電子申請システムの構築作業を実施している。 e 令和4年5月18日に行った2.3GHz帯の割当てにおいて、条件不利地域等での基地局開設を評価する指標を導入した。 f 令和4年3月31日に行ったガイドラインの改定において、IMSIの使用事例、同期・準同期方式に係る変更時の申請手続や無線局免許状交付後の手続を追記した。 g 事業者等からのニーズをもとに、「ローカル5G導入に関するガイドライン」を改訂した(直近は、令和4年3月31日改訂)。	a 前年度の整理・検討に基づいて、所要のシステム開発を進めるとともに、法令等に係る所費の手当の検討を行うなど、引き続き、令和7年1月のデジタル免許状導入に向けた作業を進める。 b (令和4年度に措置済み。) c 免許手続きの負担軽減の観点から、自己土地におけるエリア変更等に係る手続きの簡素化といった情報通信審議会の一部答申(令和5年1月24日)を踏まえ、2023年度中を目途に制度整備を行なう予定。 d 電子申請システムの構築作業について、令和5年度中の導入に向けた作業を進める。 e 措置済 f 措置済 g 措置済	検討中	継続F	
令和4年6月7日		2	インターネットバンキングの利用促進	a 金融庁及び経済産業省は、インターネットバンキングの利用を含めた取引のデジタル化が企業の生産性向上に資することを踏まえ、金融機関・中小企業側の双方の視点から、法人インターネットバンキングの利用状況の実態把握、及び、利用促進に向けた課題の抽出を行う。 b 金融庁及び経済産業省は、法人インターネットバンキングの普及・浸透の進捗を評価し、POCAサイクルを回す上で適切な指標及び目標値を設定するとともに、定期的に公表する。その際、自主的なものも含め、金融機関ごと、利用者の事業規模・業種ごと、都道府県ごとの指標の公表について検討する。	a 令和4年上期のできるだけ早い時期に措置 b 令和4年下期のできるだけ早い時期に措置	金融庁 経済産業省	a 「契約・決済アーキテクチャ普及スタディ・グループ事務局資料」(2022年2月)において、事業者の法人インターネットバンキング(以下、「IB」)等の利用状況について実態把握を実施したほか、「令和3年度事業環境変化対応型支援事業(デジタル化診断事業)」(2022年3月事業開始)において、中小企業の経営課題やデジタル化状況を確認する一環として、中小企業のIBの利用状況について実態把握を実施。事業者の法人IB等契約率や決済の法人IB等利用率は高い水準であった一方、事業者側の調査から、事業者の規模による普及率の差や、契約率と利用率に乖離が見られるといった課題を抽出した。 b 実態調査と抽出課題を踏まえ、法人IB等の普及促進のための指標及び目標設定の必要性について検討を行った。	a 措置済 b 実態把握調査を踏まえ、法人IB等は一定程度普及・浸透しているものの、引き続き、法人IB等の普及・利用の更なる向上を含めたDX化を促進するため、法人IB等の利用の利便性等の周知やデジタルツールの活用を通じた業務効率化の支援等の取組を行い、金融機関側・中小企業側の双方の視点から法人IB等の利用率をフォローし、必要に応じて公表する。	検討中	継続F	
令和4年6月7日		3	企業の会計事務の効率化におけるデータ流通の促進	a 経済産業省は、クレジットカード決済サービスと会計ソフト等のAPI等によるデータ連携の実施が中小企業等の会計事務の効率化に資することを踏まえ、データ連携の実施状況について確認を行った結果として法人向けクレジットカード決済サービスにおいてデータ連携の環境整備が進みつつある事が確認された事も考慮しつつ、社会のデジタル化を促進する観点から、目指すべき法人向けクレジットカード決済サービスを活用したデータ連携の目標を定めた上で、民間主導による取組で十分な進展が図られるか検証する。 b 経済産業省は、検証結果を踏まえ、目指すべきデータ連携の実現に向け、データ利活用技術の進展も見据えつつ、必要な措置を講ずる。 c 経済産業省は、API等によるデータ連携を可能とする環境の整備に伴い生じるコスト負担について、データ流通の促進を過度に妨げることのないよう、その在り方について検討する。	a 令和3年度以降引き続き措置 b 引き続き検討の上、可能なやかに措置 c 速やかに検討開始	経済産業省	a データ流通量増大の観点から法人向けクレジットカード決済サービス(以下、法人カード)の利用拡大に着目し、2022年度に経済産業省主導でクレジットカード事業者や会計システム等の関係事業者を委員とした検討会を開催し、法人カードの現状把握や普及・利用拡大に係る課題や対応の方向性等について議論整理を実施した。BtoBの自営自足に占める法人カードの取扱高の割合は依然低いものの、近年進歩的に法人カードの利用が増加している事業が検討会で確認できたことを踏まえ、民間主導での成長が継続すると考えられる。引き続き法人カードの利用拡大が進むことを検証するため、2025年までに法人カードによる決済金額(取扱高)が2021年対比で5割増しになることを目標と設定し、引き続き法人カードの利用状況の把握に努める。 b 検討会の開催を通じ、民間主導の取組で着実に法人カードの普及が進むことを確認した。また、検討会で行ったアンケート等から把握した主要課題(認知度の向上やリット訴求等)は、民間主導で十分に解決が可能であると考えられる。 c 企業が会計事務の効率化に資するデータ連携を可能とする民間サービスを選べる環境は整っている状況。上記の検討会や各社へのヒアリングを通じて、コスト負担の在り方への考えについて検討を行った結果、民間の交渉によりステークホルダー間で適切なコスト分担がなされ環境整備が進んでいることを確認した。	実施済	措置済	継続F	
令和4年6月7日		4	船荷証券の電子化	法務省は、「商法法の電子化に関する研究会」(令和3年4月立上げ)に引き続き参加し、貿易実務に係るユーザーの声を丁寧に聴取する。国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、法制審議会への諮問などの具体的な措置を速やかに講ずる	措置済み	法務省	法務省は、令和3年4月以降、公益社団法人商事法務研究会が主催する「商法法の電子化に関する研究会」に参加し、船荷証券の電子化に向けた調査審議を進めてきたところ、その成果を踏まえ、令和4年2月に開催された法制審議会第194回総会において、船荷証券等の電子化に関する諮問がされ、商法(船荷証券等関係)部会が設置されている。 令和4年4月以降、令和5年3月までに、当該部会において合計8回の会議が開催され、船荷証券の電子化に向けた制度設計に係る調査審議が行われている。	今後、法制審議会の部会において立法化に向けた議論が進められていく予定である。	措置済	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日		5	公正証書デジタル化	a 法務省は、公正証書の作成に係る一連の手続について、公証役場における業務フローを包括的な見直しを行うこととし、デジタル技術の進展等に応じて継続的な検証制度及び公証役場の業務改善が可能となるような規程を検討するなど、デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行う。また、引き続き書面・対面で公正証書を作成する場合についても、署名や押印の必要性を含め、公証役場における業務フローを幅広く検証し、デジタル技術を活用して利便性が高く効率的な仕組みがでないか検討する。 b 法務省は、全ての国民がデジタル化による高い利便性を享受できるようにするためのシステム整備が必要となることを踏まえ、予算措置の要否の検討を含めて日本公証人連合会と連携し、必要な措置を講ずる。この場合、システム設計は、法制度の検討や適切な業務の見直しと並行して行うことが重要であることを踏まえ、システムの在り方について検討するために必要な措置を速やかに講ずる。なお、システムの検討に当たっては、次の取組を行うものとする。①制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②システム設計を進める前提として、利用者の視点から使用、保管に至る一連の手続全体の電子化とBPRを徹底し、必要に応じて民間企業を含めた関係機関とのデータ連携を可能とするともに、不必要なローカルルールがある場合は、その排除に取り組みること、③個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、④開発段階から実際の利用者目線による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を定期的に調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組みること。	a.(前段)令和4年度中に検討・結論を得て、令和5年の通常国会に法案提出 b.令和7年度上期の施行を目指す (後段)令和4年度中に検討・一定の結論を得る c.システムの在り方について、日本公証人連合会と連携して検討を行い、情報システムの構築の在り方について結論を得た。以上で、以後、継続的に措置。令和7年度上期のデジタル化を目指す	法務省	a.(前段)書面、対面、押印を求めている現行法の規律を見直し、公正証書の作成に係る一連の手続をデジタル化し、当事者が公証役場に出頭しなくても公正証書を作成し、その内容を証明する電子データの提供を受けることが可能となるよう、令和5年の通常国会に法案を提出した。 a.(後段)上記の法案は、公証役場に出頭し、対面で公正証書を作成する場合においてもデジタル技術を活用することができるものとしている。具体的には、公正証書作成に関連する一連の手続について、それぞれの手続の段階ごとに独立して、デジタル技術を活用するものとしている。 b.令和4年度上期に、システムの在り方について、日本公証人連合会と連携して検討を行い、情報システムの構築の在り方について結論を得た。	a(前段、後段)措置済 b.現在、令和7年度上期のデジタル化開始を目指して、準備を進めているところである。	未措置	継続F
令和4年6月7日		6	自筆証書のデジタル化	a 法務省は、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。その際には、遺言が、遺言者が生前にした意思表示により、その死後に効力を生じさせるという法律行為であり、国民生活上極めて重要な意義を有する相続制度を支える法制度であることを踏まえ、デジタル技術やそれを活用した遺言関連の民間サービスに知見のある者の協力を得る等して、国民の利便性を考慮しつつ、デジタル原則にのっとり制度設計に向けた検討を行うものとする。 b 法務省は、自筆証書遺言書保管制度について、遺言書情報証明書等の申請手続等のオンライン化及び証明書のデジタル化などデジタル完結に向けて、費用対効果や国民からのニーズ等を踏まえ、一定の結論を得る。 c aの検討を踏まえ、デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組みについて検討を行う。 d 法務省は、aの検討に加え、現行の自筆証書遺言に関し、我が国社会において押印の見直しが進んでいる状況も踏まえて押印の必要性を検証するとともに、自書を要求する範囲も含め、自筆証書遺言の信頼性を確保しつつ、それを国民が作成しやすくなる観点から必要な検討を行う。	a,c,d.速やかに情報収集等を行った上で令和4年度中に検討を開始し、令和5年度中を目途に一定の結論を得る b.速やかに検討を開始し、令和4年度に一定の結論を得る	法務省	a,c及びd:諸外国における遺言制度やそのデジタル化に関し、基礎的な調査等を実施した。 b.遺言書情報証明書等のオンラインによる請求について一部の遺言書保管所で試行することの検討を進め、証明書のオンラインによる交付(電子化)については、試行の状況等を踏まえて対応について検討を行うこととした。	a,c及びd:令和4年度に実施した基礎的な調査の結果等を踏まえ、我が国の実情に即した制度の検討に資するものとして、自筆証書遺言のデジタル化を進めている国等の法制やそこで活用されているデジタル技術等について、更に掘り下げた調査を実施し、その結果等を十分に踏まえた上で、有識者等による知見を得ながら、令和5年度中を目途に一定の結論を得るべく、必要な検討を進めていく予定である。デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組みについては、上記を踏まえて、検討する予定である。 b:遺言書情報証明書等のオンラインによる請求について、費用対効果を踏まえた上で、一部の遺言書保管所で試行するための検討及び準備を進める予定である。	未措置	フォロ終了
令和4年6月7日		7	株主総会のオンライン提供の拡大	a 法務省は、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置について、株主総会資料の電子提供制度の運用が開始されるまで継続する。 b 法務省は、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置の運用状況を検証しつつ、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において書面に記載することを要しない事項の拡大及びウェブ開示によるみなし提供制度の対象の拡大を内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行った(令和4年法務省令第43号)。	a.措置済み b.令和4年措置	法務省	法務省は、令和4年2月以降、公益社団法人商事法務研究会が主催する「商事法の電子化に関する研究会(電子提供措置事項記載書面)」に参加し、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において書面に記載することを要しない事項(以下「電子提供措置事項記載書面省略可能事項」という。)の拡大等について調査審議を進めてきたところ、その成果を踏まえ、令和4年12月、電子提供措置事項記載書面省略可能事項の拡大及びウェブ開示によるみなし提供制度の対象の拡大を内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行った(令和4年法務省令第43号)。	a 措置済 b 措置済	措置済	継続F
令和4年5月27日(答申)			インターネットネットバンキングの活用促進	金融庁は、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の場も活用し、UI・UX(User Interface・User Experience)の改善、利用頻度の高い手続のオンライン完結、窓口に比べた利便性の向上等に係る優良事例の模倣開示・公表やフォローアップ等を行う。また、金融庁及び経済産業省は、地域や利用者の属性に応じた適切な活用促進策を講ずる。	可能なものから速やかに措置	金融庁	金融機関側においては、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」において金融機関側の優良事例等について発表するとともに、各協会への模倣開示を実施。また、第5回の開催においては、金融機関側における対応状況及び今後のフォローアップの方針について取りまとめを行った。 中小企業側においては、デジタル化診断事業において、中小企業自身の経営課題やIB利用を含むデジタル化状況を把握できる「みらデン経営チェック」を実施するとともに、チェック結果を踏まえて取り組むべきデジタル化についてIT専門家と具体的に相談できる「みらデンサポート相談」を実施し、中小企業へのデジタル化を支援した。	措置済	措置済	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年5月27日(答申)			企業の会計業務におけるデータ流通の促進	金融庁は、資金移動業者・前払支払手段発行者(以下「資金移動業者等」という。)が提供する企業向け決済サービスと企業が会計事務に利用する会計ソフトとのAPI連携の実施状況について把握するとともに、企業の会計業務の効率化に資する民間サービスによるデータ連携が図られるか検証する。 金融庁は、検証結果等を踏まえ、資金移動業者等の競争環境や市場規模、イノベーションに与える影響等に留意しつつ、更なる対応が必要かを検討する。	令和4年上期措置 令和4年下期に検討の上、可能なものから速やかに措置	金融庁	資金移動業者等が提供する企業向け決済サービスと企業が会計事務に利用する会計ソフトとのAPI連携の実施状況等を把握するため、資金移動業者等に対し、アンケート調査を実施。資金移動業者等において、会計業務の効率化に資するサービスが複数提供されていることを確認。あわせて、資金移動業者等とのAPI連携を希望する電子決済等代行業者との対話を実施中。	資金移動業者等とのAPI連携を希望する電子決済等代行業者との対話等を通じて、資金移動業者等の競争環境や市場規模、イノベーションに与える影響等に留意しつつ、引き続き、更なる対応が必要かを検討していく。	検討中	継続F	
令和4年5月27日(答申)			金融商品取引における書面交付原則	金融庁は、書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供について、顧客の投資判断等に資する適宜・適切な伝達・受領確認・アクセス確保など「デジタル完結」の意義・効果のみならず、金融商品取引業者等の環境配慮やコスト削減も踏まえ、顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化について金融審議会での検討を続ける。同審議会においては国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従来からの顧客への情報提供のデジタル化や、顧客に対するより分かりやすい情報提供のあり方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置など実務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、法案提出等必要な措置を行う。	令和4年内 令和4年下期に結論を得た後可能なものから措置	金融庁	デジタルツールを活用した顧客への情報提供のあり方等について、金融審議会市場制度ワーキング・グループ及び同ワーキング・グループ下の顧客本位タスクフォースにおいて検討が行われ、令和4年12月に金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース 中間報告」を公表。当該中間報告における提言を踏まえ、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用等に係る規定の整備等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第211回国会に提出した。	左記提出法案の成立に向けて、国会審議等に適切に対応するとともに、必要な政府令の整備等の準備を行う。	措置済	解決	
(2)司法手続におけるデジタル化の推進											
令和4年6月7日		8	民事訴訟手続のデジタル化	民事訴訟手続のデジタル化に向け、令和4年通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする。また、民事訴訟手続における審理最終までの予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入するとともに、当該手続が実際に活用されるよう、利便性が十分に高いものとする。 民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始すると、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きき、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組み。 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等によってインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に關係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やアクセシビリティの対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に取り組む。	a.措置済み b.可能なものから速やかに措置 c.継続的に措置 d.可能なものから順次措置	法務省	a.法務省は、令和4年の通常国会に民事訴訟法等の一部を改正する法律案を提出し、同法律案は、同年5月に可決され、成立した。 b.民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、当事者双方がウェブ会議・電話会議を利用して弁論準備手続の期日や和解の期日に参加することが可能となる仕組みに係る部分について、令和5年3月に施行された。また、同法律の施行につき、ポスター及びインフレットを配布する等して、周知広報を行った。 c.民事訴訟法等の一部を改正する法律において、インターネットを用いてする申立て等の手数料につき、書面による申立て等と比べて一定額の引下げを行った。デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートの方策については、最高裁判所、法テラス、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行いながら、検討を進めている。 d.デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとすること等についての環境整備に取り組んでいる。	a.実施済み b.民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、ウェブ会議を用いた口頭弁論を可能とする規定については令和5年度中に、申立て、書面提出、記録の閲覧等に関する規定については遅くとも令和7年度中に施行されることが予定されている。法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、同法律の円滑な施行に向けて、引き続き、環境整備に取り組む。 c.引き続き検討を行う。 d.デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとする等についての環境整備に取り組む。	未措置	フォロー終了	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
令和4年6月7日		9	家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化	<p>a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大いと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、手続の特性に応じた異なるデジタル化を検討する。</p> <p>b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法部における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きいかつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。</p> <p>c 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法部における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意図した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、POCサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に取り組む。</p>	法務省	<p>a: 法務大臣は、令和4年2月、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に関して、法制審議会に諮問をし、令和5年2月、法制審議会より「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱」の答申を受けた。法務省は、これを踏まえて、法案の提出準備を進め、令和5年3月に法案が閣議決定された。</p> <p>b: aと同様</p> <p>c: aと同様</p>	<p>a: 実施済み</p> <p>b: 令和5年に関係法律を改正する法律が成立した後、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始し、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。</p> <p>c: デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとする等についての環境整備に取り組む。</p>	未措置	フォロー終了		
令和4年6月7日		10	刑事手続のデジタル化	<p>a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、最高裁判所が所管する事項については司法部における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書等を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進める。</p> <p>その際、法務省及び警察庁は、告訴・告発、交通反則切符の作成、訴訟記録の閲覧・謄写、公判における証人尋問や被害者参加、裁判員の選任手続等について、被疑者・被告人を始めとした関係者の権利利益の確保や、プライバシー保護の要請等の各手続の特性に十分配慮を尽くしつつ、刑事手続に関する国民の負担軽減等を図るためのデジタル化を行う前提で、課題解決に向けた検討を行うとともに、令和4年度中の一部施策の運用開始を視野に入れて、刑事手続のデジタル化の運用開始の詳細スケジュールを検討する。</p> <p>b 法務省及び警察庁は、法制審議会を含む検討の場の議論の状況を踏まえて、実務上の課題を、数字等のファクトや関係者のニーズに基づき正確に把握するため、必要な範囲で調査を実施する。調査を行う際は、司法統計等の既存の統計を活用するとともに、必要に応じて追加的な統計調査を行うほか、法務行政に寄せられる国民の意見や情報通信技術の有識者の意見を聴取することに努める。</p> <p>c 法務省及び警察庁は、刑事手続のデジタル化に当たって、最高裁判所が所管する事項においては司法部における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す。</p> <p>その際、法務省、警察庁、最高裁判所が整備するシステムについて、①業務の見直し、対応する制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②個別の手続ごとのシステム整備やシステム間のデータ連携が容易となるようシステム間の疎結合を意図した設計を行うこと、③個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化される関係者の業務が全体として合理化されるよう、関係機関で緊密に連携すること、④利用者目線で利用しやすいものとするため、開発段階から実際の利用者による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を適時調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと、⑤クラウドサービスを利用する際には、リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保することを念頭に置きながら、環境整備に取り組む。</p> <p>特に、警察庁は、交通違反取締を含め現場のデジタル化に取り組む。また、効率的・効果的なデジタル化を推進する観点から、各地域による独自の運用等を見直し、全国統一のシステムを構築する。</p>	警察庁 法務省	<p>【警察庁】</p> <p>a: 法制審議会に参画し、第一次捜査機関の立場から法整備に向けた検討を行った。また、法務省及び最高裁判所と連携して各種課題解決に向けた検討を行った。</p> <p>b: 都道府県警察の既存システムの視察等を行い、システム上求められる要件等について意見交換を行うなど、システム構築に向けて検討した。</p> <p>c: 全国的に統一されたシステムに求められる機能について、法務省及び最高裁判所と協議を重ねるとともに、都道府県警察と緊密な意見交換を行った。</p> <p>【法務省】</p> <p>a: 令和4年6月、法務大臣から、法制審議会に対し、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問がなされ、現在、法制審議会(情報通信技術関係)部会において調査審議中である。</p> <p>b: 各種統計の調査や刑事手続に携わる関係者等の意見及び現場職員からの意見聴取を通じて、ニーズや実務上の課題を把握し、また、情報通信技術の有識者の意見等も踏まえつつ、新たなシステム構築や同システムを活用した業務・手続の在り方等を検討している。</p> <p>c: 令和4年度は、検察と警察・裁判所等の関係機関との間で電子データの受発を行うことを可能とするシステム構築等に向け、調査分析等業務を実施し、令和5年3月、システム化計画書を策定した。</p>	<p>【警察庁】</p> <p>a: 令和6年度の一部運用開始に向け、引き続き法務省及び最高裁判所と連携し、要件定義やシステム設計・開発のための各作業を行う。</p> <p>b: 法制審議会における議論や法務省及び最高裁判所との協議を踏まえ、都道府県警察の実務の合理化・効率化を図るという観点から、必要に応じて都道府県警察の意見を聴くなどして、引き続き検討を行う。</p> <p>c: 引き続き法務省及び最高裁判所と協議を重ね、関係機関間のデータ連携が可能となるようなシステム設計を検討するとともに、全国統一のシステムを構築するため、要件定義等の作業を行う。</p> <p>【法務省】</p> <p>a: 法制審議会での審議結果を踏まえ、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進める予定。</p> <p>b: 引き続き、各種統計の調査や刑事手続に携わる関係者等の意見及び現場職員からの意見聴取を通じて、ニーズや実務上の課題を把握し、また、情報通信技術の有識者の意見等も踏まえつつ、新たなシステム構築や同システムを活用した業務・手続の在り方等の検討を進める予定。</p> <p>c: 令和5年度は、令和4年度規制改革実施計画(No.10「c」①～⑤)の内容を念頭に置きつつ、システム化計画書に基づき、システム設計・開発の前提となる要件定義業務を実施する予定であり、令和6年度以降、システム設計・開発等を行うことを予定している。</p>	未措置	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分			
＜人への投資＞											
(1) 個に応じた学びを大切に。社会に開かれた初等・中等教育											
令和4年6月7日	1	1	誰一人取り残されず、デジタル活用を推進するための学校教育を実現できるような検討を。特に、個に応じた学びを進めるために必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的柔軟性や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールリーダー等専門人材のオンラインも含めた活用促進について、必要な検討を行う。	規制改革の内容		文科科学省	<p>a. 令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b,d,e,h,i. 令和4年度措置</p> <p>c.f. 措置済</p> <p>g. 令和4年度調査開始、令和5年度調査</p> <p>結果取りまとめ及び措置</p>	<p>今後5年10月に中央教育審議会に設置した義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、義務教育の意義や学びの多様性等について議論いただいております。1人1台端末等の活用も含めた多様な柔軟な学びの具体的な姿の明確化について検討いただいております。その中で、子供たち一人一人の特性に応じた資質・能力の育成に向けて、授業時数を含めた教育課程の在り方等についても議論とされてきたところ。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールリーダーについては、オンライン活用の効果や課題を把握し、オンラインも含めた活用促進のため、必要な予算の計上、周知を行った。</p> <p>b. 都道府県の設置認可等に関する運用について、文科科学省において調査を実施した。各都道府県において、私立学校の新たな設置認可において抑制的な運用を行う場合、その必要性について十分な検討を行うとともに、パブリックコメントの実施など適切なプロセスを確保すること、運用の定期的な見直しを行うことが重要であることなどを周知した。また、学校法人の経営判断をサポートできるよう、「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」(発行元：日本私立学校振興・共済事業団)を改訂し、学校法人が行う構造や再編等にかかる手続きが一目でわかるように、類型別に、必要な手続き、申請期間や認可に要する期間、担当課等の情報を追記し、益職の充実を図った。(※1)さらに、本ハンドブックについては、文科科学省ウェブサイト(※2)からもリンク設定を行うとともに、当事者主催の学校法人関係者向けの会議において、説明するなど積極的に周知した。</p> <p>※1 以下URLの64.65ページに別表として追記  <a href="https://www.shigaku.go.jp/files/s.keieikaizenhandbook_kaito.pdf">https://www.shigaku.go.jp/files/s.keieikaizenhandbook_kaito.pdf</a>          ※2 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutu/shiritsu/index.htm#menu7-2">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutu/shiritsu/index.htm#menu7-2</a></p>	<p>a. 引き続き中央教育審議会において議論いただき、必要な検討を行う。</p> <p>また、引き続き、スクールローヤールのオンライン活用について把握し周知を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにおけるオンラインカウンセリングの活用促進を図る。</p> <p>b. 引き続き私立学校の設置認可における運用の在り方に係る留意事項について周知を図る。また、ハンドブックについて、学校法人の再編・統合等に関する具体的な事例を追記する。</p> <p>c. 引き続き、左記通知等の周知徹底を図る。</p> <p>d,e. 学校間・地域間の端末活用の格差を是正するため、端末活用の効果的な実践例を創出・モデル化し、横展開する「リーディングDXスクール事業」を実施するほか、端末の活用促進に向けて、文科科学省特設ウェブサイト「StuDX Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を引き続き収集・紹介していく。</p> <p>f. 感染症や災害等の非常時におけるICTを活用した学びの保障を推進していくため、令和4年1月に発出した事務連絡の内容について引き続き周知を行う。</p> <p>g. 調査結果を踏まえ、個に応じた学びの促進に必要な授業時数の在り方に関する検討を行う。</p>	検討中	継続F
			<p>a. 文科科学省は、次期教育振興基本計画の策定に向けた議論を踏まえつつ、中央教育審議会等において、従来の対面・書面を前提とした一斉授業型の教育から、デジタル活用を前提とした個に応じた学びを推進するための学校教育を実現できるような検討を。特に、個に応じた学びを進めるために必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的柔軟性や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールリーダー等専門人材のオンラインも含めた活用促進について、必要な検討を行う。</p> <p>b. 文科科学省は、都道府県の設置認可に係る審査の基準等により、私立学校の新設を事実的に認めない運用がなされている等の事例について調査し実態把握を行うとともに、むやみに新規参入を妨げる等の不適切な運用が行われないよう、必要に応じて改善を促す。あわせて、学校法人の経営判断をサポートできるよう、経営困難校等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続きをまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図る。</p> <p>c. 文科科学省は、1人1台端末の更なる円滑な活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを作成する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。</p> <p>d. 文科科学省は、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況について、学校現場において保護者等との共通理解を図るよう支援するとともに、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り等により家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できるよう、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうかが入っている地域によって決まる状態を解消するため、1人1台端末の平常時の持ち帰り等の実態を把握し、必要な施策を検討・実施する。</p> <p>e. 文科科学省は、デジタル時代の更なる円滑な活用の促進に向けて調査し実態把握を行うため、授業で1人1台端末が活用されるよう必要な支援を行う。特に、教科や地域によって活用が進まない実態がないか調査し、そのような状況が確認された場合には当該状況を改善するために必要な施策を検討・実施する。</p> <p>f. 文科科学省は、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席扱いに地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心してできるかどうかが入っている地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。</p> <p>g. 文科科学省は、個に応じた学びを実現する手段の一つであり、令和4年度から開始する予定の授業時数特例校制度について、令和4年度導入後の実施状況等を調査するとともに、その結果を踏まえ、個に応じた学びの促進に必要な授業時数の在り方に関する検討を行う。</p> <p>h. 文科科学省は、令和4年度より必修化された「情報Ⅰ」及び令和5年度より開設される「情報Ⅱ」について、住んでいる地域によらず全ての生徒が質の高い教育を受けられる状況であるか確認するため、教員配置状況、実技指導・実習実施状況(使用するプログラミング言語を含む。)、外部人材やチューター等の活用状況、生徒の満足度、教員のフィードバックを調査し公表するとともに、「情報Ⅰ」を担当する教員の指導力を向上し、全国で質の高い教育が実施されるために必要な施策を検討・実施する。</p> <p>i. 文科科学省は、不登校児童生徒のオンライン学習を一定の要件の下で評価・出席扱いとできる制度について、令和2年度は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習コースを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図る。</p> <p>j. 文科科学省は、地方移住等に伴う区域外就学制度の特例的な活用に関して、事例等の把握に取り組むとともに、二地域居住等により住所の異なる市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地で通う学校に通い続けることを希望する場合におけるオンラインでの授業参加も含む学びの保障の在り方について、児童生徒の状況等を踏まえた上で、検討する。</p>			<p>a. 令和4年4月の全国学力・学習状況調査の結果により、端末の活用や持ち帰りに地域差が生じている実態が明らかになったことを受け、当該実態を示すとともに状況の改善を求めるとともに、令和4年11月に各都道府県及び政令指定都市教育委員会宛て発出した。さらに、持ち帰りを含む端末の活用状況について令和4年8月時点の実態を調査し、この調査結果を踏まえて令和5年3月に事務連絡を发出。家庭学習の質の充実や非常時における学びの継続のため、持ち帰り学習の充実に向けた方策に取り組むよう各都道府県及び指定都市教育委員会に要請。</p> <p>f. 令和4年1月、各学校設置者宛てに事務連絡を发出し、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対するICTの活用等による学習指導に関する基本的な考え方や、オンラインでの学習指導を行うための環境整備に活用可能な政府予算、ICTを活用した学習指導の指導要録上の取扱等について周知した。</p> <p>g. 各指定校に対して、教育課程の編成・実施や教育活動の実施に関する状況について調査を実施しており、調査結果についてとりまとめを行っているところである。</p> <p>h. 情報科の教員の配置状況については、令和4年11月に調査結果を公表済み。その他の事項については、令和4年度が共通必修科目「情報Ⅰ」の開設初年度であり、2単位の履修終了後に調査可能となるため、調査設計や方法について検討を進めている。また、教員の指導力向上については、令和4年11月に「免許状保有者による指導体制の確立及び担当教師全体の指導力の向上に関する施策パッケージ」を公表するとともに、各都道府県教育委員会に対して当該パッケージの内容を示すとともに高等学校情報科に係る指導体制の一層の充実を求める通知を令和4年11月に发出。</p> <p>i. 不登校児童生徒のICT等の活用による学習に関する取組と課題に関する調査を実施し、それを踏まえ、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月)において、ICT等を活用した不登校児童生徒の学習に関する出席扱いの制度について再度周知するとともに、取組を促した。</p> <p>j. 令和4年度に就学校の指定・区域外就学の活用状況調査を実施し、地方移住等に伴う区域外就学制度の特例的な活用に関して、事例等の把握を行った。二地域居住等により住所の異なる市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地で通う学校に通い続けることを希望する場合における学びの保障の在り方について、児童生徒の状況等を踏まえた上で、中央教育審議会において議論いただき、必要な検討を行った。</p>					

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							今後の予定 (令和5年3月31日時点)	措置状況	評価区分	
令和4年6月7日	2	外部人材の積極活用を通じた社会とつながる学びの質の高い学びの実現	<p>規制改革の内容</p> <p>a. 文部科学省は、教員の量と質とはトレードオフの関係にあるという指摘がある中、教育の質の確保に向けた方策を講じ、教育の質の確保に必要な教員の資質について得意に結論を得た上で、当該資質を備えた教員を確保するための必要となる教員免許制度の根本的な改革を含めた検討し実現させる。特に、教員資格認定試験の試験区分の拡大や実務経験を加味した一部試験の免除など、普通免許状を持たない個人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度の見直しを検討・実施する。</p> <p>b. 文部科学省は、「特別免許状の授与に係る教職員検定に関する指針」(令和3年5月11日文科省総合教育政策局教育人材政策課)を踏まえ、特別免許状制度の運用の実態について調査するとともに、都道府県教育委員会が、同指針を踏まえ、特別免許状の授与と検定を受ける予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦と要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行するよう必要な指導を行う。また、既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮について同指針を踏まえ必要な指導を行う。</p> <p>c. 文部科学省は、教員の任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人より積極的に採用しやすくなるように、これまでの特別免許状授与実績ととわれない積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、特別免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与と検定と審査の透明化を促進する。また、任命権者ごとに学校種ごとの特別免許状の採用実績の公表及び計画の教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>d. 文部科学省は、「特別免許状授与と基準等に関するアンケート調査(令和3年10月実施)」により、国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準を定めていないと回答した都道府県が6、授与基準そのものを定めていない都道府県が4存在することを把握しているところ、全都道府県で国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準が策定されている状況の確保に向け、必要な指導を行う。</p> <p>e. 文部科学省は、「特別免許状授与と基準等に関するアンケート調査(令和3年10月実施)」により、特別免許状の授与と基準を踏まえていないと回答した都道府県が9以上あることを把握しているところ、全都道府県で国の指針を踏まえた特別免許状の授与と基準を踏まえていないと回答した都道府県が9以上あることを把握している状況の確保に向け、必要な指導を行う。あわせて、教員不足や教員採用試験受験者の減少が続く中、特別免許状制度が広く国民の知るところとなるよう、効果的な広報活動を検討し、周知を行うとともに、教育に関心があり知識・経験等を有する社会人に対する特別免許状活用を通じた積極的な採用の実施を推進する。</p> <p>f. 文部科学省は、外部人材の特別免許状について、現在の教科ごとの免許状では学校現場の実情を反映しておらず、外部人材の活用が難しい状況にあること、教科ごとの特別免許状と同等の扱いとなるよう、授与を受けようとする者の専門的知識・経験等を踏まえ全教科での発行も可能なような運用の見直し・明確化を求め、各学校における特別免許状の活用促進を図る。</p> <p>g. 文部科学省は、中学校・高等学校における免許状教科担任の許可件数が高い水準で推移している中、相当免許主義にのっとった運用が確保されるよう、任命権者ごとに教科ごとの特別免許状の採用実績の公表及び計画の教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>h. 文部科学省は、中学校・高等学校の「一部教科」において当該教科の免許状を保有する質の高い教員の確保が困難となり、免許状担任の許可件数が高水準にある状況等を踏まえ、複数校指導の状況(同時双方向等のオンラインを活用した授業を含む。)を調査するとともに、複数校指導を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。</p> <p>i. 文部科学省は、特別支援学級の教員を含めた特別支援教育に関わる教員の専門性を向上させるため、特別支援教育を担う教員の養成等の在り方やその方策について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>j. 文部科学省は、教員不足の実態について調査を行い、原因の究明・解消に向け有効な取組事例の収集を行うとともに、産休代替・育休代替を含む教員の欠員が生じた際の代替教員の円滑な採用に向けて、「学校・子ども応援サポートセンター」の活用を促進するほか、特別免許状等による外部人材の登用や普通免許状を保持する新卒者の入職を促進するための必要な方策を検討し、具体的な施策を実施する。</p> <p>k. 文部科学省は、学校における働き方改革に留意しつつ、教員の複数校指導が可能である旨広く周知し、制度の活用を促進する。</p> <p>l. 文部科学省は、特に民間においてもICT人材の需給がひびくこと、ICTに関する十分な知識を持つ情報教育を行う教員を民間に採用するため、教員公職特別法(昭和25年法律第1号)第17条は「教育に関する職」以外との兼職兼業を禁止してはならず、また、「教育に関する職」以外との兼職兼業については、営利企業との兼業を含め、一般の地方公務員と同様に、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条により任命権者の判断で行うことが可能であること、パートタイムの会計年度任用職員として任用する場合には、兼職兼業の許可を要しないことを広く周知するとともに、好事例を周知して優秀なICT人材の確保を促進する。</p> <p>m. 文部科学省は、スクールロイヤー人材の更なる活用促進を図り、また、教育的視点を踏まえた対応が一層充実し、子どもの最善の利益が実現されるよう、教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会とスクールロイヤー間で共通理解を図っておくべき事項について広く周知するとともに、児童生徒の学びや発達を支えるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用事業やスクールロイヤー等の専門人材の活用について、オンラインの活用状況の地域別の定量的なデータを収集・効果を検証し、翌年度以降の活用促進のために必要な検討を行う。</p> <p>n. 文部科学省は、個に応じた学びを進めるとともに、社会に開かれた初等中等教育を実現し、もって教育の質を高めることを目的として、特に情報科について、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材の活用状況を調査するとともに、非常勤講師を含む外部人材活用を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。</p>	<p>これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)</p> <p>文科省科学省</p> <p>a. 令和4年12月19日に中央教育審議会において答申「令和5年度学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等への在り方について取りまとめられ、教師に求められる資質能力の「職に必要となる資質」を指導指針「生徒指導4特記に配して支援を必要とする子供への対応」⑤ICTや情報・教育データの利活用⑤項目に再整理された。この項目については、中央教育審議会における議論を踏まえ、令和4年8月31日に策定した「教師の資質向上に関する指針(文部科学大臣告示)」にも盛り込んだこと。</p> <p>また、教員資格認定試験については、試験区分を高校情報へ拡大することや小学校教員資格認定試験について実務経験を加味した一部試験免除を行うことが提案され、令和6年度実施の試験から実現できるよう調整を進めている。</p> <p>b. 普通免許状更新制については令和3年11月に中央教育審議会から提案された「審議まとめ」を踏まえ、令和4年度通常国会において法改正が行われ、これまでの更新講習を継続しつつ教師の個別最適で学習可能な学びを充実する新たな研修制度へと抜本的に解消された。この新たな研修制度が効果的なものとなるよう、国においては「研修受講履歴記録システム」及び「教員研修プラットフォーム」の一体的な構築を進めているところ。</p> <p>b. 特別免許状制度の運用の実態について各都道府県教育委員会に対して調査を実施した上で、令和4年3月31日付総合教育政策局教育人材政策課長通知にてその結果を公表し、授与と検定を受ける市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で積極的に特別免許状を発行することや、既に特別免許状を授与された教員が当該免許状の採用実績の公表及び計画の教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を請求求めた。</p> <p>d. 令和4年3月31日付総合教育政策局教育人材政策課長通知にて特別免許状の授与にあたっての審査基準を明確化し周知する等手続の透明化を図ることを求めたほか、令和4年4月20日付事務連絡にて、特別免許状を活用した教員採用実績(学校種・教科別)や採用計画(数値目標を含む)の公表を行うなどの取組を依頼した。</p> <p>e. 令和4年3月31日付総合教育政策局教育人材政策課長通知にて指針に示された在り方を踏まえつつ、基準の策定や運用の見直しにより積極的な特別免許状の授与が行われるよう改めて取組の検討を依頼した。</p> <p>e. 令和5年1月10日付総合教育政策局教育人材政策課長通知にて、都道府県教育委員会に対して特別免許状の授与を希望する者の予見性を高める観点から、特別免許状の授与と検定と審査について、ホームページ等を通じて周知を行うことや、豊かな経験や優れた知識・能力を有する社会人等の教師としての積極的な活用に向けた採用運用に努めることを依頼した。また、文部科学省HP上の特集ページ「新たな教師の質の姿の実現に向けた」にて、特別免許状の制度や活用の好事例、各都道府県教育委員会の担当窓口を確認できるできるようにした。</p> <p>f. 令和4年4月20日付事務連絡にて、小学校教諭の特別免許状の授与に当たり複数校指導の授与について積極的に検討するよう依頼した。</p> <p>g. 令和5年1月10日付総合教育政策局教育人材政策課長通知にて、都道府県教育委員会に対して特別免許状を活用した教員採用実績(学校種・教科別)や採用計画(数値目標を含む)の公表を行うなどの取組を依頼した。</p> <p>h. 中学校において免許状教科担任の要件件数の多い「美術」「技術」「家庭」科について、複数校指導の現状や課題、工夫等について調査を実施し、令和5年3月に結果を取りまとめ、課題に対する工夫等について各都道府県教育委員会へ周知した。</p> <p>i. 「特別支援教育を担う教師の養成等の在り方等に関する検討会議」において令和4年3月31日に取りまとめられた報告を受け、特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等に係る方策について、教育委員会等に通知した。</p> <p>j. 教師不足の状況について、令和4年1月に文部科学省が発表した実態調査結果(令和3年度の状況)に加え、令和4年度の状況や対応について、全ての都道府県・指定都市教育委員会等の意見交換により把握した。また、教職志願者や産育休代替教員の確保に資するよう、文部科学省において令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開設し、広く関係者へ活用を促した。</p> <p>さらに、独立行政法人教職員支援機構等において、社会人等が円滑に入職することに資する研修動画の作成を行い公開するとともに、各教育委員会における活用を促した。「学校・子供応援サポートセンター」は、学校の教育活動をサポートするべく、文部科学省ホームページ上で学校にご協力いただける方(30)の登録を全国から募集し、登録者が希望する勤務地(市町村)がある都道府県教育委員会等に名簿を提供しており、合計登録件数は24,566人である(令和5年4月26日時点)。</p> <p>※教職一度退職した教員や教師志望の学生をはじめとする大学生、NPO等の教育関係者、地域の方々など</p> <p>k. 教員の複数校指導が可能であることについては、令和5年1月、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当部長に対し、直接周知を行った。</p> <p>l. 情報科教員も含め、指導力があり、民間企業の社員などで所属組織の許可を受けた者や希望する者が、教員への兼業・副業することについては、現行制度でも可能であり、令和5年1月には、民間企業などから教員として学校へ迎え入れる場合に、任命権者の判断により、兼業許可が可能であること、パートタイムの会計年度任用職員には兼業の制限がないことと更新が可能であることなどについて、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当部長に対して周知を行った。</p> <p>m. スクールロイヤーについて教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会とスクールロイヤー間で共通理解を図っておくべき事項について盛り込んだ手引の検討を行い、説明会を行い、加えて、学校・教育委員会と弁護士で共通理解を図るために研修が活用されるよう、ワークショップ型の研修を開催する際に関する資料等を作成するとともに、説明会を実施、周知を行った。</p> <p>また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等について、各教育委員会に対する調査を通じてオンライン活用状況や効果、課題を把握し、オンラインも含めた活用促進のため、必要な予算の計上、周知を行った。</p> <p>n. 情報科については令和4年7月、各都道府県・指定都市教育委員会を対象に、外部人材の活用のための連携や協定等の状況について調査を実施するとともに、令和4年度修正予算において、新規事業として「高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業」の実施に必要な経費を確保した。また、外部人材の活用の推進については、令和5年1月、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当部長に対し、民間企業などから教員として学校へ迎え入れる場合に、任命権者の判断により兼業許可が可能であること、パートタイムの会計年度任用職員には兼業の制限がないこと、更新が可能であることなどについて、直接周知を行った。なお、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材やチャーターの活用状況については、令和5年度に実施する予定。</p>	<p>今後の予定 (令和5年3月31日時点)</p> <p>a. 教師の新たな研修制度が実質的なものとなるよう、国における「研修受講履歴記録システム」及び「教員研修プラットフォーム」の一体的な構築を着実に進める。また、令和6年度から実施する教員資格認定試験から試験区分を高校情報に拡大するとともに、実務経験を加味した一部試験免除が実現できるよう、令和5年度中に必要な調整を完了させる。</p> <p>b. 当該指針を踏まえ都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き取組を促進。</p> <p>c. 都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き取組を促進。</p> <p>d. 都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き取組を促進。</p> <p>e. 都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き取組を促進。また、特別免許状に関する広報活動を引き続き実施。</p> <p>f. 都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き取組を促進。</p> <p>g. 都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き取組を促進。</p> <p>h. 複数校指導については、調査結果を踏まえた周知を行ったことと並び、自治体からの相談があれば、それに応じて対応を検討。</p> <p>i. 特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等に係る方策を引き続き周知し、取組を促進する。</p> <p>j. 教師不足の状況について、引き続き各教育委員会等と積極的な意見交換等を行い、その実現の把握を進める。また、「教育人材総合支援ポータルサイト」において、例えば全国各地で開催される学校現場で働くことに関するイベント情報を発信するとともに、各教育委員会の教師や講師等募集に関する情報発信を促す。さらに、国において作成した動画コンテンツの利用を含め、各教育委員会における社会人等の円滑な入職に資する研修の実施を一層促す。</p> <p>k. 今後も引き続き、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けの研修などで、教員の複数校指導が可能であることについて周知していく。</p> <p>l. 引き続き、兼業に関する現行制度の考え方等について周知を行う。</p> <p>m. 引き続き、学校・教育委員会と弁護士で共通理解を図っている取組事例やスクールロイヤーのオンライン活用について把握し周知を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにおけるオンラインカウンセリングの活用促進を図る。</p> <p>n. 情報科については「高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業」において、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教委が協議会を設ける等、専門性の高い指導者の育成・確保のためのエンゲージメントの確立に取り組む。外部人材の活用の推進については、今後も引き続き、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けの研修などで上記の趣旨を周知していく。</p>	<p>規制改革推進会議評価</p> <p>措置状況</p> <p>評価区分</p> <p>検討中</p> <p>継続F</p>				

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
							(令和5年3月31日時点)	(令和5年3月31日時点)	措置状況	評価区分
②グローバルなイノベーションを育む高等教育										
令和4年6月7日		3	イノベーションを育む高等教育	<p>a 文部科学省は、現状の大学設置基準におけるハード面での質保証について、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にするなど、大学のイノベーションを促進する上で、学修等を含むイノベーションを実現する観点から見直しを行うとともに、経費負担の軽減や学校法人・運営からの撤退や学校再編による専ら教育に必要とされる機能を必要とされたハンドブックの充実や一層の大学の役割を固め、学校法人の経営判断をサポートする体制を整える。</p> <p>b 文部科学省は、高等教育の実態において、メタバースやVR(Virtual Reality)等の新技術の活用を含むオンラインも活用した授業開発が進む中で、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した、学部段階から様々な授業形態の長所を融合した質の高い教育を実現するため、現行の大学設置基準に定められた、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかわる卒業単位への算入上限について、削除の可否や上限の対象とすべき授業の態様を含め、在り方を検討する。</p> <p>c 文部科学省は、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかわる単位上限の制限を免除する特例等について、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするなど、意欲ある大学が活用しやすいように、手続きコストを最低限にするなどとも、審査結果の予測可能性を高める制度設計とする。あわせて、特例での実態を把握し、bに定める検討に活用する。</p> <p>d 文部科学省は、大学に最低限必要な施設設備等に関する規定、校地・校舎の面積に関する規定等について、学生や教員の教育研究上支障が生じないことや大学の独自性を考慮した上で柔軟に対応できるよう、大学設置基準の見直しを実施するとともに、各大学の設備を学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用(シェアリング)できるとを周知する。</p> <p>e 文部科学省は、現行の紙の本や雑誌、単行本等を前提とした図書館設備に関する規定を見直すとともに、図書館をラーニング・コモンズとして整備できることや、学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用(シェアリング)したり、電子書籍・文庫・資料等を管理する電子図書館についても、他大学・機関・地方公共団体等との共同設置を含めた整備を行ったりすることが可能であることを周知する。</p> <p>f 文部科学省は、今後リカレント教育による社会人入学や学修者主体の教育の浸透による科目等履修生・聴講生の受入れ、国際交流の活性化による留学生受入れが増加すると予測される中で、現在の厳格な定員管理の仕組みについて見直しを検討する。その際、現在の厳格な定員管理の仕組みが特に都市部の一部大学への過度な学生の集中を避け高等教育の多様化を担保する役割を持つことに十分留意した上で、定員管理制度の見直しや、学修者主体の教育の実現による実質的な高等教育の多様化につながるものとなるよう、他の項目に関する検討内容も踏まえて適切に検討する。</p> <p>g 文部科学省は、専任教員数について、多様な働き方・価値観が広がる、非常勤講師・実務家教員を含む兼任教員、TA(Teaching Assistant)、SA(Student Assistant)及び大学職員が教育に果たす役割が拡大していること、オンライン授業の活用が進んでいること、チーム・ティーチングの活用が進んでいることなどを踏まえ、大学設置基準の専任教員数の基準について見直す。</p> <p>h 文部科学省は、学修者主体教育を実現するための学びの形の多様化を図るため、卒業要件としての修業年限の規定を見直し、修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化する方向で大学設置基準の見直しを行う。</p> <p>i 文部科学省は、他大学との単位互換について、学修者本位の教育の実現に向け、学生が自ら必要な学びを選択できるようにするため、大学があらかじめ協定等により定めた大学との単位互換に限定されるものではなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた他大学での学修についても、当該学生の申請に応じて、所属大学の判断により教育上有益と認めるときは単位認定ができること、大学間協定を結ぶことで学生が学びの柔軟性を高めるよう周知する。</p> <p>j 文部科学省は、学修者本位の学びを実現する観点から、大学において、教員と職員が協働して取り組むよう、学部事務局やキャリアセンターといった大学職員組織が中心となって教員とともに学生を支援する仕組みについて、優良事例を横展開するなどにより、各大学の取組を推進していくことを検討する。</p>	<p>a,d,j:令和4年度措置 b:令和5年度以降検討開始 c:令和4年度措置 d,e,g:令和4年度措置 f:令和5年度以降措置</p> <p>文部科学省</p> <p>a.「ハンドブックの充実等」 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」(発行元:日本私立学校振興・共済事業団)を改訂し、学校法人が行う撤退や再編等にかかる手続きを一目でわかるように、類型別に、必要な手続き、申請期限や認可に要する期間、担当部署等の情報を追記し、紙版の充実を図る。(※1)ハンドブックの充実については、文科科統ウェブサイトに(※2)からもリンク設定を行うとともに、当省主催の学校法人関係者向けの会議において、説明するなど積極的に周知した。 ※1 以下URLの64.65ページに別表として追記 https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook_kaite_1.pdf ※2 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/index.htm#menu7-2 a.e(前段)、d.e.g.h:令和4年9月、大学設置基準等の一部改正を行った(令和4年10月1日施行)。 b.c(後段):遠隔授業の0の単位上限等を対象とする教育課程等に係る特例制度については、手続きコストを低減することや審査結果の予測可能性を高めることに留意した制度設計とし、令和4年11月より申請の受付を開始した。大学から申請のあった案件については、順次、審査を進めていること。 f:令和4年9月、設置認可申請等における定員管理に係る取扱いを、入学定員から収容定員に基づく算定とするため、認可基準を改めた(令和4年10月1日施行)。 j:他大学との単位互換について、あらかじめ協定等を定めた大学との間でなされるものに限定されず、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた学修についても、当該学生からの申請に応じて、大学等の教授会や教務委員会等の学修管理組織等における協議を踏まえた判断において、教育上有益と認めるときは、単位認定をすることは差し支えない旨も含めた基本的な考え方を文科科統ウェブサイトに公表するなどし、周知している。また、いわゆる教職協働に係る取組における事例について、教職協働を促進する上でポイントなどをまとめ、文科科統ウェブサイトに公表するとともに、関係者が集まる会議において周知を行うなどしている。</p>	<p>a.「ハンドブックの充実等」 本ハンドブックについて、学校法人の再編・統合等に関する具体的な事例を追記する方向で作業中。 b.c(後段):引き続き、大学からの申請に基づき、教育課程等に係る特例の認定を行う。また、既述した特例の運用実態を適切に把握した上で、令和5年度以降、今後大学設置基準の改善等に向けた検討を行う。 d:実施済</p>	検討中	継続F		
令和4年6月7日		4	社会実装を促す新しい学びを支える環境整備	<p>a 文部科学省は、大学が提供する教育の質の評価について、認証評価制度等既存の枠組みについて、外部からの調査を通じた動的な評価にとどまらず、各大学が能動的に「教育マネジメント」を行い、対面・オンラインの手段にかかわらず、質の高い教育に取り組むと同時に関与の低い授業の改善や学びの取組を推進する。</p> <p>b 文部科学省は、大学等における授業の実態に当たり、対面・オンラインの手段にかかわらず、学生が実質的な学修及び学修に必要な交流を得られるような取組を要請する。特に、教員及びTA、SA等教育補助者によるオフィスアワー等の学修支援は、学生が支援を求めやすいよう、オンラインでの実施を含め、取組を推奨するとともに、教員と学生の双方向性ある対話も含め、新たな関係性の観点から、オンライン活用での学びを促進する。</p> <p>c 文部科学省は、社会実装を促すようなイノベーションを大学から発信できるように、既存の大学の再編に大学が取り組みやすい環境を整備する。特に、学部ごとに異なる校舎面積・専任教員数については、デジタル活用や成長分野に対応した基準になるよう見直す。</p>	令和4年度措置	文部科学省	<p>a:中央教育審議会大学分科会によって定められた「教育マネジメント指針」の公表・周知等を通じ、各大学において①卒業認定・学位授与の方針②「教育課程編成・実施の方針」、③「入学・専攻入りの方針」のそれぞれの方針を一貫性のある明確なものとして策定するよう促すとともに、各大学が主体的にこれらの3つの方針に基づく充実した高等教育の実現や教育改善に取り組むことを推進している。</p> <p>b 大学等における学修者本位の授業の実施等に関し、「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について(周知)」(令和4年3月22日付け文科部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)等において、学生一人一人の立場に立って、多様な人々の関わる授業者や多数のグループワークによる深い学修など相互に切磋琢磨することによる環境を整備することや、学生の円滑なコミュニケーションを促すことを示していただくよう周知した(参考:令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について(周知)(mext.go.jp))。また、オフィスアワー等の学修支援を含め、「大学・高専における遠隔教育の実態に関するガイドラインについて(周知)」(令和5年3月28日付け文科部科学省高等教育局専門教育課・大学教育・入試課事務連絡)を周知した。 c:令和4年9月に大学設置基準等の一部改正を行い(令和4年10月1日施行)、新たに基幹教員制度を設け、一定の範囲内で、同一の教員を複数の大学・学部で必要教員数に算入することを可能としたほか、校舎面積に係る規定等を対象とする教育課程等に係る特例制度を創設するなどとした。</p>	実施済	措置済	継続F
③柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し										
令和4年6月7日		5	労働時間制度(特に対数量労働制)の見直し	<p>a 厚生労働省は、働き手がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる環境整備を促進するため、「これからの労働時間制度に関する検討会」における議論を加速し、令和4年度中に一定の結論を得る。その際、数量労働制については、健康・福祉確保措置や労務コミュニケーションの在り方等を含めた検討を行うとともに、労働者の柔軟な働き方や健康確保の観点を含め、数量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労務双方にとって有益な制度となるよう十分留意して検討を進める。同検討会における結論を踏まえ、数量労働制を含む労働時間制度の見直しに関し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 厚生労働省は、労働基準法上の労務協定等に関する届出等の手続きについて、労務慣行の変化や社会保険手続を含めた政府全体の電子申請の状況も注視しつつ、「本社一括届出」の対象手続の拡大等、より企業の利便性を高める方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度中に検討・結論を得た措置 b:令和4年度措置	厚生労働省	<p>a 実態調査の結果や、労務の現場での運用状況等を踏まえ、数量労働制等について「これからの労働時間制度の在り方に関する検討会」において検討を行い、令和4年7月に報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえ、令和4年8月より労働政策審議会において議論を行い、数量労働制の適正化等の観点から、専門業務型数量労働制の本人同意の導入等を行うこととする報告を同年12月にとりまとめた。当該報告に基づき、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)等についての改正省令等を令和5年3月に公布した。(令和6年4月1日施行)</p> <p>b 36協定届、就業規則順に届出件数が多い一年単位の変形労働時間制に関する協定届について、令和5年2月27日から本社一括届出を可能とした。</p>	措置済	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日		6	既存の各種制度の活用・拡充	厚生労働省は、労働者のキャリア形成に向けた自律的・主体的な活動を支援する観点も踏まえ、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、好事例を周知するとともに、これらの制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示される方策を検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	【好事例の周知】 テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、ポータルサイトへの好事例の掲載等により、周知を図っている。  【求職者等への方策】 ハローワークにおいて、これらの制度を導入している企業から求人提出があった際には、求職者の目にとまるよう求人票の記載について助言を行っている。	【好事例の周知】 引き続き、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度に係る好事例の周知を図っていく。  【求職者等への方策】 引き続き、ハローワークにおいて、制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示されるよう求人者支援を実施していく。	措置済	継続F	
(4)個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進											
令和4年6月7日		7	職務等に關する労働契約関係の明確化	厚生労働省は、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書を踏まえ、労働政策審議会においては、職務や勤務地を規定するなど多様な働き方を取り入れる企業が出てきているといった雇用をめぐる状況の変化も視野に入れ、個人の自律的なキャリア形成に資する予見可能性の向上等の観点から、労使双方にとって望ましい形で労働契約関係の明確化を図られるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度中に検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	労働者全般の労働契約関係の明確化について、労働政策審議会における検討結果を踏まえ、労働基準法(昭和22年法律第49号)の労働条件明示事項に就業場所・業務の変更の範囲を追加する改正省令を令和5年3月に公布した。(令和6年4月1日施行)	今後、円滑な施行に向けて周知・啓発に努めてまいります。	措置済	継続F	
令和4年6月7日		8	多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援	a 厚生労働省は、個人の能力開発・キャリア形成の目標が明確となるよう、各企業で職務に必要な能力・スキル等が明確化されることを求めるとともに、個人の学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価を行うことが望ましい旨を示した社会人の職業に関する学び・学び直しを促進するためのガイドラインを策定し、企業におけるこれらの取組を推進する。 b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの質の向上に向けて、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向けの研修を実施しているところ、個人が自身の長期的なキャリアパスについてのビジョンを持てるようなキャリアコンサルティングが普及し、企業における活用が普及するよう、必要な措置を講ずる。 c 厚生労働省は、教育訓練給付制度について、雇用保険制度で実施している趣旨や給付の効果、受給者のニーズ等を踏まえ、必要な検証・検討を行う。 d 厚生労働省は、これまで雇用保険制度においてキャリア形成支援策を行ってきたが、多様な働き方が普及する中、フリーランス等雇用保険に入できない働き方を選択する人が支援策の対象とならない制度上の限界を踏まえ、多様な働き手に対するキャリア形成支援について既存制度の利用を促進するとともに、支援の在り方について検討を行う。	a.令和4年措置 b.令和4年度措置 c.d.令和4年度検討開始	厚生労働省	a.職場における人材開発の抜本的な強化を図るため、基本的な考え方や労使が取り組むべき事項、公的な支援策等を体系的に示した「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を、労働政策審議会人材開発分科会での議論・検討を経て、令和4年6月に策定した。ガイドラインにおいては、職務に必要な能力・スキル等が明確化されることや、学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価が行われることが望ましい旨を示した。 b.キャリアコンサルタントの質の向上に向けて、新たに「育児・介護等と仕事との両立を支援するキャリアコンサルタント向け研修」を開始し、令和5年1月より提供開始した。また、キャリア形成サポートセンターにおいて企業内におけるキャリアコンサルティングの積極的な実施を支援するとともに、キャリア形成支援を行っている企業の好事例を収集し、文章のほか、画像を用いてホームページ等を通じて企業に周知した。さらに、グッドキャリア企業アワードの表彰を通じた周知広報(セミナー等の開催、ホームページでの周知)を行った。 c.教育訓練給付については、令和4年度雇用保険部会報告書において、「制度利用のボトルネックや制度趣旨に沿った効果も上げているかを含めて、令和4年度に効果検証を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを検討すべき」とされたことを踏まえ、令和5年2月28日第6回雇用保険制度研究会及び同年3月14日第180回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、議論を行った。 研究会においては、労働市場政策として捉えるべき等の意見があった一方で、雇用保険制度において対応することへの疑念を呈する意見や、様々な意見が出たところである。 d.フリーランスを含めた労働者に対し、キャリア形成サポートセンターにおけるキャリアコンサルティングの機会の確保や、ジョブ・カードの普及促進を実施した。キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会において、多様な働き方等に対するキャリア形成支援に関して検討を行っている。	a.令和5年度予算において「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」についてのシンポジウムを開催する等により、引き続き、企業・労働者に対するガイドラインの周知を行う。 b.キャリアコンサルタント向け研修の更なる充実のため、企業支援、多様な働き方で働く者の支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新たに開発し提供する予定。またキャリアコンサルタントに対して、熟練した指導者による指導を受ける機会を提供予定。また、キャリア形成・学び直し支援センター(キャリア形成サポートセンター)を拡充し、引き続き、企業内におけるキャリアコンサルティングの積極的な実施を支援するとともに、キャリア形成支援を行っている企業の好事例を収集し、文章のほか、画像を用いてホームページ等を通じて企業に周知する予定。 c.引き続き、労働政策審議会において労使の意見を伺いつつ、必要な検証・検討を進めていく。 d.引き続き、フリーランスを含めた労働者に対し、キャリア形成・学び直し支援センター(キャリア形成サポートセンター)を拡充し、企業内におけるキャリアコンサルティングの機会の確保や、ジョブ・カードの普及促進を実施する予定。また、多様な働き方等に対するキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新たに開発し提供する予定。引き続き、キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会において、多様な働き方等に対するキャリア形成支援に関して検討する予定。	検討中	継続F	
令和4年6月7日		9	求職者等に応える職業関連情報の提供	厚生労働省は、個人の現在の能力と、これから就こうとする職務に必要な能力に応じた教育訓練が受けられるよう、job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))において、民間企業が無料で提供しているデジタル関連の講座情報等を検索可能とするなど、各利用者の学び・学び直しにつながる実効性のある機能拡充について検討し、実施する。	令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	利用者の学び・学び直しにつながる機能拡充として、大学等における社会人向けプログラムを紹介するサイト(「マナパス」)との機能面での連携を実施し、「job tag」の職業情報から「マナパス」の講座情報を検索することを可能とした。	今後も、利用者の学び直しにつながる機能の拡充を予定している。	措置済	継続F	
令和4年6月7日		10	産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援	a 厚生労働省、文部科学省、経済産業省は、リカレント教育を総合的に推進するため、関係施策が産業界のニーズを踏まえてより実効性のあるものとなるよう、引き続き更なる連携強化を図る。 b 厚生労働省は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)において、労使団体やリカレント教育を行う大学等を含む幅広い関係者による都道府県単位の協議会の設置について定めたところであるが、地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現を図るため、訓練内容について受講者や企業からの評価等を踏まえた効果検証及び見直しを継続的に行う。 c 厚生労働省は、在籍型出向が個人の能力開発・キャリア形成に資することを踏まえ、引き続き、送り出し企業の負担軽減のための支援や地域在籍型出向等支援協議会などの取組を実施し、地域ごとの人材ニーズを踏まえた在籍型出向を促進する。	令和4年度措置	厚生労働省 文部科学省 経済産業省 b.c.厚生労働省	a.内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省による「リカレント教育の推進に係る関係府庁連絡会議」(課長級)を開催し、関係府省によるリカレント教育関係施策の実施について連携強化を図った。 b.職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき設置した地域職業能力開発促進協議会について、令和4年10月から11月にかけて第1回を、令和5年2月から3月にかけて第2回を全都道府県で開催した。協議会においては、特に離職者向け職業訓練の実施状況について訓練分野ごとに応募倍率や就職率の観点から分析を行い、分析結果から改善すべき方向性を検討し、これらを踏まえ、次年度の実施計画を協議した。 c.令和4年12月、資金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援するため、産業雇用安定助成金にスキルアップ支援コースを新たに創設し、送り出し企業の金銭的負担軽減のための支援を措置した。また、出向契約書のひな型を含め出向に際しての手続きの解説、好事例を紹介するハンドブックの作成や産業雇用安定センターによるマッチング支援や出向契約の締結支援等により送り出し企業の金銭的負担以外の面についても負担軽減支援を行った。加えて、令和4年10月から令和5年3月にかけて、47都道府県に設置する地域在籍型出向等支援協議会において在籍型出向の送出ニーズや受入ニーズの把握し、在籍型出向の促進を図った。	a.今後も関係府省で連携し各施策の着実な実施に努める。 b.地域職業能力開発促進協議会においてワーキンググループを設置し、個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を行う。 c.在籍型出向を促進するための既存の支援策の見直しを行うとともに、産業雇用安定センターとの連携強化もしつつ、スキルアップ等を目的とする在籍型出向のさらなる活用促進を図る。	措置済	継続F	



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
(5)求人者と求職者のマッチングに資する取組										
令和4年6月7日		11	雇用仲介制度の見直し	<p>a 厚生労働省は、職業安定法における「募集情報等提供」に該当しない雇用仲介サービスについて、法的位置付けを明確にする。この際、ICTを活用したサービスの進化が早いことを踏まえ、過剰な規制とならず着目なイノベーションを阻害しないよう留意しつつ、求人者・求職者が安心してサービスを利用できる制度となるよう見直しを行う。</p> <p>b 厚生労働省は、求職者がそれぞれの事情に応じて、適切なサービスを選択できるようにするため、令和4年3月に改正された職業安定法に基づき多様化する雇用仲介サービスの情報を正確に把握して、求職者に提供するとともに、優良な事業者が広く認知される方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 厚生労働省は、雇用仲介サービス事業者に、求職者等からの苦情に対応するために必要な体制の整備を義務付けるなど、求職者の保護を徹底するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 厚生労働省は、プラットフォーム等を対象とした雇用以外の仕事を仲介するサービスについて、雇用仲介サービスに類似する内容のものがあることに加え、雇用以外の仕事を仲介する事業者も、雇用仲介事業者にも適用されるルールに倣って業務が行えるよう、丁寧な周知を行う。</p>	令和4年度度措置	厚生労働省	<p>a 職業安定法上の「募集情報等提供事業者」の定義を拡大する「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）」を令和4年3月31日に公布し、同年10月1日に施行した。</p> <p>b 令和4年10月1日施行の「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）」により、募集情報等提供事業者の一部に届出を義務付け、職業紹介事業者等に加え、届出をした募集情報等提供事業者の情報を人材サービス総合サイトに新たに掲載し、求職者が雇用仲介サービス事業者の情報を確認できるようにした。また、求職者・求人者が安心して利用できるよう、一定の基準を満たした募集情報等提供事業者を「優良募集情報等提供事業者」として認定する制度を創設して、15社を認定した。</p> <p>c 募集情報等提供事業者に苦情処理体制の整備を義務付ける「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）」を令和4年3月31日に公布し、同年10月1日に施行した。</p> <p>d 雇用以外の仕事を仲介する事業者も雇用仲介事業者にも適用されるルールに倣って業務が行えるよう、職業安定法のルールについてまとめたリーフレットを作成し、厚生労働省HPに公開するとともに、令和4年9月27日に業界団体に対し送付するなど、周知をした。</p>	対応済み	措置済	継続F
令和4年6月7日		12	求職者等のニーズに応える職業選択関連情報の提供	<p>厚生労働省は、job tagについて、個人や民間企業等の意見や要望も踏まえ、賃金情報など求職者の職業選択に資する労働市場に関する情報の提供を強化する方策や民間の雇用仲介事業者との連携・協力の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	<p>求職者の職業選択に資する情報の提供の強化として、職業情報画面の統計データ内に、所定内給与額別の人数グラフ及び年齢別の年収グラフを表示できるよう機能拡充を行った。</p>	今後、求職者や企業のニーズを踏まえて職業選択に資する労働市場に関する情報の提供や民間の雇用仲介事業者との連携等を推進していく。	措置済	継続F
(6)育児休業の取得促進										
令和4年6月7日		13	育児休業の取得促進	<p>a 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、育児休業の取得期間の調査頻度について必要な見直しを行う。</p> <p>b 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の届出を付した労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、その実施の前後における育児休業の取得状況及び育児休業を取得しない理由の変化等に関して把握・分析を行う。</p> <p>c 厚生労働省は、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の届出を付した労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、各企業において確実かつ円滑に実施されるよう、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の積極的な周知を行う。</p> <p>d 厚生労働省は、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰に資する継続就労を支援するため、仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の届出を付した労働者に対する個別の周知・意向確認等に関する好事例の提供や、各企業の課題を踏まえた効果的な手法の提案を行い、中小企業の状況や課題に応じた支援を行う。</p> <p>e 令和4年10月から導入される「産後1年育児」について、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となるが、厚生労働省は、それにより育児休業の取得状況等にどのような影響があったか、把握・分析を行う。</p> <p>f 厚生労働省は、仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例に関して、既に実績を上げている企業だけでなく、実績を上げようとする前向きな取組を行っている企業の好事例についても情報収集して公表するよう検討を行う。</p>	令和4年度度措置	厚生労働省	<p>a 育児休業取得期間の調査はこれまでの約3年に1回の頻度で実施していたが、今後は約2年に1回に変更する見直しを行うこととした。</p> <p>b 妊娠・出産の届出を付した労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについては、令和4年4月に施行されたばかりであり、当該改正の影響を受けた育児休業取得状況を把握・分析するには、時間を要する。</p> <p>c 妊娠・出産の届出を付した労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けを含めた改正育児・介護休業法の内容については、リーフレットや動画、SNSの活用、企業や若年層向けのセミナー・シンポジウムの実施等を通じて周知を行った。</p> <p>d 労務管理の専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、中小企業に対して、改正育児・介護休業法の内容を踏まえた上で、企業における現状把握や課題の抽出の仕方の助言、他社事例の紹介などを行い、育児休業の取得及び円滑な職場復帰を支援した。</p> <p>e 産後1年育児については、令和4年10月に施行されたばかりであり、当該改正の影響を受けた育児休業取得状況を把握・分析するには、時間を要する。</p> <p>f 仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例を収集する中で、くみん認定などを取得していないが、前向きな取組を行っている企業についても4社収集し、厚生労働省関連サイト「女性の活躍推進・両立支援総合サイト」に掲載した。</p>	令和5年度に調査を開始し、結果を得次第検討を開始する。 令和5年度に調査を開始し、結果を得次第検討を開始する。	検討中	継続F
(7)保育士及び保育所の在り方(保育の質の向上)										
令和4年6月7日		14	保育士及び保育所の在り方(保育の質の向上)	<p>a 令和4年度度検討、結論を得る。</p> <p>b 令和4年度度検討、結論を得次第速やかに措置</p>	令和4年度度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	<p>a 令和5年3月に実施した規制改革推進会議人への投資ワーキンググループ(第9回)において短時間保育士の定義、その取扱い等について報告を行った。</p> <p>b 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」を実施し、第三者評価実施に当たったの現場レベルでの課題、実施状況等の把握し、更なる活用促進や保育の質の改善につながるような効果性を高めるための方策を検討した。</p>	<p>a 保育士の勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、こどもを長時間にわたって保育できることが原則であるとの考え方は維持しつつ、週4日勤務にも対応できるよう、「短時間保育士」及び「常勤保育士」の定義の見直しや明確化について、必要な対応を検討する。</p> <p>b 左記調査研究の結果も踏まえ、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、例えば、指導監査とともに、保育の質を一層高めるために行われるべきものであるといった制度の意義や位置付けの周知を行う。また、更なる保育の質の確保・向上に繋がる第三者評価制度の在り方に関する見直しを視野に更なる検討を行う。</p>	検討中	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	このままの実施状況 (令和5年3月31日時点)		今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
<b>(8)養育費の確保に向けた取組</b>												
令和4年6月7日	15	養育費の確保に向けた取組	<p>a 法務省は、離婚時に養育費に関する債務名義の取得を容易にするための是、養育費支払義務者の住所地や所得等の情報をひとりで親が法的手続きを利用する際に容易に取得できるようにすることの是非など養育費の支払確保に向けて法制審議会家族法制部会において検討中の諸課題について、令和5年の通常国会における法案提出を旨に速やかに民事基本法制の取組に関する検討を進める。</p> <p>この際、子どもの最善の利益を図るためには養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流(面会交流)の実施に関する課題は併せて検討する必要があるとの考え方も十分配慮する。</p> <p>b 内閣府、法務省及び厚生労働省は、以下の事項を含む養育費の確保に向けた施策の実現・充実策について協議する場を設け、それぞれ連携して検討に取り組み、一定の結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士等の専門家による支援、公正証書や民間ADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争解決手続)の活用等について負担の軽減や機会の拡充を図るなど、養育費が適切かつ容易に取り決められるための方策</li> <li>・取立に係る裁判費用の負担軽減や悪質な養育費不払への対応策等、ひとり親が養育費を受け取ることができるようにするための方策</li> <li>・養育費の立替払いや回収等についての公的支援の導入及び保証料補助等による民間の養育費保証契約の利用促進</li> </ul> <p>なお、上記検討に当たっては、ひとり親又は子どもが養育費支払義務者から暴力を受けているケースや、養育費支払義務者が自らの経済事情理由により養育費の支払いを拒んでいるケースなど、ひとり親や子どもの置かれた状況は多様であり、状況に応じた適切な支援が求められることに留意する。</p> <p>c 内閣府は、「子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月29日閣議決定)」を推進する立場から、上記記載の検討を含め、必要な調整を行う。</p> <p>d 内閣府は、養育費について、子どものために当然支払われるべきものであるという認識を共有する社会を実現すべく、法務省及び厚生労働省と協力し、養育費の意義及び重要性について広く周知・広報を継続的に行っていき。</p> <p>e 法務省は、養育費の確保のための裁判手続について、法テラスにおいて、分かりやすく効果的な情報提供を行う。また、育児等により平日中法テラスの事務所への来訪が難しいひとり親にも配慮し、弁護士会等の協力も得つつ、養育費に係る案件の取扱いや休日夜間の対応の可否等を記載した契約弁護士名簿の作成・公表の促進を図るとともに、養育費についての相談の機会を提供するなどして、相談に的確に対応する。</p> <p>f 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に向けて、地方公共団体における部局間・関係機関間の連携やワンストップ型での情報提供・相談支援について、更なる充実に向けた取組を連携して推進する。</p> <p>g 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に資する取組を行う地方公共団体を増やすため、好事例の模範開示等の周知・支援策を連携して継続的に実施する。</p>	a: 令和5年の通常国会を以て b: 令和4年度検討・結論 c: 令和4年度に引き続き措置	a.e: 法務省 b.d.f.g: 内閣府 法務省 厚生労働省 c: 内閣府	<p>a 養育費の支払確保に関する課題も含め、離婚等に伴う子の養育の在り方に関する制度上の課題につき、法制審議会家族法制部会で調査審議中。令和4年11月に中間試案が取りまとめられ、同年12月6日～令和5年2月17日の間、パブリックコメントを実施した。</p> <p>b 内閣府、法務省、厚生労働省及び内閣府子ども家庭庁設立準備室により関係府省会議を開催(主催:内閣府)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費の取り決めを促進するため、法務省では調査研究を実施、厚生労働省では離婚前後親支援モデル事業において公正証書等の債務名義の作成支援や民間ADRの利用に対する補助を行っていること</li> <li>・法テラスでは、民事法律扶助業務として、養育費の請求に関して、資力の乏しい方に対し、民事裁判等手続のための弁護士費用等の立替えを実施していること、法務省・日弁連・法テラスにおいて、民事法律扶助により利用しやすいものとするための協議・検討を行い、ひとり親に対する償還免除の要件を緩和すること等について、取りまとめること</li> <li>・厚生労働省では、離婚前後親支援モデル事業において養育費に係る保証契約における保証料への支援を行っていること</li> </ul> <p>等、関係府省庁で連携し、各府省の現在の取組状況を共有するとともに、各府省の今後の対応について確認した。</p> <p>d 内閣府では、Facebookや調査・照会システムにより、専門家による相談会の周知を行った。両省と連携しながら養育費関連施策へのリンクを集めたHPを作成したりした。法務省では、養育費の取決め等に關する解説動画の配信や、養育費等の取決めや裁判手続に関して説明したパンフレットの作成・取組などを実施した。また、厚生労働省では、離婚前後親支援モデル事業において養育費の意義・重要性について周知を図ってきた。令和5年3月には、法務省のパンフレットについて、内閣府及び法務省の連名で、自治体に対して事務連絡を発生し(厚生労働省からも別途周知)、自治体の関係部署それぞれで活用し、連携を図るよう依頼した。</p> <p>e 法テラスでは、コールセンター、地方事務所、ホームページにおけるFAQ、YouTube動画等により、養育費の確保に関する情報を無料で提供している。また、資力の乏しい方に対する無料法律相談や、資力にかかわらず利用できる無料電話相談を実施するほか、一部の自治体と連携して自治体関連施設に相談所を設けるなどして、相談の機会を提供するとともに、一部の地方事務所においては、取扱分野や休日夜間の対応の可否等を記載した契約弁護士名簿を作成・公表し、相談体制の充実を図っている。</p> <p>f 法務省では、令和3・4年度に、自治体内の部局間連携を含む調査研究を実施した。厚生労働省では、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業」や「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を活用し、自治体におけるワンストップ型相談窓口の体制整備に係る支援を行った。また、令和3年2月には、両省それぞれから自治体における弁護士会等とひとり親支援担当者等の連携強化の推進に関する事務連絡を発生した。令和5年3月には、法務省のパンフレットについて、内閣府及び法務省の連名で自治体に対して事務連絡を発生し(厚生労働省からも別途周知)、自治体の関係部署それぞれで活用し、連携を図るよう依頼した。</p> <p>g 法務省及び厚生労働省では、令和4年4月28日に、日本弁護士連合会に対し、地方自治体における弁護士による養育費相談等の取組への更なる協力について、依頼通知を発生した。厚生労働省では、養育費確保に資する取組の事例等を各自治体に発信するとともにHPに掲載した。令和5年3月には、法務省のパンフレットについて、内閣府及び法務省の連名で、自治体に対して事務連絡を発生し(厚生労働省からも別途周知)、自治体の関係部署それぞれで活用し、連携を図るよう依頼した。</p>	a: パブリックコメントの結果も踏まえ、法制審議会家族法制部会において調査審議が進められる。 b~d、f、gについて 引き続き、養育費の確保に向けて、子ども家庭庁では、厚生労働省や内閣府の取組を引き継ぎ、モデル事業や相談窓口・体制の強化に係る事業等を実施。 法務省では、ひとり親に対する償還免除の要件緩和等の運用を可能な限り早期に実現できるよう速やかに所要の手続を進め、資力の乏しいひとり親が法テラスの民事法律扶助を利用する場合の経済的負担の軽減等を図るその他の方策について、引き続き検討するとともに、関係府省会議等において、子ども家庭庁、法務省及び内閣府が連携を図りながら、必要な検討を行い、実施可能な取組を推進する。 e)について コールセンター等における情報提供の質の向上、ホームページの内容の充実や検索の利便性向上等を図り、自治体との連携の拡大等により、民事法律扶助における無料法律相談の利用促進を図るほか、必要に応じ、資力にかかわらず利用できる無料電話相談や関係機関等と連携したワンストップ型相談会の実施を目指す。これらに加え、弁護士会等の協力を得ながら、契約弁護士名簿の更なる充実を図る。	検討中	継続F			
<b>(9)放課後児童クラブにおける入所決定の在り方</b>												
令和4年6月7日	16	放課後児童クラブにおける入所決定の在り方	<p>厚生労働省は、放課後児童クラブの入所決定の在り方について、在宅勤務者が利用申請した場合に、居宅外で就労している者が申請した場合として入所の優先度(利用調整指数)が低くなる取扱いをしていない地方公共団体があることを踏まえ、保育所等の利用調整に関して発出された「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整に係る取扱いについて」(平成29年12月28日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)を参考に、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けること等はせず、家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべき旨の周知を、全国の地方公共団体に対して行う。</p>	令和4年度上期措置	厚生労働省	令和4年6月30日付の事務連絡において、在宅勤務をしている場合は、必ずしも「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」に該当するものではなく、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみを以て、一律に点数に差異を設けること等はせず、家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべきものであり、家庭の状況等を踏まえ、適切にご判断いただくよう、全国の市町村に周知を行った。	実施済	措置済	解決			
<b>(10)看護系人材の活用による待機児童解消の促進</b>												
令和4年6月7日	17	看護系人材の活用による待機児童解消の促進	<p>0歳児が4人以上を在籍する保育所及び認定こども園において看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる措置に関して、保育士と看護師等が相互にフォローする体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たると、看護師等が乳児保育に関する知識経験を有する者であること等を要件として、0歳児の在籍人数を問わないような措置とすることについて、令和4年度中できるだけ早期に所要の措置を講ずる。</p>	令和4年度中期措置	内閣府 厚生労働省	令和4年11月に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)を公布し、 ① 保育士・看護師等の相互にフォローアップ体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たること ② 看護師等が、一定の基準を満たす乳児保育に係る研修を受講するなど、乳児保育に関する知識経験を有する者であること の2つの要件をいずれも満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず看護師等を1人に限り保育士とみなすことができることを改正を行ったこと。	実施済	措置済	解決			
<b>(11)柔軟な働き方を促進するための施策</b>												
令和4年6月7日	18	柔軟な働き方を促進するための施策	<p>年5日以内とされている時間単位年次有給休暇について、労働者アンケート調査におけるニーズや利用実態等を踏まえ、柔軟な働き方を促進するために必要な措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。</p>	令和4年度結論	内閣府 厚生労働省	年休の時間単位取得について、取得日数などの利用の実態を把握するため、令和2年に企業向け・労働者向けのアンケート調査を行い、調査結果を令和3年7月に公表した。同調査結果を踏まえ、「これからの労働時間制度の在り方に関する検討会」において検討を行い、令和4年7月に報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえ、労働政策審議会において検討を行い、同年12月にとりまとめられた報告書において、「年5日を超えて取得したいという労働者のニーズに応えるような各企業独自の取組を促すことが適当である」という結論を得た。	左記結論に基づき、年休を時間単位で取得したいというニーズに応えるような各企業独自の取組を促すため、令和6年4月より、①労働基準法第39条第4項に定める時間単位年休を年5日分導入し、②時間単位の特別休暇の規定を設けた中小企業事業主について、新たに働き方改革推進支援助成金の助成対象に含めることとし、これにより年5日を超えて取得したいという労働者のニーズに応えるような各企業独自の取組の促進に努める。	措置済	解決			
<b>(12)「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施</b>												
令和4年6月7日	19	「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	<p>登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法改正に向けて、令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う。</p>	令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う	内閣府 厚生労働省	年2回実施している通常の保育士試験に加えて、国家戦略特別区域限定保育士試験(地域限定保育士試験)について、国家戦略特別区域に限らず、人口減少地域も含めた全ての都道府県又は指定都市において実施することを可能とした場合の自治体における影響等を把握するため、令和4年度に地域限定保育士試験に関する都道府県アンケートを実施し、全国展開に向けた課題の把握と対応策を整理した。	左記アンケートの結果を踏まえ、地域限定保育士の全国展開について、今後の児童福祉法の改正に向けて、詳細な制度を検討。	検討中	継続F			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	
								措置状況	評価区分
(13)障害者雇用に係る雇用率算定の特例									
令和4年6月7日		20	障害者雇用に係る雇用率算定の特例	障害者雇用の通算が可能な組合として有限責任事業組合(LLP)を追加する特例措置の全国展開について、令和4年6月頃に定められる労働政策審議会の意見書を踏まえ、速やかに措置を講ずる。	労働政策審議会の意見書を踏まえ、速やかに措置	内閣府 厚生労働省	令和4年の臨時国会で成立した改正障害者雇用促進法(令和4年12月16日公布)により、LLP(有限責任事業組合)を事業協同組合等の算定特例の対象にすることとなった(令和5年4月1日施行予定)。	個々の中小企業の取組のみでは、障害者雇用を進めるのに困難がある場合、複数の中小企業が共同で雇用機会を確保することができる事業協同組合等算定特例(算定特例)は有効な対応策となり得るため、今後の改正内容を含め、都道府県労働局等を通じ積極的に周知していく。	措置済 解決
(医療・介護・感染症対策)									
(1)新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化									
令和4年6月7日		1	質の確保された抗原定性検査キット	a 厚生労働省は、早期に、質の確保された新型コロナウイルス感染症の検査が簡便かつ円滑に実施可能となるよう、新型コロナウイルス抗原定性検査キット(以下「抗原定性検査キット」という。)を薬局で購入できることとする。また、薬局における抗原定性検査キットの陳列及び広告を可能とする。 b 厚生労働省は、「研究用」などを称する医薬品医療機器等法承認の抗原定性検査キットが薬局、ドラッグストア、ネット通販サイトなどで広く流通している現状に対して、偽造品による感染拡大、偽陽性による医療現場の混乱を防止するため、薬局、ドラッグストア等に対して、販売自粛を求め、偽陽性を含め対応を早急に検討する。 c 厚生労働省及び内閣官房は、ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者について、抗原定性検査キットを医薬品卸事業者からネット販売を通じて入手できることを明確化し、その旨を周知する。職場についても同様の対応を検討する。あわせて、同パッケージに登録していない飲食店やイベント事業者についても一定の要件の下、同様の取扱いを行う方向で検討する。 d 厚生労働省及び内閣官房は、事業所内における感染拡大を防止する等の観点から、従業員が出動前に体調を確認することができるよう、事業者が保有する抗原定性検査キットを、その利用経路等がある従業員が一定数持ち帰り、自宅等において利用することができることとする。 e 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として、抗原定性検査キットを薬局で購入することが特例的に可能となっている現状も踏まえ、抗原定性検査キットのOTC(Over The Counter:医師による処方箋を必要とせず)に購入できる医薬品)化を検討する。その際、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療機関を始め抗原定性検査キットを必要とする場合においてその不足が生じることのないよう留意することとし、令和3年12月22日の厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーレポートで課題とされた事項(検査結果を踏まえ適切な受診行動につなげるための情報提供の必要性)が、国民による抗原定性検査キットの利用が進んだ現状においてもなお維持されるか否かについても、検証を行う。 f 厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に關し、無症状者が確定診断の目的ではなくセルフチェックの目的で抗原定性検査キットを検査の特性等を理解した上で、利用することは差し支えないことを明確化し、周知する。 g 厚生労働省は、薬局から抗原定性検査キットを購入する者に対する書面への署名の徴求について廃止を含め検討する。	a~d.f.g. 措置済み e.引き続き検討を進め、令和4年度上期結論	a.b.e~g. 厚生労働省 c.d. 内閣官房 厚生労働省	a.令和3年9月27日付で、特例的な対応として、医療用抗原定性検査キットを薬局において販売することを可能とする。また、令和3年11月19日付で、抗原定性検査キットの入手希望者が薬局での販売をより認識しやすくなるよう、陳列(調剤室以外に陳列すること)や広告(個別製品名・メーカー名・販売価格及び製品の写真を使用し、ホームページやチラシ等に掲載すること)に関する販売状況の見直しを実施。 (参考) 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日厚生労働省事務連絡) 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について」(令和3年11月19日厚生労働省事務連絡) b.研究用等を称する抗原定性検査キットについては、質の確保が保証されていないため、消費者が感染しているにもかかわらず結果が陰性であった場合に、感染していないと誤解することにより、医療機関への受診が遅れ、本人の健康に重大な影響を及ぼすとともに周囲の者に感染を拡大させる恐れがあること等を踏まえ、令和3年12月22日に都道府県等自治体に事務連絡を発生し、研究用抗原定性検査キットを販売する事業者が上記の趣旨を踏まえた対応をするよう、関係者への周知を依頼。令和4年5月2日に、都道府県等自治体宛に研究用等と称する抗原定性検査キットについて販売に関する留意事項を示し、販売自粛等を要請し、さらにOTC化を踏まえ、令和4年8月24日、令和4年12月9日にも再要請。 (参考) 「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する監視指導及び留意事項について」(令和3年12月22日厚生労働省事務連絡) 「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する留意事項について」(令和4年5月2日厚生労働省事務連絡) 「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットに関する留意事項について(その2)」(令和4年8月19日厚生労働省事務連絡) 「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する監視指導及び留意事項について」(令和4年8月24日厚生労働省事務連絡) 「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における一般用新型コロナウイルス・インフルエンザ抗原定性検査キットの販売時における留意事項について」(令和4年12月9日厚生労働省事務連絡) c.令和3年12月22日付でワクチン・検査パッケージ制度等や職場における検査に当たり、飲食店などの一般事業者が医薬品卸販売業者から抗原定性検査キットをネット販売を通じて入手できることを明確化し周知したほか、令和4年1月21日に当該情報を掲載する厚生労働省HPの表示を改善。 (参考) 「ワクチン・検査パッケージ等や職場等での検査に関する問合せに対応可能な医薬品卸販売業者の厚生労働省ホームページに掲載について」(令和3年12月22日厚生労働省・内閣官房事務連絡) d.令和4年1月18日付で、職場における検査について、一定の場合に、抗原定性検査キットを社員が持ち帰り自宅で検査を行うことが差し支えないことを明確化。 (参考) 「「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)」に関するQ&Aについて」(令和4年1月8日厚生労働省事務連絡) e.令和4年8月10日及び8月18日に開催された第93回、94回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーレポート、8月17日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医療機器・体外診断薬部会、医薬品等安全対策部会安全対策調査会、及び8月23日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会の議論を踏まえ、抗原定性検査キットのOTC化が決定された。8月24日にはOTC化抗原定性検査キットの最初の製品が承認されたところである。なお、厚生労働省が6月28日～7月12日の間に行ったモニター調査によると、抗原定性検査キットを購入する際や使用する際に、説明を受ける必要があると答えた割合が約7割となっており、検査結果を踏まえ適切な受診行動に繋げるための情報提供の必要性は高いものと考えられる。 また、抗原定性検査キットが不足することのないように、流通状況をモニタリングしながら、安定的な供給に取り組んでいる。 f.抗原定性検査キットについて、セルフチェックの目的で検査の特性等を理解した上で、利用することは差し支えないことを明確化。 (参考) 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日厚生労働省事務連絡(令和4年3月17日一部改正)) g.抗原定性検査キットを購入するに当たり、購入者の署名を求める取扱いについて見直し、廃止した。署名を求めないことについては、関係団体に状況を聴取し、確認済み。 (参考) 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日厚生労働省事務連絡(令和4年3月17日一部改正))	a~g. 実施済みのため、今後の予定なし	措置済 解決
令和4年6月7日		2	新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制の整備	a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制を確保するため、医療機関が、学校や公民館等の空きスペースを活用して実施する巡回診療に関しては、「定期的」及び「継続」の要件について、柔軟に取り扱って差し支えない旨を明確化することとする。また、医療機関が所在する都道府県以外の都道府県においても巡回診療を実施する場合に、新たに診療所の開設手続を行うことなく巡回診療が実施できることとする。 b 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保するため、車両等を用いた移動式の検査所として、衛生検査所として登録できることを明確化する。また、複数の地方公共団体に於いて検査を実施する場合に、一つの地方公共団体において手続を行うことにより円滑に実施することとする。	措置済み	厚生労働省	a)について 「新型コロナウイルス感染症に係る検査並びにワクチン及び治療薬の供給体制整備のための医療法上の取扱いについて」(令和3年10月4日厚生労働省医政局総務課、厚生労働省医政局医療経営支援課、厚生労働省医政局研究開発振興課、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課連名事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取扱いについて」等の取扱いについて」(令和4年2月9日厚生労働省医政局総務課事務連絡)を発生した。 b)について 「新型コロナウイルス感染症に係る検査を車両により移動して行う衛生検査所の取扱いについて」(令和4年2月9日厚生労働省医政局長通知)を発生した。	新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応であるため、類型見直し等に鑑み、廃止する方向で検討している。	措置済 解決

関係決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
(2)医療DXの基盤整備(在宅での医療や健康管理の充実)											
令和4年6月7日		3	オンライン診療、服薬指導の更なる推進	<p>a 厚生労働省は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン診療指針」という。)を改訂し、信頼性、安全性をベースに、「かかりつけの医師」や「それ以外の医師が初診に対応することができている場合」について具体化を行う。改訂に当たっては、以下の事項を適切に盛り込む。</p> <p>「オンライン診療は、疾患や患者の状態によって、対面診療と大きな診療効果がある場合も存在し得ることをオンライン診療指針その他の関連文書(以下「指針等」という。)で明確化すること。また、初診からオンライン診療が可能となることを踏まえ、初診は対面診療が原則であることを考え方を見直し、その旨を指針等に明記すること。</p> <p>・疾患や患者の状態によっては、オンライン診療のみで診療が完結する場合があることを指針等で明確化すること。</p> <p>・「かかりつけの医師」に当たるかどうかについては、最後の診療からの期間や定期的な受診の有無によって一律に制限されるものではないことを指針等で明確化すること。</p> <p>・「オンライン診療を行う医療機関・医師と対面診療を行う医療機関・医師は、異なってもよいことを指針等で明確化すること。</p> <p>・医師がオンライン診療を実施するに当たり求められる診療計画について、診療録への記載とは別に作成することは必須ではなく、診療録に必要な事項が記載されていれば足りるものであり、また、患者に対しては、所要の情報の口頭による提供で足りることを指針等で明確化すること。</p> <p>・診療前相談を効果的かつ効率的に行うため、実際の診療前相談に先立って、医師の判断で、事前に電子メール、チャットその他の方法により患者から情報を収集することは可能であることを指針等で明確化すること。</p> <p>b 厚生労働省は、オンライン診療を実施するために必要な医療機関の情報セキュリティの確保のための方策について、オンライン診療の場合に対面診療に比べ厳格な情報セキュリティを求めるとやオープンネットワークの利用を阻害するセキュリティ設計を前提とすることは合理性に欠けることを踏まえ、オンライン診療指針について必要な見直しを行うこととし、少なくとも次の事項についての見直しを含むものとする。</p> <p>▶情報通信及び患者の医療情報の保管について十分な情報セキュリティ対策が講じられていること</p> <p>▶PHR(Personal Health Record)を診療に活用する場合には、PHRの安全管理に関する事項について医師がPHRを管理する事業者に確認することとされていること。</p> <p>▶汎用サービスが端末内の他のデータと連結しない設定とすることとされていること。</p> <p>▶チャット機能やダウンロード機能は原則使用しないこととされていること。</p> <p>▶オンライン診療システム事業者がシステム全体のセキュリティリスクに対して責任を負うこととされていること。</p> <p>c 厚生労働省は、オンライン診療を実施する際の患者の本人確認の方法について、顔写真付きの身分証明書や写真のない場合に2種類以上の身分証明書を併用することとし、対面診療に比べ厳格であることを踏まえ、健康保険証の提示など対面診療と同程度の厳格さによって本人確認を行うこととし、オンライン診療指針の所要の改訂を行う。</p> <p>d 厚生労働省は、令和3年6月の規制改革実施計画を踏まえ策定するオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針について、オンライン診療の現実の利用実態を踏まえたより実効的な内容となるよう、策定に当たっては、オンライン診療を受診したことがある者及び実施した経験のある医師の意見を踏まえるとともに、令和4年1月のオンライン診療指針の改訂に係る「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」における議論・経緯を踏まえ、当該基本方針の策定を行う。</p> <p>e 厚生労働省は、オンライン診療の普及・促進の前提として、患者の安全を確保するため、診療内容等が適切でないと考えられる、オンライン診療を含む診療の実態を把握し、診療内容等が適切でないと考えられる事例について周知するとともに、患者の安全を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>f 厚生労働省は、通所介護事業所や公民館等の身近な場所での受診を可能とする必要があるとの指摘があることや、患者の勤務する職場においてはオンライン診療の実施が可能とされていることも踏まえ、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件について、課題を整理・検討し、結論を得る。</p> <p>g 厚生労働省は、ADHD(Attention deficit hyperactivity disorder:注意欠陥多動性障害)治療薬に関する民間組織(厚生労働省の薬事承認条件に基づき設置)の事実上の規制により、オンライン診療指針に準拠したオンライン診療であっても必要な薬剤を入手できない現状に關し早急な是正を求める意見があることについて、当該民間組織に対して情報提供を行うとともに、オンライン診療指針との整合性も踏まえた運用となるよう検討を促す。</p> <p>h 厚生労働省は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)及び関連通知の改正により、オンライン服薬指導についての新型コロナウイルス感染症を受けた特別措置(新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて)(令和2年4月10日厚生労働省医政局医薬課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)の恒久化を実現する。具体的には、原則は対面による服薬指導となっているが、患者の求めに応じて、オンライン服薬指導の実施を困難とする事情の有無に関する薬剤師の判断と責任に基づき、対面・オンラインの手段のいずれによっても行うことができることとする。また、処方箋については、医療機関から薬局へのFAX等による処方箋情報の送付及び原本の郵送が徹底されることを前提に、薬局に原本を持参することが不要であることを明確化する。さらに、服薬指導計画と題する書面の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報等の記載でも差し支えないこととする。加えて、薬局開設者が薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の研修等を身に付けさせるための研修材料等を充実させることとし、オンライン服薬指導を行うに当たって研修の受講は義務付けない。</p> <p>i 厚生労働省は、薬剤師の働き方改革等の観点も踏まえ、薬局に所属する薬剤師による薬局以外の場所(薬剤師の自宅等)におけるオンライン服薬指導について、実施可能な薬剤師や患者及び対象薬剤等を限定せず、薬剤師自身が実施可能と判断する場合には実施できることとする。</p> <p>j 厚生労働省は、医療用医薬品においてオンライン服薬指導が可能とされていることを踏まえ、要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けた課題を整理する。</p>	<p>a, g, h: 措置済み</p> <p>b, c, e: 令和4年検討・結論</p> <p>d, j: 令和4年度措置</p> <p>e: (前段)令和4年度措置、(後段)令和4年度措置</p> <p>f: 引き続き検討</p> <p>g: 引き続き検討を進め、令和4年度上期措置</p>	厚生労働省	<p>aについて、令和4年1月に、「かかりつけの医師」によることなど、一定の要件を満たしていれば、初診からオンライン診療を可能とするなどの見直しを盛り込んだオンライン診療指針の改訂を行った。</p> <p>b)について、第95回社会保障審議会医療部会(令和4年12月23日)においてオンライン診療指針の見直しの方向性を議論し、令和5年3月にオンライン診療指針の改訂を行った。</p> <p>c)について、令和5年3月にオンライン診療指針の改訂を行った。</p> <p>d: 第87回社会保障審議会医療部会(令和4年3月28日)において検討を開始し、現在検討中である。</p> <p>e)について、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に集積された相談事例からの情報抽出等によりオンライン診療を含む診療の実態を把握し、診療内容等が適切でないと考えられる事例について、第95回社会保障審議会医療部会(令和4年12月23日)において周知を行った。また、患者の安全を確保するために必要な措置として令和5年3月にオンライン診療指針の改訂を行い、都道府県及び関係団体へ周知を行った。</p> <p>f)について、第99回社会保障審議会医療部会(令和4年8月17日)における意見を踏まえ、第94回社会保障審議会医療部会(令和4年12月15日)において、へき地等において、公民館等の身近な場所にも、オンライン診療のための医師が常駐しない診療所を開設可能とすること等、骨子案を提示し、議論を行った。</p> <p>g: 製薬会社の提供するウェブサイトの記載がオンライン診療指針と整合性のとれた内容に更新されていることを確認。</p> <p>h: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第65号)により、所要の改正を行うとともに、公布に併せて「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・医政局医薬課事務連絡)処方箋の扱いにおける留意点を周知した。</p> <p>i: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第137号)により、薬局開設者は、薬局内のほか、当該薬局における副剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所においてもオンライン服薬指導を行わせることができることとした。</p> <p>j: 令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)「オンライン服薬指導の実施事例の調査と適正な実施に資する薬剤師の質向上のための方策」についての調査研究」において調査等を実施し、医薬品の販売制度に関する検討会において課題を整理した。</p>	<p>a~c, e 実施済み</p> <p>d: 引き続き社会保障審議会医療部会において基本方針に関する検討等を行い、あわせて地域の医療関係者や関係学会の協力を待って、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。</p> <p>f: 検討中</p> <p>g: 措置済み</p> <p>h: 措置済み</p> <p>i: 措置済み</p> <p>j: 措置済み</p>	検討中	継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日		4	電子処方箋の普及及び電子処方箋システムの稼働	<p>厚生労働省は、令和5年1月の電子処方箋システムの稼働をにらみ、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換を実現するため、電子処方箋システムの医療機関・薬局への導入及び電子処方箋システムの稼働に合わせた整備予定の処方・調剤情報のシステムへの登録数に関する年度ごと(令和5年度当初から毎年度)の数値目標を設定し、毎年度更新する。また、併せて毎年度の電子処方箋発行数を参考指標として公表する。</p> <p>厚生労働省は、電子処方箋の発行に必要な資格確認・本人認証の手段として、HPKI(Healthcare Public Key Infrastructure: 保健医療指針分野の公開基盤)以外にどのような方法があり得るか、医療機関による本人確認の活用や、電子署名など幅広く、現時のニーズを踏まえて検討し、結論を導く。なお、検討に当たっては、現行の紙処方箋の業務においてその都度明示的な医師の資格確認が行われていない実情を踏まえつつ、細い紙に電子処方箋が実務的に使い勝手が良いものとなるよう、医療機関・電子署名サービス提供事業者による医師の資格確認に際して、医師登録原簿を都度照会する必要はないこととし、円滑な運用ができることとする。</p> <p>厚生労働省は、電子処方箋の普及には医師が電子署名を行う際の負担を軽減する必要があることを踏まえ、医師がその所属する医療機関の電子カルテシステムを利用して電子処方箋を出力する場合に、当該医師が電子カルテシステムの利用に当たって、医師であること等の資格確認及び一定の本人確認が当該医療機関によって既に実行されており、電子署名事業者が必要な際にその事実を確認できる場合には、電子署名事業者が当該医師に対して個別に改めての資格確認及び本人確認手続を行うことを要しないこととする方向で検討を行う。</p> <p>厚生労働省は、医療現場で利用される電子署名について、クラウド型電子署名等を利用しやすとする医師が、当該クラウド型電子署名等の利用申込を行う際の本人確認手段として医師が自宅等から手続を完結できるようにするため、オンラインで完結可能な本人確認方法であるeKYC(electronic Know Your Customer)を活用することとする方向で所業の検討を行う。</p> <p>厚生労働省は、上記bの結論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金が令和5年1月から運用を開始する電子処方箋システムについて、HPKI以外の資格確認・本人認証の方法に運用開始時から対応できるよう検討する。</p>	<p>令和7年3月に概ね全ての医療機関・薬局での電子処方箋導入に向け、令和5年2月の電子処方箋推進協議会を立ちあげ、足下のオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、着実な普及拡大に向けた進め方について議論を開始した。また、同年3月のオンライン説明会で、処方箋情報・調剤結果情報の登録件数を公表した。</p> <p>HPKI以外の資格確認・本人認証の方法について検討し、結論を得た。引き続き下記eにて対応する。</p> <p>e:「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版 本編」P.53に、「電子署名を行う都度、事業者による医師等の国家資格保有の確認を求めるとはしない」旨も明記している。</p> <p>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版改定において、医療情報システムの利用者登録について本人確認の方法に求められる信頼性に関する考え方を示し、eKYCについては、IAL3(情報セキュリティレベル)が担保された環境下で管理されている医療機関であればIAL2)であれば採用可能と整理した。</p> <p>HPKI以外の資格確認・本人認証の方法について、申し出があれば対応することとしているところ、現時点で民間の医療機関・電子署名サービス提供事業者からの申し出を受けていない。</p>	<p>令和5年5月目途で「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定を予定している。</p> <p>民間の医療機関・電子署名サービス提供事業者からの申し出があれば対応する。</p>	検討中	継続F		
令和4年6月7日		5	患者のための医薬品アクセスの円滑化	<p>厚生労働省は、患者がその生活形態に合わせて円滑に薬剤を受領できることとする観点から、薬局において処方箋に基づき調剤された薬剤の患者への受渡しの方法について、駅やコンビニエンスストア等に設置される宅配ロッカー等を用いた受渡しを行うことが可能であることを通知等により明確化し、周知する。</p> <p>厚生労働省は、新たに店舗販売業者を行う者が、店舗管理者要件を満たす登録販売者を円滑に確保することを可能とするため、現状、過去5年以内のうち「2年以上かつ「1920時間以上」の業務経験が必要とされる登録販売者に係る店舗管理者要件について、一定の追加的なオンライン研修などを条件としつつ、「2年以上」の要件を「1年以上」へと見直す。</p> <p>厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗に陳列設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全保障や医薬品へのアクセスの円滑性の観点から、検討し、結論を得る。</p> <p>厚生労働省は、医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目(「医薬品の承認申請について」(平成26年11月21日厚生労働省医薬品部長通知)の別表2-(2)以下単に「別表2-(2)」という。)の(4)に該当するものについて、申請を受理したのにもかかわらず「医療用から指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で検討されていないものの有無を確認するとともに、令和2年度以前の申請に対しては結論が出されていないものについて、(ア)その件数、(イ)申請ごとに、その理由、(ウ)のうち厚生労働省及びPMDA(Pharmaceuticals and Medical Devices Agency: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の事業者に対する指摘に対して事業者によって適切な対応が行われていないために審査が遅延しているものについて(当該指摘の内容及ち)申請ごとに、当該申請品目の成分に関して、海外主要国における一般用医薬品としての販売・承認状況及び承認年度を調査する。また、①既に別一般用医薬品として承認された成分であるが、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目(別表2-(2)の(5)①から④まで及び(6)に該当するもの)及び②体外診断用医薬品から一般用検査薬への転用に関する申請についても、上記同様(ア)(イ)(ウ)(エ)について調査する。調査に当たっては、申請者に内容を確認し、同意を得る。</p>	<p>措置済み</p> <p>令和4年度検討開始</p> <p>令和4年度上期措置</p>	<p>「調剤された薬剤の薬局からの配送について」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・監指事・麻薬対策課事務連絡)において、宅配ロッカー等を用いた医薬品の配送について明確化するとともに、留意点を周知した。</p> <p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和5年厚生労働省令第61号)により、一定の追加的研修(オンライン研修を含む。)を修了した登録販売者は1年(1920時間)以上の従事期間で店舗管理者になることができることとした。</p> <p>遠隔管理等のデジタル技術を活用した医薬品販売業の在り方等について検討するため、令和5年2月より、「医薬品の販売制度に関する検討会」を開始している。</p> <p>医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目のうち、令和2年度以前の申請に対してはまだ結論が出されていないもの及び既に別一般用医薬品として承認された成分であるが、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目のうち、令和2年度以前の申請に対してはまだ結論が出されていないもの事例等を調査済み。また、体外診断用医薬品で該当する品目はなかった。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>引き続き検討し、とりまとめを行う。</p> <p>措置済み</p>	未措置	継続F	
令和4年6月7日		6	家庭用医療機器に由来する疾病名を表示	<p>厚生労働省は、医薬品医療機器等法の承認を受けたスマートウォッチその他の家庭用医療機器(医師による使用・管理を前提としない、家庭や職場に設置され使用される医療機器)によって兆候を察知した疾病名(現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名)を表示することが可能であることを明確にするためにガイドラインを作成する。その際、各種の「バイタル」等に基づいて、現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名を表示する機能(以下「疾病名表示機能」という。)について、どのような場合が医薬品医療機器等法上の医療機器に該当するかを明確にするとともに、当該製品が使用者に提供する情報の臨床的意義が確立しているか、使用者自らが結果を解釈し、受診の要否の判断を含めて適切な行動に挙げられるかの観点からの判断等が必要であることを具体的に記載する。あわせて、スタートアップが上記医療機器を開発し製造する可能性や不特定多数の利用が想定されること、当該機器には複製性がないことなどを踏まえ、開発者に過度な負担とならないよう配慮しつつ、製造販売後の情報収集の方法を明確化する。</p> <p>厚生労働省は、疾病名表示機能について、真の確保がされていない機器が広く流通することで、医療機関への不必要な負担が生じたり、国民に無用な誤解・不安を与えることのないよう、必要な法的措置を検討する。</p> <p>厚生労働省は、個別の家庭用医療機器にその使用者が現在罹患している又は将来罹患する可能性のある疾病名を表示するに当たっての臨床的意義等について専門家と協議する場合、当該専門家や所属組織が当該家庭用医療機器のベンダーやその競争者など特定の企業との利益相反関係を有さないことを確認し、利益相反に該当する場合には議論に参加させない等の措置を講ずるとともに、当該協議の透明性を担保する観点から、協議の日時、相手先、協議内容を記録した議事録を、当該医療機器の開発に係る情報等の秘密保持に留意の上、協議終了後速やかに公開する。</p>	<p>令和4年度措置</p> <p>令和4年度検討・結論</p>	<p>令和4年12月13日付け「疾病の兆候を検出して受診を促す家庭用医療機器の承認申請に当たって留意すべき事項について」の一部改正について「(業生機審発1213第4号、業生安発1213第3号、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長連名通知)を公表。また、令和5年3月1日付け「プログラムの医療機器該当性に関するガイドライン」の一部改正について「(業生機審発0331第1号、業生機審発0331第4号、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、厚生労働省医薬・生活衛生局監指事・麻薬対策課長連名通知。以下「令和5年3月31日通知」という。)を公表。</p> <p>検討の結果、令和5年3月31日通知により、疾病名表示機器含むプログラムの医療機器該当性に係るガイドラインを改定し、医療機器に該当し、取締りの対象となる範囲の更なる明確化を実施。</p> <p>令和4年度に家庭用医療機器で該当する品目はなかった。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>令和5年度に家庭用医療機器で該当する品目があれば秘密保持の観点に留意して対応を検討する。</p>	検討中	継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	7	医療機器等の広告規制の見直し	厚生労働省	<p>1 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けたハルスオキシメータについて、令和4年年初までに販売店やインターネット等における広告を可能とするよう検討する。</p> <p>2 厚生労働省は、医家向け医療機器の広告規制の在り方について、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方について、一般人の使用による危害のおそれ小さい機器に関する広告の規制の必要性の有無や程度を含め、検討を行う。</p> <p>また、抗酸化性検査キットのように、質の確保されていない製品が広く流通している実態も踏まえ、公衆衛生上悪影響を生じるおそれがある製品等について、その使用により国民が不利益を被ることのないよう、法令面を含め、必要な対応を検討する。</p>	<p>a. 措置済み</p> <p>b. (前段)引き続き検討</p> <p>c. (後段)引き続き検討</p>	<p>a. 薬機法に基づく承認を受けたハルスオキシメータについて、販売店やインターネット等における広告を可能とするよう、関係する事務連絡、通知を令和4年2月3日に発出した。</p> <p>・「ハルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン」について(令和4年2月3日付厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡)</p> <p>・血中酸素飽和度を測定する機械器具の取扱いについて(令和4年2月3日付厚生労働省医薬0203第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)</p> <p>b. (前段) 医家向け医療機器の広告規制の在り方については、業界団体と調整の上、一般人の使用による危害のおそれ小さい機器に関する広告の規制の必要性の有無及び程度並びに一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供事項等について検討を行った。</p> <p>b. (後段) 新型コロナウイルス検査キットについて、消費者が、薬機法に基づき承認していない研究用検査キットを購入・使用しないよう、都道府県等への監視指導の徹底の依頼や販売自粛を行った。また、消費者が誤って研究用検査キットを購入しないよう厚生労働省ウェブサイトやリーフレット、厚生労働省SNS(Twitter, Facebook)を活用しての周知活動などを行ってきた。</p>	<p>a. 措置済み</p> <p>b. (前段) 今後、業界団体及び関係団体と連携し、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供事項の詳細化を図る。</p> <p>b. (後段) 引き続き、薬機法に抵触するような事案に対しては、監視指導を徹底していく。</p>	検討中	継続F	
(3)医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大化										
令和4年6月7日	8	薬剤師の地域における対人業務の強化(対物業務の効率化)	厚生労働省	<p>a. 厚生労働省は、患者への服薬フォローアップなど薬剤師の高度な薬学的専門性をいかす対人業務を円滑に行わせる環境を整備するとともに、調剤の安全性・効率性の向上を図る観点から、薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調剤業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することを可能とする方向で、その際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準、委託先への監督体制などの技術的詳細を検討する。</p> <p>検討に当たっては、以下の論点を中心に、具体的な検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託可能な調剤業務の対象</li> <li>・委託先の範囲</li> <li>・委託元・委託先の役割分担及び責任関係の在り方(委託元薬局の薬剤師が故く法的責任を負うことがないための配慮を含む。)</li> </ul> <p>b. 厚生労働省は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)に規定する薬局において配置が必要な薬剤師の員数に関する規制について、調剤業務の機械化や技術発展による安全性及び効率性の向上を踏まえ、薬剤師の対人業務を強化する観点から、規制の在り方の見直しに向け、課題を整理する。</p> <p>c. 公正取引委員会は、薬局における調剤業務の関連市場及び隣接する市場において独占的又は寡占的地位を有するプラットフォームその他の事業者が、その競争上の地位を利用して、内部補助等を通じ、不当販売、差別対面その他の不公正な取引方法によって、地域の調剤薬局を不当に排除することがないよう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。))に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。</p>	<p>a. 令和4年度検討・結論</p> <p>b. 令和4年度措置</p> <p>c. 令和4年度以降継続的に措置</p>	<p>a. 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において、規制改革推進会議医療・介護・感染症対策ワーキンググループにおける議論も参考にして検討し、調剤業務の一部外部委託の考え方や対応方針(対象となる業務、委託先等)をとりまとめ、令和4年7月に公表。当該とりまとめの内容に基づき、厚生労働科学研究において一色化業務を外注委託する際の患者の安全の確保や、適切な業務のために必要な留意点等を整理した。</p> <p>b. 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において、規制改革推進会議医療・介護・感染症対策ワーキンググループにおける議論も参考に薬局の薬剤師員数の基準について検討し、規制の見直しを検討する場合は、診療報酬における評価等も含めて、対人業務の充実の方向性逆行しないよう慎重に行うことととりまとめ、令和4年7月に公表。</p> <p>c. 令和4年度において、公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあるとして措置・公表を行った事例はない。</p>	<p>a. 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループととりまとめ等を踏まえ、必要な対応を行う。</p> <p>b. 措置済み</p> <p>c. 今後とも、薬局における調剤分野等における独占禁止法違反行為が行われた場合には対処していく。</p>	未措置	継続F	
令和4年6月7日	9	医療人材の不足を踏まえたタスクシフト/スケアの推進	厚生労働省	<p>a. 厚生労働省は、有料老人ホームにおいて看護職員が実際に現場で不安を感じないで医行為を実施できるような、有料老人ホームにおける看護職員に対する研修等の取組事例を含め、円滑に医行為を実施している好事例について収集・整理を行い、有料老人ホームや地方公共団体等に周知徹底する。</p> <p>b. 厚生労働省は、介護現場において実施されることが多いと考えられる行為を中心に、介護職員が行い得る「医行為ではないと考えられる行為」について、介護職員が実際に現場で不安を感じないで実践できるような、具体的な整理を行った上で、介護現場や地方公共団体に周知徹底する。</p> <p>c. 厚生労働省は、在宅医療を受ける患者宅において必要な点滴薬剤の充填・交換や患者の褥(じょく)瘡(そう)への薬剤塗布といった行為を、薬剤師が実施することの適否に関し、その必要性、実施可能性等の課題について整理を行う。</p>	<p>a. 令和4年度措置</p> <p>b. 令和4年度上期措置</p> <p>c. 令和4年度検討開始・早期に結論</p>	<p>a. 令和4年度老人保健健康増進等事業において、有料老人ホームにおいて看護職員が円滑に医行為を実施している好事例について収集・整理を行い、とりまとめ好事例について、関係団体(高齢者住まい事業者団体連合会)及び地方公共団体等に令和4年度末(令和5年3月31日)に周知した。</p> <p>b. 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」(令和4年12月1日付け医政発1201第4号医政局長通知)において、医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの及び当該行為を介護職員が行うに当たった患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項についてお示した。</p> <p>c. 様々な関係者へのヒアリング結果を踏まえ、現在、関係部局と対応の方向性について検討を行っているところ。</p>	<p>a. 措置済み</p> <p>b. 措置済み</p> <p>c. 様々な関係者へのヒアリング結果を踏まえ、現在、関係部局と対応の方向性について検討を行っているところ。</p>	検討中	継続F	
令和4年6月7日	10	地域医療連携推進会議の透明性の向上等	厚生労働省	<p>a. 地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域住民の協力が不可欠であることを踏まえ、厚生労働省は、各地方公共団体の地域医療構想調整会議について、議事運営の透明性を一層推進する観点から、原則的な議事公開及び協議内容等の公表を行うよう、引き続き地方公共団体等に周知しつつ、働きかけの更なる強化を行う。</p> <p>b. 厚生労働省は、医療法(昭和23年法律第205号)において、「協議の場」として位置付けられている地域医療構想調整会議について、地域住民に必要な医療機関の整備に支障が生じることのないよう、地域にとって必要な医療提供体制を確保するために必要な事項について、議論の活性化を図り、協議で結論を得られるよう努めることを地方公共団体に対して周知を行う。</p>	<p>a. 令和4年度上期措置</p>	<p>a. 令和4年3月24日付け医政発0324第6号医政局長通知にて、以下の2点を都道府県あて通知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。</li> <li>・検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022年度においては2022年9月末及び2023年3月末時点における検討状況を厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。</li> </ul> <p>b. 上記通知において、以下の2点についても都道府県あて通知している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。</li> <li>・年間の開催回数についても、必ずしも一律に4回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。</li> </ul> <p>さらに令和4年度末に発出の課長通知において、上記のことに加え、議事録等の公表や地域の実情にあわせた議論の活性化を働きかける。</p>	<p>a. b. 共通</p> <p>「第8次医療計画等に関する検討会」の意見のとりまとめにおいて、以下の点が示され、これに基づき都道府県に通知等の働きかけや支援を行って行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大時の短期的な医療需要には各都道府県の医療計画に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想についてはその基本的な枠組み(病床の必要量の推計・考え方など)を維持しつつ、着実に取組を進めていく。</li> <li>・都道府県は、対応方針の策定率と地域医療構想調整会議における資料や議事録など協議の実施状況を分かりやすく公表を行うこととする。</li> <li>・病床機能報告上の病床数と得る病床数の必要量について、データの特性だけでは説明できないほどの差が生じている構想区域について、その要因の分析及び評価を行い、その結果を公表するとともに、適正な病床機能報告に基づき、当該構想区域の地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、病床が全て稼働していない病床等への対応など必要な方を講ずることとする。</li> </ul>	措置済み	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	
								措置状況	評価区分
令和4年6月7日	11	社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムを最大限活用するため、現時点でコンピュータチェックにより完了しないこととなる、AIによる振り分けの対象とならない自費対象のレセプト(入院レセプト等)について、AIによる振り分けの適用に向けた具体的な検討を行い、適用可能な部分について適用する。	厚生労働省	a.引き続き検討を進め、令和4年度措置 b.継続的に c.令和4年度末目標措置 d.令和4年度上期措置 e.引き続き検討を進め、令和4年度上期結論	a.令和4年10月以降、DPCを除く入院レセプトも振分対象とした。 b.審査の差異の可視化レポート(自動レポート)を定期的に公表。令和4年度には、新たに101事例(眼科59事例、歯科41事例、調剤1事例)を追加。これまでに計232事例を公表。 c.オンライン請求を行っていない医療機関等の実態調査を令和5年2月に行うとともに、その結果も踏まえ、「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」を策定した。 d.令和4年9月に、再請求等のオンライン化を令和5年3月原請求分から実施する旨、通知を发出了。 e.「承道整備費審査検討専門委員会において、承道整備費については、公的関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとし、オンライン請求導入の検討を開始することを決定(令和4年7月)・承道整備費のオンライン請求導入に関するSWGを開催し、検討課題や検討の進め方を整理(令和4年度中に3回開催)	a.措置済。 b.措置済。引き続き定期的に公表。 c.「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」を踏まえ、オンライン請求を推進していく。 d.令和4年9月通知を踏まえ、再請求等のオンライン化を推進していく。 e.令和5年度は、引き続き、オンライン請求導入に関する実務的・技術的課題等を検討	未措置	継続F	
令和4年6月7日	12	医療現場の負担軽減のため、デジタル化等	厚生労働省	a.令和4年措置 b.引き続き検討、早期に結論	a.医療関係団体に対して、調査(手続名、デジタル化されていないことなどどのような不都合が生じているか、どのように解決されると良いと考えるか、負担感(1医療機関における年間あたりの手続件数、1件の対応に係る所要時間)を実施し、このうち、当該手続が年1回以上発生するもの又は当該手続が1回1時間以上を要するものを目安として、相当な業務量が発生していると思われるものを洗い出したうえで、デジタル化の可否・デジタル化手法の妥当性を確認する観点から実施した地方公共団体への調査も踏まえつつ、デジタル化を進めるための工程表を作成した。 b.「デジタル庁及び内閣府において取りまとめている情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第16条第2項に基づき「行政手続等の棚卸(調査結果を活用し、厚生労働省の所管する行政手続等に関連する「医療現場での書類」を198件洗い出し(令和4年11月調査時点)。 ・このうち、オンラインでの申請等が可能な手続は114件あったが、医療従事者に電子署名を求めているものはなかったと確認したところ。(紙媒体の場合に医療従事者の記名を求めているものは35件あった)。 ・電子署名の要件については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン(2019年府省情報化協賛責任推進協議会議決)」に基づき、電子署名による本人確認、医師であることの確認等が必要か、といった観点から検討を行ったこととしている。 現時点において具体的な見直しにつながった手続はないが、引き続きこうした検討を行っていく予定。	a.工程表に則り、各手続のデジタル化を進めていく。 b.「a)において工程表の策定対象としない手続についても、引き続き、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、必要な検討を行っていく。 ・医療現場からの要望に限らず、医療現場での書類で、電子署名の可否等について自主的に整理可能なものについては、引き続き、必要な検討を行っている。	未措置	継続F	
(4)質の高い医療を支える先進的な医薬品・医療機器の開発の促進									
令和4年6月7日	13	プログラム医療機器(SaMD)に関する承認審査等の見直し	厚生労働省	a.令和4年度措置 b.令和4年度結論 c.引き続き検討を進め、令和4年度措置、その後継続的措置 d.引き続き検討を進め、早期に結論	a.「医用画像の読影支援を目的としたコンピュータ診断支援プログラムの審査ポイント」をPMDAのホームページで公表し、明確化を実施。(令和5年3月10日) b.プログラム医療機器の国内外での開発・承認状況、海外の規制制度について調査を実施。PMDA科学委員会AI専門部会で再学習等が実施されたプログラム医療機器の性能評価について検討が行われ、その評価方法や評価データの再利用に関する留意点について一定の結論を得た。 c.「呼吸装置治療支援プログラム」「放射線治療計画プログラムの認証基準を告示済み(令和5年3月7日)。「腹膜透析治療計画プログラム」「歯科インプラント用治療計画支援プログラム」「眼科手術用治療計画プログラムの審査のポイントについて、PMDAのホームページに公表済み(令和5年3月3日実施済)。 d.令和4年度にプログラム医療機器の国内外での開発・承認状況、海外の規制制度について調査を実施。	a.措置済 b.措置済 c.「創外固定器治療計画支援プログラム」の認証基準を策定する予定。令和5年度以降も引き続き新たな審査のポイントを策定してPMDAのホームページに公表予定。 d.令和5年度にプログラム医療機器の国内外での開発・承認状況、海外の規制制度について調査を実施する予定。	検討中	継続F	
令和4年6月7日	14	プログラム医療機器(SaMD)の開発に関する規制等	厚生労働省	a.措置済み b.引き続き検討を進め、令和4年度結論	a.令和4年3月30日付けで医療機器プログラムの設計のみを行う製造所において、所要の要件を満たす場合に製造所の責任技術者が必ずしも製造業の登録を受けた所在地で勤務する必要がある旨の通知を发出了。(医療機器プログラムの設計のみを行う製造所における責任技術者の取扱いについて(令和4年3月30日付け薬機発030第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知)) b.令和4年度厚生労働科学特別研究事業における検討を踏まえ、現在の医療機器等総括製造販売責任者の要件と同等以上の知識経験を有するものとして、「学部を問わない大学等卒業+医薬品、医療機器、再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上以上講習」を追加することについて、令和5年3月16日の医療機器・再生医療等製品安全対策部会において議論を行った。【再掲】	a.措置済み b.今後、通知の发出等、必要な措置を講ずる。【再掲】	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日		15	創薬等に 向けた医療データの 利活用 の促進	民間事業者や研究者が、医薬品等の治療のアウトカムを把握し、その効果・実態等の分析に活用することができるよう、厚生労働省と総務省は、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)について、統計法(平成19年法律第53号)との関係について整理し、死亡の時期や原因など、死亡した者に関する情報との連結が可能となるよう検討を行う。 b. 公正取引委員会は、令和4年2月に公表した官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁のシステムの仕様の公開やデータの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同視し得る程度に高額なデータ移行のための費用を請求する場合等は独占禁止法上問題となるおそれがある」との考え方が官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知するとともに、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。 c. 複数医療機関が連携して医療を提供する際や創薬開発等において、検査結果データは有用な情報であることから、現在、厚生労働省では、データヘルス改革に関する工程表に基づき、電子カルテ情報等の標準化を進めているが、既に採択されている、JLAC11コードを含む厚生労働省標準規格である(HS014)臨床検査マスターの普及のための方策を検討するとともに、二次利用の観点から有用な検査結果データの拡充について検討を行う。また、検査結果データは、使用する検査機器、試薬等によって検査値が異なることから、電子カルテ情報等の交換の仕組みが整備された後にマイナーバリエーション等で自ら検査結果データを閲覧できるようにする時期を旨として、創薬等の目的のためにも、関係学会等の協力を得て、異なる検査機器等により得られた検査結果データを比較可能なものとするよう方策を検討する。	a. 令和4年度上期検討開始、令和4年度結論 b. 令和4年度措置	a. 総務省 厚生労働省 b. 公正取引委員会 c. 厚生労働省	a. 令和4年度中にNDBと死亡情報の連結を可能とする関係省令の改正(令和5年4月1日施行)済み。 b. 公正取引委員会は、ベンダー等を対象とした説明会を令和4年3月から5月にかけて実施し、官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁のシステムの仕様の公開やデータの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同視し得る程度に高額なデータ移行のための費用を請求する場合は独占禁止法上問題となるおそれがある」との考え方が官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知した。また、令和4年度において、公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあるとして措置・公表を行った事例はない。 c. 「健康・医療・介護情報利活用検討会医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループとりまとめ」(令和5年3月29日)において、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための医療情報ネットワークの基盤(電子カルテ情報交換サービス(仮称))の在り方及び技術的要件について、とりまとめを行ったところ。電子カルテ情報のうち検査情報について、電子カルテ情報交換サービス(仮称)においてJLAC11コードで共有可能となることとした。また、当該とりまとめにおいては、一次利用を念頭におきつつも二次利用にも資するよう、共有・交換する対象となる情報について拡大していくこととした。	a. 令和5年度にシステム改修、令和6年度にNDBに収載開始予定。 b. 実施済 c. 措置済みのため特になし	未措置	継続F
令和4年6月7日		16	治療の円滑化	厚生労働省は、治療実施医療機関の医師等が、被験者に対して、治療に関する必要な説明を行い、同意の取得を非対面・遠隔で実施するための適切な方法やデータの信頼性確保等に関するガイダンスを策定する。策定に当たっては、国内外におけるオンライン技術を用いた治療の実施方法や各国のルール等に関する調査を踏まえたものである。 b. 厚生労働省は、治療依頼者から被験者への治療薬の直接配送に際して、海外における取扱いの状況等の調査を実施の上、国際整合を踏まえた上、実施の可否を検討する。 c. 厚生労働省は、DCT(Decentralized Clinical Trials:分散化臨床試験)において必要となる被験者宅への訪問看護師を円滑に確保することを可能とするため、訪問看護ステーションの活用のほか、治療施設支援機関(SMO)に所属する看護師の活用を含め、治療実施医療機関に所属する看護師以外の看護師をどのように活用し得るかを整理し、必要な措置を講ずる。 d. 厚生労働省は、DCTを含む治療の開始等に際して必要となるPMDAへの治療届出について、令和4年度に予定されているオンライン化も先立ち、電子メールによる提出をした場合の事後的な紙・電子媒体の提出を不要とすることについて検討し、必要な措置を講ずる。	a. 令和4年度措置 b. 令和4年度検討・結論 c. 令和4年度上期措置 d. 措置済み	厚生労働省	a. 非対面・遠隔での説明・同意に関して、国内外におけるオンライン技術を用いた治療の実施方法や規制を調査した。調査結果を踏まえガイダンスを策定し、令和5年3月30日付け「治療における電磁的方法を用いた説明及び同意に関する留意点について」(薬生薬審発0330第6号・薬生機審発0330第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長連名通知)を発出した。 b. 欧米における、治療依頼者から被験者への治療薬の直接配送の状況を調査したところ、ほとんどの国において、規制上可能ではなかった。また、国内規制においては、治療薬は治療依頼者から実施医療機関に交付することを求めているが、被験者に交付する治療薬の管理責任は医療機関にあることから、治療依頼者から被験者への治療薬の直接配送はできないこととされている。今後、海外の動向を注視し、国際整合を踏まえて、実施可能な治療配送方法について検討する。 c. 関係団体へのヒアリングの結果や現場のニーズ等を踏まえ、SMO等の看護師がDCTにおいて診療の補助等を行うことについて現在検討を行っている。 d. 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を鑑みた治療計画等の届出の取扱い(電子メールによる提出)について」(令和4年4月1日付け薬生薬審発0401第9号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・薬生機審発0401第1号医療機器審査管理課長・薬生監麻発0401第0号監視指導・麻薬対策課長連名通知)を発出し、事後的な紙・電子媒体の提出を不要とした。	a. d. 措置済 b. 検討・結論済 c. その結果を踏まえ、DCT関連業務に関して、治療実施医療機関の医師の指示の下、SMO等の看護師が被験者の居室等において診療の補助等を行うことは可能である旨の周知を速やかに行う予定。	検討中	継続F
(5)利用者のケアの充実が図られる専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築										
令和4年6月7日		17	特定施設(介護付き有料老人ホーム)等に おける人員配置基準の 柔軟化	厚生労働省は、ビッグデータ解析、センサーなどのICT技術の最大活用、介護補助職員の活用等を行う先進的な特定施設(介護付き有料老人ホーム)等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行う。 厚生労働省は、当該検証の結果を踏まえ、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。 厚生労働省は、当該論点を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。	(前段)令和4年度措置 (中)令和4年度目途措置 (後段)遅くとも令和5年度結論・措置	厚生労働省	(前段) ・当該内容に係る実証対象12施設を選定し、実証事業を実施した。 (中) ・今後の論点整理にあたり、介護給付費分科会に諮るためのデータの整理等を行っているところ。 (後段) -	(中) ・介護給付費分科会において、現時点で注目すべきデータや検討に当たって留意すべき点などについて広くご意見を伺った上で、論点を整理していく予定。 (後) ・実証事業の結果を踏まえて、令和6年度介護報酬改定に向けて、介護給付費分科会で検討を進め、令和5年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずる。	検討中	継続F
令和4年6月7日		18	特別養護老人ホーム における施設内 の医療サービス 改善	厚生労働省は、特別養護老人ホーム(以下「特養」という。)における現行の配置医師(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第1号の規定等)により特養に配置された医師をいう。)による医療の提供に関して、現行制度では、特養入居者の施設内における医療ニーズ(特に、特養入居者の急変時及び看取り時に要する配置医師又はその他の医師による訪問診療や往診、オンライン診療)に十分応えられておらず、当該規定において配置医師が行うこととされる「健康管理及び療養上の指導の明確化や配置医師制度等の見直し」など所要の措置を検討すべきではないかと指摘を踏まえ、特養における医療ニーズへの対応の在り方を検討するために、配置医師の実態(在宅療養支援診療所に所属している医師が否か、雇用実態、提供する医療の内容等)、特養における入居者の医療ニーズの具体的内容、入居者に対して現に行われている医療対応などについて必要な調査を実施する。 b. 厚生労働省は、当該調査結果を踏まえ、特養における必要な訪問診療、往診、オンライン診療について介護保険又は医療保険で適切に評価するなど、特養における医療ニーズへの適切な医療提供を可能とするための必要な措置について検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。その際、医療保険・介護保険制度への影響や患者負担への影響に留意するとともに、看取り期等の患者に対して本人が必要としない過剰な医療の提供がないよう留意する。	a. 令和4年度措置 b. 令和5年度結論・措置	厚生労働省	[a b]について ・令和4年度大健事業にて、配置医師の現状を含む特養の医療対応等に関する調査研究(特別養護老人ホームと医療機関の協力体制に関する調査研究事業)を実施し、令和5年3月31日に報告書をとまとめた。	[b]について 調査結果等を踏まえて、令和6年度診療報酬・介護報酬同時改定に向けて検討を行い、令和5年度中に結論を得た上で必要に応じて措置を講ずる。	未措置	継続F



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	19	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減【再掲】	<p>a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書式を添付して手続等を行うこととするための所定の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。</p> <p>b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該窓口については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。</p> <p>c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。</p> <p>d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。</p> <p>e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。</p> <p>f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールを明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。</p>	<p>【a】について</p> <p>介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等を、厚生労働大臣等が定める様式により行うものとするための改正を行った(公布日・令和5年3月31日)</p> <p>また、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)を発生し、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう、再度の周知を行った。(通知掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a></p> <p>【b】について</p> <p>令和4年9月29日に要望受付フォームを厚生労働省HPに掲載の上、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)の発生等により周知を行った。(専用の窓口掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a></p> <p>10月27日に開催された専門委員会の中で、9月29日の設置から10月19日の期間に窓口に提出された要望の内容及び件数、処理状況を整理し、公表を行った。</p> <p>【c】について</p> <p>介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正を行った。(公布日・令和5年3月31日)</p> <p>本改正において、都道府県知事は令和5年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。</p> <p>なお、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)において、同システムの準備が完了するまでの間、事業者の都道府県知事等に対する申請等は、事業者の希望により、電子メールその他の対面が不要となり書負担軽減に資する方法等により行うこととする旨周知している。</p> <p>【e】について</p> <p>申請、届出その他の手続に関する文書負担軽減に係る令和4年度までの自治体の取組状況については、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金において評価した結果を厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。(掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a></p> <p>令和5年3月30日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、事務連絡による周知を行った。(掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a></p> <p>令和5年度においても文書負担軽減に係る老健事業による調査を行い、結果について周知を行う。</p>	未措置	継続F					
⑥その他											
・無医地区における巡回診療に係る負担軽減											
令和4年6月7日	20	無医地区における巡回診療に係る負担軽減	無医地区における移動診療施設以外の施設を利用して行われる巡回診療について、受診機会確保に取り組みとする医師の負担軽減のために反復継続要件の緩和が求められている状況を踏まえ、医療法上の手続に係る負担軽減策を検討し、令和4年度中できるだけ早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。	令和4年度継続	内閣府 厚生労働省	「巡回診療における定期的な反復継続要件に係る疑義について(回答)」(令和5年3月29日付け医政総発0329第1号)及び「巡回診療に係る取扱いについて」(令和5年3月29日付け医政総発0329第2号)を発生することにより、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和37年6月20日付け医発第54号厚生省医務局長通知)で示されている日数以上の運用について、医療機関の早期開設が厳しいと一定の条件下において認められる事例があることを明確化した。	実施済	措置済	解決		
・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し【再掲】											
令和4年6月7日	21	サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し【再掲】	国土交通省及び厚生労働省は、原則として、夜間を除き、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する有資格者等に課された常駐要件について、入居者の安全・安心及び居住の安定を十分確保することを前提としつつ、デジタル技術活用などを踏まえた見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	国土交通省 厚生労働省	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)について、入居者の健康状態、更介護状態等その他の事情を踏まえて入居者の処遇に支障がなく、有資格者等が常駐しないことについてあらかじめ入居者の同意を得た場合は、緊急通報装置を設置することにより、有資格者等が常駐しないことを可能とする改正を行った。(令和4年7月20日公布・令和4年9月1日施行)	措置済	措置済	解決		
〈地域産業活性化〉											
(1)個人事業主の事業承継時の手続簡素化											
令和4年6月7日	1	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	可能な限り速やかに法案提出	厚生労働省	「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案」を令和4年10月7日に第210回国会に提出した。	措置済	措置済	継続F		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(2)地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進										
令和4年6月7日	2		地方における民泊管理の担い手確保	国土交通省は、住宅宿泊管理業を的確に運営するための必要な体制の要件として、例えば所定の講習の受講修了者も新たに認めるなどの具体的な方策について、関係者とも連携しながら検討を行い、必要な措置を行う。	令和4年度検討・結論、令和5年度措置	国土交通省	住宅宿泊管理業の登録要件に新たに創設する講習の修了者を加えるべく、関係者等との意見交換会等を通じて具体的な方策を検討し、新たに創設する講習の内容や制度について結論を得た。	必要な制度改正を行い、令和5年度頃を目途に講習を実施する機関の募集を開始する予定。	検討中	継続F
令和4年6月7日	3		申請手続の簡素化・オンライン化の推進等	a. 観光庁及び厚生労働省は、ユーザー目線に立って、住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。 b. 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者による欠格事由に該当しないことを誓約する書面及び住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)の安全措置に関するチェックリストの確認について、書類の添付ではなくチェックボックスへの直接入力可能とする。 c. 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者の届出に関する申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。 d. 観光庁及び厚生労働省は、地方公共団体が民泊に関連して独自に制定している条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載することを通じて、各条例の規定の趣旨を明確化し、地方公共団体にも調査結果を周知する。	a. 引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置 b～d: 措置済み	国土交通省 厚生労働省	a. 住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類について、廃止又は簡素化が可能な書類の精査・検討を行っている。 b. ①欠格事由に該当しないことを誓約する書面、②「住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト」について、書類の添付ではなく民泊制度運営システムのチェックボックスへの直接入力可能とするシステム改修を実施した。 c. 住宅宿泊事業の届出について、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードすることを不要とするシステム改修を実施した。 d. 都道府県並びに住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市及び特別区(全157自治体)に対し調査を実施し、調査結果をホームページで公表するとともに自治体へ周知した。また、調査を踏まえた条例の趣旨やそれに対する自治体の考え方等についても追加調査を行った。	a. 住宅宿泊事業の届出等に利用しているシステムは、令和6年度以降にシステム改修を検討していることから、システムの在り方での検討と併せて、関係者の御意見も伺いながら廃止又は簡素化が可能な書類を引き続き検討する。 b. 措置済み c. 措置済み d. 措置済み	検討中	継続F
(3)農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化										
令和4年6月7日	4		農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法入が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組みようとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場に懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。特に、意欲的な若者による農業ベンチャー等による成長や、事業の拡大を企図する農業者が自ら望む場合に、資金調達手段を柔軟に選択可能とするため、令和3年6月の閣議決定を踏まえ、食料安全保障を念頭に現場の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	令和4年6月7日の閣議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を検討中。	令和4年6月7日の閣議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する。	検討中	継続F
(4)農地利用の最適化の推進										
令和4年6月7日	5		農地利用の最適化の推進	a. 農林水産省は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき、農業委員会の最適化活動の点検・評価等が確実に進められるようフォローする。 b. 農林水産省は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)において、目標地図を含む地域計画については、省令で定める基準に適合するものであることとしているが、この地域計画の基準では、農村現場の実態を十分踏まえた上で、農業を担う者の考え及び目標とする農地の集積・集約化その他の農地の効率性かつ総合的な利用の姿に関する事項を定めることとする。 c. 農林水産省は、各市町村における地域計画の策定の進捗をフォローするとともに、先進的な策定の取組事例を公表する。 d. 農林水産省は、地域の内外を問わず、新規参入者を含む候補者リストの作成が可能なデータベースの構築を進める。 e. 農林水産省は、農業現場で求められる農地情報や関係府省のデータベースが具備する機能(今後開発される機能を含む。)を確認しながら、農林水産省地理情報共通管理システム(以下「eMAFF地図」という。)の活用が進むよう、他のシステムとの連携を随時進める。 f. 農林水産省は、複数の地方公共団体における検証の結果も踏まえ、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報と衛星リモコン等の地理情報の紐付けを行う手法の改善を行いながら、令和5年度までに、全国のほとんどの地方公共団体で紐付け作業を完了させる。また、土地改良施設(ダム、堰、用排水路等)などの情報についても、eMAFF地図にデータを組み込む方向性で検討し、令和5年度中に結論を得る。なお、eMAFF地図による現場の農地情報の一元化を進めるに当たっては、農地情報を取り扱う行政手続に係る業務プロセスの見直しを行う。 g. 農林水産省は、全国農業会議所・都道府県農業会議と連携し、①エクセルを活用した複数筆の情報をもとめて入力できる情報の活用、②リモートでのデータ支援や巡回操作指導を徹底することにより、農業委員会によって農業委員会サポートシステムの農地情報が適切に更新されるようフォローする。 h. 農林水産省は、農業現場においてeMAFF地図の活用が進むよう、eMAFFチャットツールを活用して現場の要望を随時把握し、その内容を踏まえ、地方公共団体、全国農業会議所等の関係機関と連携しながら、必要なシステム改修や制度の運用改善を行う。	a. d. g. 令和4年度措置 b. 令和4年度検討・結論・措置 c. 法律の施行後順次措置 e. h. 令和4年度以降順次措置 f. 令和5年度措置	農林水産省	a. 令和4年度の最適化活動に係る目標設定については、農業委員会における設定状況を毎月調査等を実施することにより、全ての農業委員会において目標が設定された。 b. 地域計画の基準については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(令和4年農林水産省令第66号)により、農業経営基盤強化促進法施行規則を改正し、地域計画の区域における担い手への農地の集積目標、集約化等に関する事項を明記。 c. 都道府県、市町村に対し、地域計画の策定状況を法施行後、定期的に調査する旨を依頼済み(令和4年9月8日)。先行事例(10事例)を農林水産省のHPに公表済み。 d. 地域の内外を問わず、就農希望者の情報を登録できるデータベースを整備し、その運用を令和5年3月から開始した。 e. 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)と他システムとの連携機能を実装する事業を実施中。(前段)農地関連業務の技術的な効率化に向け、農地台帳、水田台帳等の農地情報のeMAFF地図への紐づけ手法を開発し、紐づけを開始した。 f. (後段)国営造成土地改良施設の地理情報について、eMAFF地図にデータを組み込む方向で結論を得た。 g. 農林水産省は、全国農業会議所・都道府県農業会議と連携し、農業委員会を対象とした研修の場等を通じてエクセルにより複数筆の情報をまとめて入力するよう促すとともに、全国農業会議所・都道府県農業会議がリモート巡回操作支援を行うよう指導。その結果、令和5年12月時点で約70%だった当該システムにおける農地情報の更新率は、令和4年12月時点で99.5%へ向上。 h. eMAFFの一部機能(現地確認アプリ)の運用を開始した。	a. 全ての農業委員会が令和4年度の最適化活動の点検・評価を令和5年5月末までに実施するよう、指導・フォローアップを行う。 b. d. 措置済み c. 進捗状況を定期的に把握する。 先導事例として、都道府県、市町村と連携して事例を収集し、HPに公表する。 e. 令和5年度に、他システムとの連携機能を実装予定。 f. (前段)令和5年度までにほとんどの地方公共団体で、農地台帳、水田台帳の農地情報のeMAFF地図への紐付け作業を完了させることを目指し、引き続き取り組む。 g. 令和4年12月時点で都道府県農業会議の情報(eMAFF地図)への組み込みに向けた詳細な検討等を実施する。 h. 令和4年12月時点で農業委員会サポートシステムの更新が行われていない農業委員会については、引き続き全国農業会議所や都道府県農業会議と連携し、令和5年度に更新が行われるようフォローする。 i. eMAFF地図の一部機能(現地確認アプリ)の利用を促進しつつ、現場の意見を踏まえながら、利便性を高めるためのUI/UXの改善等を実施していく。	検討中	継続F

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
(5)農業用施設の建設に係る規制の見直し										
令和4年6月7日		6	農業用施設の建設に係る規制の見直し	農林水産省は、今期通常国会で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、農業用施設及び農畜産物の加工・販売施設の設置について、地域の効率的な農地利用に配慮し、農業経営改善計画の認定制度を活用した農地転用許可手続のワンストップ化の措置を講ずる。あわせて、農地転用許可手続の負担を軽減するため、認定農業者が農地転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や農畜産物の加工・販売施設の拡大について検討を行い、農地転用許可手続のワンストップ化の措置の施行に併せて必要な措置を講ずる。	令和5年上期	農林水産省	農業経営改善計画の認定制度を活用した農業用施設の整備に係る農地転用手続のワンストップ措置を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の令和5年4月1日の施行に向け、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付24農振第36号)の改正を行い、当該措置を活用した農業用施設・農畜産物の加工・販売施設の設置を可能とした。その他認定農業者が農地転用許可不要で設置可能な農業用施設の面積や農畜産物の加工・販売施設への拡大については、農林水産省が行う「農地制度のあり方に関する研究会」において検討を行う。	制度担当者を対象とした研修会や農水省HP等において経営改善計画の認定制度を活用したワンストップ措置の周知を図るとともに、その他認定農業者が農地転用許可不要で設置可能な農業用施設の面積や農畜産物の加工・販売施設への拡大については、農林水産省が行う「農地制度のあり方研究会」において引き続き検討を行う。	検討中	継続F
(6)農地の違反転用等の課題										
令和4年6月7日		7	農地の違反転用等の課題	<p>a. 農林水産省は、農地の違反転用を是正するため、追認許可を行う場合の追認許可が認められる基準及びその適用の考え方について通知を発生し、農業委員会、都道府県知事等に周知する。</p> <p>b. 農林水産省は、長期未定正案件が解消に至った優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、長期未定正案件について、継続的に是正の取組を行い、その解消に努めるよう指導通知を発生する。</p> <p>c. 農林水産省は、国土交通省と連携し、農地転用許可制度の遵守を徹底させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、建築確認申請に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。</p> <p>d. 農林水産省は、経済産業省と連携し、農地転用許可制度の遵守を徹底させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、FIT認定に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。</p> <p>e. 農林水産省は、法務省と連携し、農地転用許可制度について、法務局における周知や関係団体を通じた周知を行うための措置を講ずる。</p> <p>f. 農林水産省は、総務省と連携し、固定資産課税台帳に係る情報の農業委員会への提供について、地方税法(昭和25年法律第226号)上の守秘義務との関係を整理した上で検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>g. 農林水産省は、人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、地方公共団体における導入に向け、実証実験を進め、その結果を踏まえ、地方公共団体での活用手順について検討を行う。また、違反転用に係る情報を農業委員会が効率的に集約し、効果的な監視活動を行うためのデジタル技術の普及について検討する。</p> <p>h. 農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。【再掲】</p>	<p>a. 令和4年措置</p> <p>b. 令和4年度上期措置</p> <p>c. h. 令和4年度措置</p> <p>e. 農林水産省 f. 農林水産省 総務省</p>	<p>a. b. g. h. 農林水産省</p> <p>c. 農林水産省 国土交通省 経済産業省 法務省 農林水産省 総務省</p>	<p>a. b. 追認許可の適正化や長期未定正案件への継続的な対応を図るため、「違反転用への適切な対応について」(令和4年9月30日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)を発生し、都道府県知事及び農業委員会等への周知を行った。また、当該通知の発生と併せて、長期未定正案件が解消に至った優良事例や違反転用に係る各発生を行った事例を周知するとともに、当該事例を農林水産省HPへ掲載した。</p> <p>c. 【農林水産省】 国土交通省の協力を得て、農地転用に関わる機会を有する主な事業者(建設事業者、土木事業者、建設資材・土砂等の運搬を行う事業者及び宅地建物取引業者)の団体に対し、農地転用許可制度の遵守を周知するとともに、団体事務室等へのポスターの掲示、団体傘下会員へのリーフレットの配布についても要請した。</p> <p>d. 経済産業省の協力を得て、農地転用に関わる機会を有する主な事業者(太陽光発電事業者)の団体に対し、農地転用許可制度の遵守を周知するとともに、関係団体やFIT/FIP認定事業者へのリーフレットの配布についても要請した。</p> <p>e. 法務省の協力を得て、法務局や所管団体(日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会)に対し、農地転用許可制度の遵守を周知するポスターの事務室等への掲示、相続登記申請者や団体傘下会員、登記相談者等へのリーフレットの配布について要請した。</p> <p>f. 違反転用の早期発見に資するため、市町村の税務部局が農業委員会に求め、登記簿上の地目が農地となっている土地で固定資産課税台帳上の現況地目が農地以外となっているものに係る現況地目について情報提供をしたとしても、地方税法上の守秘義務に抵触しないと解される旨を整理し、農林水産省及び総務省から通知を発生した。【「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」(令和5年3月24日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)</p> <p>g. 人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、民間の専門業者に実証実験及び地方公共団体での実証可能性の検討を依頼し、その結果を農林水産省HPに掲載するとともに、各都道府県の農地転用部局、市町村の農業委員会を紹介した。</p> <p>また、違反転用に係る情報を効率的に集約し、効果的な監視活動を行うための農業委員会に配布したタブレット端末を用いた農地パトロールについて、「違反転用への適切な対応について」(令和4年9月30日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)で周知を行い、デジタル技術の普及の取組の推進を図った。</p> <p>h. 令和4年度に発生した「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知)について、関係知事等に周知を図るとともに、同通知に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、「農地転用許可に係る独自基準の改善状況等に関するフォローアップ調査」(令和4年8月18日付け4農振第1407号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)を発生し、農地転用許可権者に対する調査を実施した。(令和4年9月末時点、12月末時点、令和5年3月末時点)</p>	<p>c. 【国土交通省】 c. (建築確認申請)措置済</p> <p>h. 令和4年度に実施したフォローアップ調査の結果をとりまとめ、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善及び審査基準の公表に向けた指導等を行う。</p>	措置済	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
				(7)トラクターの公道走行に係る手続の簡素化						
令和4年6月7日		8	トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	<p>a 国土交通省は、農林水産省と連携し、農業者に対して、特殊車両通行許可の手続負担やオンライン申請の課題などに関するヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。</p> <p>b 国土交通省は、aのヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可において、複数車両の一括許可や、エリア等を限定した包括的許可の仕組みを検討するなど、農業者の現場実態に即した手続となるよう申請の在り方を見直し、必要な措置を講ずる。また、特殊車両通行許可申請における農業者の負担を軽減するための、農林水産省は、農耕トラクター等の型番に紐づく車両諸元情報の一覧を農業者の管理し、国土交通省は、各道路管理者へ情報展開することで、農業者が申請しやすい環境を整備する。</p> <p>c 国土交通省は、aのヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型番に紐づく車両諸元情報の一覧を活用し、農業者の車両諸元情報の入力手続を簡便にするための方法を検討する。</p> <p>d 国土交通省は、aのヒアリング調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農機等を装着・牽引する農耕トラクターを想定したプルダウンメニューの追加など、農業者の申請環境を改善するための必要なシステム改修を実施する。あわせて、農業者の手続負担の軽減及び利便性向上のため、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、未収録路線の削減に向けた取組を進めるとともに、地方公共団体へのオンライン申請が可能となるよう、地方公共団体に対して自治体申請システムの導入促進に関する周知を徹底するなど、連携を行う。</p> <p>e 国土交通省及び農林水産省は、農業者の特殊車両通行許可制度の認知及び理解を促進し、現場への浸透を図るため、販売店やメーカー等を活用し、積極的な制度周知を行う。また、国土交通省は、各道路管理者が農業者に対して、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元情報の記載のあるカタログ等を添付書類とすることができることや不必要な書類提出を求めないことを再度周知徹底する。</p>	<p>a.措置済み b.(前段)令和4年度措置、(後段)措置済み c.d.国土交通省 e.(前段)令和4年度措置 f.(後段)措置済み</p>	<p>a,b,e.国土交通省 農林水産省 c.d.国土交通省</p> <p>【国土交通省】 a前段:国土交通省は、農耕トラクターの特殊車両通行許可について、地元農業関係団体から要望を受けた道路管理者等による市町村の判断で、継続的にエリア一括申請(市町村が定める通行エリア内の通行の許可を包括的に申請)を受理・審査することができることとし、市町村の判断基準、手続等を、農林水産省と連携し道路管理者、農業関係団体等に周知した。なお、通行経路、通行期間等が同じである場合には、複数車両の一括申請・許可は可能である。</p> <p>c.国土交通省は、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型式ごとの車両諸元一覧(農林水産省等作成)を活用し、農耕トラクター等のメーカー名及び型式をプルダウンから選択することで、自動的に車両諸元情報が入力された電子データが作成される機能を追加するため、システム改修を行った。</p> <p>d.国土交通省は、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型式ごとの車両諸元一覧(農林水産省等作成)を活用し、農耕トラクター等のメーカー名及び型式をプルダウンから選択することで、自動的に車両諸元情報が入力された電子データが作成される機能を追加するため、システム改修を行った。また、未収録路線の削減に向け、道路情報が電子化された道路について、蓄積された許可実績を通行可能経路の回答の審査に自動的に反映するため、特殊車両通行確認システムの改修を行った。自治体に対するオンライン申請が可能となるよう、自治体へ自治体申請システムの導入促進を依頼した。</p> <p>e前段:国土交通省及び農林水産省は、道路管理者、農業関係団体等に対して、農耕トラクターの特車申請マニュアル、簡素化した手続等を再周知した。</p> <p>【農林水産省】 a.農林水産省は、国土交通省と連携し、(公社)日本農業法人協会を通じて、農業者へ特殊車両通行許可の手続負担やオンライン申請の課題などに関するアンケート調査(令和3年8月)及びヒアリング調査(令和3年10月)を実施し、調査結果を取りまとめた。 b.農林水産省は、(一社)日本農業機械工業会の協力を得て、農耕トラクター等の型番に紐づく車両諸元情報の一覧を国土交通省に随時提供する仕組みを構築した。 e.農林水産省は、国土交通省と連携し、農耕トラクターの特車申請マニュアル等を農業関係団体等を通じて、農業者に再周知した。(「農耕トラクターの特殊車両通行許可のエリア一括申請等」について)(令和5年4月13日付付5農産第259号)。</p>	<p>【国土交通省】 措置済み</p> <p>【農林水産省】 e前段:引き続き周知を行う。</p>	措置済み	継続F	
				(8)牛・乳製品の生産・流通に関する規制改革						
令和4年6月7日		9	牛・乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	<p>a 農林水産省は、酪農・乳業に関わる全ての関係者に対して、新たに作成した「生乳の適正取引推進ガイドライン」及び「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」のパンフレットが認知されるよう周知徹底を図るとともに、公正取引委員会と連携して、研修や説明会を開催し、ガイドライン等の内容の浸透や相談窓口の周知など、不適正取引の発生を防止するための取組を行う。なお、研修や説明会は、指定生乳生産者団体や農業協同組合と共催するなどのほか、独占禁止法等の遵守について、組織の代表者が対外的メッセージの発信を行うよう指導する。</p> <p>b 農林水産省は、酪農家や乳業メーカー等への直接アンケートなどにより、ガイドライン等の浸透状況の定量的な把握や、生乳取引の実態把握を行い、必要に応じてガイドライン等の見直しを行う。</p> <p>c 農林水産省は、全国実態調査の結果を活用し、平成30年の制度改正を受けた酪農家の取引行動の変化等を分析・把握し、研修や説明会等において、分析結果の共有や好事例の展開を行う。</p> <p>d 農林水産省は、高齢化や人口減少等を踏まえた中長期的な将来の市場動向や需給変化も踏まえつつ、新たな補給金制度の下、需要拡大、乳業メーカーによる指定生乳生産者団体に限らない調達ルートを通じた多様な酪農家との積極的な取引、乳業メーカー等における需給調整力強化等の生乳需給のミスマッチの解消を後押しする方策や、6次産業化、差別化等の牛・乳製品の市場活性化や価値向上の方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度措置	<p>a 農林水産省 公正取引委員会 b～d.農林水産省</p>	<p>a 「生乳の適正取引推進ガイドライン」、「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」を農林水産省HPに掲載するとともに、酪農・乳業関係団体、生産者補給金の第1号、第2号、第3号対象事業者、都道府県畜産主務課に周知した。</p> <p>b 公正取引委員会と連携し、「生乳の適正取引推進ガイドライン」、「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」及び「農協と独占禁止法」について、酪農家、農協、指定団体、その他農業団体、生乳流通事業者、乳業メーカーを対象に、令和5年1月～2月に全国ブロックweb説明会を実施した。また、指定生乳生産者団体で構成される全国団体(一社)中央酪農会議と農林水産省の共催により、令和5年3月にweb研修会を実施した。</p> <p>(一社)中央酪農会議において、指定生乳生産者団体が独占禁止法等を遵守する旨を、機関紙(1月号)において情報発信した。</p> <p>b 酪農家、農協、指定団体、その他農業団体、生乳流通事業者、乳業メーカーを対象とした上記説明会において、浸透状況の定量的な把握、生乳取引の実態の把握を行うためのwebアンケートを実施した。</p> <p>c 酪農家、農協、指定団体、その他農業団体、生乳流通事業者、乳業メーカーを対象とした上記説明会において、令和3年度に実施した全国実態調査の結果を活用し、平成30年の制度改正を受けた酪農家の取引行動の変化等の分析結果や好事例について説明した。</p> <p>d 需要拡大については、令和5年度予算で消費拡大の取組への支援措置を講じた。指定団体に限らない多様な取引については、上記説明会において、ガイドラインの活用事例として示した。乳業メーカー等における需給調整力強化については、R4補正予算、R5年度当初予算で乳製品工場施設整備の支援措置を講じた。令和5年度予算で、酪農家による6次産業化の取組への支援措置を講じるとともに、令和4年度補正予算で国産チーズ等の乳製品のブランド化の支援措置を講じた。</p>	<p>a 「生乳の適正取引推進ガイドライン」及び「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」を引き続き周知する。</p> <p>b 生乳取引に係る課題が出てきた場合には、必要に応じて「生乳の適正取引推進ガイドライン」及び「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」に見直しを検討する。</p> <p>c 「生乳の適正取引推進ガイドライン」及び「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」の周知と併せて、平成30年の制度改正を受けた酪農家の取引行動の変化等の分析結果や好事例について周知する。</p> <p>d 各種補助事業を適切に運用する。</p>	措置済み	継続F
				(9)畜舎に関する規制の見直し						
令和4年6月7日		10	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業用に供する農業用機械や飼料・肥料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。</p> <p>b 総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度上期検討・結論、令和4年度措置	<p>a.農林水産省 国土交通省 b.総務省</p>	<p>a 令和4年4月1日の施行当初より、保管庫等を畜舎特例法の対象に追加する方向で検討を行い、同年7月～10月にかけ事業計画「畜舎等」に更なる対象を追加すること等について意見聴取した。</p> <p>c これを踏まえ、保管庫に加え、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等を追加し、保管庫の防火に係る基準等を建築基準法(昭和25年法律第201号)の基準よりも緩和する「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和5年農林水産省令第3号)、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和5年農林水産省令第1号)及び「畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物質並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物質を定める件」(令和5年農林水産省令第1号)を令和5年3月31日に公布し、同年4月1日に施行するとともに、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について(技術的助言)」(3畜産第1470-1号、国指指第1460-2号、国指指第196-2号)を改正し、同年3月8日に通知した。</p> <p>改正内容については農林水産省HPに公表し情報提供を行うとともに、令和5年3月に都道府県、関係事業者等に対してそれぞれ説明会を実施した。</p> <p>b 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防設備等の特例基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」において検討を行った。現在、当該検討の結果を踏まえ、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及び関係告示の改正についてパブリックコメントを実施している。</p>	<p>a 令和5年4月1日の施行後においても、新たに追加された保管庫等の適正な建築等及び利用が図られるよう、指定畜舎等の整備を行う都道府県に対し、引き続き適切な助言を行う。また、今後も引き続き事業者等より意見を聴取する等により必要な対応の検討を行う。</p> <p>b パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに改正を行う。</p>	検討中	継続F

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
(10)林業の成長産業化に向けた改革の推進											
令和4年6月7日		11	森林経営管理制度	a 農林水産省は、森林経営管理制度の取組を進め、森林の集積・集約化目標を達成するため、各年のKPIを設定し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、所有者不明森林について、探査や公告等により経営管理権を設定する特別措置を行う市町村の実施に向けた障害を取り除くため、法律の専門家を交え、特別措置活用の考え方や留意点を整理したガイドラインの作成、探索のノウハウや工程等の知見の調査・整理を実施し、市町村に対して丁寧に説明や周知を行う。 c 農林水産省は、森林所有者を特定するための固定資産課税台帳等の公的書類の内部利用について、適切かつ有効に運用されるため、市町村における活用状況を調査し、現場目録の課題を把握した上で、優良事例の横展開や助言・指導を行う。	令和4年度措置	農林水産省	a 令和4年度に、森林の集積・集約化に係る各年のKPIを新たに設定し、農林水産省政策評価に反映した上で、市町村の体制強化等により、都道府県と連携し、森林経営管理制度の取組を進めた。 b 令和2年度以降、法律の専門家を交えた検討委員会を開催して、令和4年4月14日に、「所有者不明森林等の特別措置活用のためのガイドライン」を作成した。以後の検討委員会で議論を踏まえて、令和5年2月6日に、同ガイドラインを改訂した。また、令和3年度と令和4年度に、探索のノウハウや工程等の知見に関する調査を実施した。作成したガイドラインと探索の調査結果は、令和4年度に、林野庁が全国8箇所で開催した研修会や各種会議等において、市町村等の担当者に対して説明するとともに、HPや広報誌への掲載等により周知を図った。 c 令和3年度と令和4年度に、市町村における固定資産課税台帳情報の活用状況を調査した。その結果、林地台帳を整備している市町村のうち、令和3年度は71%、令和4年度は74%で活用済み又は活用見込みであった。調査結果を踏まえて、市町村等に既知通知を再度周知することにより、活用促進に向けた助言・指導を行った。また、森林経営管理制度の取組に当たり、固定資産課税台帳等の公的書類を有効に活用した優良事例を収集して、「森林経営管理制度に係る取組事例集」に掲載した。取組事例集は、林野庁が全国8箇所で開催した研修会や各種会議等において、市町村等の担当者に対して説明するとともに、HPや広報誌への掲載等により周知を図った。	引き続き、研修や会議等において、特別措置のガイドラインや固定資産課税台帳活用の優良事例等を丁寧に説明するとともに、都道府県と連携し、市町村への適切な指導・助言を行うことにより、市町村における森林経営管理制度の取組を進める。	措置済	継続F	
令和4年6月7日		12	国産材の利活用	a 農林水産省は、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定)で定める建築用材等における国産材利用量の目標を踏まえ、関係府省と連携し、国産材の需要拡大のためのロジックツリーを明らかにした上で、KPIを設定する。また、KPIは、有識者の知見の活用や適切なデータ収集方法の確立により、リバーシジョン等の新たな分野を含めて、需要拡大に必要な項目を精査し、設定する。 b 農林水産省は、木材製品単位のJAS(Japanese Agricultural Standard)認証を可能とするため、破壊検査をせざるも含水率を計測可能な手法について、FAMIC(Food and Agricultural Materials Inspection Center:独立行政法人農林水産消費安全技術センター)等による試行的な実証実験を実施し、実験結果を踏まえて、木材製品単位のJAS認証の導入に向けた必要な措置を講ずる。 c 農林水産省は、CLT(Cross Laminated Timber:直交集成材)の利用拡大のため、国土交通省と連携して、基準強度に新たに7層7プライの区分追加を行うための取組を進め、試験データを速やかに国土交通省に提供する。また、9層9プライについても、令和5年度までに必要な試験を行い、試験データを確認した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。 d 国土交通省は、防火構造の大臣認定に係る性能評価の迅速化のため、指定性能評価機関の指定条件の周知や積極的な機関指定申請を促すなど、試験炉の混雑解消に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。	a.令和4年上期措置 b.農林水産省 c.国土交通省 d.国土交通省	a.b.農林水産省 c.農林水産省 国土交通省 d.国土交通省	a 令和4年5月から有識者検討会を開催して検討を進め、令和4年10月6日に設定した。 b 木材製品単位のJAS認証の導入に向けて、以下の①②について措置を講じ、令和4年9月22日に官報公示するとともに、令和4年9月30日に文書手交の上、直接説明にて登録認証機関に対して周知した。 ①製品単位の認証を行うことができる農林物資を定める告示「日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資」を改正し、対象に「人工乾燥処理を施した製材」を追加した。 ②製品単位の認証を実施する際の技術的基準を定める告示「日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資」についての取扱業者の認証の技術的基準等を改正し、製品単位の認証に必要な「マイクロ波測定型含水率測定用具」を用いることができることとした。 c 試験研究機関等が9層9プライの試験データ収集に向けた強度試験を実施した。 d 令和3年度、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第59条第1号)に定める性能評価を行う指定性能評価機関に、学校法人東京理科大学を追加指定し、壁炉を用いた性能評価を行えることとした。	a 措置済 b 構造用製材の格付率向上に向けて、本制度の普及拡大に引き続き取り組んでいく。 c 引き続き令和5年度までに必要試験を行い、収集した試験データを確認した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。 d 措置済	検討中	継続F	
令和4年6月7日		13	高性能林業機械の導入促進	a 国土交通省及び農林水産省は、ホイール型林業機械の導入を促進するため、海外の使用実績を調査し、国内において想定される使用形態を整理する。国土交通省は、結果を踏まえて、農林水産省と連携し、新たなカテゴリーの設定を含めた道路運送車両法(昭和26年法律第85号)体系における当該林業機械の位置付け等について検討を行い、灯火等の着脱、車両の高さや重量、輸送物などの当該林業機械の特性を踏まえつつ、公道走行を実現するための保安基準等の見直しを行う。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。 b 農林水産省は、警察庁と連携し、ホイール型林業機械の導入を促進するため、林業事業者の免許に関するニーズや課題、免許取得の実態等を調査する。その上で、警察庁及び農林水産省は、調査結果を踏まえ、林業事業者が林業機械を運転するための免許を円滑に取得できるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。 c 国土交通省、警察庁及び農林水産省は、相互に連携し、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できるよう、既存の公開情報について周知するとともに、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について、道路構造物等の情報を公開するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、検討結果を踏まえて必要な更新を行う。 *農林水産省は、林業事業者からの要望を把握し、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路を特定し、国土交通省及び警察庁に情報提供を行う。 *国土交通省は、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、道路管理者が現場写真等の現地調査確認書を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう道路管理者に周知するとともに、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できる情報の公開、未収録路線の削減に向けた取組を進める。 *警察庁は、農林水産省からの情報を踏まえ、大型林業機械の運搬に必要な道路における信号機及び道路標識の設置状況を把握し、効果的かつ効率的に必要な情報を公開するための方策について、農林水産省とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、国土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい動画を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行う。	a~c:令和4年度以降可能なものから順次措置 d:措置済み	a.国土交通省 b.農林水産省 c.国土交通省 警察庁 農林水産省 国土交通省 警察庁	a 国内外におけるホイール型林業機械の使用実態や欧州における主な関係法令について調査を実施し、国内における導入ニーズや導入に向けた課題を整理した。 b 林業事業者の免許に関するニーズや課題等について調査を実施した。その結果、大型特殊自動車免許の取得までのプロセス等について事業者が十分把握していない状況が判明したことから、現行制度を林業事業者に周知することが重要との結論に至った。 【警察庁】 大型林業機械の運搬に必要な道路における信号機及び道路標識の設置状況を把握するため、農林水産省からの情報を踏まえ、各都道府県警察に対し調査を行っている。 【農林水産省】 農林水産省においては、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について林業事業者に対する調査を実施し、調査結果を国土交通省及び警察庁に提供した。 【国土交通省】 国土交通省においては、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に向けて活用できるよう、電子化された道路情報など、特殊車両通行許可のオンライン申請に必要な各種情報を国土交通省HPにて公開していることを、農林水産省と連携して地方公共団体及び林業関係団体に対し周知した。 また、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、現場写真等の現地調査確認書を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう、道路管理者に周知した。 さらに、未収録路線の削減に向け、道路情報が電子化された道路について、蓄積された許可実績を通行可能経路の回答の審査に自動的に反映するため、特殊車両通行確認システムの改修を行った。 d 農林水産省は、国土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい動画を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行った。	a 令和4年度の調査結果を踏まえ、車両メーカーに対するヒアリングや欧州の関係法規の深掘りが必要に応じて行いつつ、国内における林業機械の運用イメージを念頭に、保安基準等の見直し項目について洗い出す作業を開始する。 b 林業機械を運転するための免許の取得に係るプロセスや取得までに要する時間等の手続について、分かりやすい資料をウェブサイトに掲載するなどにより林業事業者に対して周知する。 c 【警察庁】 大型林業機械の運搬に必要な道路における信号機及び道路標識の設置状況を公開するための方策について農林水産省と共に検討を行い、必要な措置を講ずる。 【国土交通省】 措置済	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
			(11)改正漁業法の制度運用(資源管理)								
令和4年6月7日		14	改正漁業法の制度運用(資源管理)	a 農林水産省は、令和5年度までのTAC(Total Allowable Catch)魚種の拡大に向けた「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を着実に実施する。 b 農林水産省は、冷凍カツオが水揚げされる漁港及び産地市場において、必要な措置を講ずる。また、トラスケールの設置及び当該トラスケールの運送を担保するための看板設置による動線整備、市場の出入口等への監視カメラの設置、高度衛生管理の閉鎖型など計画から入札まで電子的に行う水揚げ作業の機械化の取組を、全国の漁港及び産地市場における好事例として横展開を図る。 c 農林水産省は、国際的に資源管理の強化が求められるTAC魚種について、地域や漁業種類により異なる水揚げの実情を踏まえつつ、適正な数量管理を行うための報告等の適格性を担保するため、漁法に採捕された漁獲物の市場流通を防止するための方策について検討を行い、速くとも令和7年度までに必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、産地市場における水揚げ情報を電子的に収集する体制の構築に向けて引き続き取り組むとともに、ICTやAI等のデジタル技術の導入により、収集した漁獲量情報を国や都道府県の漁業管理当局内部で共有・活用する。 e 農林水産省は、収集された漁獲量情報(具体的な漁獲地点の情報を除く。)の一部を個人・法人情報に配慮しつつ公表することにより、資源評価や未利用資源の開発など民間の技術・知見の活用を促進する方策について、検討を行う。	a: 令和5年度措置 b,e: 令和4年度措置 c: 令和7年度までに措置	農林水産省	a TAC魚種拡大に向けて、MSYベースの資源評価結果が公表された水産資源については、資源管理手法検討部会を開催し、論議や意見を整理し、そのうち、カクタイワシ、ウルメイワシ、マダラについては、ステーキホルダー会合を開催するなど、着実に進捗、カツオチンソウ及びウルメイワシが対象魚種については、令和6年1月からTAC管理を開始することについて関係者の賛同が得られ、今後必要な手続を行う。 b 冷凍カツオが水揚げされる漁港及び産地市場を有する県に対し、他の漁協の好事例について情報提供を行った。 c ・漁業者団体及び市場関係団体宛に、太平洋クロマグロの漁獲管理の徹底と法令の遵守を求める通知を发出(令和5年2月10日付け)。 d 太平洋クロマグロのTAC報告等についての現状を調査、検証するため、太平洋クロマグロの陸揚げ主要港を対象に、陸揚げから出荷までの手順やTAC報告手順の状況等に係る実態調査を実施(令和5年3月上旬から順次開始)。 d) b: 令和3年度補正予算漁獲情報デジタル化推進事業を活用し、産地市場等から漁獲量情報を電子的に収集する体制構築に取り組み、目標どおり令和4年度までに400箇所まで収集体制が構築できた。水産庁では、これらの市場等から漁獲量情報を収集・蓄積するシステムを構築し、国及び都道府県の漁業管理当局に限り、情報を閲覧・利用できる仕組みとした。 e: 漁獲情報の電子的な収集を推進する委員会において学識経験者等の外部委員を交え漁獲量データ(具体的な漁獲地点の情報を除く。)の公表方法について検討を行った。データの公表に当たっては、①個人情報保護等のため収集のみとすること、②提供先・利用目的の明示・利益と配慮すること、③システム構築に当たっては利用しやすさ等に配慮する必要がある、収集されるデータの特性を踏まえ今後、技術面等の調査した上で、幅広い漁師の情報を活用し資源評価や資源の有効利用等に活用するべきとの方向性が示されたため、システム構築に向け漁獲情報のデジタル化を推進する計画に盛り込んだ。	a 資源管理手法検討部会を開催後、順次ステーキホルダー会合を開催するなど、「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」に基づき、漁獲量ベースで8割をTAC管理を目指し、議論を進める。 b 措置済 c 令和5年3月から随時進めている主要な港を対象とした陸揚げから出荷までの手順やTAC報告手順の状況等に係る実態調査の結果も踏まえながら、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度のあり方も含め、大規模なような事業の再発防止や管理の強化を検討していくこととしている。 d.e: 措置済み	検討中	継続F	
			(12)漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化								
令和4年6月7日		15	漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	a 農林水産省は、「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」に基づき、近年の民間企業の取組を参考に、漁業協同組合(以下「漁協」という。)の規模等に応じて、コンプライアンス担当役員及び代表理事を長とするコンプライアンス委員会の設置、コンプライアンスマニュアルの策定・改定、法令等遵守等の研修の実施、役員員の当事者責任及び監督責任の取り方の明確化、内部通報窓口の設置、内部監査の実施、問題発生時の対処要領等の策定など、実効性ある監督体制の構築について、指導監督を行う都道府県と監査を行う全国漁業協同組合連合会の連携を促しつつ、公正取引委員会の整備を図るため助言又は指導を行う。 b 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、不正な取引とは何かを漁業者等に周知するため、パンフレット等に、漁協の販売事業は組合員自らの自由意思に基づいて利用するものであることや漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独占禁止法上問題となるおそれがある旨を明記する。また、農林水産省は、漁協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、都道府県に対して漁協を指導する旨助言する。 c 農林水産省は、独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないかについて、漁業者に対してアンケートを実施し、漁協が客観的な評価を受ける仕組みを構築する。アンケート結果を踏まえ、必要に応じて、要因分析を行い、都道府県に対して改善策を検討するよう助言する。また、アンケート結果を公正取引委員会へ共有する。 d 公正取引委員会は、アンケート結果に限らず、漁協による独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれや違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、迅速かつ厳正・的確に対処する。 e 農林水産省は、漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口について、全漁業者が認知できるように、様々な案内を行い、周知徹底を図る。 f 農林水産省は、上記a～eの取組による現場での浸透度合いの成果の調査を行い、調査結果を踏まえ、翌年度の取組に反映する。 g 農林水産省は、令和3年6月の規制改革実施計画に記載された「漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定」の趣旨を踏まえ、漁協が、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮を行うべく、経営状況の改善に関する取組を促すためにKPIを設定する際参照すべきアクションプランを、漁業実態等に精進した有識者の意見を聞いた上で、作成し、漁業者団体を通じて、その取組を促進する。 h 農林水産省は、漁業者の所得向上と漁協の収益向上につながる産地市場の活性化に向け、買参人の新規参入、販売経路の拡大など市場開拓者の取組を促進するために必要な措置を講ずる。	a: 令和4年度措置 b: (前段) 令和4年度措置 c: (後段) 令和5年度措置 c,e,g,h: 令和4年度措置 d: 令和5年度措置	a,e～h: 農林水産省 b: 農林水産省 c: 公正取引委員会	a 都道府県漁獲及び都道府県庁外プリングにおいて、漁協役員員の行動規範やコンプライアンス推進体制等について盛り込んだコンプライアンスマニュアルの策定を推進することを助言又は指導するとともに、全漁協に対して、コンプライアンス研修の実施状況について、確認を行った。 b(前段).e 漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独占禁止法上問題となるおそれがあること及び漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口等を明記したパンフレットを作成し、関係漁業者へ配布した。 b(後段).f 令和5年度の対応を検討中。 c 独占禁止法に違反する行為等が行われていないかについて、令和5年1月から2月末に漁業者にアンケートを実施するとともに、アンケート結果を踏まえ、都道府県に対して助言を行った。また、アンケート結果は公正取引委員会へ共有した。 d 公正取引委員会は、令和4年度、漁業分野において、3件の注意を行った。 e 漁協におけるKPIの設定を促進するために、有識者による検討会を令和4年度中に5回開催した上で、令和5年3月31日付けで「漁協のKPI検討について～漁協が経営改善のためのKPIを設定する際に参照すべきアクションプラン(手引き)～」を作成し、全国漁業協同組合連合会に対し発出し各漁協へも通知するとともに、都道府県に対して周知した。また、当該文書を水産庁ウェブサイトに掲載した。 h 規模の小さい産地市場では価格形成力が弱いこと等が課題となっていることから、産地市場の活性化に向けて、市場機能の集約・効率化を推進し、水産物を集約すること等により価格形成力の強化を図っていること。また、新規参入、販売経路の拡大など市場開拓者の取組を促進するため、産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するに当たって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど適法な買参人等の新規参入のルールとなっていることを要件に盛り込むとともに、当該ルールについて公表を促進する措置を講じた。	a,b(前段).c,e,g 措置済み b(後段).f 令和5年度に実施予定 d 今後とも、漁業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。 h 引き続き、当該措置を継続	検討中	継続F	
			(13)水産流通適正化法の制度運用等								
令和4年6月7日		16	水産流通適正化法の制度運用等	a 農林水産省は、データ形式等の標準化及び「漁獲番号等伝達システム」の構築等に加え、デジタル庁と連携して、令和5年10月の消費税インボイス制度への移行に併せて、デジタルインボイスと漁獲番号等のデータ連携等を行う。あわせて、漁業者及び事業者に対して消費税インボイス制度及びデジタルインボイスと漁獲番号等の連携について周知し、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。)による漁獲番号等の伝達等に係る手続のデジタル化を推進する。 b 農林水産省は、①漁業者及び事業者がスマートフォン等で簡易に「漁獲番号等伝達システム」を利用し、漁獲番号等の伝達や漁獲番号を荷口番号化する際の自動採番等ができる仕組みを構築する。②漁獲番号や魚種など必要な情報のデータ形式等の標準化を行う等により、デジタル完結・自動化原則等のデジタル原則を踏まえつつ、水産流通適正化法の運用におけるデジタル化の実効性を担保する措置を講ずる。 c 農林水産省は、自主的な水産物のトレーサビリティを含め、ICTの活用等により、高付加価値を創出したい漁業者及び事業者の取組を促進するため、「バリューチェーン改善促進事業」等の活用やモデル事例の全国的な横展開等について、検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、倫理的消費に関する動向も踏まえ、適切な資源管理の下で漁獲された水産物であることを消費者が認識し、選択的に購入できるように、水産エコーベルに関する第三者認証制度の仕組みの推進について、必要な措置を講ずる。	a: 令和4年度措置 b～d: 令和4年度措置	a: 農林水産省 デジタル庁 b～d: 農林水産省	【農林水産省】 a: 令和3年度補正予算において「漁獲番号等伝達システム」を構築し、データ形式を整理することで標準化を図り、水産流通適正化法の施行に合わせて令和4年11月中旬から本システムの運用を開始した。また、デジタル庁と連携し、漁獲番号等のデータをデジタルインボイスと連携することで漁獲番号等の情報伝達の義務を果たすことが可能とした。あわせて、上記の連携について、説明会やリーフレット等により周知した。 b: 令和3年度補正予算において、「漁獲番号等伝達システム」を構築し、水産流通適正化法の施行に合わせて令和4年11月中旬から本システムの運用を開始し、これにより水産流通適正化法に基づく漁獲番号の伝達等のデジタル化が可能となった。本システムにおいてデータ形式を整理することで標準化を図り、また漁獲番号等の伝達や漁獲番号を荷口番号化する際の自動採番、荷口番号と関連する漁獲番号の紐付け・整理等が可能となった。 c: ICTの活用等により、高付加価値を創出したい漁業者及び事業者の取組を支援した。また、モデル事例の選定に向け選定基準を検討し、事例発表など横展開等に取り組みした。 d: 水産エコーベル認証の取組を推進し、消費者に対するコンサルティングの実施を支援するとともに、水産エコーベルの認知度向上に向け、国際機関等への働きかけ、イベントの開催・出展等を支援した。 【デジタル庁】 a: デジタルインボイスと漁獲番号等の伝達との連携に係るリーフレット(関係事業者向け)の作成等に協力。	【農林水産省】 a,b,d: 実施済み。 c: 引き続き、ICTの活用等により、高付加価値を創出したい漁業者及び事業者の取組を支援するとともに、優良モデルとして10事例以上を選定し、全国的な横展開を行う。 【デジタル庁】 a: 実施済	措置済	継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(14)企業の農地取得特例											
令和4年6月7日		17	企業の農地取得特例	農父市において活用されている法人農地取得事業については、政府として現在実施している当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査結果に基づき全国への適用拡大について調整し、令和4年度中に結論を得て、必要な法案を提出する。	令和4年度結論を得て、必要な法案を提出	内閣府 農林水産省	国家戦略特別区域法第18条で規定される「法人農地取得事業」について、令和4年に行われた「法人農地取得事業のニーズと問題点調査」の結果を踏まえ、対象となる法人や地域に係る現行の要件、区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行するため、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を提出した。	実施済	措置済	解決	
(15)農地の適切な利用を促進するための施策											
令和4年6月7日		18	農地の適切な利用を促進するための施策	令和4年に成立した改正農業経営基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、令和7年度の本格施行に向けて、農地の適切な利用を促進するために必要な施策を講ずる。	令和4～6年度措置	内閣府 農林水産省	令和4年に成立した改正農業経営基盤強化促進法等の令和5年の施行に向けて準備を行った。	令和4年に成立した改正農業経営基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、令和7年度の本格施行に向け、農地の適切な利用を促進するために必要な施策を講ずる。	検討中	継続F	
(16)土地利用の最適化を促進するための施策											
令和4年6月7日		19	土地利用の最適化を促進するための施策	我が国の国際的な拠点である成田空港の機能強化に向けて必要な物流施設の投資促進等のため、空港周辺の農用地域内に施設を迅速に計画・整備しようとする事業者が農振除外・農地転用の見直しを高められるよう必要な措置を令和4年度中に検討し、所要の措置を講ずる。	令和4年度結論・措置	内閣府 農林水産省	我が国の国際的な拠点である成田空港の機能強化に向けて必要な物流施設の投資促進等のため、空港周辺の農用地域内に施設を迅速に計画・整備しようとする事業者が農振除外・農地転用の見直しを高められるよう、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく土地利用調整の取扱いについて(令和5年3月24日付4農振第3336号農林水産省農村振興局長通知)を千葉県に対して発出した。	実施済	措置済	解決	
(17)農家長宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁											
令和4年6月7日		20	農家長宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁	地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目の一部免除を観光庁長官が実施する研修を修了した者に認める特例措置について、令和4年度中に見直しとともに、令和5年度に全国展開するため、関係業界への周知等を行う。	令和4年度に試験の運用見直しを実施し、関係業界に周知等を行い、令和5年度措置	内閣府 国土交通省	地域限定旅行業務取扱管理者試験について、旅行業協会が新たに地域限定旅行業務に係る研修を実施し、当該研修の課程を修了したものは、地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する旨を観光庁長官から関係団体等に対して通知した。(国家戦略特別区域法に基づく地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する規制の特例措置の全国展開について(令和5年3月31日))	令和5年度から、地域限定旅行業務取扱管理者試験について、旅行業協会が地域限定旅行業務に係る研修を実施し、当該研修の課程を修了したものは、地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する。	措置済	解決	
規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)											
1. デジタルガバナメントの推進											
(2)書面・押印・対面の見直し											
令和3年6月18日		1	書面・押印・対面見直しの確実な推進	a 令和3年3月末までに押印義務の見直しについて法令改正等が行われていない305種類の手続について、速やかに行政手続における押印の見直しを確実に実施する。 b 各府省は、オンライン化する方針の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。 c 各府省において性質上オンライン化が適当でないと考えられる432種類の手続のうち、少なくとも年間の手続件数が1万件以上の手続については、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。 d 各府省は、法令に基づく国家資格に係る講習等について、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、オンライン化に取り組み。	a 速やかに措置 b デジタル庁 内閣府 警察庁 農林水産省 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 b 可能なものから順次措置 c 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置 d 可能なものから速やかに措置	a デジタル庁 内閣府 警察庁 農林水産省 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 b 各府省は、令和4年度規制改革実施計画(行政手続のオンライン化の推進)における回答と同様の取組を実施。 c 【公正取引委員会・総務省・財務省・外務省・文部科学省】 【当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)】において、各府省は、性質上オンライン化が適当でないと考えられる432種類の手続のうち、少なくとも年間の手続件数が1万件以上の手続について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討すること等が決定されている。 【警察庁】 令和4年度規制改革実施計画(性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証)における回答と同様の取組を実施。 【財務省】 令和4年度規制改革実施計画(性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証)における回答と同様の取組を実施。 【厚生労働省】 【公正取引委員会・総務省・財務省・外務省・文部科学省】 【公正取引委員会・総務省・財務省・外務省・文部科学省】 【当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)】において、各府省は、性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証の項目b及びcにおける回答と同様の取組を実施。 【厚生労働省】 【公正取引委員会・総務省・財務省・外務省・文部科学省】 【当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)】において、各府省は、性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証の項目b及びcにおける回答と同様の取組を実施。	a 厚生労働省は、押印を見直すとしていた入港届出について、令和4年上期中に必要な法令改正を行い、押印義務を廃止した。国土交通省は、押印を見直すとしていた海事代理士に係る5種類の手続について、令和5年度までに開発・構築が予定される「資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステム」の活用を念頭に、「本人確認」及び「作成書類の真正性」についての代替措置を担保した上で、令和5年中の措置を目的に法改正を含む見直しのための必要な取組を実施。 b 各府省は、令和4年度規制改革実施計画(行政手続のオンライン化の推進)における回答と同様の取組を実施。 c 【公正取引委員会・総務省・財務省・外務省・文部科学省】 【当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)】において、各府省は、性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証の項目b及びcにおける回答と同様の取組を実施。 【警察庁】 令和4年度規制改革実施計画(性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証)における回答と同様の取組を実施。 【財務省】 令和4年度規制改革実施計画(性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証)における回答と同様の取組を実施。 【厚生労働省】 【公正取引委員会・総務省・財務省・外務省・文部科学省】 【当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)】において、各府省は、性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証の項目b及びcにおける回答と同様の取組を実施。	a 左記措置の完了をもって、令和3年3月末までに押印義務の見直しについて法令改正等が行われていない305種類の手続において見直し措置が完了。 b 各府省は、令和4年度規制改革実施計画(行政手続のオンライン化の推進)における回答と同様の取組を実施する予定。 c 【公正取引委員会・総務省・財務省・外務省・文部科学省】 【当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)】に基づき、各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。 【警察庁】 令和4年度規制改革実施計画(性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証)における回答と同様の取組を実施。 【財務省】 令和4年度規制改革実施計画(性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証)における回答と同様の取組を実施。 【厚生労働省】 【公正取引委員会・総務省・財務省・外務省・文部科学省】 【当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)】において、各府省は、性質上オンライン化が適当でないとした手続の検証の項目b及びcにおける回答と同様の取組を実施。	フォロー終了		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日		2	地方公共団体と事業者の間のデジタル化	<p>a 内閣府は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)関係手続について、早期にシステムを構築し、十分な周知を行った上で運用を開始する。</p> <p>b 警察庁は、道路使用許可等の手続について、速やかにオンライン化の試行を開始するほか、申請に先立って行われることがある事前調整を含め、手続全体のオンライン化・デジタル化に向けた検討を行い、速やかに結論を出す。これらの結果を踏まえ、速やかに本格実施に取り組む。遺失物関係については、一部府県においてオンライン化の取組を開始し、全国に拡大する。部道府県警察を含めたその他の警察関係手続についても順次オンライン化を進める。その際、事業者等との間のインターフェイス(申請項目、入力フォーム、形式面での指導内容等)を標準化する。</p> <p>c 総務省は、火災予防分野における各種手続について、電子メールでの申請書等の受付を継続しつつ、速やかにマイナンバー・ひょうごサービスを活用した申請・届出の標準モデルを構築する。その後、大規模消防本部から速やかに拡大。危険物取扱に係る講習のオンライン化について、採行結果を踏まえた本格導入を行い、その他講習(防火・防災管理者、消防設備士等)についても速やかに検討を進め、結論を得る。</p> <p>d デジタル庁(IT室)、厚生労働省及び財務省は、社会保険等に係る資格における手続について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)等の改正を踏まえ速やかに資格等連携に関する管理システムの開発・構築を行うとともに、関係手続の標準化及びBPRの徹底に取り組み、速やかにデジタル化を開始する。</p> <p>e 経済産業省は、経営革新計画の申請等手続について、令和2年度に行った実証実験に加え令和3年度に行う実証実験の結果等を踏まえ、速やかにデジタル化する。</p> <p>f 国土交通省は、令和2年度に建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告について、電子メールによる報告が可能となるよう措置した。令和3年度における電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政庁内でのデータとしての活用のしやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法(入力システム等)を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>g 各府省は、上記のほか、地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間1万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むことを検討する。</p> <p>h 総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。</p>	<p>令和4年度までに早い時期に運用開始</p> <p>警察庁</p> <p>総務省</p> <p>デジタル庁(内閣府)</p> <p>財務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>各府省</p> <p>総務省</p>	令和3年11月、デジタルWGにおいてフォローアップ済	令和3年11月、デジタルWGにおいてフォローアップ済	—		
令和3年6月18日		3	キャッシュレス化の推進	<p>a 各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付(インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1万以上)を導入する。</p> <p>b 各府省は、以下の①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて、窓口における現金又はキャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上)による納付を可能とする。</p> <p>① オンライン納付に対応せず、窓口支払い(印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む)に限られる手続等</p> <p>② オンライン納付に対応していても、窓口支払い(印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む)が多く残ると見込まれる手続等</p> <p>デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、QRコード)による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。</p>	<p>a,b 可能なものから速やかに措置</p> <p>c 次期通常国会に法案を提出</p>	<p>a,b 各府省</p> <p>c デジタル庁</p>	令和3年7月、規制改革・行政改革担当大臣直轄チームにおいてフォローアップ済	令和3年7月、規制改革・行政改革担当大臣直轄チームにおいてフォローアップ済	—	



閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)		今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
③オンライン利用の促進												
令和3年6月18日		5	オンライン利用車を大幅に引き上げる取組	<p>各府省は、令和2年度に旗艦的なものとして開始した以下の28事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短期間でPDCを回しオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。</p> <p>●児童手当の支給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府)</p> <p>●道路使用許可の申請(警察庁)</p> <p>●自動車の保管場所証明の申請(警察庁)</p> <p>●免許証の再交付の申請(警察庁)</p> <p>●役員又は主要株主の売買報告書の提出(金融庁)</p> <p>●少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出(金融庁)</p> <p>●電子入札、電子契約(デジタル庁)</p> <p>●中小法人における法人住民税</p> <p>●法人事業税の申告手続(総務省)</p> <p>●自動車税関連手続(総務省)</p> <p>●在留申請関連手続(法務省)</p> <p>●商業・法人登記関連手続(法務省)</p> <p>●不動産登記関連手続(法務省)</p> <p>●国税申告手続(法人税・消費税法)(人) (財務省)</p> <p>●国税納付手続(財務省)</p> <p>●就学支援金支給資格認定の申請(文部科学省)</p> <p>●保護者等収入状況の届出(文部科学省)</p> <p>●厚生年金保険関連手続(厚生労働省)</p> <p>●雇用保険関連手続(厚生労働省)</p> <p>●求人の申込み(職業安定法(昭和22年法律第141号))(厚生労働省)</p> <p>●専守許可の申請(職業安定法(昭和22年法律第233号))(厚生労働省)</p> <p>●農林水産省の全行政手続(共通言語サービス(eMAFF))(農林水産省)</p> <p>●経営方向上計書の申請等(経済産業省)</p> <p>●中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済(経済産業省)</p> <p>●建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省)</p> <p>●自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省)</p> <p>●建築基準法に基づく建築確認、建築登録、昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化(国土交通省)</p> <p>●産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省)</p> <p>●犬と猫のマイクロチップ情報登録(環境省)</p> <p>f 法務省は、在留申請関連手続について、既存の業務フローを抜本的に見直し、利用者目線で、オンライン完結、手数料支払いのオンライン化、添付書類の削減、APIの開放による民間サービスの活用、利用マニュアルの見直し等を実施する。</p> <p>g 法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、開発者等が使いやすい形でのAPI仕様の公開方法に係る改善に取り組みるとともに、利用時間の24時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を行う。また、申請ページ(法人設立予約システムサービスを含む)への経緯や手続案内等を、手続に精通していない申請者に分かりやすいものとなるよう、法務省・法務局のウェブサイトを見直し等周知方法を改善する。</p> <p>d 法務省は、これまでデジタル化の推進に多くの課題があったことを踏まえ、登記その他のデジタル社会の基盤となる制度を所管する省として、デジタル化を強力に推進する観点から、民間人材の登用を含め、デジタル化を推進する体制を構築する。</p> <p>e 厚生労働省は、食品衛生法の営業許可、国土交通省は建設業の許可等に係るシステムに関して、地方公共団体に係る業務フローの効率化・標準化に取り組み、地方公共団体のBPRを支援する。許可申請に関する事前相談についても、オンライン上で十分に対応できるよう取り組む。手数料について、デジタル化による業務の効率化等を適切に反映したものととなるよう、必要な取組を行う。</p> <p>f 警察庁、総務省及び国土交通省は、自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、縦割りを排しCBPRを推進する体制整備を行った上で、手数料の納付や納税を一括化するを含め、利用者目線で利便性の向上に取り組む。その際には、窓口申請と比べ、オンライン申請の処理が後回しになることがないよう徹底する。なお、保管場所証明に係る手続については、警察等への来訪が不要となるよう、保管場所標準の郵送交付を実現するとともに、手続面におけるローカルルールの廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。</p> <p>g 各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等にに応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、28事業(上記)に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。</p> <p>h 各府省は、オンライン利用率の大幅な引き上げを含むデジタル化の推進のため、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の登用を含め、規制改革推進に関する答申(令和3年6月1日)Ⅱ6.(2)ア)の基本的考え方に示した取組を確実に実施できる体制を整備する。</p> <p>i デジタル庁は、各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行う。また、各種ワンストップサービスの開始となる取組で得られた知見、各府省の取組の相乗効果を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特長に応じた有用な情報提供等を行う。さらに、ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開する。</p> <p>j 各府省は、オンライン利用を促進する上で、API連携により民間企業等の参入を図ることは極めて重要であることを踏まえ、オンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組に当たっては、手続の性質に応じて、開発者・利用者にとって利便性の高い形でのAPI構築・公開されているか点検し、必要な措置を講ずる。デジタル庁(DTSS)は、民間利用しやすい形でAPIが提供されるよう、API仕様の標準化など、各府省に対して必要な助言・支援等を行う。</p>	<p>a 引き続き措置</p> <p>b e-1:速やかに措置</p> <p>c 速やかに措置</p> <p>d 保管場所標準の郵送交付については令和4年1月に措置</p> <p>e 原則令和3年10月までに基本計画を策定し、取組を開始</p> <p>f 実施できていない府省については、速やかに措置</p> <p>g 各府省の点検後、速やかに措置</p> <p>a 引き続き措置</p> <p>b e-1:速やかに措置</p> <p>f 速やかに措置</p> <p>g 原則令和3年10月までに基本計画を策定し、取組を開始</p> <p>h 実施できていない府省については、速やかに措置</p> <p>各府省の点検後、速やかに措置</p> <p>a 引き続き措置</p> <p>b e-1:速やかに措置</p> <p>f 速やかに措置</p> <p>g 原則令和3年10月までに基本計画を策定し、取組を開始</p> <p>h 実施できていない府省については、速やかに措置</p> <p>各府省の点検後、速やかに措置</p>	<p>【内閣府】 a 児童手当の支給資格及び所得に関する現況の届出 児童手当法施行規則を修正(※)、令和4年分から、現況届の一律の提出義務を見直し、市町村長が、届出により届けられるべき内容を公簿等によって確認することができる場合は、現況届を省略可能とする取組を原則不とした。 ※児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第60号)(令和3年9月1日公布、令和4年6月1日施行) 【警察庁】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【金融庁】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【総務省】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【文部科学省】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【厚生労働省】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【財務省】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【環境省】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【デジタル庁】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 b 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 c 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 d 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 e 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 f 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 g 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 h 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 i 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 j 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施</p>	<p>【内閣府】 a 児童手当の支給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府) a 令和4年6月以降に、地方公共団体において現況届の省略が規定かつ的確に実施されるよう、引き続き制度の周知に取り組む。 【警察庁】 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【金融庁】 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施 【総務省】 a 中小法人におけるオンライン利用率を向上させるため、今後も、総務省から機会を捉えて、地方団体や経済団体等へ働きかけを行うとともに、リーフレット等による周知・広報や、締結者や地方団体等からの意見を踏まえ、地方税共同機構とともにeLTAxの使い勝手を向上させるための検討・改修を行うこととする。 【法務省】 a 在留申請関連手続において更なる利便性の向上と手続の非対面・非接触化を推進し、更なるオンライン利用率の引き上げを図るため、令和5年度から、永住許可申請や在留カード関連手続並びに単独での再入国許可申請及び資格外活動許可申請をオンライン申請の対象手続に追加することを検討する。 b 在留関係手続のエンドユーザーでのデジタル完結を実現し、更なる利便性の向上や行政手続の効率化を図るため、令和5年度から、所屬機関等の職員によるオンライン申請について、GDPRの活用や、現在、郵送や窓口で手続を行う必要がある在留申請オンラインシステムの利用申出・定期報告をオンライン化するなどを検討する。 c 外国人等の利便性向上や上陸審査手続の円滑化の観点から、令和6年度からの在留申請や特定登録者カードの交付などに係る手数料の申請者交付について検討する。 d オンライン申請時において、提出書類の削減を図るため、令和5年度から、マイナポータルでの自己情報取得APIを活用することを検討する。 【財務省】 a 引き続き、オンライン利用率の向上に係る基本計画に基づき、オンライン利用率を向上させるための取組を推進していく。 【文部科学省】 a 引き続き、利用者からの要望を踏まえたシステム改修を行うなど、更なる利便性の向上に取り組むとともに、より広くオンライン申請が活用されるよう、引き続き周知を行う。 【厚生労働省】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。 【農林水産省】 a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。</p>	未措置	継続F			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日		5	オンライン利用率を大盤に引き上げる取組				<p>【経済産業省】 a (経営力向上計画の申請等) オンライン利用率の引き上げに係る基本計画を策定し、計画に基づき事業者の利便性を鑑みたシステムの改修、システム操作説明動画の作成や計画申請のサポート団体に対するオンライン利用に関する周知依頼を行うことで、オンライン利用率の引き上げを図った。(令和4年1月時点の経済産業省単管の経営力向上計画新規認定におけるオンライン率は約11%) 【中小企業制度止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済】 令和2年4月から開始した全体計画策定・要件定義策定部分については、令和3年9月に終了し、ベースとなるアプリ開発やP/MO(共通システムの開発プロジェクトにおけるマネジメントを行う部門)等については、調達手続きを実施し、3月中に契約締結予定。</p> <p>【国土交通省】 ・建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省) 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。 【国土交通省、自動車】の保管場所証明の申請(警察庁) a (建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化) ・令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。</p> <p>【環境省】 a (大と道のマイクロチップ情報登録(環境省)) 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。 a (産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省)) 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。</p> <p>【法務省】 d-h デジタル化を強力に推進する体制を構築するため、令和3年9月にデジタル統括アドバイザー1名を採用した。また、上記に加えて、民間のデジタル人材を令和4年度に新たに採用すべく、採用活動を実施している。</p> <p>【厚生労働省】 e 営業許可申請等に関する手続について、オンラインで事前にご相談できる環境整備の推進。(再掲)</p> <p>【国土交通省】 令和5年1月10日より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」の運用を開始し、地方公共団体における業務フローの効率化・標準化を図った。 また、申請者・許可行政双方の負担軽減・利便性向上を図ることができるよう、国土交通省及び各許可行政からなる「運営協議会」において、システムの運営や活用等の促進について議論を行っている。</p> <p>f 【国土交通省・総務省・警察庁】 オンライン利用率向上の基本計画(令和3年12月10日改定)に記載の施策のうち、自動車検査登録手数料、技術情報管理手数料及び自動車重量税のクレジットカードによる一括決済(令和5年1月4日開始)を行った。 デジタル技術に精通する者で構成された「OSS利用促進部会」において、オンライン利用率の向上に向けた課題を洗い出し、対応スケジュールを把握・中長期に分類しうすべく、具体的な実施方法の検討を行っている。 保管場所標章の郵送交付については、システム上での郵送希望受付を可能とするため、OSS警察共同利用型システムの改修を行った。</p> <p>g 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進a)における回答と同様の取組を実施</p> <p>h 【公正取引委員会】 h 公正取引委員会では、令和3年9月に非常勤職員として採用したデジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者を令和4年度も引き続き採用し、デジタル化の推進のための体制を整備している。</p> <p>【警察庁】 【個人情報保護委員会】 h 【金融庁】 h オンライン利用率を大盤に引き上げる取組を促進するため、過年度に人材サイトや官民交流等によって採用したデジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者を引き続き金融庁電子申請・届出システムの担当に登用した。</p> <p>【消費者庁】 h 消費者庁の行政情報化関連施策全般の推進に関して専門的・技術的観点から必要な支援・助言等を行う消費者庁デジタル統括責任者補佐官を配置し、民間から有識者を登用した。</p> <p>【デジタル庁】 h デジタル分野等における専門的知見を有する人材を積極的に採用しているところであり、令和5年1月時点で庁職員約800名のうち、民間出身人材の数が約300名に到達。</p> <p>【デジタル庁】 i 一元的なプロジェクト監理(レビュー)を通じて、相談等があれば適宜対応している。また、ワンストップサービスについては、マイナンバーびつたりサービスのオンライン申請における子育て・介護に関連する26手続の標準様式を令和3年度(2021年度)中に作成・登録し、利用を開始する等、自治体が手続きのオンライン申請に対応しやすい環境整備を行った。また令和4年度は原則全ての地方公共団体でマイポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関連する手続のオンライン申請を開始するよう、働きかけを実施している。さらに、アーキテクチャについては、高質・コストスピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、令和7年(2025年)を当面の集装ターゲットとした情報連携の基盤となる公共サービスメッシュの検討を進めている。内容については、専門家を交えた「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」を開催し、あるべきアーキテクチャ設計の在り方にかかる検討を進めている。</p>	<p>b (経済産業省) (経営力向上計画の申請等) 事業者及び行政側のニーズを確認した上でシステムの改修を行うとともに、オンライン利用推進のためにHPや計画に関する手引きの記載の見直しや申請サポート団体へのオンライン利用への周知依頼を実施し、さらなるオンライン利用率の向上を図る。 【中小企業制度止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済】 令和7年1月1日(令和7年度)における全ての申請手続きについてオンライン化を実施することとし、令和5年9月から先行的に、両共済における掛金月額変更等の保全業務及び加入業務についてオンライン化を実施する予定。</p> <p>【国土交通省】 ・建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省) 実施済 【国土交通省、自動車】の保管場所証明の申請(警察庁) 【国土交通省、自動車】の保管場所証明の申請(警察庁) a 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。 a (建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化) ・令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。</p> <p>【環境省】 a (大と道のマイクロチップ情報登録(環境省)) 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。 a (産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省)) 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。</p> <p>【法務省】 d-h 令和4年度前半に民間のデジタル人材を採用予定である。</p> <p>【厚生労働省】 e 食品等事業者の手続コスト削減等に資する機能の追加</p> <p>【国土交通省】 e 手数料については、削減できる行政手続コスト等を考慮し、検討する。</p> <p>f 【国土交通省・総務省・警察庁】 デジタル技術に精通する者で構成された「OSS利用促進部会」において洗い出された課題に対する対応策について、引き続き具体的な実施方法の検討を行うと共に、申請者への利用促進活動やOSSポータルサイトの入力項目削減などの対策については、順次実施予定。 保管場所標章の郵送交付については、令和5年4月から大量一括申請者が使用する一括利用者システム(AINAS)における郵送希望受付を開始する予定。今後、個人申請者についても、システム上での郵送希望が行えるよう、関係システムの改修を実施する方針。</p> <p>g 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大盤に引き上げる取組の推進a)における回答と同様の取組を実施</p> <p>h 【公正取引委員会】 措置済</p> <p>【警察庁】 h 【個人情報保護委員会】 h 【金融庁】 規制改革推進に関する答申(令和3年6月1日)Ⅱ 6. (2)アの「基本的考え方」に示した取組を確実に実施できる体制を維持するため、継続してデジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の登用等を行う。</p> <p>【消費者庁】 h 答申に示された取り組みを継続するため、引き続き知見のある者の登用を行う。</p> <p>【デジタル庁】 h 引き続きデジタル改革の推進に必要な人材を、積極的に採用していく。</p> <p>【デジタル庁】 i 一元的なプロジェクト監理(レビュー)を通じて、相談等があれば適宜対応する。また、ワンストップサービスの実現については、子育て・介護に関連する26手続について、ほぼ全ての地方公共団体においてオンライン申請が導入される見通しであり、残る自治体についても、今後、更なる働きかけを実施予定。加えて、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のAndroid版スマートフォンの搭載を令和5年1月1日より開始する。これにより、マイナンバーカードをかざさず、スマートフォン一つでオンライン申請が可能となることで、利用者の利便性が向上する。さらに、アーキテクチャについては、令和7年(2025年)を当面の集装ターゲットとした公共サービスメッシュについて、本格構築に向けて、令和5年度(2023年度)においては、令和4年度(2022年度)の技術的検討を踏まえた実証をさらに進める。</p>		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和3年6月18日		5	オンライン利用率を大胆に引き上げる取組				<p>【デジタル庁】(GEP/PP)</p> <p>i: 調達ポータル更改時に、落札実績情報を取得可能なAPIを公開した。 令和4年3月にAPI関連ドキュメントを内包した政府相互運用性フレームワーク(GIF)を公開しており、随時改善を行った。 また、各府省庁に対して、府省庁が保有するシステムに対して、中長期的な計画の提出を依頼し、その中で、GIFの検討状況、活用開始年度を確認した。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>h: 令和4年10月に官民人事交流によりデジタル人材を採用し、専門的観点からの支援や助言、業務遂行等を行える体制を整備した。</p> <p>【復興庁】</p> <p>h: デジタル技術に知見のある者を任期付き職員として採用している。</p> <p>【外務省】</p> <p>h: 令和4年7月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、領事サービスのオンライン化に向け、領事IT室長を公募し、令和4年10月に採用(任期付職員)したほか、領事業務のシステム関連分野の任期付き職員を令和5年2月に採用した。 j: 外務省が保持する海外の安全に関する情報(大使館・総領事館からの安全情報や、海外安全ホームページに掲載している海外安全情報)を、二次利用可能なオープンデータという形で情報の提供を令和元年5月より開始した。</p> <p>【財務省】</p> <p>g: 該当無し h: デジタル化の推進に向けて、PMO及びデジタル統括責任者補佐官が担当部局等に対し、必要な支援・助言・確認等を行える体制を整備している。 i: システムの性質等に応じ、API連携を実施。特に利用者が幅広いTaxにおいては、システムの仕様を公開することで、民間の会計ソフトで作成したデータを使用した電子申告や、民間の会計ソフトで行政からの通知の確認等を可能とするなど、民間企業が参入しやすい環境を整備している。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>h: 厚生労働省においては、行政手続のオンライン化を含めたデジタル化の推進を図るため、デジタル庁から派遣されたデジタル庁民間人材及び厚生労働省で採用したIT専門人材から、技術的・専門的観点から必要な支援・助言等を受けている。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>h: デジタル技術やDXに習熟した民間人材を採用し、必要に応じ参画させるなど、デジタル化をサポートできる体制を構築している。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>h: 令和4年度において、国土交通省デジタルアドバイザーを登用した。</p> <p>【環境省】</p> <p>h: 民間デジタル人材を活用し、4年度から1名増員を実施。</p> <p>【原子力規制庁】</p> <p>h: 各種手続のオンラインによる申請等を可能とするため、令和3年1月1日に原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通報技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(令和2年原子力規制委員会規則第22号)を施行。</p> <p>【防衛省】</p> <p>h: 該当する事業がなく、該当なし。 j: 該当無し</p> <p>【金融庁】</p> <p>金融庁電子申請・届出システムは、現時点ではAPIの構築・公開は行っていない。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>j: 当庁は行政手続を所管しておらず、点検の結果、目標を設定する手続は該当しない。</p> <p>【消費者庁】</p> <p>j: 現在該当する取組を所管していない。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>i: 一元的なプロジェクト監理(レビュー)を通じて、相談等があれば適宜対応している。また、ワンストップサービスについては、マイナンバーひたしサービスのオンライン申請における子育て・介護に関連する26手続の標準様式を令和3年度(2021年度)中に作成・登録し、利用を開始する等、自治体で手続のオンライン申請に対応しやすい環境整備を行った。また令和4年度は原則全ての地方公共団体がマイナンバーからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関連する手続のオンライン申請が可能となるよう、働きかけを実施している。さらに、アーキテクチャについては、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、令和7年(2025年)を当面の実装ターゲットとした情報連携の基盤となる公共サービスメッシュの検討を進めている。内容については、専門家を交えた「マイナンバー制度及び国土デジタル基盤技術改善ワーキンググループ」を開催し、あるべきアーキテクチャ設計の在り方にかかわる検討を進めている。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>j: 当庁は行政手続を所管しておらず、点検の結果、目標を設定する手続は該当しない。</p> <p>【復興庁】</p> <p>j: 従来より検討しているところ。引き続き必要な措置について検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>h: 厚生労働省においては、行政手続のオンライン化やサービス提供において、政府共通基盤であるe-Gov、マイナンバー及び同基盤のAPIを積極的に活用している。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>j: 事業者のニーズも踏まえつつ、必要に応じて開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIを構築・公開できるようなところであり、一部取組については既に構築もしている。</p> <p>【防衛省】</p> <p>j: eメールでの対応を可能にし書面での手続は廃止しているが、API連携している手続は無い。</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>i: 引き続きAPI関連ドキュメントを内包した政府相互運用性フレームワーク(GIF)を随時改善していく。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>h: 引き続き i: 措置済み j: 措置済み</p> <p>【外務省】</p> <p>h: 今後も採用した現職の後任を始め、領事業務のシステム関連分野に精通した人材の意用を継続していく。 i: 今後も引き続き海外安全情報の発出の都度随時、および領事メールの発出の都度随時発出していく。</p> <p>【財務省】</p> <p>g: 該当無し h: 措置済み i: 措置済み</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>h: 今後も、デジタル庁民間人材及びIT専門人材と協力しながら、オンライン利用率の大胆な引き上げを含むデジタル化の推進に向けて、検討していきたい。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>h: i: 引き続き、デジタル技術やDXに習熟した民間人材を採用し、必要に応じ参画させるなど、デジタル化をサポートできる体制をもって、更なるデジタル化に取り組んでいく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>h: 令和5年度においても、引き続き国土交通省デジタルアドバイザーの費用を行う。</p> <p>【環境省】</p> <p>h: 民間デジタル人材を活用し、令和5年度も1名増員予定。</p> <p>【原子力規制庁】</p> <p>h: 放射性同位元素等の規制に関する法律等に関連する申請について、令和5年度中にシステムを更改し、電子申請可能な手続を拡充する。</p> <p>【防衛省】</p> <p>h: ー j: ー</p> <p>【金融庁】</p> <p>金融庁電子申請・届出システムの今後の利用状況や利用者からの要望等を勘案しながら検討していく。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>ー</p> <p>【消費者庁】</p> <p>j: 今後、所管する取組においてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した場合には、必要な措置を講じる。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>i: 一元的なプロジェクト監理(レビュー)を通じて、相談等があれば適宜対応する。また、ワンストップサービスの実現については、子育て・介護に関連する26手続について、ほぼ全ての地方公共団体においてオンライン申請が導入される見通しであり、残る自治体についても、今後、更なる働きかけを実施予定。加えて、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のAndroid版スマートフォン搭載を令和5年6月1日より開始する。これにより、マイナンバーカードをかざさず、スマートフォン1つでオンライン申請が可能となることで、利用者の利便性が向上する。さらに、アーキテクチャについては、令和7年(2025年)を当面の実装ターゲットとした公共サービスメッシュについて、本格構築に向けて、令和5年度(2023年度)においては、令和4年度(2022年度)の技術的検討を踏まえた実証をさらに進める。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>ー</p> <p>【復興庁】</p> <p>令和4年度中</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>i: 今後も引き続き、デジタル庁とも協力しつつ、開発者・利用者にとって利便性の高い、政府共通基盤及び同基盤のAPIの活用を進める。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>j: 引き続き、事業者のニーズも踏まえつつ、必要に応じて開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIを構築・公開できるよう検討していく。</p> <p>【防衛省】</p> <p>j: ー</p>			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日	6	行政手続の100%オンライン利用	総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税・法人税・消費税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含めた電子申告の利用率100%に向けた取組のための環境整備の一環として、法人住民税・法人事業税・消費税の申告手続について、民間の取組も参考にユーザーテストを実施し、UI・UXの更なる改善を図る。また、地方税申告と国税申告について、情報連携等によるワンストップを徹底するとともに、システムの共通化・標準化に向けて検討を行う。e 財務省は、税理士が代理申告を行う場合の利用率100%に向け、電子申告の積極的な利用を通じて事業者利便の向上等を図ることの法制化を含め、デジタル化を本格的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について検討を行う。d デジタル化を本格的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について検討を行う。	a 速やかに検討を開始し、令和4年中に結論を得る。可能なものから速やかに措置 b ユーザーテストを実施し、UI・UXの更なる改善を図る。また、地方税申告と国税申告について、情報連携等によるワンストップを徹底するとともに、システムの共通化・標準化に向けて検討を行う。e 財務省は、税理士が代理申告を行う場合の利用率100%に向け、電子申告の積極的な利用を通じて事業者利便の向上等を図ることの法制化を含め、デジタル化を本格的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について検討を行う。 c d f 速やかに検討を開始し、令和4年中に結論を得る。可能なものから速やかに措置	a 総務省 財務省 b 財務省 c 厚生労働省	a 【総務省】 大法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告から電子申告を義務化した。なお、法人住民税の電子申告の利用率は約90%（令和3年度の法人道府県民税・法人事業税 81.7%、法人市町村民税 80.4%）にまで上昇している。 【財務省】 大法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告から電子申告が義務化されたが、令和3年4月1日以前に提出された電子申告の状況を確認したところ、義務化対象法人のほぼ全て（約99.7%）が電子申告に適切に対応していた。一方、対象法人からは電子申告が負担となったという声もあり、取組の検討に当たっては、事業者の事務負担にも配慮する必要がある。 b 【財務省】 UI・UXの改善については、利用率の更なる向上のためには、電子申告に関するUI・UXの改善は極めて重要であるが、法人住民税・法人事業税の電子申告は、その99.3%（令和2年度）が民間ベンダーの提供する申告書作成ソフトによる利用であることから、まずは、民間ベンダーの申告書作成ソフトのUI・UXの改善が重要である認識。民間ベンダーは、ユーザーテストも実施した上で、定期的にUI・UXの改善を行っているが、eTAX自体の仕様の見直しが必要となる場合は、eTAXを管理・運用する地方税共同機関の意見・要望を申し入れることとなる。地方税共同機関においては、民間ベンダーから寄せられた意見・要望のほか、eTAXヘルプデスクや利用者アンケートに寄せられたユーザーの声を踏まえ、毎年、システムの仕様の見直し・改善を行い、UI・UXの改善を図っている。 また、システム共通化・標準化については、総務省では、ワンストップによる納税者利便の向上の観点から、これまでも国税担当の各種情報連携を進めてきた。具体的には、eTAXによる市町村及び税務署への給付・年金等の支払調書の一括送信（平成29年1月）、e-Taxにより財務諸表が提出された場合の法人事業税における財務諸表の提出の省略化（令和2年3月）、法人設立及び異動手続に係る申請・届出の電子的提出における一元化（令和2年3月）、法人税の申告・決済情報等について、国税当局から地方団体へのデータ提供（令和2年11月）等を実現してきたところであり、国税当局やシステムベンダーなどと定期的に情報連携の拡大について、意見交換を行っている。 【財務省】 利用の更なる向上のためには、電子申告に関するUI・UXの改善は極めて重要であるが、法人税及び法人の消費税の電子申告は、95%以上（令和3年度・法人税申告 99.1%、消費税申告（法人）97.8%）が民間ベンダーの提供する申告書作成ソフトによる利用であることから、まずは、民間ベンダーの申告書作成ソフトのUI・UXの改善が重要。 民間ベンダーは、ユーザーテストも実施した上で、定期的にUI・UXの改善を行っているが、e-Tax自体の仕様の見直しが必要となる場合は、国税庁に意見・要望を申し入れることとなる。国税庁においても、民間ベンダーから寄せられた意見・要望のほか、e-Taxヘルプデスクや利用者アンケートに寄せられたユーザーの声を踏まえ、毎年、仕様の見直しやソフトの改善を行い、UI・UXの改善を図っている。 【共通化・標準化】 ワンストップによる納税者利便の向上の観点から、これまでも地方税当局との各種情報連携を進めてきた。また、地方税担当システムやシステムベンダーなどと定期的に（年2回）情報連携の拡大について意見交換を行っている。 （備考）これまでの情報連携の取組例 ① 地方税ポータルシステム（eTAX）から、給付・年金等の支払調書を市町村と税務署へ一括送信が可能（平成29年1月） ② e-Taxにより提出された財務諸表について、法人事業税の財務諸表の提出を省略（令和2年3月） ③ 法人設立及び異動手続に係る申請・届出の電子的提出の一元化（令和2年3月） ④ 法人税の申告・決済情報等について、国税庁から地方団体へデータにより提供（令和2年11月） c 【財務省】 「所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）」により、税理士法（昭和26年法律第237号）において以下の措置が講じられた（令和4年3月31日公表）。 具体的には ・税理士は、電子申告の積極的な利用等を通じて事業者利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を創設するとともに（令和4年4月1日施行） ・その取組みが進捗するよう、税理士の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を、日本税理士会連合会・税理士会の会則の絶対的記載事項とする（令和5年4月1日施行予定） 改正が行われた。 d 【財務省】 （前段） 商業・法人登記関連手続及び不動産登記関連手続につき、オンライン利用率引上げの基本計画におけるアクションプラン等に基づいて、以下の取組を行った。 ・オンライン利用率が低い原因の把握及び分析のため、Webアンケート調査を実施 ・利用者がオンラインによる登記申請に必要な情報が容易にアクセスすることができるようスマートフォン対応等の法務局ホームページの改善を実施 ・Twitterによってオンライン申請の利用を周知 ・オンライン申請システムの機能改善（スマートフォンによる登記事項証明書請求の実現） ・APIに関するページの改善について民間事業者へのヒアリングや意見交換会等を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPI仕様の公開を行うとともに、検索を可能とし、API仕様の公開方法の改善を行った ・Webブラウザの非互換検証の実施 （後段） 登記・供託オンライン申請システムについて、かねて日本司法書士会連合会から要望されていた、連任申請の場合に登録免許税を一括納付できる機能を令和4年12月に開示し、システムの操作性を改善することでオンラインでの登記申請促進のための環境整備を行った。 また、司法書士等を対象とした、登記・供託オンライン申請システムに関するアンケートにおいて、一部の司法書士から、オンライン申請における手続フローの問題点等（書面での申請と比べて申請前の事務負担の軽減になっていないことなど）についての指摘があったため、日本司法書士会連合会と、上記問題点の改善に向けて協議を行っている。 e 【厚生労働省】 ＜厚生年金保険・健康保険＞ 既に電子申告が義務化されている特定法人の事務所に対しては、重点利用勧奨事務所として、電子申告への移行促進の集中的な取組を実施しており、令和4年10月末現在において、義務化対象以外の事業所についても、特に被保険者数51人以上の事業所について重点利用勧奨事務所として同様に移行促進の集中的な取組を実施し、その取り組みの中で事業所の特性やニーズを捉え、それに応じた訪問、電話、文書、動画を活用した利用勧奨を進めている。その結果、51人以上の事業所について電子申告利用割合は令和4年10月末現在において73.9%に達していることから、義務化対象以外の事業所についても電子申告への移行促進の効果が確実に表れており、今後継続して着実に実施していくこととしている。 ＜雇用保険＞ 令和4年度規制改革実施計画（行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進の項目a）における回答と同様の取組を実施。 ＜労働保険＞ 令和4年度規制改革実施計画（行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進の項目a）における回答と同様の取組を実施。 【厚生労働省】 厚生労働省においては、全国社会保険労務士会連合会と協議の上、①電子申告における課題を厚生労働省に提示いただくこと、②より多くの社会保険労務士に電子申告を活用いただくことが社会保険労務士の果たすべき役割であると整理した。①及び②の役割に基づき、全国社会保険労務士会連合会及び厚生労働省関係部局において、取り組むべき内容を検討した。	a 【総務省】 今後の取組の検討に当たっては、中小事業者の事務負担に配慮しつつ、一般の税理士法改正による税理士の業務の電子化の推進状況やG ビズID や他のID等の普及状況やシステム改修に係る投資対効果等を総合的に勘案しながら、国税当局と連携し、引き続き検討を行う。 【財務省】 法人税等の電子申告の利用率は約90%（令和2年度・法人税申告86.7%、消費税申告（法人）85.7%）にまで上昇しており、今後の取組については、 ・中小事業者の事務負担に与える影響、 ・令和4年4月1日以後に開始する事業年度の申告から電子申告が義務化されるグループ連帯制度の適用法人（通算法人）の申告状況、 ・税理士法改正による税理士の業務の電子化の推進状況、 ・G ビズIDとの連携など法人税等の電子申告に関する利便性向上策の実施状況等を踏まえて、幅広い観点から検討する必要がある。 b 【財務省】 UI・UXの改善については、今後も民間ベンダーの意見・要望やユーザーの声を踏まえた仕様・ソフトとすることで、UI・UXの更なる改善を図っていく。 また、システムの共通化・標準化についても、引き続き、国税・地方税システムの共通化・標準化に向けて、国税当局等と連携し、引き続き検討を行う。 c 【財務省】 今後も、民間ベンダーの意見・要望やユーザーの声を踏まえた仕様・ソフトとすることで、UI・UXの更なる改善を図っていく。 【共通化・標準化】 引き続き、国税・地方税システムの共通化・標準化に向けて、総務省等と協力して検討していく d 【財務省】 左記の法律改正が令和4年4月1日（措置及び）および令和5年4月1日に施行。 （後段） 引き続き、オンライン申請における手続フローの改善について検討を行っている。 【厚生労働省】 ＜厚生年金保険・健康保険＞ 措置済み ＜雇用保険＞ 令和4年度規制改革実施計画（行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進の項目a）における回答と同様の取組を実施。 ＜労働保険＞ 令和4年度規制改革実施計画（行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進の項目a）における回答と同様の取組を実施。 【厚生労働省】 全国社会保険労務士会連合会及び厚生労働省関係部局において、以下の取組を引き続き行うこととする。 ・全国社会保険労務士から電子申告の課題や照会事項を積極的に募集いただき、多くの社会保険労務士からいただいたご意見・ご要望について厚生労働省に情報提供いただく。 ・情報提供いただいた電子申告の課題や照会事項を踏まえ、現行制度やその取扱い等の内容が十分に周知されていない場合及び制度改正があった場合は、厚生労働省から全国社会保険労務士会連合会を通じて全国社会保険労務士へ周知を行う。	未措置	継続F	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
			(4)デジタル化に向けた基盤の整備等							
令和3年6月18日		7	デジタル化に向けた基盤の整備等	<p>規制改革の内容</p> <p>a デジタル庁(IT室)は、申請等の主体や受け手、手続件数等に応じて、各府省が共通的に利用するシステムの開発・改修やシステム間の情報連携の拡大を推進するとともに、情報システム整備方針等において、行政手続のオンライン化に係るシステム整備の在り方を提示する。デジタル庁(IT室)は、最終責任を負うトップを含めた幹部職員が、利用者にとっての利便性の向上、業務の効率化、データ活用などデジタル化の推進に際して踏まえおくべき視点・知識を得る上で、迅速かつ柔軟なシステム開発・改善を行うことができるよう、実践的な研修の実施等に取り組む。また、システムの企画・立案等を行う上で必要な、IT・セキュリティに関する素養を有する人材を確保するため、研修等を含め必要な方を、早急に具体化する。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁(IT室)と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められる手続については、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに添付書類の省略を実現する。また、法務省は、送達備も視野に入れ、給付事務用やG2D発行事務用等を含めた国の行政機関間の全ての商業登記情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての連携についても無償化を進める。これによりデジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。</p> <p>c 財務省、総務省、厚生労働省、金融庁、デジタル庁(IT室)その他の関係府省は、金融機関等と協働し、電子納付(効率的な他の納付方法を含む。)の促進に向けて課題を把握し、縦割りに陥ることなく取組を推進する体制を整備する。</p> <p>d マイナンバーカードやG2Dの普及及びオンライン利用の促進に重要であることを踏まえ、その利便性を国民にアピールする観点から、各府省は、マイナンバーカードやG2Dを所管する府省と必要に応じて連携し、マイナンバーカードやG2Dを用いることでオンライン申請できる行政手続や、添付書類の省略が可能となる行政手続を取りまとめる。ウェブサイトにおいて公表する。デジタル庁は、各府省に対して公表すべき内容を指示する。また、総務省と連携の上でマイナンバーカードの普及に活用するとともに、G2Dの普及等に活用する。</p> <p>e 総務省及び財務省は、行政契約事務のデジタル化を促進する観点から、国及び地方公共団体の契約におけるクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な法令改正等を行う。あわせて、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)を所管する総務省(デジタル庁)、法務省及び経済産業省は、国や地方公共団体の契約におけるクラウド型の電子署名の利用の円滑化にも資するよう、グリーゾーン解消制度を活用して、個別の民間企業から同法第2条の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの内容への該当性を明らかにするとともに、ウェブサイト等において一覧性をもって分かりやすく示す。</p>	<p>実施時期</p> <p>a 速やかに措置し法令において登記事項証明書の添付が求められる手続について、令和3年中に工程表を策定し取組を開始。国の行政機関間の全ての商業登記情報連携の無償化について、令和3年中に工程表を策定し取組を開始。国の行政機関間の全ての商業登記情報連携の無償化について、令和3年中に措置を開始。令和3年中に措置を開始。令和3年中に措置を開始。</p> <p>b デジタル庁は、令和3年12月24日閣議決定において、行政手続のオンライン化に当たって利用する申請受付機能について、既存の共通基盤であるマイナンバーやe-Gov等を活用することを規定した。「マイナンバー」は、画面構成やサービス連携の流れを見直す等、利用者目線に立ったUI/UXの抜本的改善に取り組む。</p> <p>c e-Govにおいては、UI/UXの改善のため、利用者から要望の多くあった申請書一式を控入として保管できる機能等について、追加開発を行い、令和4年3月に改善版のシステムリリースを実施した。また、各府省庁におけるe-Govを活用した行政手続のオンライン化及び電子決済への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、審査支援サービス(申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うもの)を令和5年3月に運用開始した。「情報システム」の整備及び管理の基本的な方針(令和3年12月24日デジタル大臣決定)において、行政手続のオンライン化に係る方針を示したところである。</p> <p>d 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、より客観的で一貫性のある人材の育成を目指す。既存の研修を整理し所定の資格試験の合格をもって研修修了に代える仕組みの創設やデジタル化の進展を踏まえた研修の提供、スキル認定においては、所定の資格試験の合格を認定要件にすることにより、組織の運轉を超えて比較可能な仕組みとすることや、課長級職員のスキルについても認定対象とするよう取り組んでいるところである。</p> <p>e 法務省とデジタル庁は、共同して、国の行政機関における登記事項証明書の添付省略の状況を踏まえ、地方公共団体が実施する行政手続における登記事項証明書の添付省略について、登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に關する調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書添付省略に関する実証計画(令和4年8月28日「デジタル庁」法務省)を策定し、開始した。同実証計画に基づき、令和5年2月から一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した。</p>	<p>今後の予定</p> <p>a デジタル庁は、令和5年4月に政府共済決済基盤を稼働させ、より多くの行政の手続に対応できるよう、機能の拡張について検討を進める。</p> <p>b 法務省とデジタル庁は、共同して、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得た上で、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。</p> <p>c デジタル庁は、令和5年4月に政府共済決済基盤を稼働させ、より多くの行政の手続に対応できるよう、機能の拡張について検討を進める。</p> <p>d 国税及び地方税のキャッシュレス納付の普及拡大に当たっては、税以外の支払いにおいてもキャッシュレス化が求められるところ、社会全体として更なる電子納付の促進に向けて、税務当局等関係府省や金融機関と引き続き連携し、官民が協働して取組を推進する体制整備に取り組む。</p> <p>e 引き続き、国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記5者の実務担当者による意見交換を継続し、普及拡大に向けた取組を進める。国税及び地方税のキャッシュレス納付の普及拡大に当たっては、税以外の支払いにおいてもキャッシュレス化が求められるところ、社会全体として更なる電子納付の促進に向けて、「税・金収納・支払の効率化等に関する勉強会」等も活用し、厚生労働省、金融庁、デジタル庁といった税務当局以外の府省とも連携し、金融機関等と協働をはじめ、官民が協働して取組を推進する体制整備に取り組んでいきたい。</p>	未措置	継続F		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日		7	デジタル化に向けた基礎の整備等				<p>【国土交通省】 マイナンバー等との情報連携によりオンライン申請や添付書類の省略等が可能となる行政手続に関し、各種課題に対応した。また、第11回通商委員会提出されたマイナンバー法改正法案において、国土交通省が所管する行政手続についてマイナンバーの利用範囲の拡大を図ることとしている。</p> <p>【農林水産省】 農林水産省が所管する行政手続のオンライン化を進める農林水産省共通申請サービス(eMAFF)では、申請者の認証整合してGピズIDを採用している。また、申請者が個人事業主の場合、身元確認において、マイナンバーカードを活用する機能を令和3年7月に実装した。</p> <p>【原子力規制庁】 放射性同位元素等の規制に関する法律等に関連する申請のシステムについて、GピズIDを用いた認証を可能とするシステム構築を実施する方針とした。</p> <p>【宮内庁】 当庁は行政手続を所管していない。</p> <p>【消費者庁】 現在該当する手続を所管していない。</p> <p>【総務省】 e 地方公共団体において、いわゆるクラウド型電子署名サービスを活用すること等ができるようになるため、地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第4号)の制定等により所要の措置を講じるとともに、「地方自治法施行規則の一部を改正する省令等(令和3年1月29日付け総務省令第28号 各都道府県知事等て総務省自治行政局長通知)及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行に伴う電子署名に関する電子署名及び電子証明書等に関する留意事項について(通知)」(令和3年2月8日付け総務省第33号 各都道府県会計管理者等て総務省自治行政局長通知)により、電子契約の積極的な導入の検討及びその運用に当たっての留意事項等について地方公共団体に対して周知したところ。</p> <p>【デジタル庁、法務省】 e(後段) デジタル庁及び法務省において、グレーゾーン解消制度を活用して、個別の民間企業から電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの両業への該当性を明らかにするとともに、ウェブサイト等において一貫性をもって分かりやすく示している。</p> <p>【財務省】 措置済</p>	<p>【国土交通省】 国土交通省が所管する行政手続について、マイナンバー利用の運用を進めるほか、政府全体の方針を踏まえ、各種依頼に対応する。</p> <p>【農林水産省】 eMAFFによる行政手続を推進する中で、GピズIDの取得やマイナンバーカードによる身元確認機能の活用を促していく。 行政手続の申請・審査への活用に向けたマイポータル機能の改善状況を踏まえながら、eMAFFとマイポータルとの連携手法について検討を進める。</p> <p>【原子力規制庁】 放射性同位元素等の規制に関する法律等に関連する申請について、令和5年度中にシステムを更改し、GピズIDを用いた認証を可能とする。</p> <p>【宮内庁】 -</p> <p>【消費者庁】 行政手続きデジタル化を進める中で、該当の手続があった場合には、必要な措置を講じる。</p> <p>e 【デジタル庁】 引き続き、グレーゾーン解消制度に基づく確認の求めがあれば、その回答についてはウェブサイト等に掲載していく。</p> <p>【総務省】 措置済</p> <p>【財務省】 措置済</p>		
(5)地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組										
令和3年6月18日		8	地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組	<p>総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。さらに、拡大可能な税目の有無について継続的に検証する。</p> <p>b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。</p> <p>c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。</p> <p>d 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、規制所管府省と調整を行う。</p>	<p>a(第1弾)令和3年10月措置、(第2弾)令和5年度以後の課税分措置</p> <p>b(前段)令和3年上期措置、(後段)令和4年度措置</p> <p>c,d引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>a～c総務省</p> <p>d金融庁</p>	<p>【総務省】 a 令和4年度税制改正において、令和5年4月から対象税目を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずることとしており、この内容を盛り込んだ地方税法改正法案について、令和3年3月22日に可決済。</p> <p>b 金融機関・地方公共団体等からなる「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」を開催し、地方税統一QRコードの規格の検討を行い、令和3年6月30日に取りまとめを公表した。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年4月から地方税統一QRコードの活用を開始できるよう、金融機関・地方公共団体等からなる「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」を開催し、関係機関間で調整が必要な事項についての検討・情報共有を行っている。</p> <p>c 地方公共団体における公金収納等事務のデジタル化を推進していくこと併せて、指定金融機関等に取り扱わせている当該事務について適正な経費負担となるよう見直しを行うことについて、令和4年3月に、地方公共団体に対して、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として通知を発生し要請した。</p> <p>また、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点からは、デジタル庁と共同で令和4年12月に立ち上げた「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」において、令和5年3月に、地方公共団体が地方税統一QRコードを活用して公金収納できるようにするための取組を推進していくこととすることを内容とする「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」(令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)を決定している。</p> <p>【金融庁】 d 地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にするため、業界団体である全国銀行協会が会員銀行に対し、本業務に係るコスト・手数料の実態調査を実施するに先立ち、金融庁においては、公正取引委員会と独占禁止法上の考え方と留意点について調整を行った。</p>	<p>【総務省】 a 令和5年4月より地方税共通納税システムの対象税目を全税目へ拡大するため、関係機関においてシステム改修等の準備が着実に進められるよう、必要な支援を行う。</p> <p>b 地方税統一QRコード(eL-QR)を用いた電子納付が令和5年4月から開始されることとなっている。引き続き、「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」において関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行う。</p> <p>c 措置済</p> <p>【金融庁】 d 令和3年に実施済</p>	未措置	継続F
(6)その他の行政手続の見直し等										
令和3年6月18日		9	災害救助法に基づく救助費用の求償手続の効率化	<p>災害救助法(昭和22年法律第118号)の救助事務費に関して様式を統一した(令和3年3月)ところ、さらに、同法の求償手続について、地方公共団体へのアンケートを踏まえ、令和3年度上期に全国知事会と議論を行い、その結果を踏まえ必要なシステム開発を行う方向で速やかに対応する。</p>	<p>全国知事会との議論結果を次措置速やかに措置</p>	内閣府	<p>令和3年6月に開催した「第4回災害救助法による救助効率に関する意見交換会」(規制改革提案を行った三重県もオブザーバー出席)において「求償手続の効率化に関するアンケート調査」の結果について報告し、各自自治体との意見交換を行った上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救助法の求償事務が通常の自治体の会計の事務との違いがなく、救助法の求償手続きの効率化のみを目的に全国の自治体会計システムの統一を行うことは困難であることを踏まえ、求償事務のあり方を根拠から見直す必要性は低いものと考えられる。</li> <li>しかしながら、救助法の求償手続きについて事務負担が大きいとの意見も複数あり、その効率化を図ることは重要であるため、効率化に資する取組を進める必要があると考えられる。</li> </ul> <p>とされたところ。</p> <p>これらの各自治体の意見を踏まえ、まずは、全国知事会等と実効性に関する検討等を実施し、要件定義等の基礎となる課題の抽出を行うため、令和3年度補正予算において所要額を措置した。(令和3年度補正予算額 36,251千円(繰越済))</p> <p>令和4年度においては「災害救助法による救助費用の求償手続きの効率化に係る調査業務」を実施し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災自治体における応援職員の派遣に関する課題、</li> <li>災害時の物資支援の要請と方法、</li> <li>求償手続きを実施する上でどのような効率化の方法があるか、</li> <li>など、過去の災害において被災自治体及び応援自治体の双方の立場からヒアリングやアンケート調査を行い、要件定義等の基礎となる課題の抽出を実施した。(現在、報告書を取りまとめ中)</li> </ul>	<p>令和5年度については、令和4年度の調査業務の結果を踏まえ、都道府県や救助実施市等の担当者と意見交換を行い、要件定義を実施する。(令和5年度予算額 24,000千円)</p> <p>引き続き、救助費用の求償手続きの効率化に向けて調整を図ってまいります。</p>	検討中	継続F